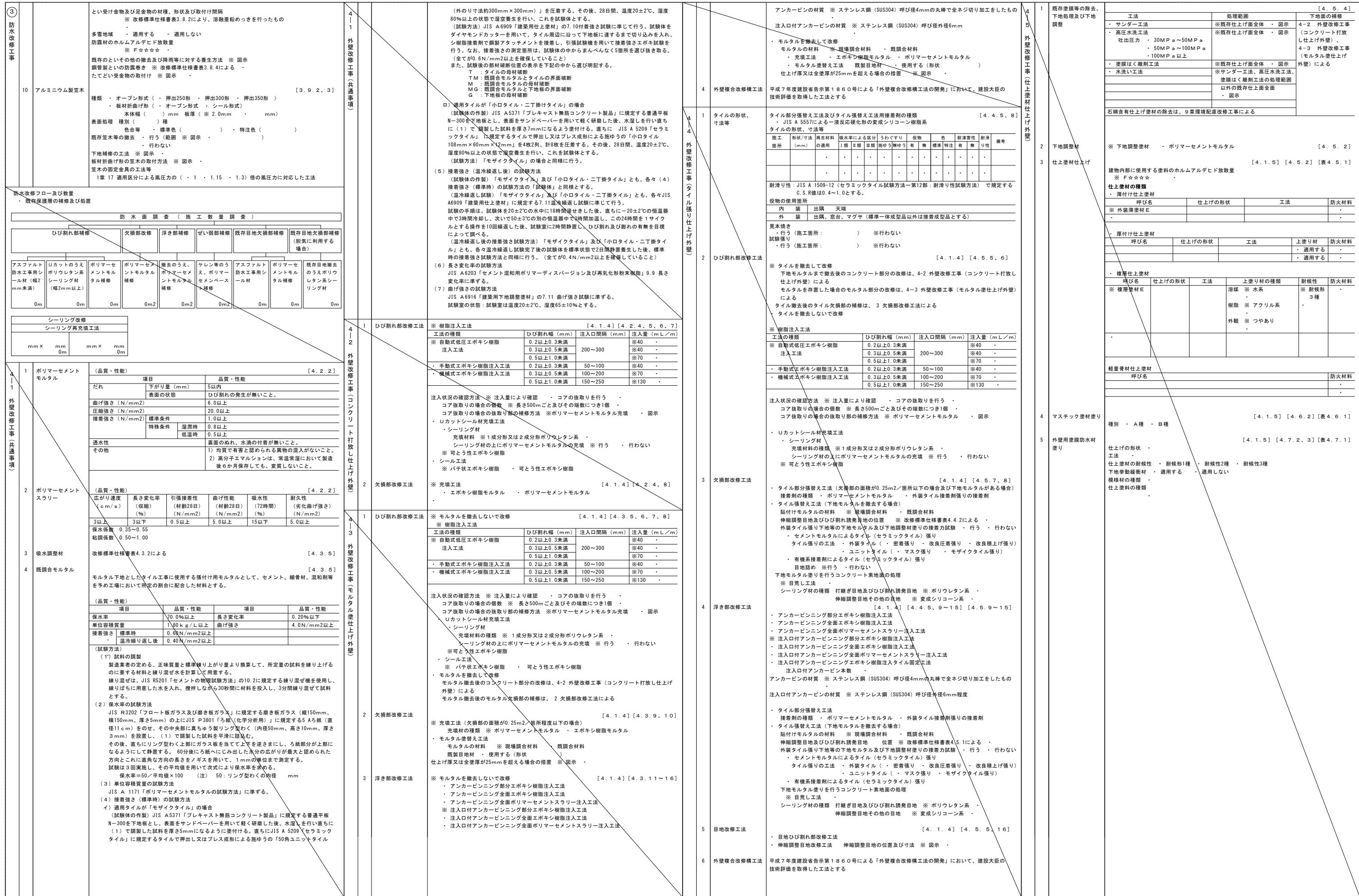


# 北広島町子ども第三の居場所開設工事

図番	図面名称	図番	図面名称	図番	図面名称	図番	図面名称	図番	図面名称
A-01	建築改修工事 特記仕様書 1	A-35	展開図 1 (改修後)	S-02	構造標準図(配筋) 2	E-01	電気設備工事 特記仕様書	M-01	機械設備工事 特記仕様書 1
A-02	建築改修工事 特記仕様書 2	A-36	展開図 2 (改修後)	S-03	構造標準図(配筋) 3	E-02	配置図	M-02	機械設備工事 特記仕様書 2
A-03	建築改修工事 特記仕様書 3	A-37	展開図 3 (改修後)	S-04	構造標準図(配筋) 4	E-03	幹線、防災照明、非常警報設備 系統図、機器...	M-03	衛生設備 衛生器具表・機器表
A-04	建築改修工事 特記仕様書 4	A-38	展開図 1 (改修前)	S-05	構造標準図(鉄骨) 1	E-04	分電盤結線図(改修前・後)	M-04	衛生設備 構リスト・勾配図(改修後)
A-05	建築改修工事 特記仕様書 5	A-39	展開図 2 (改修前)	S-06	構造標準図(鉄骨) 2	E-05	幹線、防災用照明、非常警報設備 平面図(改...	M-05	衛生設備 1階平面図(改修後)
A-06	建築改修工事 特記仕様書 6	A-40	展開図 3 (改修前)	S-07	構造図 床伏図、基礎伏図	E-06	照明器具姿図	M-06	衛生設備 1階平面詳細図(改修後)
A-07	建築改修工事 特記仕様書 7	A-41	階段室(改修前・後)	S-08	構造図 部材リスト、詳細図	E-07	電灯設備 平面図(改修後)	M-07	衛生設備 2階平面詳細図(改修後)
A-08	建築改修工事 特記仕様書 8	A-42	家具図 1	S-09	外壁縫隙図(改修前・後) 1:100	E-08	コンセント設備 平面図(改修後)	M-08	空調設備 機器表(改修後)
A-09	付近見取図、配置図	A-43	家具図 2			E-09	弱電設備 系統図	M-09	空調設備 1階平面図(改修後)
A-10	設計概要、外部仕上表	A-44	家具図 3			E-10	弱電設備 平面図(改修後)	M-10	空調設備 2階平面図(改修後)
A-11	内部仕上表 1(改修前・後)	A-45	家具図 4			E-11	幹線、防災用照明、非常警報設備 平面図(改...	M-11	換気設備 機器表(改修後)
A-12	内部仕上表 2(改修前・後)	A-46	家具図 5			E-12	電灯設備 平面図(改修前)	M-12	換気設備 1階平面図(改修後)
A-13	改修概要 平面図、立面図	A-47	外構詳細図			E-13	コンセント設備 平面図(改修前)	M-13	換気設備 2階平面図(改修後)
A-14	改修概要 パース	A-48	外部詳細図 1			E-14	弱電設備 平面図(改修前)	M-14	凡例・空調機器表・換気機器表(改修前)
A-15	改修概要 断面パース	A-49	外部詳細図 2					M-15	衛生設備 構リスト(改修前)
A-16	1階平面図(改修前・後)	A-50	外部詳細図 3					M-16	衛生設備 1階平面図(改修前)
A-17	2階平面図(改修前・後)	A-51	内部 部分詳細図 1					M-17	衛生設備 2階平面図(改修前)
A-18	屋根伏図(改修前・後)	A-52	内部 部分詳細図 2					M-18	空調・換気設備 1階平面図(改修前)
A-19	立面図(改修後)	A-53	システムキッチン詳細図					M-19	空調・換気設備 2階平面図(改修前)
A-20	立面図(改修前)	A-54	ユニットシャワー詳細図						
A-21	断面図(改修前・後)	A-55	仮設計画図(案) 配置図						
A-22	平面詳細図(改修後)								
A-23	平面詳細図(改修前)								
A-24	断面詳細図 1(改修後)								
A-25	断面詳細図 2(改修後)								
A-26	断面詳細図 3(改修後)								
A-27	断面詳細図 1(改修前)								
A-28	断面詳細図 2(改修前)								
A-29	断面詳細図 3(改修前)								
A-30	天井伏図(改修前・後)								
A-31	建物求積図								
A-32	法チェック計算表(新棟)								
A-33	建具表 1:100(改修後)								
A-34	建具表 1:100(改修前)								

I. 工事概要						
1. 工事名称：北広島町子ども第三の居場所開設工事						仕様書
2. 工事場所：広島県山県郡北広島町有田495番地						
3. 敷地面積：						
4. 構造規模 建築面積: 219.37m <sup>2</sup> (旧棟: 151.80m <sup>2</sup> 、新棟: 67.57m <sup>2</sup> ) 改修工事: 新棟						
5. 床面積: 263.85m <sup>2</sup>						
6. 工事種目 (新棟 128.85m <sup>2</sup> 1階: 65.85m <sup>2</sup> 、2階: 63.00m <sup>2</sup> )						
7. 別途工事						
8. 調査協力について						
本工事は工事中及び竣工後、次の調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。						
(1) 公共事務調査…工事中に実施(調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等)						
(2) 契約不適合調査…建設工事請負契約款第4条の5に定める期間内						
(3) 公共建築物木材利用事例調査…工事中に実施(調査票の記入提出、発注者の調査実施への協力等)						
9. 公衆災害防止措置						
(1) 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること						
(2) 上記について、「建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日付 建設事務次官通達)」に基づき実施すること						
10. 現状復旧						
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと						
11. 主要資材等						
(1) 主要資材を購入しようとする場合は、極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし、予め購入先の名称・所在地及び資材名等を受注者に示すものとする						
(2) 当該工事に使用する砂については、海砂(県外を含む)を使用しないこと						
(3) この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部(主体的部分を除く)を第三者に譲り受けようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする						
II. 建築改修工事						
1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)による。						
図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)による。						
2. 特記仕様						
(1) 項目は番号に○印をつけたものを適用する						
(2) 特記事項は○印のついたものを適用する						
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する						
○印と※印のついた場合は共に適用する						
(3) 項目に記載【】の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又是当該表を示す。						
(4) 工事施工上必要な官署その他の諸手続き及び届出は、全て受注者の負担において運営無く行うこと						
(5) 関係法令の改正等により(条例を含む)、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。						
(6) 材料及び製造所等の記載は順不同である						
章	項目	特記事項				
一般共通事項	① 適用基準等	※公共建築工事標準仕様書(建築工事編)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版)※建築工事標準詳細図、国土交通省官房官庁営繕部監修(最新版)※建築工事公衆災害防止対策要綱、※改修副産物適正処理実施要領(広島県土木局制定)※建築工事安全施工技術指針、※再生資源利用促進実施要領(広島県土木局制定)※県産木材の利用促進に関する指針				
	2 電気保安技術者 [1. 3. 3]	※配置する				
	③ 工事実績情報の登録 [1. 1. 4]	受注者は、受注時又は変更時において請負額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(COR!NS)に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。				
	④ 施工条件 [1. 3. 5]	下記以外は現場説明書による。 ・施工時間帯 (※指定あり) ・部位別の施工順序 (※図示) ・工事車両の駐車場所 (※図示) ・資材置場所 (※図示) ・発生土石仮置場 (※図示)				
	⑤ 工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する				
	⑥ 発生土の処理等 [1. 3. 12]	・引渡しを要するもの ・特別管理産業廃棄物 ・処理方法 ・現場において再利用を図るもの ・再生資源化を図るもの ○コンクリート塊 ○アスファルトコンクリート塊 ○建設発生木材 PUE含有セメント材の処理 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所 計 箇所 採取箇所 ※図示 ・第一次判定 ・第二次判定 専門分析機にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数 計 箇所 ・除去処理工事 ・除外範囲 ※図示 ○せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード 改修特記仕様書第8章環境配慮改修による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収委託 ・埋立処分 (管理型最終処分場) ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再生資源化(再資源化施設)・最終処分(管理型最終処分場) (1) 本工事における再資源化を図るため、広島県(環境県民局)及び保健所設置市町村等(広島市、呉市、福山市)が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設(許可対象となる中間処理施設)であっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設)で処理することただし、建設廃棄物が破碎等(選別を含む)により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること(原則、異内処分) (2) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前記(1)に掲げる施設のうち費用を負担するものの中から、運搬費と受入れ費(平日の受入れ費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。從って、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用(準備)は変更しない (3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお、広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる				
	⑦ 建設発生土	※ 現場説明書の施工条件明示による ・構内指示看板に堆積 ・構内指示看板に敷きしめ				
	⑧ 環境への配慮 [1. 4. 1]	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有するとと共に、次の(1)から(4)まで満たすものとする (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保溫材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上材等は、セタルアルデヒド及びチルレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する (2) 接着剤及び密封剤は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する (3) 接着剤は、可塑剤(トルエンジニアフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する (4) ベニヒ、アセアルデヒド及びチルレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の(1)は(2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の(3)又は(4)に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の第7条に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ② 建築基準法施行令第20条の第7条に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ③ 建築基準法施行令第20条の第7条の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ④ 建築基準法施行令第20条の第7条の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物質等の調達と需給等に關する法律(平成12年法律第100号)に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする				
	⑨ 材料の品質等 [1. 4. 2]	材料・機器の品質及び性能 (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける (3) 標準仕様書に記載されない特別な材料の工事については、材料製造所の指定する工法とする (4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し)を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない ①品質及び性能に関する試験データを整備していること ②生産施設及び品質の管理が適切に行っていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること ⑤製造又は販売の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 ⑤) 製造業者等に関する資料の提出を定める材料				
	⑩ 石綿含有建材の調査 [1. 5. 1]	調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手前に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料 ( )				
	⑪ 施工数量調査 [1. 6. 2]	調査範囲 ※外壁(底、庇木共)・屋根・図示 内部(内壁、流し台他) 調査方法 ※テスランハンマーによる打診及び目視・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う 屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、天井欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に1部提出する(必要に応じ写真等を添付する)				
Ⅱ. 建築改修工事	⑫ 調査のための破壊部分の補修 [1. 6. 3]	補修方法 ※図示 補修範囲 ※図示 工事種目 とび 防水改修工事 外壁改修工事 外壁改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 内装改修工事 内装改修工事 耐震改修工事 環境配慮改修工事 化学物質の濃度測定 [1. 7. 9]				
	⑬ 技能士 [1. 7. 2]	技能検定職種 仮設工事 防水施工 樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り サッジ施工 ガラス施工 自動ドア施工 ガラス用フィルム施工 塗装 内装改修工事 内装改修工事 内装改修工事 耐震改修工事 環境配慮改修工事 配管 路面表示施工 表装				
	⑭ 調査範囲	調査範囲は上記表により、施工方法は施工条件明示による バッジ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ① 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(取り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む)を開け放し、30分間換気する ② 5時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する ただし、取り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は閉鎖したままでする ③ 测定 イ) ②の状態のままで測定する ロ) 测定時間は、原則として2~4時間とする。ただし工事等の都合により、2~4時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時~3時が測定時間帯の中央となるよう、1時30分~1時30分までの時間帯で測定する ハ) 测定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする ④ 分析 測定対象化学物質を採取したバッジ型採取機器を分析機間に送り、濃度を分析する ⑤ その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること (2) 木材の防腐・防蟻処理剤は、クロロビリホス、ダイアジ				

① 防水改修工事		② 既存防水の処理		③ (3.1.3) (試験方法)		④ 改修アスファルトシート防水		⑤ 屋根露出防水		⑥ 屋内防水		
② 既存防水の処理	※ 改修標準仕様書3.1.3(5)(7)~(9)による。	[3.1.4]	[3.2.3, 4, 6]	(1) 寸法の測定方法 (厚さ) 供試体の周囲から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてバネルの厚さとする。 (幅) 供試体を平らな面に置き、供試体のほぼ中央1箇所の幅寸法を、JIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの級目巻尺又は、JIS B 7516「金属性直尺」に規定する目量が1mmの級直尺を用いて測定する。 (2) 曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前、同試験100、200、300サイクル完了後の計4項目に亘って測定する。 (3) 吸水率試験は、JIS A 5430「織維強化セメント板」に準じて行う。 (4) 難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。 (5) 吸水による長さ変化率試験は、試験体(幅40mm×長さ160mm×素材厚さ)を乾燥機に入れる。その温度を60±3°Cに保つ。24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塗化ビニルシウム(試薬)」に規定する塗化ビニルシウム又は、JIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケーターに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。その後、1/150mm以上の精度をもコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準(L1)とする。次に試験片の長さ方向を水平にそなえてし、その上端が水平±30mmになるよう保持して、常温の水中に浸せきする。 24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ(L2)を測る。 吸水による長さ変化率(△L)=(L2-L1)/L1×100 △L : 吸水による長さ変化率(%) L1 : 乾燥時の標線間の長さ(mm) L2 : 吸水時の標線間の長さ(mm)	[3.1.4]	[3.2.6]	[3.1.4]	[3.2.6]	[3.1.4]	[3.2.6]	[3.1.4]	[3.2.6]
③ 既存下地の処置	既存保護層の撤去 行う(範囲※図示) 行わない	[3.1.4]	[3.2.3, 4, 6]	既存防水層の撤去 行う(範囲※図示) 行わない	[3.1.4]	既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 行う( M4AS M4ASI M4C M4DI L4X) 行わない	[3.1.4]	屋根露出防水	[3.4.2, 3]	屋内防水	[3.6.2, 3]	
④ アスファルト防水	既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等※図示 POS工法及びPOSI工法(機械的固定工法)の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置※改修標準仕様書3.2.6(4)(9)(g)①~③による 設備機器台、配管受部、ラバベット、パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水端部の納まり部の処理※図示。ただし、図示が無いものは監督職員と協議する	[3.2.6]	[3.3.2~5]	屋根保護防水 防水層の種類	[3.3.2~5]	改修アスファルトシート防水	[3.4.2, 3]	改修アスファルトシート防水	[3.4.2, 3]	改修アスファルトシートの種類及び厚さ	[3.6.2, 3]	
⑤ 改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.5から表3.3.6による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.4による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	
⑥ 改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.5から表3.3.6による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.4による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	
⑦ 部分粘着層と改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.4による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	部分粘着層と改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.4による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	部分粘着層付改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	部分粘着層付改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	部分粘着層付改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	部分粘着層付改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	
⑧ 合成高分子系ルーフィングシート防水	改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.7から表3.3.9による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.8から表3.3.9による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.7から表3.3.9による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.8から表3.3.9による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.7から表3.3.9による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]	改修アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ※改修標準仕様書表3.3.8から表3.3.9による JIS A 6013に基づく種類及び厚さ用途による区分	[3.3.2~5]
⑨ シーリング	シーリング改修工法の種類	[3.7.2, 3, 3.7.7]	シーリング改修工法の種類	[3.7.2, 3, 3.7.7]	シーリング改修工法の種類	[3.7.2, 3, 3.7.7]	シーリング改修工法の種類	[3.7.2, 3, 3.7.7]	シーリング改修工法の種類	[3.7.2, 3, 3.7.7]	シーリング改修工法の種類	[3.7.2, 3, 3.7.7]
⑩ とい	とい	とい	とい	とい	とい	とい	とい	とい	とい	とい	とい	



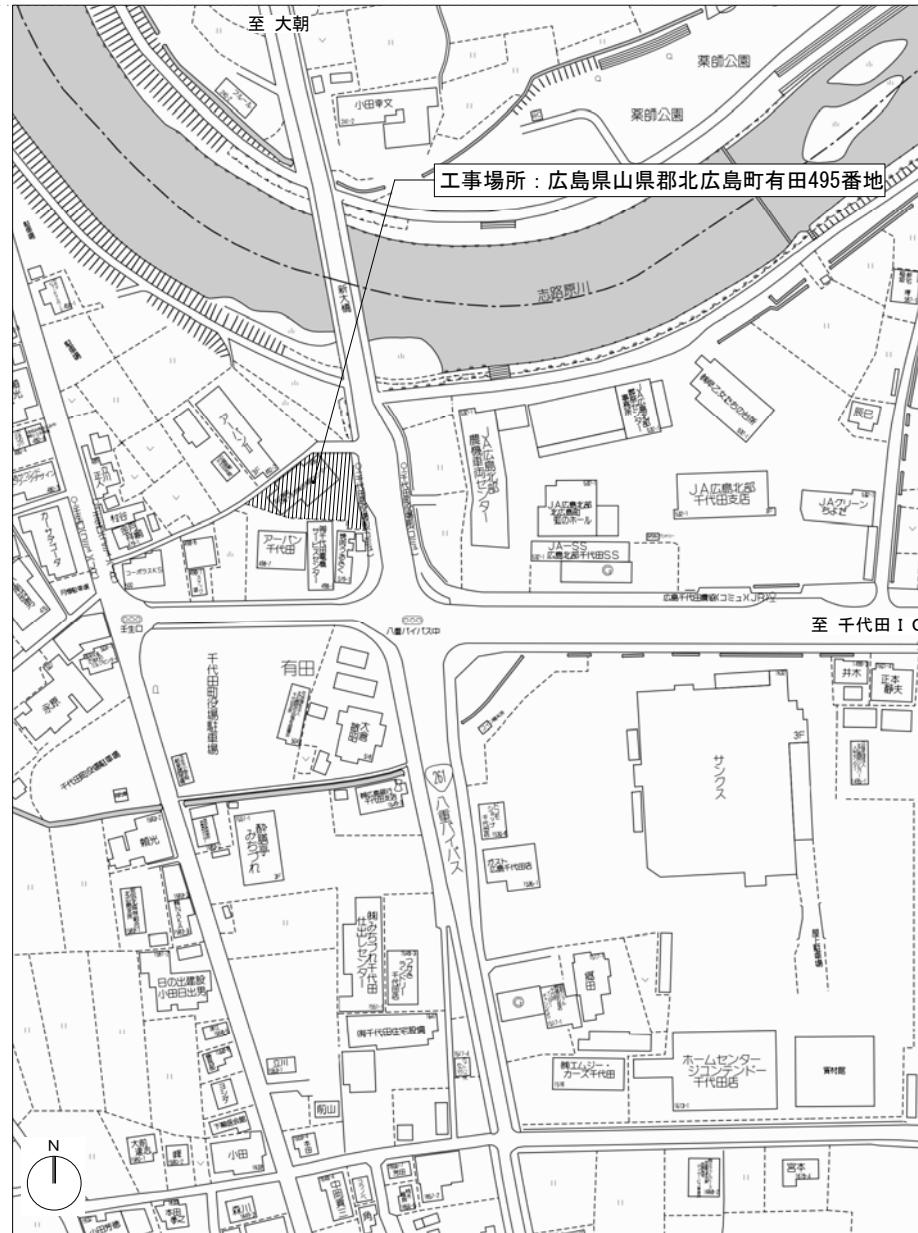
外壁改修フロー及び数量							
・コンクリート打放し仕上げ外壁の場合							
既存仕上げ材の処理範囲 ※ 既存仕上げ面全体							
外壁調査（施工数量調査）							
ひび割れ部改修		欠損部改修					
樹脂注入工法(1)		Uカットシール材充填工法 シール工法 充填工法 鋼鉄筋部補修工法 (改修標準仕様書4.3.3(b))					
A) 0.2以上0.3未満 0m		0m 0m 100×300×30mm程度 0ヶ所 0m					
A) 0.3以上0.5未満 0m		0m 0m					
A) 0.5以上1.0未満 0m		0m 0m					
B) 0.2以上0.3未満 0m		0m 0m					
C) 0.3以上0.5未満 0m		0m 0m					
D) 0.5以上1.0未満 0m		0m 0m					
下地調整材の施工範囲 ※ 既存仕上げ面全体		既存仕上げ面全体					
仕上材仕上げ施工範囲 ※ 既存仕上げ面全体		既存仕上げ面全体					
モルタル塗り仕上げ外壁の場合		既存仕上げ材の処理範囲 ※ 既存仕上げ面全体					
外壁調査（施工数量調査）		外壁調査（施工数量調査）					
ひび割れ部改修		欠損部改修 浮き部改修					
モルタル撤去・しない・する		アンカービニング注入工法					
樹脂注入工法(注1)		Uカットシール材充填工法 シール工法 充填工法 モルタル塗替え工法 (工法名)					
A) 0.2以上0.3未満 0m		0m 0m 0m 0m					
A) 0.3以上0.5未満 0m		0m 0m 0m 0m					
A) 0.5以上1.0未満 0m		0m 0m 0m 0m					
B) 0.2以上0.3未満 0m		0m 0m 0m 0m					
C) 0.3以上0.5未満 0m		0m 0m 0m 0m					
D) 0.5以上1.0未満 0m		0m 0m 0m 0m					
下地調整材の施工範囲 ※ 既存仕上げ面全体		既存仕上げ面全体					
仕上材仕上げ施工範囲 ※ 既存仕上げ面全体		既存仕上げ面全体					
・タイル張り仕上げ外壁の場合		外壁調査（施工数量調査）					
ひび割れ部改修		欠損部改修 浮き部改修 目地改修					
タイル撤去・する・しない		アンカービニング注入工法					
樹脂注入工法(注1)		Uカットシール材充填工法 タイル部分 タイル張替工法 (工法名)					
A) 0.2以上0.3未満 0m		0m 0m 0m 0m					
A) 0.3以上0.5未満 0m		0m 0m 0m 0m					
A) 0.5以上1.0未満 0m		0m 0m 0m 0m					
B) 0.2以上0.3未満 0m		0m 0m 0m 0m					
C) 0.3以上0.5未満 0m		0m 0m 0m 0m					
(C) 0.5以上1.0未満 0m		0m 0m 0m 0m					
(注1) 4-2.1、4-3.1及び4-4.2のひび割れ改修工法における樹脂注入工法の種類を示す		A) 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法、B) 手動式エポキシ樹脂注入工法、C) 機械式エポキシ樹脂注入工法					
5.1.3							
① 改修工法							
建具の種類 かぶせ工法 撤去工法 適用箇所							
(○) 製作工具		※ 建具表による					
・樹脂製建具		・					
・鋼製建具		・					
・鋼製軽量建具		・					
・ステンレス製建具		・					
新規に建具を設ける場合							
壁部の分口の開け方 ※ 図示							
新規建具周囲の施工工法及び範囲 ※ 図示							
5.1.4							
2. 防火戸		適用する 指定箇所 (※ 建具表による)					
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とリューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動							
※ 適動させる 適用箇所 (※ 建具表による)							
・運動させない							
3. 見本の製作等		建具見本の製作 行う (建具符号: ) 行わない [5.1.5]					
特殊な建具の仮組、行う (建具符号: ) 行わない							
4. 防犯物部品		適用する 適用箇所 (※ 建具表による)					
5. アルミニウム製建具		性能値等 [5.2.2～5] [5.2.2]					
・耐風圧性の等級 ( ) 、気密性の等級 ( ) 、水密性の等級 ( )		※ 改修標準仕様書5.2.1による種別					
外部に面する建具の種別 A種 (建具符号: ・ 全て 建具表による ) B種 (建具符号: ・ 全て 建具表による ) C種 (建具符号: ・ 全て 建具表による )							
・防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 ( ) (建具符号: ・ 建具表による )							
・断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級 ( ) (建具符号: ・ 建具表による )							
耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1							
形状及び仕上げ 枝の見込み寸法 ※ 建具表による							
表面処理 外部に面する建具 種別 BB-1種、BB-2種 色合等 ※ 標準色 ( ) 特注色 ( )							
屋内の建具 種別 BC-1種、BC-2種 色合等 ※ 標準色 ( ) 特注色 ( )							
露水の処理方法 ※ 図示 取付工法 水切り板、せん板 ※ 図示 木下地の場合は内付け建具 適用しない 適用する							
5.1.5							
⑥ 網戸等		[5.2.3][5.3.3]					
建具改修工事		種類 材質 線径 網目					
(○) 防虫網 ※ 合成樹脂製		ガラス繊維入り合成樹脂製					
・ステンレス (SUS316) 製							

⑤ 建具改修工事	ガラス	<p>・ ふすま 　張りの種別 (・ I型 ・ II型) 　上張り (押入等の裏面以外) ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子又はビニル紙程度 　縁仕上げ ・ 塗り線 ・ 生地縁 (素地) ・ 生地縁 (ウレタンクリヤー塗装)</p> <p>見込み寸法 ※ 建具表による ・ 戸ふすま 見込み寸法 ※ 建具表による ・ 窓枠 木製枠 (6章内装改修工事による) 　・ 鋼配枠 (※鉛めつき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板) くつぎの材料 ・ ステンレス鋼板 ・ 木製 (3. 7. 5. 13. 2~4) (図5. 14. 1) 下記のガラス以外の品種、厚さの呼びによる種類等 ※建具表による 合わせガラスの材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ及び特性による種類 ※ 下記以外は建具表による 材料板ガラスの種類、組合せ 落球衝撃は離特性並びにショットパック衝撃特性による種類</p> <p>・ フロート板、フロート板合わせガラス 　・ I類 ・ II-1類 　・ II-2類 ・ III類</p> <p>強化ガラスの形状による種類、材料板ガラスの種類による名称及び特性による種類 ※ 下記以外は建具表による 材料板ガラスによる種類による名称 材料板ガラス 破片の状態及び厚さによる種類 ・ フロート強化ガラス 　・ フロート板ガラス 　・ I類 ・ III類</p> <p>熱線吸収板ガラスの板ガラスによる種類、厚さによる種類及び性能による種類 ※ 下記以外は建具表による 材料板ガラスによる種類 性能による種類 色調 ・ 热线吸収フロート板ガラス 　・ 1種 ・ 2種 　・ グリーン ・ 热线吸収入り磨き板ガラス</p> <p>複層ガラスの材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ ※ 下記以外は建具表による 断熱性による区分 乾燥気体の種類 ・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6 　・ 空気 ・ アルゴン</p> <p>日射遮蔽性、日射遮蔽性による区分 乾燥気体の種類 ・ G ・ S 　・ 空気 ・ アルゴン</p> <p>熱線反射ガラスの材料板ガラスの種類及び厚さによる種類 ※ 下記以外は建具表による 材料板ガラスによる種類 日射熱遮蔽性による区分 耐久性による区分 ・ 1種 　・ A類 ・ 2種 　・ A類 ・ B類 ・ 3種 　・ B類</p> <p>反射皮膜面 内面 外面 映像調整 行かない 行う</p> <p>ガラスの留め材及び溝の大きさ 建具の種類 ガラス留め材 ガラス溝の大きさ (mm) アルミニウム製 ※ シーリング材 　・ ガスケット 　・ クレイジングチャンネル形</p> <p>銅製及び鉄製軽量 ※ シーリング材 　※ 建具の製造所の仕様による</p> <p>ステンレス製 ※ シーリング材 　※ 建具の製造所の仕様による</p> <p>樹脂製 ※ シーリング材 　・ ガスケット 　・ クレイジングチャンネル形</p> <p>耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による [5. 14. 5]</p> <p>表面 叫び寸法 厚さ 色調 目地幅 (mm) 伸縮調整目地 防火性能 形状 (mm) (mm) (mm) クリア 乳白 平積み 曲面積み ・ 正方形 　・ 160×160 　・ 95 　・ 125 　・ ※8~15 　・ 外側 　・ ※標準仕様書5.14.5(2)(ア)(2) 　・ 200×200 　・ 95 　・ 125 　・ 内側 　・ ※標準仕様書5.14.5(2)(ア)(2)</p> <p>壁用金属枠及び補強材の材質、形状 ※ 図示</p> <p>力骨 材質 ※ ステンレス鋼 (SUS304) 　寸法 ※ 径5.5mm 　形状 ※ はしご形状複数及び単筋 化粧目地モルタルの色 ( ) シーリングの種類 ( ) 金属製化粧カバー 材質 ・ ステンレス製 ・ アルミニウム製 寸法 ※ 図示 形状 ※ 図示</p> <p>工法 1章 通用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 目地部の横・骨の納まり ※ガラスプロック製作所の仕様による 図示</p> <p>種類 記号 その他性能等 内張り用 外張り用</p> <p>・ 日射調整フィルム SC-1 SC-2 日射遮へい性能による区分 　・ A ・ B ・ C ・ D ・ E</p> <p>・ 低放射フィルム LE 热遮率による区分 　・ A ・ B ・ C ・ D</p> <p>・ 衝撃吸収対応ガラス GI-1 GI-2 平場 飛散防止フィルム ・ 相開き対応ガラス GD-1 GD-2 ・ ガラス貫通防止フィルム SF ガラスの貫通防止性能による区分 品質 JIS A 5759による</p>	⑥ 内装改修工事	<p>① 他の部位との取り合い等 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁面及び床の改修範囲 [6. 1. 3] ※ 壁面程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う 図示 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 ※ 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う 図示 既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 ※ 既存のまま 図示</p> <p>② 既存床の撤去及び下地補修 ビニール床シート等の撤去 ※ 仕上材のみ (接着剤とも) [6. 2. 2] 　・ 下地モルタルとも (・ 図示の範囲 ・ 撤去範囲全て) 合成樹脂塗装材の除去工法 機械的除去工法 ・ 自荒し工法</p> <p>③ 既存壁の撤去及び下地補修 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6. 3. 2] ※ 改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り (仕上げ厚は全塗厚25mmを超える場合の処置 ※ 図示 ・ )</p>	⑥ 内装改修工事	<p>6 造作用单板積層材 ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ア)(b)による 施工箇所 品名 寸法 (mm) 表面の化粧加工 防虫処理 間伐材等の適用 ・ 有り (加工: 天然木化粧加工 ・ 塗装加工) ・ 適用する 　・ 無し ( ) ・ 適用しない</p> <p>・ JAS 0701以外の造作用单板積層材 施工箇所 品名 寸法 (mm) 表面の化粧加工 防虫処理 含水率 間伐材等の適用 ・ 有り (加工: 天然木化粧加工 ・ 塗装加工) ・ 適用する 　・ 無し ( ) ・ 適用しない</p>	⑥ 内装改修工事	<p>④ 軽量鉄骨天井下地 野縁等の種類 屋外 (※ 25形) 屋内 (※ 19形 ・ 25形) [6. 6. 2~4] ・ 屋外の軒天井、ビロティ天井等 工法 1章 通用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 野縁受、つりボルト及びインサートの間隔 図示 周辺部の端からの間隔 图示 野縁の間隔 图示 既存の埋込みインサート ○ 使用する 使用しない あと施工アンカーの施工後の確認試験 ○ 行う (試験箇所数 ※屋内の場合、当階において3箇所) 　・ (確認強度 ※改修標準仕様書6.6.4(1)(ア)による 　・ 行わない</p> <p>・ つりボルトの間隔が900mmを超える場合 補強方法 ※ 図示 天井のところが3.0mを超える場合 補強方法 ※ 図示</p> <p>・ 天井の下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※ 高さが6mを超える天井 図示 補強方法 ※ 「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」(平成25年国土交通省告示第771号)第3第2項第二号に適合させる 図示 耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による</p>
		<p>4 製材 ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ア)(b)による ・ JAS 1083-5 製材 - 第5部に基づく下地用製材 [6. 5. 2] 施工箇所 寸法 (mm) 等級 含水率 保存 間伐材等の適用 ・ 5.5 　・ 2級 　・ 2級 ※ A種 ・ B種 ※ A種 ・ B種</p> <p>・ JAS 1083-2 製材 - 第2部に基づく造作用製材 施工箇所 寸法 (mm) 等級 含水率 保存 間伐材等の適用 見え掛け面 　・ 小節 　・ A種 ・ B種</p> <p>見え掛け面 以外 　・ 小節以上 　・ A種 ・ B種</p> <p>・ JAS 1083-6 製材 - 第6部に基づく広葉樹製材 施工箇所 寸法 (mm) 等級 含水率 保存 間伐材等の適用 ・ 1等 　・ 10%以下 ・ A種 　・ B種 ※ 1等 　・ 10%以下 ・ A種 　・ B種</p> <p>・ JAS 1083 (製材) 以外の製材 施工箇所 寸法 (mm) 材面の品質 防虫処理 含水率 間伐材等の適用 ・ 造作物の場合 　・ A種 ・ B種</p>		<p>6 造作用单板積層材 ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ア)(b)による 施工箇所 品名 寸法 (mm) 表面の化粧加工 防虫処理 間伐材等の適用 ・ 有り (加工: 天然木化粧加工 ・ 塗装加工) ・ 適用する 　・ 無し ( ) ・ 適用しない</p> <p>・ JAS 3079に基づく直交集積板 施工箇所 品名 強度等級 種別 接着性能 樹種名 寸法 (mm) 間伐材等の適用</p>		<p>⑤ 軽量鉄骨壁下地 野縁等の種類 屋外 (※ 25形) 屋内 (※ 19形 ・ 25形) [6. 6. 2~4] ・ 屋外の軒天井、ビロティ天井等 工法 1章 通用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 野縁受、つりボルト及びインサートの間隔 図示 周辺部の端からの間隔 图示 野縁の間隔 图示 既存の埋込みインサート ○ 使用する 使用しない あと施工アンカーの施工後の確認試験 ○ 行う (試験箇所数 ※屋内の場合、当階において3箇所) 　・ (確認強度 ※改修標準仕様書6.6.4(1)(ア)による 　・ 行わない</p> <p>・ つりボルトの間隔が900mmを超える場合 補強方法 ※ 図示 天井のところが3.0mを超える場合 補強方法 ※ 図示</p> <p>・ 天井の下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※ 高さが6mを超える天井 図示 補強方法 ※ 「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」(平成25年国土交通省告示第771号)第3第2項</p>		

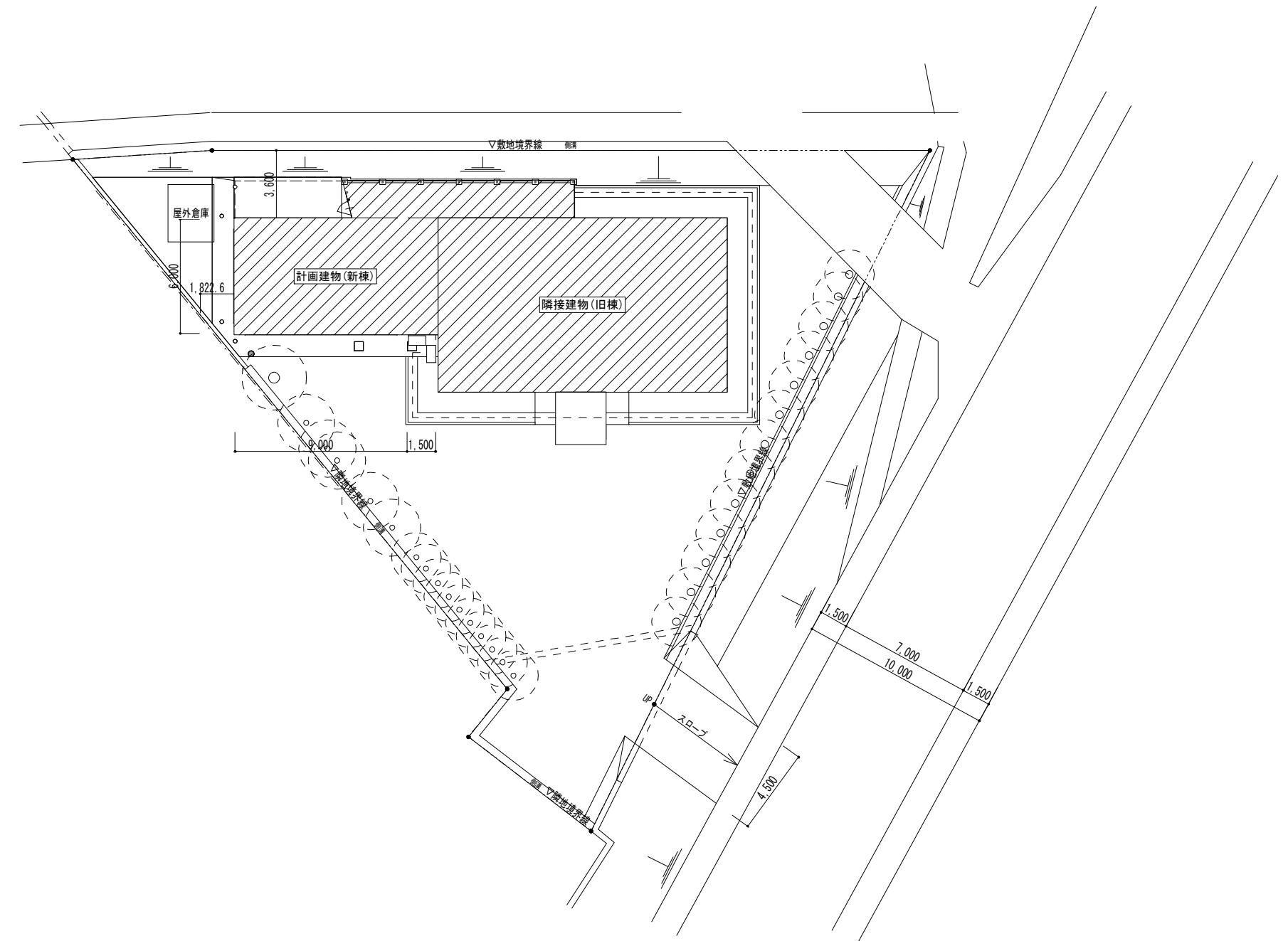
		[7. 4. 2. 3]										
内装改修工事	22	合成樹脂塗床	[6. 1. 0. 2. 3]									
		種別	施工箇所	工法	仕上げの種類	※ 平滑仕上げ · 防滑仕上げ	· 化粧パーティクルボード	・ 単板オーバーレイ DV	・ プラスチックオーバーレイ DO	・ 塗装 DC	(4) 接着強さ（標準時）の試験方法	
内装改修工事	23	厚膜型塗床材 弹性ウレタン樹脂系塗床				・ つや消し仕上げ	・ 薄膜流しのペ工法	・ 平滑仕上げ	・ 無研磨板（・スタンダード・テンバード RN）	・ 研磨板（・スタンダード・テンバード RS）	イ) 既用タイルが「モザイクタイル」の場合	
		厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床				・ 厚膜流しのペ工法	・ 樹脂モルタル工法	・ 防滑仕上げ	・ 無研磨板（・スタンダード・テンバード RN）	・ 研磨板（・スタンダード・テンバード RS）	（試験体の作製）JIS A 5371「ブリキヤスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドベーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（1）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施設の「50角ユニットタイル（外のり寸法約300mm×300mm）」を重ねる。その後、28日間、温度20±2°C、湿度80%以上の状態で温湿度を保つ。これを試験体とする。	
		薄膜型塗床材				・ 薄膜流しのペ工法	・ 樹脂モルタル工法	・ 防滑仕上げ	・ 内装用D I · 外装用D E	・ 2.5 · 3.5 · 5 · 7	（試験方法）JIS A 6909「建築用土上塗材」の7.10付接着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周囲に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、シート接着剤で鋼製タッピング接着し、引張試験機を用いて接着強さエボボ試験を行なう。なお、接着強さの測定箇所は、試験室の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。（全てが0.6N/mm²以上を確保していること）	
		塗料のホルムアルデヒド放散量	※ F☆☆☆☆								また、試験後の部材破断の表示を下記の中から選択する。	
		材料 水性アクリル系樹脂塗材とし、製造所の指定する製品とする 工法 振造する工法とする なお、上塗りは2回塗りとし、総塗布量は0.25kg/m²以上とする 仕上げの種類（※ 平滑仕上げ · 防滑仕上げ）（※ 標準色 · ） JIS K 5970に基づく塗料のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆									T : タイルの母材破断 M : 既調合モルタルと下地板の界面破断 M : 既調合モルタルの母材破断	
内装改修工事	24	防じん用塗床									（5）接着強さ（標準時）の試験方法	
		材料 水性アクリル系樹脂塗材とし、製造所の指定する製品とする 工法 振造する工法とする なお、上塗りは2回塗りとし、総塗布量は0.25kg/m²以上とする 仕上げの種類（※ 平滑仕上げ · 防滑仕上げ）（※ 標準色 · ） JIS K 5970に基づく塗料のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆									（試験体の作製）JIS A 5371「ブリキヤスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドベーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（1）で調製した試料を厚さ7mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施設の「50角ユニットタイル（外のり寸法約300mm×300mm）」を重ねる。その後、28日間、温度20±2°C、湿度80%以上の状態で温湿度を保つ。これを試験体とする。（試験方法）JIS A 6909「建築用土上塗材」の7.10付接着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周囲に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、シート接着剤で鋼製タッピング接着し、引張試験機を用いて接着強さエボボ試験を行なう。なお、接着強さの測定箇所は、試験室の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。（全てが0.6N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	25	フローリング張り									（6）接着強さ（標準時）の試験方法	
		単層フローリング									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS A 6909「建築用下地塗材」に規定する「11温冷練返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験用下地を20±2°Cの水中に18時間浸漬した後、直ちに-20±2°Cの恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3°Cの別の恒温器中で3時間加温し、この24時間毎を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。（温冷練返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々温冷練返し試験方法と同様に行なう。（全てが0.4N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	26	モルタル塗り									（7）接着強さ（標準時）の試験方法	
		複合フローリング									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS A 6909「建築用下地塗材」に規定する「11温冷練返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験用下地を20±2°Cの水中に18時間浸漬した後、直ちに-20±2°Cの恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3°Cの別の恒温器中で3時間加温し、この24時間毎を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。（温冷練返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々温冷練返し試験方法と同様に行なう。（全てが0.4N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	27	モルタル塗り									（8）接着強さ（標準時）の試験方法	
		モルタル									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS A 6909「建築用下地塗材」に規定する「11温冷練返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験用下地を20±2°Cの水中に18時間浸漬した後、直ちに-20±2°Cの恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3°Cの別の恒温器中で3時間加温し、この24時間毎を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。（温冷練返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々温冷練返し試験方法と同様に行なう。（全てが0.4N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	28	モルタル塗り									（9）接着強さ（標準時）の試験方法	
		モルタル									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS A 6909「建築用下地塗材」に規定する「11温冷練返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験用下地を20±2°Cの水中に18時間浸漬した後、直ちに-20±2°Cの恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3°Cの別の恒温器中で3時間加温し、この24時間毎を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。（温冷練返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々温冷練返し試験方法と同様に行なう。（全てが0.4N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	29	タイル張り									（10）接着強さ（標準時）の試験方法	
		モルタル									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS A 6909「建築用下地塗材」に規定する「11温冷練返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験用下地を20±2°Cの水中に18時間浸漬した後、直ちに-20±2°Cの恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3°Cの別の恒温器中で3時間加温し、この24時間毎を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。（温冷練返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々温冷練返し試験方法と同様に行なう。（全てが0.4N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	30	タイル張り									（11）接着強さ（標準時）の試験方法	
		モルタル									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS A 6909「建築用下地塗材」に規定する「11温冷練返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験用下地を20±2°Cの水中に18時間浸漬した後、直ちに-20±2°Cの恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3°Cの別の恒温器中で3時間加温し、この24時間毎を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。（温冷練返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々温冷練返し試験方法と同様に行なう。（全てが0.4N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	31	モルタル									（12）接着強さ（標準時）の試験方法	
		モルタル									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS A 6909「建築用下地塗材」に規定する「11温冷練返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験用下地を20±2°Cの水中に18時間浸漬した後、直ちに-20±2°Cの恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3°Cの別の恒温器中で3時間加温し、この24時間毎を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。（温冷練返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々温冷練返し試験方法と同様に行なう。（全てが0.4N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	32	モルタル									（13）接着強さ（標準時）の試験方法	
		モルタル									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS A 6909「建築用下地塗材」に規定する「11温冷練返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験用下地を20±2°Cの水中に18時間浸漬した後、直ちに-20±2°Cの恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3°Cの別の恒温器中で3時間加温し、この24時間毎を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。（温冷練返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々温冷練返し試験方法と同様に行なう。（全てが0.4N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	33	モルタル									（14）接着強さ（標準時）の試験方法	
		モルタル									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS A 6909「建築用下地塗材」に規定する「11温冷練返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験用下地を20±2°Cの水中に18時間浸漬した後、直ちに-20±2°Cの恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3°Cの別の恒温器中で3時間加温し、この24時間毎を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。（温冷練返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々温冷練返し試験方法と同様に行なう。（全てが0.4N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	34	モルタル									（15）接着強さ（標準時）の試験方法	
		モルタル									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS A 6909「建築用下地塗材」に規定する「11温冷練返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験用下地を20±2°Cの水中に18時間浸漬した後、直ちに-20±2°Cの恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3°Cの別の恒温器中で3時間加温し、この24時間毎を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。（温冷練返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々温冷練返し試験方法と同様に行なう。（全てが0.4N/mm²以上を確保していること）	
内装改修工事	35	モルタル									（16）接着強さ（標準時）の試験方法	
		モルタル									（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法（試験体）と同様とする。（温冷練返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛けタイル」とも、各々JIS	

9 環境配慮改修工事	<p>測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動測定器による測定</li> </ul> <p>測定名称 测定方法</p> <p>・ 测定4・ 测定5 粉じん対応度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、織維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定</p> <p>・ JIS K 3850-1に基づいた測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定名称</th> <th>メンブレンフィルタ直径 (mm)</th> <th>試料の吸引流量 (l/min)</th> <th>試料の吸引時間 (min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 测定4・ 测定5・ 测定( )</td> <td>25</td> <td>5</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>・ 测定( )</td> <td>47</td> <td>10</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>・ 测定( )</td> <td>47</td> <td>10</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table> <p>石綿含有建材の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石綿含有吹付け材の除去</li> <li>除去対象範囲 ※ 図示</li> <li>除去工法 ※ 改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による</li> <li>除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化・固化化</li> <li>除去した石綿含有吹付け材等の処分</li> <li>埋立処分(管理型最終処分場)・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)</li> <li>石綿含有保温材等の除去</li> <li>除去対象範囲 ※ 図示</li> <li>除去工法</li> <li>除去した石綿含有保温材等の処分</li> <li>埋立処分(管理型最終処分場)・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)</li> <li>石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外)の除去</li> <li>除去対象範囲 ※ 図示</li> <li>除去した石綿含有成形板の処分</li> <li>石</li></ul>	測定名称	メンブレンフィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量 (l/min)	試料の吸引時間 (min)	・ 测定4・ 测定5・ 测定( )	25	5	30	・ 测定( )	47	10	120	・ 测定( )	47	10	240
測定名称	メンブレンフィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量 (l/min)	試料の吸引時間 (min)														
・ 测定4・ 测定5・ 测定( )	25	5	30														
・ 测定( )	47	10	120														
・ 测定( )	47	10	240														

⑩ その他	床点検口	<table border="1"> <tr><td>材種</td><td>寸法 (mm)</td><td>形式</td><td>備考</td></tr> <tr><td>・ アルミニウム製</td><td>・ 450×450</td><td>・ 一般形</td><td>・ 屋内用</td></tr> <tr><td>・ ステンレス製</td><td>※ 600×600</td><td>・ 密閉形</td><td>・ 屋内用</td></tr> <tr><td>・ 鋼製</td><td>・</td><td>・</td><td>・ 鍵付き</td></tr> </table> <p>密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。 (品質・性能)</p> <table border="1"> <tr><td>部材名</td><td>材質</td><td>屋内外用</td><td>屋内用</td></tr> <tr><td>受枠材 蓋枠材</td><td>アルミニウム及びアル ミニウム合金押出形材 (表面処理) JIS H 8602のB種又はJIS H 8601のAA15</td><td>JIS H 4100のA6063S -T5</td><td></td></tr> <tr><td>ステンレス製</td><td>JIS G 4305のSUS304、 SUS430J1L、SUS443J1 (表面処理) HL又は2B 仕上げ程度</td><td>JIS G 4305のSUS430 (表面処理) HL又は2B 仕上げ程度</td><td></td></tr> <tr><td>鋼製</td><td>—</td><td>標準仕様表18.3.1及び表 18.3.2のさび止め塗料塗り 等の防錆処理を行ったもの</td><td></td></tr> </table> <p>二重蓋の中蓋</p> <table border="1"> <tr><td>錫鉄</td><td>JIS G 5501のFC150、FC200</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>塩化ビニル樹脂製等</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>目地材</p> <table border="1"> <tr><td>黄銅</td><td>JIS H 3100 のC2600、C2720、C2801 JIS H 3250 のC3602、C3604</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>ステンレス</p> <table border="1"> <tr><td>JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 JIS G 4308のSUS304</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>底板材コーナー ビース底板補強材</p> <table border="1"> <tr><td>ステンレス鋼板</td><td>JIS G 4305のSUS304、 SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308のSUS304</td><td>JIS G 4305のSUS430</td><td></td></tr> <tr><td>アルミニウム板</td><td>JIS H 4000(A1100-H24)</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>表面処理: 隕酸化塗装複合被膜 JIS H 8601(AA15) JIS H 8602(B)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>鋼材</p> <table border="1"> <tr><td>—</td><td>鋼製又はJIS G 3313にメラ ミン樹脂焼付塗装若しくは、 標準仕様表18.3.1及び表 18.3.2のさび止め塗料塗り 等の防錆処理を行ったもの</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>パッキン材</p> <table border="1"> <tr><td>塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロブレン、 スポンジラバー、エチレンブロビン等の材質、 形状に適した弾力性、密着性を有するもの</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>アンカー材</p> <table border="1"> <tr><td>鋼製に耐震鉛めつき又は防錆処理を行ったもの</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>取手</p> <table border="1"> <tr><td>黄銅鋳物、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金 鋳鉄製、ステンレス鋳鋼品、ステンレス製等 ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆 した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れ が生じないものとする</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>鍵</p> <table border="1"> <tr><td>黄銅製、ステンレス製、亜鉛合金製とする 施設・開鎖は、鍵又は閉鎖用ハンドル式とする</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>蓋の耐荷重性能</p> <table border="1"> <tr><td>蓋中央部が荷重値Pn=1,000Nにおいて残留したわみが点換 口の有孔径の0.08%以内であること。 受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと。 破壊荷重は、荷重値のPnの2倍以上であること。</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>受け枠寸法の許容差 ±0.5mm以下 蓋付寸法の許容差 ±0.5mm以下 受け枠と蓋枠のクリアランス 片側2.0mm以内 (試験方法)</p> <p>耐荷重試験</p> <p>試験体は、張物用とし、600mm角程度、枠見込みは、40mm以下とする。 試験は、蓋枠の四隅を支持させ、蓋の中央部に約50mmの加圧板を設置し、加圧する。 本試験前200Nを加圧後、本試験を行う。 本試験は、1,000Nを加圧、荷重除去を3回繰り返し行った後、その後試験体が破壊する(終局荷重)まで加圧する。 測定は、蓋中央部にかかる加圧を200N増す毎にたわみと受け枠の変形との他の異常について 1,000Nまで3回繰り返す。</p>	材種	寸法 (mm)	形式	備考	・ アルミニウム製	・ 450×450	・ 一般形	・ 屋内用	・ ステンレス製	※ 600×600	・ 密閉形	・ 屋内用	・ 鋼製	・	・	・ 鍵付き	部材名	材質	屋内外用	屋内用	受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアル ミニウム合金押出形材 (表面処理) JIS H 8602のB種又はJIS H 8601のAA15	JIS H 4100のA6063S -T5		ステンレス製	JIS G 4305のSUS304、 SUS430J1L、SUS443J1 (表面処理) HL又は2B 仕上げ程度	JIS G 4305のSUS430 (表面処理) HL又は2B 仕上げ程度		鋼製	—	標準仕様表18.3.1及び表 18.3.2のさび止め塗料塗り 等の防錆処理を行ったもの		錫鉄	JIS G 5501のFC150、FC200			その他	塩化ビニル樹脂製等			黄銅	JIS H 3100 のC2600、C2720、C2801 JIS H 3250 のC3602、C3604			JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 JIS G 4308のSUS304				ステンレス鋼板	JIS G 4305のSUS304、 SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308のSUS304	JIS G 4305のSUS430		アルミニウム板	JIS H 4000(A1100-H24)	—		表面処理: 隕酸化塗装複合被膜 JIS H 8601(AA15) JIS H 8602(B)				—	鋼製又はJIS G 3313にメラ ミン樹脂焼付塗装若しくは、 標準仕様表18.3.1及び表 18.3.2のさび止め塗料塗り 等の防錆処理を行ったもの			塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロブレン、 スポンジラバー、エチレンブロビン等の材質、 形状に適した弾力性、密着性を有するもの				鋼製に耐震鉛めつき又は防錆処理を行ったもの				黄銅鋳物、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金 鋳鉄製、ステンレス鋳鋼品、ステンレス製等 ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆 した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れ が生じないものとする				黄銅製、ステンレス製、亜鉛合金製とする 施設・開鎖は、鍵又は閉鎖用ハンドル式とする				蓋中央部が荷重値Pn=1,000Nにおいて残留したわみが点換 口の有孔径の0.08%以内であること。 受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと。 破壊荷重は、荷重値のPnの2倍以上であること。				⑯ その他	<p>コンクリートの気乾 単位容積質量による 種類及び密度等</p> <p>B章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による (6. 2. 1~4)</p> <table border="1"> <tr><td>設計基準強度 (F c) [N/mm<sup>2</sup>]</td><td>スランプ (cm)</td><td>適用箇所</td></tr> <tr><td>※ 2.4 ○ 2.1</td><td>※ 標準仕様表6.2.2による ・</td><td>※ コンクリート全て (無筋コンクリートを除く)</td></tr> </table>		設計基準強度 (F c) [N/mm <sup>2</sup> ]	スランプ (cm)	適用箇所	※ 2.4 ○ 2.1	※ 標準仕様表6.2.2による ・	※ コンクリート全て (無筋コンクリートを除く)
材種	寸法 (mm)	形式	備考																																																																																												
・ アルミニウム製	・ 450×450	・ 一般形	・ 屋内用																																																																																												
・ ステンレス製	※ 600×600	・ 密閉形	・ 屋内用																																																																																												
・ 鋼製	・	・	・ 鍵付き																																																																																												
部材名	材質	屋内外用	屋内用																																																																																												
受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアル ミニウム合金押出形材 (表面処理) JIS H 8602のB種又はJIS H 8601のAA15	JIS H 4100のA6063S -T5																																																																																													
ステンレス製	JIS G 4305のSUS304、 SUS430J1L、SUS443J1 (表面処理) HL又は2B 仕上げ程度	JIS G 4305のSUS430 (表面処理) HL又は2B 仕上げ程度																																																																																													
鋼製	—	標準仕様表18.3.1及び表 18.3.2のさび止め塗料塗り 等の防錆処理を行ったもの																																																																																													
錫鉄	JIS G 5501のFC150、FC200																																																																																														
その他	塩化ビニル樹脂製等																																																																																														
黄銅	JIS H 3100 のC2600、C2720、C2801 JIS H 3250 のC3602、C3604																																																																																														
JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 JIS G 4308のSUS304																																																																																															
ステンレス鋼板	JIS G 4305のSUS304、 SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308のSUS304	JIS G 4305のSUS430																																																																																													
アルミニウム板	JIS H 4000(A1100-H24)	—																																																																																													
表面処理: 隕酸化塗装複合被膜 JIS H 8601(AA15) JIS H 8602(B)																																																																																															
—	鋼製又はJIS G 3313にメラ ミン樹脂焼付塗装若しくは、 標準仕様表18.3.1及び表 18.3.2のさび止め塗料塗り 等の防錆処理を行ったもの																																																																																														
塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロブレン、 スポンジラバー、エチレンブロビン等の材質、 形状に適した弾力性、密着性を有するもの																																																																																															
鋼製に耐震鉛めつき又は防錆処理を行ったもの																																																																																															
黄銅鋳物、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金 鋳鉄製、ステンレス鋳鋼品、ステンレス製等 ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆 した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れ が生じないものとする																																																																																															
黄銅製、ステンレス製、亜鉛合金製とする 施設・開鎖は、鍵又は閉鎖用ハンドル式とする																																																																																															
蓋中央部が荷重値Pn=1,000Nにおいて残留したわみが点換 口の有孔径の0.08%以内であること。 受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと。 破壊荷重は、荷重値のPnの2倍以上であること。																																																																																															
設計基準強度 (F c) [N/mm <sup>2</sup> ]	スランプ (cm)	適用箇所																																																																																													
※ 2.4 ○ 2.1	※ 標準仕様表6.2.2による ・	※ コンクリート全て (無筋コンクリートを除く)																																																																																													
<p>セメント</p> <p>(6. 3. 1)</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td></td></tr> <tr><td>※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は ・ フライアッシュセメントA種</td><td></td></tr> <tr><td>・ 高炉セメントB種</td><td></td></tr> <tr><td>・ フライアッシュセメントB種</td><td></td></tr> </table>		種類		※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は ・ フライアッシュセメントA種		・ 高炉セメントB種		・ フライアッシュセメントB種																																																																																							
種類																																																																																															
※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は ・ フライアッシュセメントA種																																																																																															
・ 高炉セメントB種																																																																																															
・ フライアッシュセメントB種																																																																																															
⑯ その他	型枠	<p>B章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による (6. 8. 2)</p> <table border="1"> <tr><td>せき板の材料</td><td>※ 合板 ・ メッシュ型枠</td><td></td></tr> <tr><td>・ 断熱材を兼用した型枠</td><td>厚さ2.5mm以下かつ熱抵抗値1m<sup>2</sup>h°C/kCa以上</td><td></td></tr> </table>		せき板の材料	※ 合板 ・ メッシュ型枠		・ 断熱材を兼用した型枠	厚さ2.5mm以下かつ熱抵抗値1m <sup>2</sup> h°C/kCa以上																																																																																							
せき板の材料	※ 合板 ・ メッシュ型枠																																																																																														
・ 断熱材を兼用した型枠	厚さ2.5mm以下かつ熱抵抗値1m <sup>2</sup> h°C/kCa以上																																																																																														
<p>無筋コンクリート</p> <p>(6. 14. 1)</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>設計基準強度 (F c) [N/mm<sup>2</sup>]</td><td>スランプ (cm)</td><td>施工箇所</td></tr> <tr><td>※ 普通コンクリート</td><td>※ 1.8</td><td>※ 1.5</td><td>※ 標準仕様書6.14.1(4)(7)~(9)による ・</td></tr> </table>		種類	設計基準強度 (F c) [N/mm <sup>2</sup> ]	スランプ (cm)	施工箇所	※ 普通コンクリート	※ 1.8	※ 1.5	※ 標準仕様書6.14.1(4)(7)~(9)による ・																																																																																						
種類	設計基準強度 (F c) [N/mm <sup>2</sup> ]	スランプ (cm)	施工箇所																																																																																												
※ 普通コンクリート	※ 1.8	※ 1.5	※ 標準仕様書6.14.1(4)(7)~(9)による ・																																																																																												
⑯ その他	床コンクリート 直均し仕上げ	<p>(8. 1. 4) (表8. 1. 5)</p> <table border="1"> <tr><td>仕上げの平たんさは、図示以外は下記による</td><td></td></tr> <tr><td>改修標準仕様書表8.1.5に よる平たんさの種別</td><td>施工箇所</td></tr> <tr><td>a種</td><td>合成樹脂塗床、ビニル系床材張り、床コンクリート直均し仕上げ、 フライアセスフロア(直敷式) ( )</td></tr> <tr><td>b種</td><td>カーペット張り、防水下地、セルフレベリング材塗り ( )</td></tr> <tr><td>c種</td><td>タイル張り、モルタル塗り、フライアセスフロア(支柱調整式) ( )</td></tr> </table>		仕上げの平たんさは、図示以外は下記による		改修標準仕様書表8.1.5に よる平たんさの種別	施工箇所	a種	合成樹脂塗床、ビニル系床材張り、床コンクリート直均し仕上げ、 フライアセスフロア(直敷式) ( )	b種	カーペット張り、防水下地、セルフレベリング材塗り ( )	c種	タイル張り、モルタル塗り、フライアセスフロア(支柱調整式) ( )																																																																																		
仕上げの平たんさは、図示以外は下記による																																																																																															
改修標準仕様書表8.1.5に よる平たんさの種別	施工箇所																																																																																														
a種	合成樹脂塗床、ビニル系床材張り、床コンクリート直均し仕上げ、 フライアセスフロア(直敷式) ( )																																																																																														
b種	カーペット張り、防水下地、セルフレベリング材塗り ( )																																																																																														
c種	タイル張り、モルタル塗り、フライアセスフロア(支柱調整式) ( )																																																																																														
<p>あと施工アンカー</p> <p>(14. 1. 3)</p> <p>6章内装改修工事 軽量鉄天井下地及び8章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による あと施工アンカー施工後の確認試験 ※ 行う 行わない</p>																																																																																															
⑯ その他	トイレベース	<p>(20. 2. 5)</p> <table border="1"> <tr><td>表面材の材料</td><td>脚部</td><td>ドアエッジ</td></tr> <tr><td>形狀</td><td></td><td>材質</td></tr> <tr><td>※ メラミン樹脂系化粧板</td><td>※ 幅木タイプ</td><td>※ アルミニウム製</td></tr> <tr><td>・ ポリエチル樹脂系化粧板</td><td>・</td><td>・ ステンレス製 ・ 表面材と同材</td></tr> </table>		表面材の材料	脚部	ドアエッジ	形狀		材質	※ メラミン樹脂系化粧板	※ 幅木タイプ	※ アルミニウム製	・ ポリエチル樹脂系化粧板	・	・ ステンレス製 ・ 表面材と同材																																																																																
表面材の材料	脚部	ドアエッジ																																																																																													
形狀		材質																																																																																													
※ メラミン樹脂系化粧板	※ 幅木タイプ	※ アルミニウム製																																																																																													
・ ポリエチル樹脂系化粧板	・	・ ステンレス製 ・ 表面材と同材																																																																																													
<p>(品質・性能)</p> <p>(1) パネル</p> <table border="1"> <tr><td>項目</td><td>品質・性能</td></tr> <tr><td>表面材</td><td>メラミン樹脂、ポリエチル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系單一材とする。</td></tr> <tr><td>裏打材</td><td>JIS A 6512「可動開仕切」の表9に對応する材質のうち、鋼材については、防食處理及防錆処理を施した材質とする。ただし、メラミン樹脂系單一材の場合は適用しない。</td></tr> <tr><td>心材</td><td>JIS A 6512「可動開仕切」の表9に對応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系單一材の場合は適用しない。</td></tr> <tr><td>枠材</td><td>JIS A 6512「可動開仕切」の表9に對応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっきエッジ材 处理を施した材質とする。</td></tr> <tr><td>小口</td><td>防水処理を施す。</td></tr> </table> <p>(2) 構造金物</p> <table border="1"> <tr><td>項目</td><td>品質・性能</td></tr> <tr><td>脚部</td><td>JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430J1L、 (脚具、幅木)</td></tr> </table> <p>(3) 付属金物</p> <table border="1"> <tr><td>項目</td><td>品質・性能</td></tr> <tr><td>ヒンジ</td><td>耐蝕性のあるものとする。</td></tr> <tr><td>ラッチセット</td><td>戸当り 腐蝕の恐れのあるある材料には防錆処理を施してあるものとする。</td></tr> <tr><td>戸当り</td><td>戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。</td></tr> </table> <p>(4) 外観: JIS A 6512「可動開仕切」の5.b)による。</p> <p>(5) パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性</p> <table border="1"> <tr><td>項目</td><td>品質・性能</td></tr> <tr><td>耐薬品性及び耐汚染性</td><td>耐引っかき性</td></tr> <tr><td>メラミン樹脂系化粧板及びメラミン 樹脂系單一材</td><td>JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧 化粧板」の表8品質による耐汚染性 (B法)の規定を満足していること。</td></tr> <tr><td>低圧メラミン樹脂系化粧板</td><td>ポリエチル樹脂系加工化粧板、ポリエチル樹脂系化粧板バーティカルボードのいずれかの品質に適合していること。</td></tr> <tr><td>ポリエチル樹脂系加工化粧板</td><td>JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊 加工化粧板に示された耐汚染性試験 結果において、試験片の表面に色が残ら ないことを。</td></tr> <tr><td>ポリエチル樹脂系化粧板</td><td>JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。</td></tr> <tr><td>ポリエチル樹脂系化粧板MDF</td><td>JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。</td></tr> <tr><td>ティクルボード</td><td>ポリエチル樹脂系化粧板MDF ポリエチル樹脂系化粧板バー ティクルボード</td></tr> </table> <p>(試験方法)</p> <p>(1) ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法—第2部：ドア用金物」に規定する試験による。</p> <p>(2) 戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2に規定する試験による。</p> <p>パネル材料のホルムアルデヒド放散量 ※ JIS A 6512によりF☆☆☆☆以上</p>		項目	品質・性能	表面材	メラミン樹脂、ポリエチル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系單一材とする。	裏打材	JIS A 6512「可動開仕切」の表9に對応する材質のうち、鋼材については、防食處理及防錆処理を施した材質とする。ただし、メラミン樹脂系單一材の場合は適用しない。	心材	JIS A 6512「可動開仕切」の表9に對応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系單一材の場合は適用しない。	枠材	JIS A 6512「可動開仕切」の表9に對応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっきエッジ材 处理を施した材質とする。	小口	防水処理を施す。	項目	品質・性能	脚部	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430J1L、 (脚具、幅木)	項目	品質・性能	ヒンジ	耐蝕性のあるものとする。	ラッチセット	戸当り 腐蝕の恐れのあるある材料には防錆処理を施してあるものとする。	戸当り	戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。	項目	品質・性能	耐薬品性及び耐汚染性	耐引っかき性	メラミン樹脂系化粧板及びメラミン 樹脂系單一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧 化粧板」の表8品質による耐汚染性 (B法)の規定を満足していること。	低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエチル樹脂系加工化粧板、ポリエチル樹脂系化粧板バーティカルボードのいずれかの品質に適合していること。	ポリエチル樹脂系加工化粧板	JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊 加工化粧板に示された耐汚染性試験 結果において、試験片の表面に色が残ら ないことを。	ポリエチル樹脂系化粧板	JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。	ポリエチル樹脂系化粧板MDF	JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。	ティクルボード	ポリエチル樹脂系化粧板MDF ポリエチル樹脂系化粧板バー ティクルボード																																																						
項目	品質・性能																																																																																														
表面材	メラミン樹脂、ポリエチル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系單一材とする。																																																																																														
裏打材	JIS A 6512「可動開仕切」の表9に對応する材質のうち、鋼材については、防食處理及防錆処理を施した材質とする。ただし、メラミン樹脂系單一材の場合は適用しない。																																																																																														
心材	JIS A 6512「可動開仕切」の表9に對応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系單一材の場合は適用しない。																																																																																														
枠材	JIS A 6512「可動開仕切」の表9に對応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっきエッジ材 处理を施した材質とする。																																																																																														
小口	防水処理を施す。																																																																																														
項目	品質・性能																																																																																														
脚部	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430J1L、 (脚具、幅木)																																																																																														
項目	品質・性能																																																																																														
ヒンジ	耐蝕性のあるものとする。																																																																																														
ラッチセット	戸当り 腐蝕の恐れのあるある材料には防錆処理を施してあるものとする。																																																																																														
戸当り	戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。																																																																																														
項目	品質・性能																																																																																														
耐薬品性及び耐汚染性	耐引っかき性																																																																																														
メラミン樹脂系化粧板及びメラミン 樹脂系單一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧 化粧板」の表8品質による耐汚染性 (B法)の規定を満足していること。																																																																																														
低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエチル樹脂系加工化粧板、ポリエチル樹脂系化粧板バーティカルボードのいずれかの品質に適合していること。																																																																																														
ポリエチル樹脂系加工化粧板	JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊 加工化粧板に示された耐汚染性試験 結果において、試験片の表面に色が残ら ないことを。																																																																																														
ポリエチル樹脂系化粧板	JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。																																																																																														
ポリエチル樹脂系化粧板MDF	JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。																																																																																														
ティクルボード	ポリエチル樹脂系化粧板MDF ポリエチル樹脂系化粧板バー ティクルボード																																																																																														
⑯ その他	鉄筋	<p>8章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による (5. 2. 1) (表5. 2. 1)</p> <table border="1"> <tr><td>種類の記号</td><td>呼び名</td><td>備考</td></tr> <tr><td>※ S D 2.9.5 A</td><td>※ D 1.6 以下</td><td></td></tr> <tr><td>※ S D 3.4.5</td><td>※ D 1.9 以上</td><td></td></tr> </table>		種類の記号	呼び名	備考	※ S D 2.9.5 A	※ D 1.6 以下		※ S D 3.4.5	※ D 1.9 以上																																																																																				
種類の記号	呼び名	備考																																																																																													
※ S D 2.9.5 A	※ D 1.6 以下																																																																																														
※ S D 3.4.5	※ D 1.9 以上																																																																																														
<p>(5. 2. 2)</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>網目寸法、鉄線の径 (mm)</td><td>備考</td></tr> <tr><td>※ 溶接金網</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ 鉄筋格子</td><td></td><td></td></tr> </table>		種類	網目寸法、鉄線の径 (mm)	備考	※ 溶接金網			・ 鉄筋格子																																																																																							
種類	網目寸法、鉄線の径 (mm)	備考																																																																																													
※ 溶接金網																																																																																															
・ 鉄筋格子																																																																																															
⑯ その他	鉄筋の継手及び定着	<p>8章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による (5. 3. 4)</p> <table border="1"> <tr><td>鉄筋の継手の方法等</td><td></td></tr> <tr><td>※ 重ね継手</td><td></td></tr> </table> <p>鉄筋の重ね継手の長さ</p> <p>※ 4 d と標準仕様表5.3.2の重ね継手の長さのうち大きい値とする</p> <p>鉄筋の定着長さ</p> <p>※ 柱に取り付ける梁の引っ張り鉄筋の直線定着長さは4 d 以上とし、それ以外は 標準仕様表5.3.4による</p> <p>機械式定着工法</p> <p>・ 適用する</p> <p>適用箇所</p> <p>・ 図示による</p> <p>種類</p> <p>・ 摩擦压接接合</p> <p>・ 締合グラウト固定</p> <p>・ 嵌合グラウト固定</p>		鉄筋の継手の方法等		※ 重ね継手																																																																																									
鉄筋の継手の方法等																																																																																															
※ 重ね継手																																																																																															



付近見取図



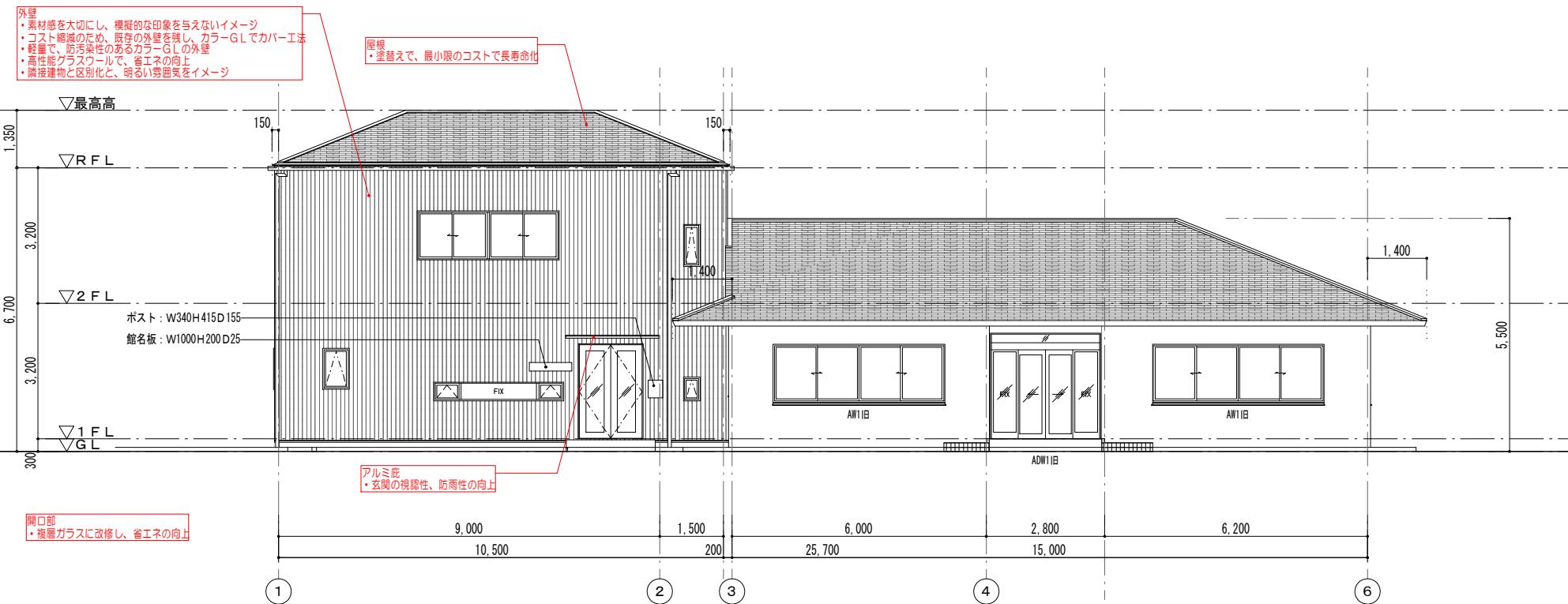
N  
配置図 1:200

計画概要		凡例			防火性能認定番号		特記事項	
建物概要		C : コンクリート M : モルタル C B : コンクリートブロック A s : アスファルト S : 鉄骨 L G S : 軽量鉄骨(一般形鋼、軽量形鋼) S T P W : 構造用合板 S O P W : 針葉樹合板(耐水1類) G W : ガラスウール V B : バイプレーション仕上(ステンレス) T B : トイレース G B - R : 石膏ボード G B - D : 化粧石膏ボード G B - F : 強化石膏ボード V P : 硬質塗化ビニル管(一般管) V U : 硬質塗化ビニル管(薄肉管) ケイカル D R : ロックウール化粧吸音板	左 官	外薄塗材 E : 外装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材 V P : 塩化ビニル樹脂塗 W P : 木材保護塗料塗 O S : オイルステイン塗 C L : クリヤラッカー	G B - R 厚9.5 : 準燃 NM-9828 G B - R 厚12.5~15.0 : 不燃 NM-8619 G B - D 厚9.5(トラバーン) : 不燃 NM-0127 G B - F 厚12.5 : 不燃 NM-1498 D R 厚9.0 : 不燃 NM-8599 ケイカル板 厚5~12.0 : 不燃 NM-8576 繊維混入石膏板 厚6 : 不燃 NM-2967	1. 参考品番は、改修工事特記仕様書8に記載している。 2. 特記なき限り、撤去する周囲にはカッター入を行う。 3. 内部仕上表の下地欄( )は既設部分を示す。 4. 照明・空調・設備配管など設備機器類の位置は、プロット図を作成し、監督職員の承諾を得ること。 5. 内部の床の桧フローリング、巾木、壁、天井の杉板の材料は、北広島町が支給すること。 搬入時期、場所については協議による。		
建築主	北広島町長	一般					参考品番	
建築住所	〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234						屋根 外壁 樋 断熱材 床 壁 天井 塗装 その他	棟換気: トーコー S型換気棟 1P スパンドレル: 島屋 スパンドレル K型スパン150 カラーアルミ製樋(スチール芯): パナソニック サーフェスケア FS-I型 グラスウール: 旭グラスファイバー アクリアR57、アクリアネクスト ビニル床シート(防臭): 東リ 消臭NSトフレNW ビニル床タイル: 東リ フェイソルブルース ノンスリップ金物: アシストアシステップ アルミ製 11-4135(DW) 乾式二重床: フクビ ブラ木レン、システム根太 耐摩耗化粧板: アイカ マーレスボード(木目調) メラミン樹脂合板: アイカ セラール ゆらぎ 金属箔化粧板: アイカ ME-2933 ロックウール吸音板: 吉野石膏 ソーラートン スカット 繊維混入石膏板: エーアンドエーマテリアル エフジーボード 羽目板: 中本造林 杉板浮造 上小無節 大谷塗料 パトン 大阪ガスケミカル キンラデコール アイカ ポストフォームカウンター VPA ロールスクリーン: タチカワブランド ライフ ウォッシュヤブル 手摺: マツ六 32アッシュ丸棒ディンブル 32セレクトシリーズ
敷地の場所	〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田495番地						石綿含有建材	
敷地面積	806.06m <sup>2</sup>						レベル3: ビニル床シート、ソフト巾木の接着剤 レベル3(みなし): 石綿板厚6 石綿事前調査者: AK建築設計事務所 小泉満(修了番号: 2306220711、講習機関名: SAT株式会社)	
前面道路	前面道路: 10.00m							
用途地域	商業地域							
防火地域	指定なし							
その他区域	法22条区域、宅地造成工事規制区域							
施設名称	北広島町人権・生活総合相談センター							
建物用途	建築基準法: 08990 複合施設(新棟: 児童養護施設、旧棟: 集会所) 防火対象物: (16) 項イ(新棟: (6) 項ハ(3)、旧棟: (1) 項口)							
面積	建築面積: 219.37m <sup>2</sup> (旧棟: 151.80m <sup>2</sup> 、新棟: 67.57m <sup>2</sup> ) 延床面積: 263.85m <sup>2</sup> (旧棟 1階: 132.00m <sup>2</sup> ) (新棟 128.85m <sup>2</sup> 1階: 65.85m <sup>2</sup> 、2階63.00m <sup>2</sup> )							
構造	旧棟: RC造平屋建て、新棟: S造2階建て、その他建築物							
建物高さ	新棟 軒高: 6.700m、最高高さ: 8.050m							
建蔽率	27.22% ≤ 80%							
容積率	32.74% ≤ 400%							
その他	建設: 新棟: 1987年(昭和62年)5月 旧棟: 1978年(昭和53年)12月							
工事概要	1. 主として新棟の用途替えによる改修 2. 屋根塗替え、外壁カバー工法、通路上屋撤去 3. 間仕切変更に伴う内装の撤去・新設 4. 電気設備の改修に伴う撤去・新設 5. 空調・換気設備の改修に伴う撤去・新設 6. 給排水配管引込の改修に伴う撤去・復旧 7. 給排水配管に伴う土間・外構撤去・新設							
外部仕上表(改修前・後)								
部位	改修前		改修後	部位	改修前		改修後	
屋根	旧棟 カラーベストコロニアル葺き 既設のまま 棟包み: カラー鋼板厚0.6加工 既設のまま、鼻隠し: 既設のまま 新棟 カラーベストコロニアル葺き 高圧水洗浄 軒先: カラー鋼板厚0.6加工 高圧水洗浄 棟包み: カラー鋼板厚0.6加工 高圧水洗浄、一部撤去 壁際水切: カラー鋼板厚0.6加工 高圧水洗浄		新棟 D P(1級)塗替え(RB種) 軒先: D P(1級)塗替え(RB種) 棟包み: D P(1級)塗替え(RB種)、換気棟(L1090×3)、カラーG L厚0.5加工 新設 鼻隠し: ケラバ: カラーG L厚0.6H150加工 新設 壁際水切: D P(1級)塗替え(RB種)	通路	床: カーペット敷き 撤去 C金コテ 一部撤去 壁: 壁材・アルミ材 撤去、S柱・S横胴縁現し 撤去 天井: 屋根材・アルミ材現し 撤去		床: C金コテ 一部新設	
軒裏	旧棟 外薄塗材 E C打放し 既設のまま 新棟 床: V P 石綿板厚6 撤去		新棟 床: E P-G ケイカル板厚6(目透し) 新設					
外壁	旧棟 外薄塗材 E C打放し 既設のまま 新棟 窓業系サイディング横張り厚12 アスファルト防水シート 一部撤去、高圧水洗浄 出隅物: 窓業系サイディング厚12 撤去 水切: カラー鋼板厚0.6 一部撤去		新棟 カラーG L厚0.5スパンドレル ヨコ通気隙縫(W18×45@450)(カバー工法) 新設 透湿防水シート、気密防水両面テープW75(サザン)・GB-R縫合 外壁新設部下地: G B-F厚12.5 新設 水切: D P(1級)塗替え(RB種)、D P(1級) カラーG L厚0.6加工 新設 出隅: カラーG L厚0.4役物加工 新設 開口部廻り・壁見切: カラーG L厚0.4加工 新設					
根廻り	旧棟 M金コテ C下地 既設のまま 新棟 M金コテ C下地 高圧水洗浄							
樋	旧棟 銅板加工箱樋 既設のまま 新棟 軒樋: V P 塩ビ製角樋W120 撤去(吊金物共) 堅樋: V P V U Ø75 撤去(掘み金物共)		新棟 軒樋: カラー塩ビ製樋W138(スチール芯) 新設(専用吊金物共) 堅樋: カラー塩ビ製Ø75 新設(専用掘み金物、排水管カバー共)					
シーリング	屋根包み: 25×10 撤去 建具廻り: 20×10 撤去 外壁タテ: 20×10 撃去 外壁水切: 20×10 撃去		外壁水切(旧棟): P U-2 25×10 新設 屋根包み: P U-2 25×10 新設 建具廻り: M S-2 20×10 新設					
外構	一般部: C舗装、カラーA s舗装 既設のまま 大走: C直均し 既設のまま スロープ(旧棟): 塗装 C直均し 既設のまま、一部タイル口100 既設のまま 土間: C直均し厚120 砕石厚100 一部撤去 舗装: カラーA s厚50 砕石厚150 一部撤去 外部倉庫: スチール製既製品(W3000D2400H2200)、C B基礎 撤去		スロープ: カラーC ホーキ目 土間: C直均し 一部新設 舗装: カラーA s厚50 砕石厚150 一部新設					
断熱材	新棟 外壁: なし 天井: G W 既設のまま 新棟 外壁: G W(アルミ箔付)厚50 撤去 天井: G W厚50 撃去		新棟 外壁: 高性能G W厚100(防湿フィルム付、GWHG14-38) 新設 天井: G W厚200(防湿フィルム付、GWHG20-35) 新設 開口部廻り、胴縁同士の隙間等: 発泡ウレタン充填	その他		アルミ庇: L2200×D1350 新設、S胴縁補強共 館名板: S U S製 壁付ポスト: S U S製		

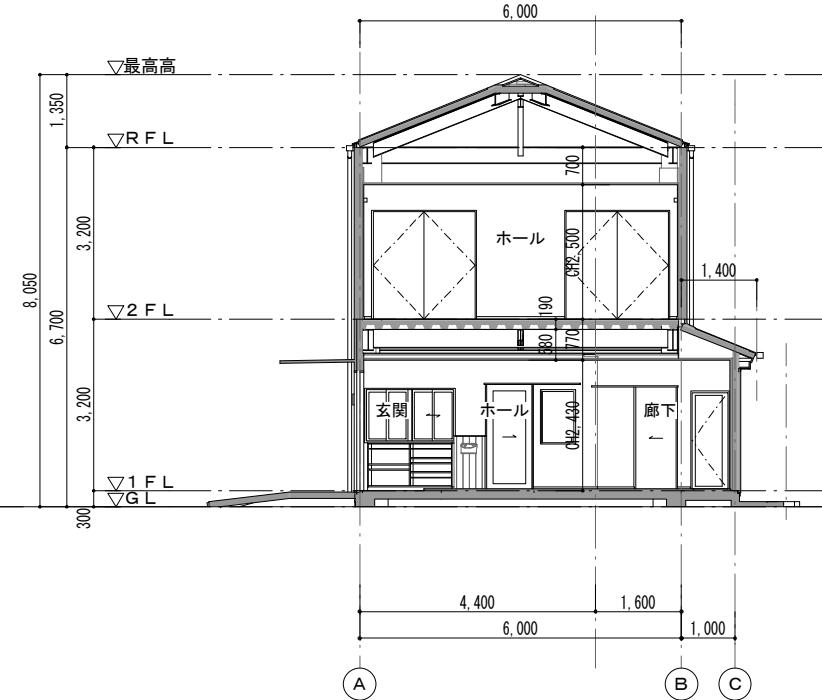
## 内部仕上表(改修前・後)

階数	室名	区分	床			巾木	壁			天井			天井高	備考
			下地	仕上	床高		下地	仕上	腰高	下地	仕上	廻縁		
1階旧棟	玄関・ホール	改修前	C+M	磁器質口100タイル 既設のまま ノンスリップビニルタイル厚4.0 既設のまま	-150	V P塗 M金コテH100 既設	C	V P M金コテ 既設のまま V P G B-R厚12+厚9(直貼り工法) 既設のまま	0	LGS	D R厚12 G B-R厚9捨て貼り 既設のまま	塙ビ製既設	2,750	
	廊下	改修前	C+M	磁器質口100タイル 既設のまま ノンスリップビニルタイル厚4.0 既設のまま	-150	V P塗 M金コテH100 既設	C	V P M金コテ 既設のまま V P G B-R厚12+厚9(直貼り工法) 既設のまま	0	LGS	D R厚12 G B-R厚9捨て貼り 既設のまま	塙ビ製既設	2,750	
	事務所	改修前	C+M	磁器質口100タイル 既設のまま ノンスリップビニルタイル厚4.0 既設のまま	-150	V P塗 M金コテH100 既設	C	V P M金コテ 既設のまま V P G B-R厚12+厚9(直貼り工法) 既設のまま	0	LGS	D R厚12 G B-R厚9捨て貼り 既設のまま	塙ビ製既設	2,750	
	第2相談室	改修前	C+M	磁器質口100タイル 既設のまま ノンスリップビニルタイル厚4.0 既設のまま	-150	V P塗 M金コテH100 既設	C	V P M金コテ 既設のまま V P G B-R厚12+厚9(直貼り工法) 既設のまま	0	LGS	D R厚12 G B-R厚9捨て貼り 既設のまま	塙ビ製既設	2,750	
	印刷室	改修前	C+M	磁器質口100タイル 既設のまま ノンスリップビニルタイル厚4.0 既設のまま	-150	V P塗 M金コテH100 既設	C	V P M金コテ 既設のまま V P G B-R厚12+厚9(直貼り工法) 既設のまま	0	LGS	D R厚12 G B-R厚9捨て貼り 既設のまま	塙ビ製既設	2,750	
	健康衛生室	改修前	C+M	磁器質口100タイル 既設のまま ノンスリップビニルタイル厚4.0 既設のまま	-150	V P塗 M金コテH100 既設	C	V P M金コテ 既設のまま V P G B-R厚12+厚9(直貼り工法) 既設のまま	0	LGS	D R厚12 G B-R厚9捨て貼り 既設のまま	塙ビ製既設	2,750	
	第1相談室	改修前	C+M	磁器質口100タイル 既設のまま ノンスリップビニルタイル厚4.0 既設のまま	-150	V P塗 M金コテH100 既設	C	V P M金コテ 既設のまま V P G B-R厚12+厚9(直貼り工法) 既設のまま	0	LGS	D R厚12 G B-R厚9捨て貼り 既設のまま	塙ビ製既設	2,750	
	大集会室	改修前	C+M	磁器質口100タイル 既設のまま ノンスリップビニルタイル厚4.0 既設のまま	-150	V P塗 M金コテH100 既設	C	V P M金コテ 既設のまま V P G B-R厚12+厚9(直貼り工法) 既設のまま	0	LGS	D R厚12 G B-R厚9捨て貼り 既設のまま	塙ビ製既設	2,750	
	湯沸室	改修前	C+M	磁器質口100タイル 既設のまま ノンスリップビニルタイル厚4.0 既設のまま	-150	V P塗 M金コテH100 既設	C	V P M金コテ 既設のまま V P G B-R厚12+厚9(直貼り工法) 既設のまま	0	LGS	D R厚12 G B-R厚9捨て貼り 既設のまま	塙ビ製既設	2,750	
	トイレ	改修前	C+M	磁器質口100タイル 既設のまま ノンスリップビニルタイル厚4.0 既設のまま	-150	V P塗 M金コテH100 既設	C	V P M金コテ 既設のまま V P G B-R厚12+厚9(直貼り工法) 既設のまま	0	LGS	D R厚12 G B-R厚9捨て貼り 既設のまま	塙ビ製既設	2,750	
1階新棟														
	廊下	改修前	C+M	ビニル床シート厚2.0 撤去	0	ソフト巾木H75 撤去	LGS一部撤去	ビニルクロス G B-R厚12.5 撤去	0	LGS一部撤去	G B-D厚9.5 撤去	塙ビ製撤去	2,500	
	静養娯楽室	改修前	C+M	パンチカーペット敷き 撤去	0	ソフト巾木H75 撤去	LGS一部撤去	ビニルクロス G B-R厚12.5 撃去 流し台廻り: S U S厚0.5 撃去	0	LGS一部撤去	G B-D厚9.5 撃去	塙ビ製撤去	2,500	(タテ型ブラインド、ブラインド取付板)撤去
	生活改善室	改修前	C+M	ビニル床シート厚2.0 撃去	0	ソフト巾木H75 撃去	LGS一部撤去	ビニルクロス G B-R厚12.5 撃去	0	LGS一部撤去	G B-D厚9.5 撃去	塙ビ製撤去	2,500	(タテ型ブラインド、ブラインド取付板)撤去 (流し台)撤去
	倉庫	改修前	C+M	M金コテ 既設のまま	0		LGS一部撤去	石綿板厚6 撃去	0		デッキプレート、鉄骨梁、鉄骨階段裏現し		-	
	階段室	改修前	C+M	ビニル床シート厚2.0 撃去	0	ソフト巾木H75 撃去	LGS一部撤去	ビニルクロス G B-R厚12.5 撃去	0	LGS一部撤去	ビニルクロス G B-R厚12.5 撃去	塙ビ製撤去	-	
	玄関	改修後	(C+M) M新設	ビニル床タイル厚2.0 新設 下地調整共	5	ソフト巾木H75 新設	LGS一部新設	ビニルクロス G B-R厚12.5 新設	0	LGS新設	D R厚9 G B-R厚9.5捨て張り 新設	塙ビ製新設	2,425	(下足入、S U S床見切)新設
	ホール	改修後	(C+M)	O S 桁フローリング厚15 S O P W厚12 新設 下地調整共	30	O S 杉9×H40 新設	LGS新設	ビニルクロス G B-R厚12.5 新設	0	LGS新設	D R厚9 G B-R厚9.5捨て張り 新設	塙ビ製新設	2,400	(面台)新設
	廊下	改修後	(C+M)	O S 桁フローリング厚15 S O P W厚12 新設 下地調整共、増築部: S L厚30	30	O S 杉9×H40 新設	LGS一部新設	ビニルクロス G B-R厚12.5 新設 一部 O S 杉フローリング厚15横張り G B-R厚12.5新設	0	LGS新設	D R厚9 G B-R厚9.5捨て張り 新設	塙ビ製新設	2,400	
	談話室	改修後	(C+M)	ビニル床タイル厚2.0 新設 下地調整共	30	O S 杉9×H40 新設	LGS一部新設	ビニルクロス G B-R厚12.5 新設 一部 O S 杉フローリング厚15横張り G B-R厚12.5 新設	0	LGS新設	D R厚9 G B-R厚9.5捨て張り 新設	塙ビ製新設	2,300	
	トイレ1	改修後	(C+M)	ビニル床シート厚2.0(防臭) S O P W厚12(二重) 新設 下地調整共	30	O S 杉9×H40 新設	LGS一部新設	ビニルクロス G B-R厚12.5 新設 一部 O S 杉羽目板厚9横張り G B-R厚12.5 新設	0	LGS新設	D R厚9 G B-R厚9.5捨て張り 新設	塙ビ製新設	-	(固定棚)新設
	トイレ2	改修後	(C+M)	ビニル床シート厚2.0(防臭) S O P W厚12(二重) 新設 下地調整共	30	O S 杉9×H40 新設	LGS新設	ビニルクロス G B-R厚12.5 新設 一部 O S 杉羽目板厚9横張り G B-R厚12.5 新設	0	LGS新設	D R厚9 G B-R厚9.5捨て張り 新設	塙ビ製新設	2,250	(固定棚)新設
	階段下収納	改修後	(C+M)	ビニル床シート厚2.0(防臭) S O P W厚12(二重) 新設 下地調整共	30	杉9×40 新設	LGS一部新設	G B-R厚12.5素地 新設	0		S O P塗替え 鉄骨梁、鉄骨階段裏現し		-	
	静養娯楽室	改修後	(C+M)	O S 桁フローリング厚15 S O P W厚12 新設 下地調整共	30	O S 杉9×H40 新設	LGS一部施設	ビニルクロス G B-R厚12.5 新設	0	LGS一部新設	D R厚9 G B-R厚9.5捨て張り 新設	塙ビ製新設	2,500	(階段状ベンチ、本棚、ロッカー、キッチンカウンター、ロールスクリーン)新設
	キッチン	改修後	(C+M)	O S 桁フローリング厚15 S O P W厚12 新設 下地調整共	30	O S 杉9×H40 新設	LGS一部新設	ビニルクロス G B-R厚12.5 新設 壁一部・ライニング壁: メタル化粧板厚0.8 G B-R厚12.5 新設	0	LGS新設	D R厚9 G B-R厚9.5捨て張り 新設	塙ビ製新設	2,500	(システムキッチン、レンジフード)新設 (家電収納カウンター)新設

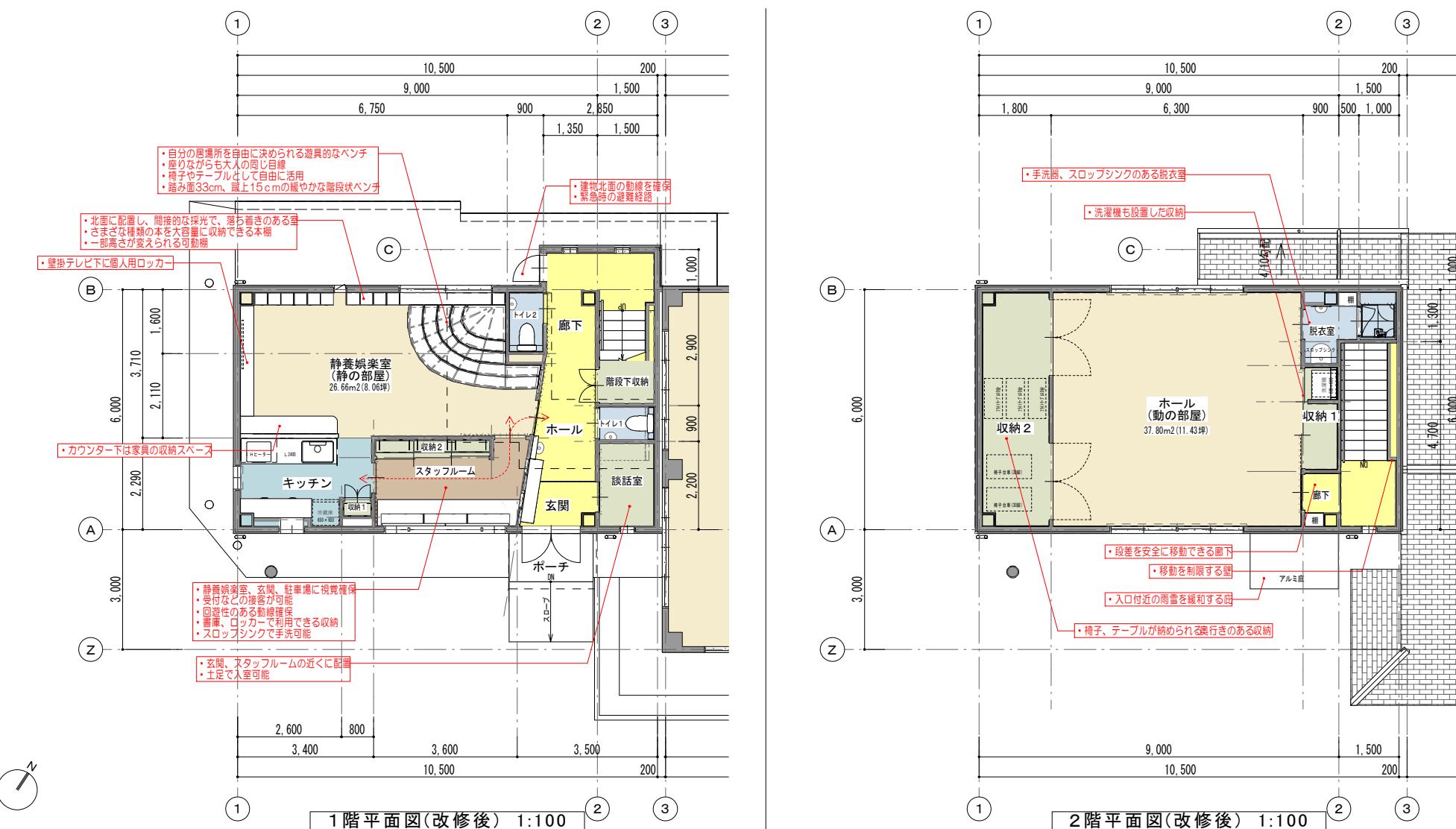
内 部 仕 上 表 ( 改 修 前 · 後 )



南側立面図(改修後) 1:100

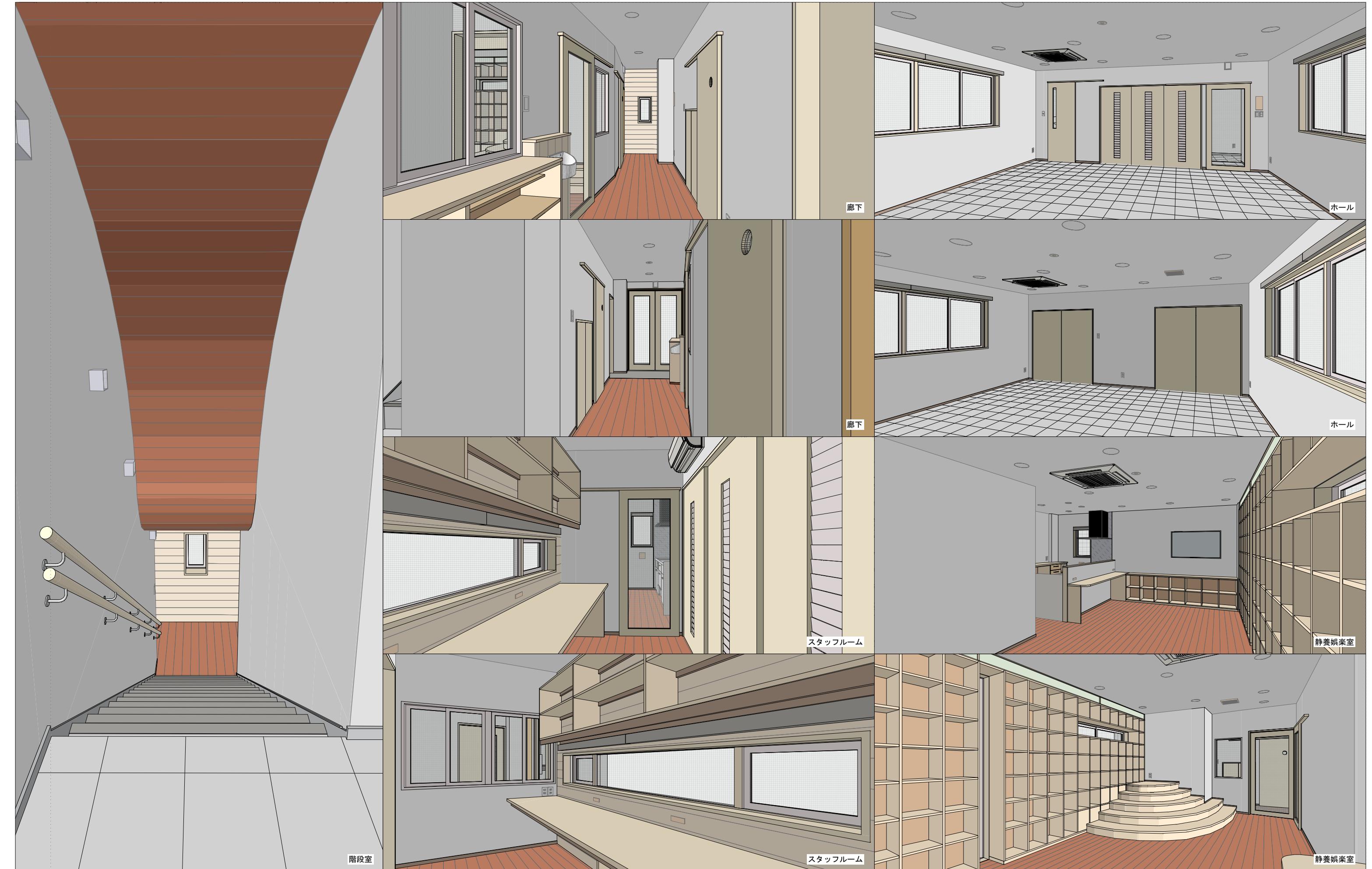


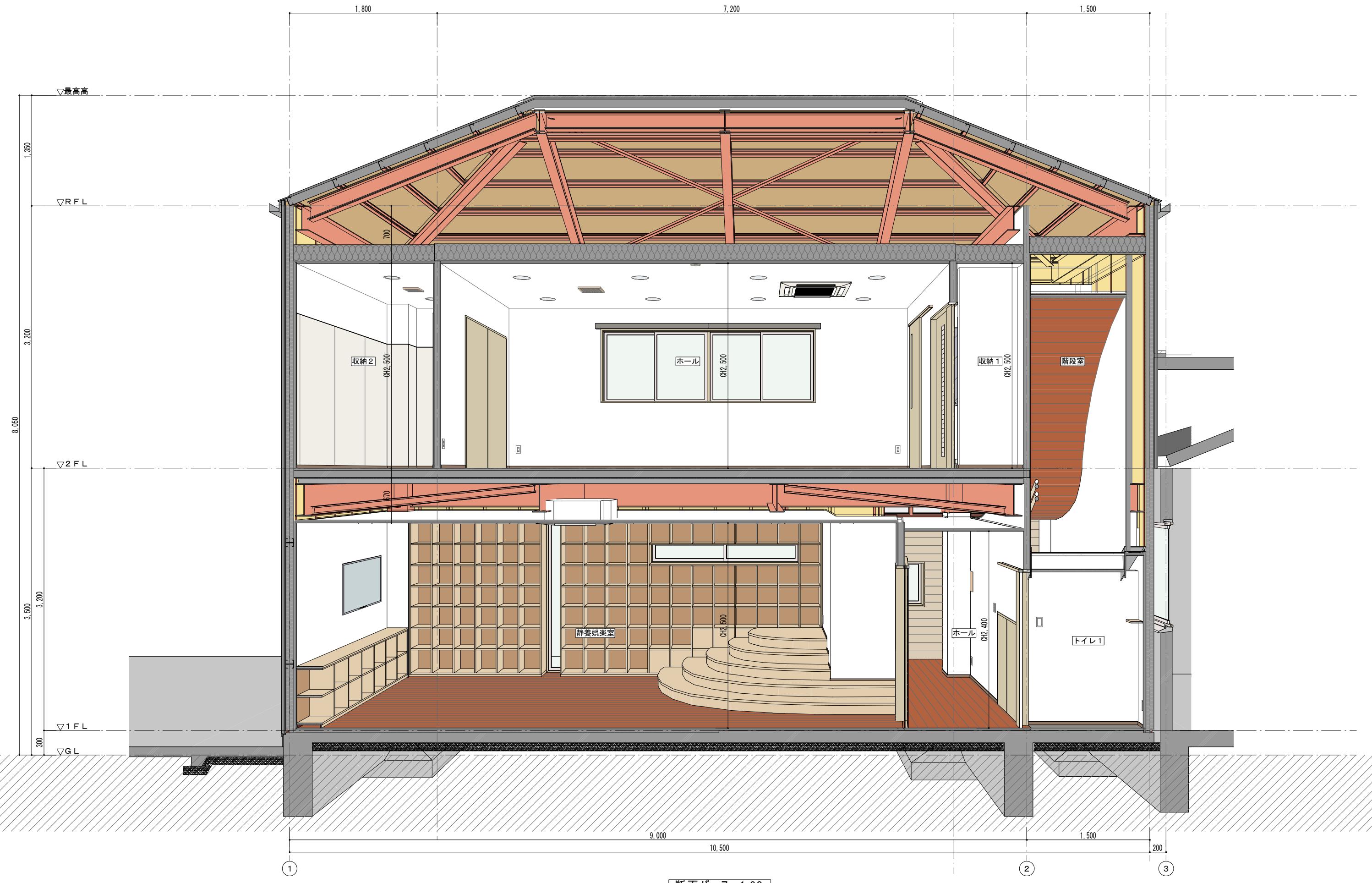
A断面図(改修後) 1:100

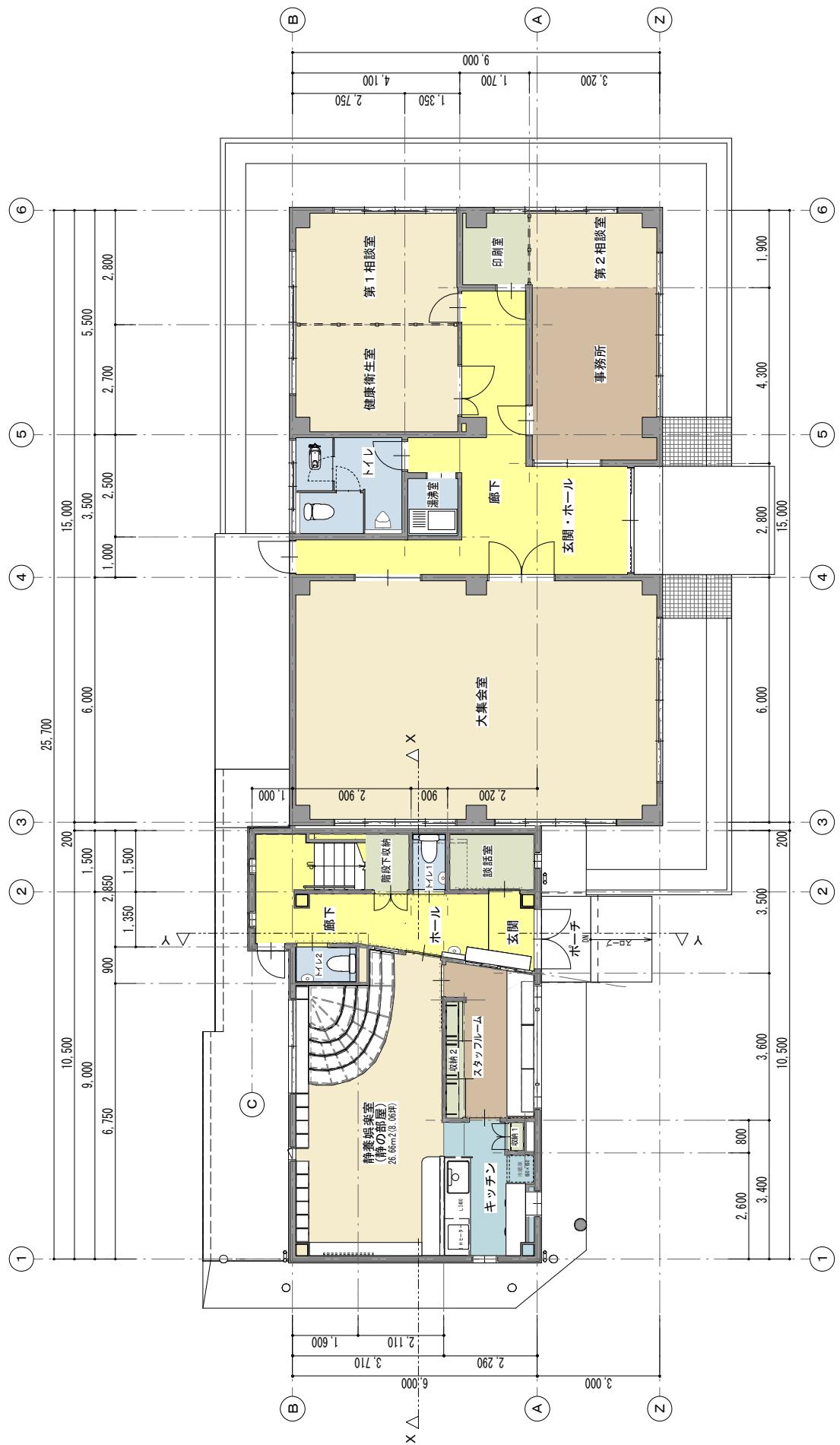


## 北広島町子ども第三の居場所開設工事

設計年月：2025年 12月

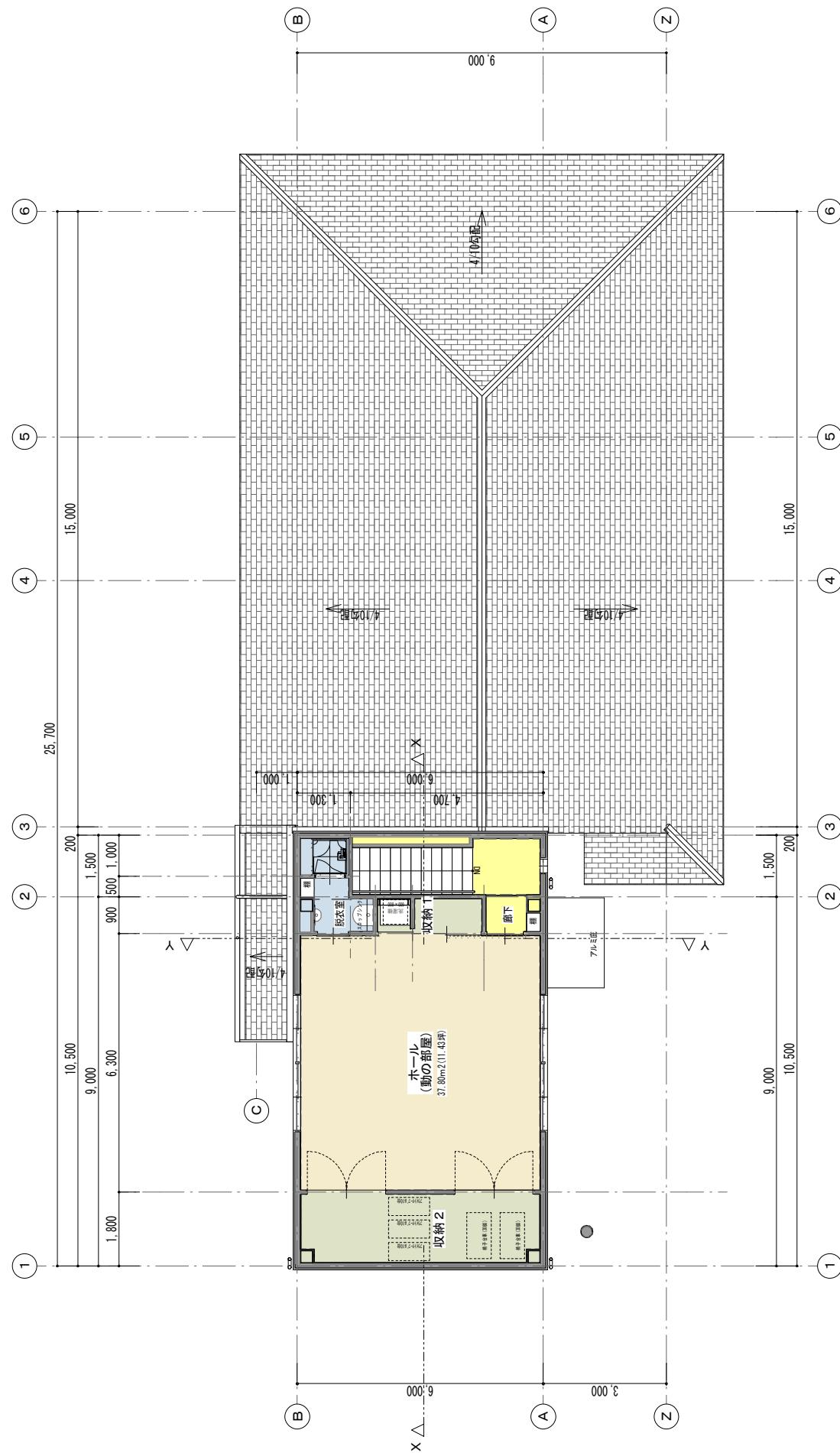




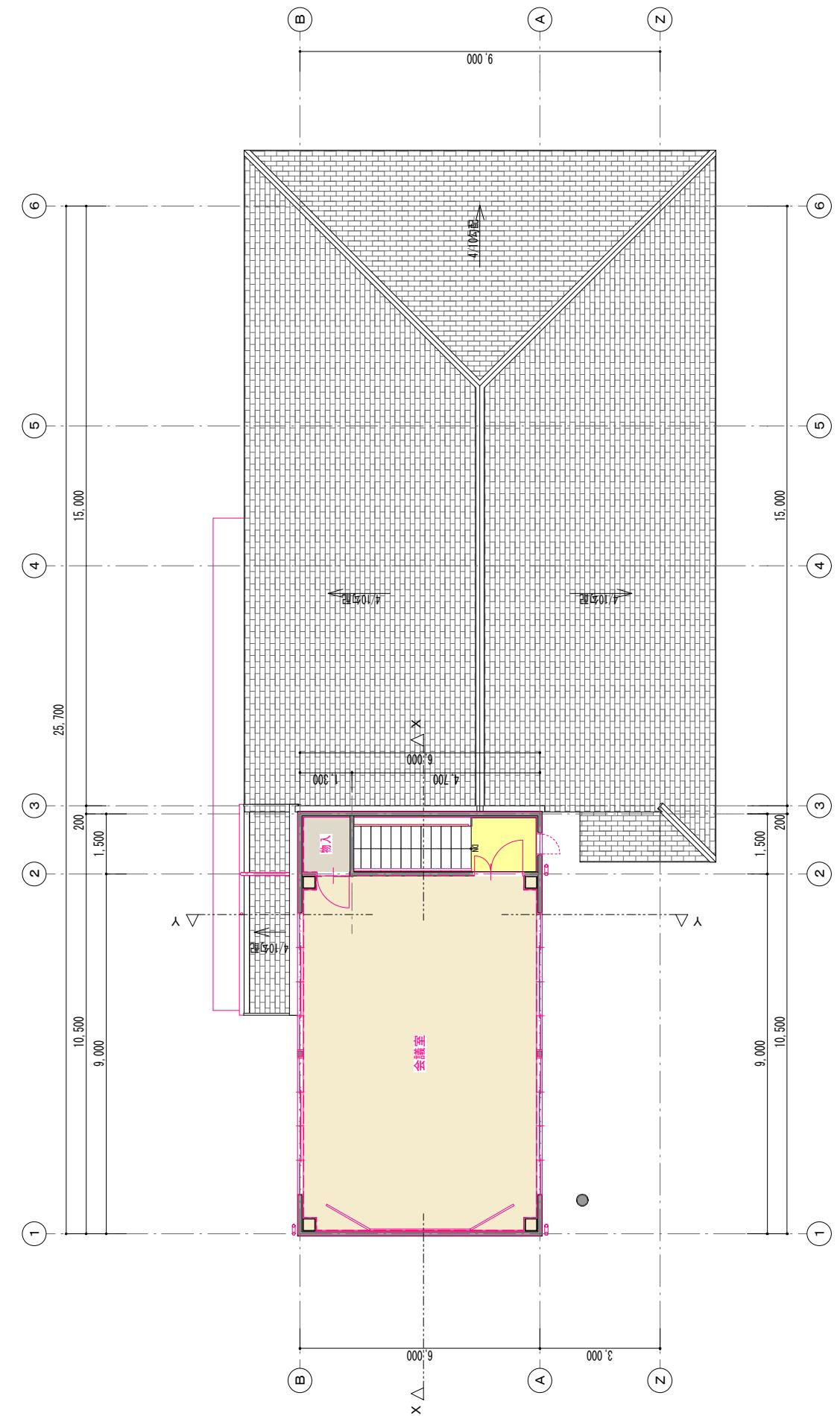


1階平面図(改修後) 1:100

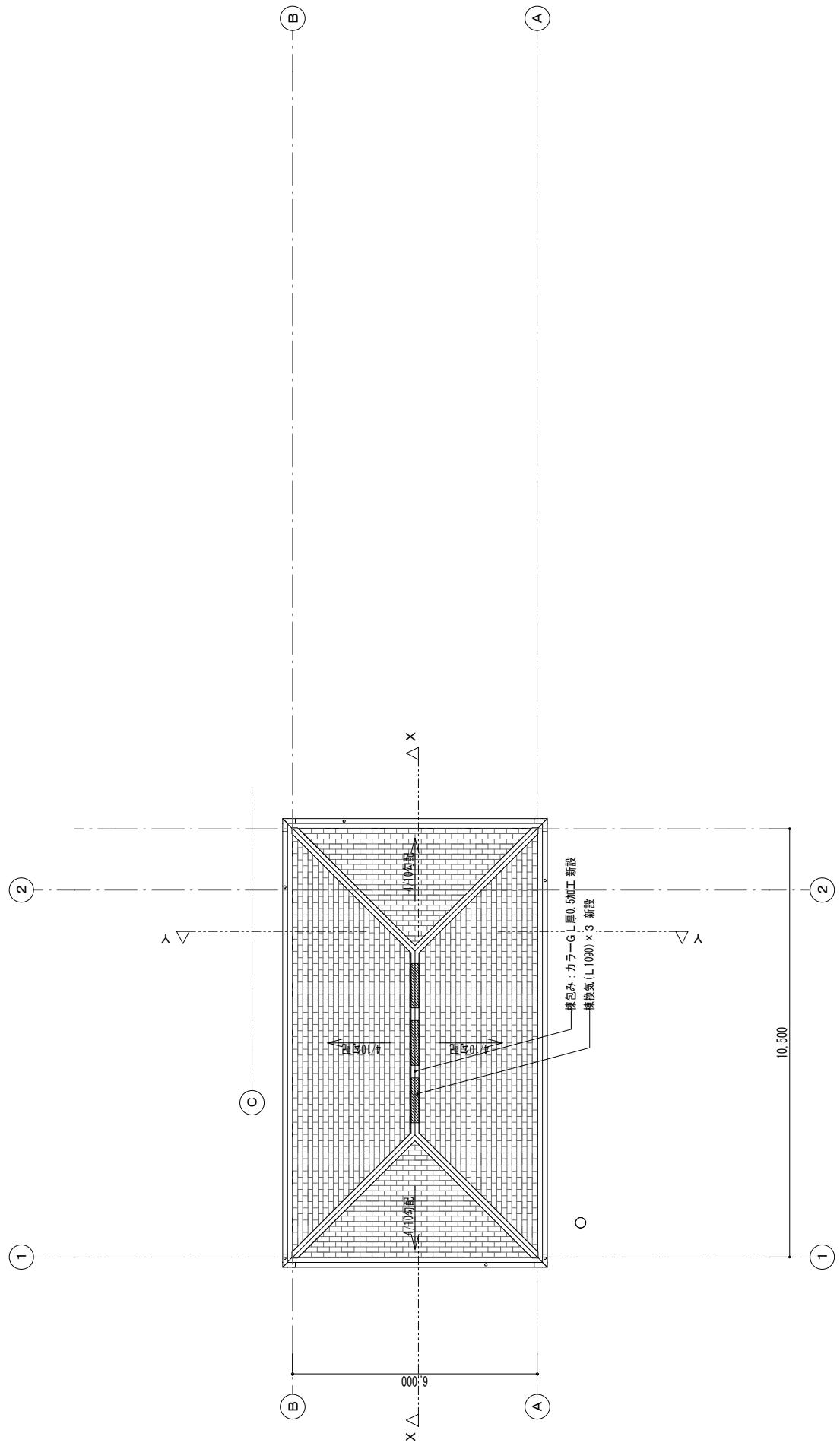




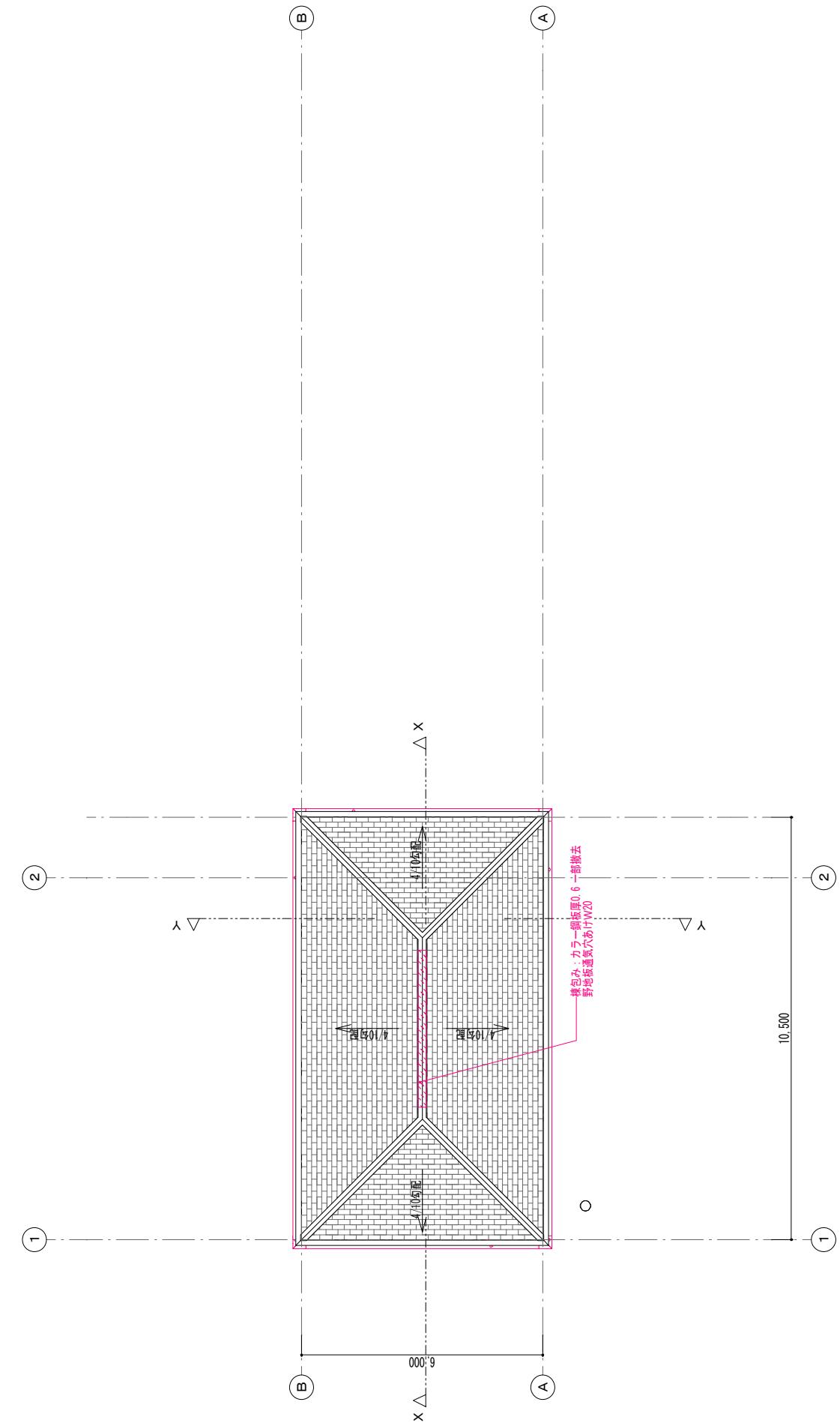
2階平面図(改修後) 1:100



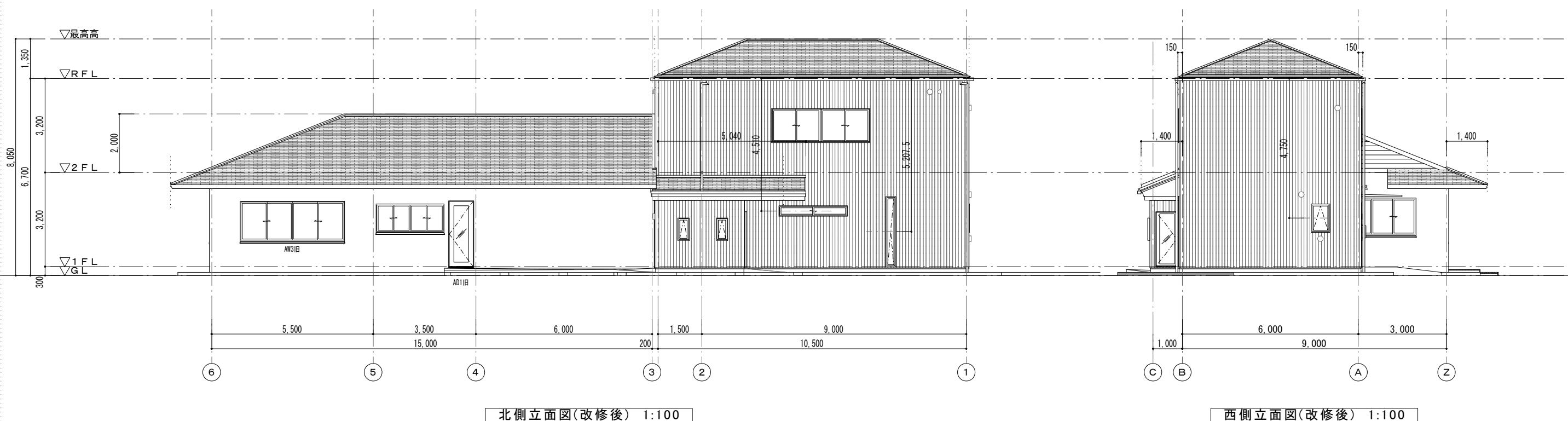
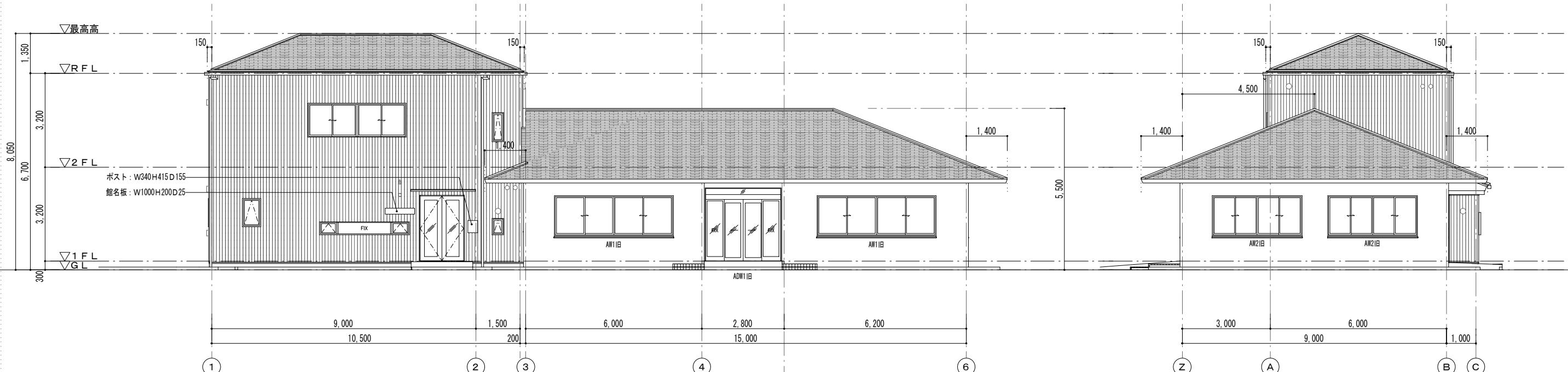
2階平面図(改修前) 1:100



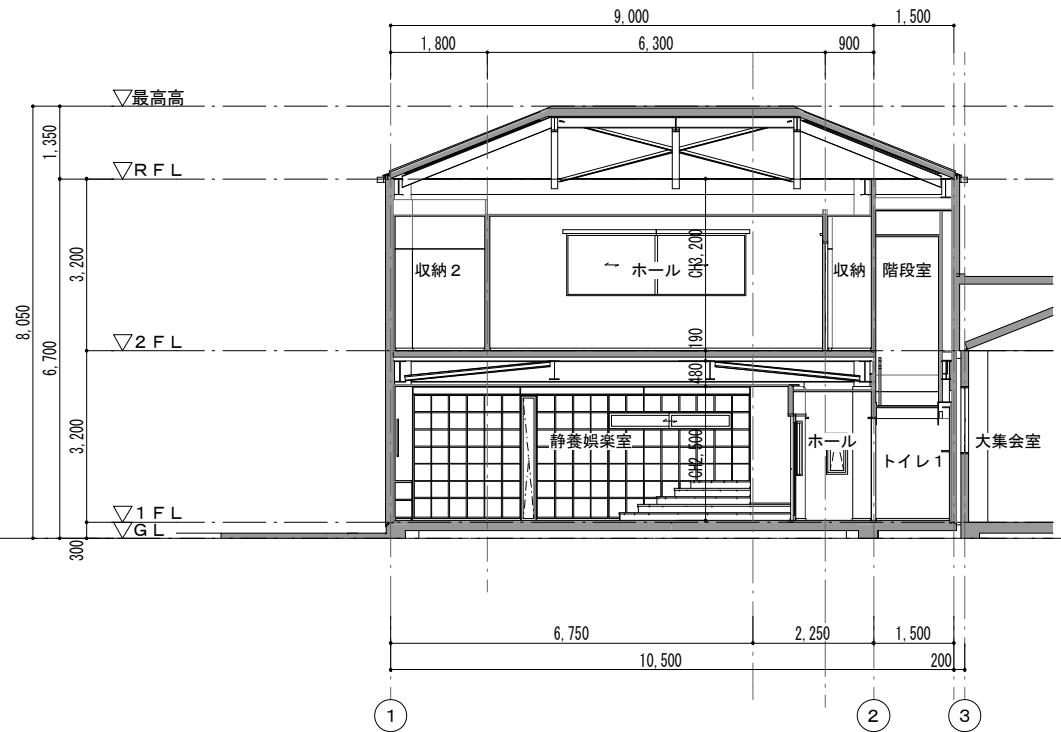
屋根伏図(改修後) 1:100



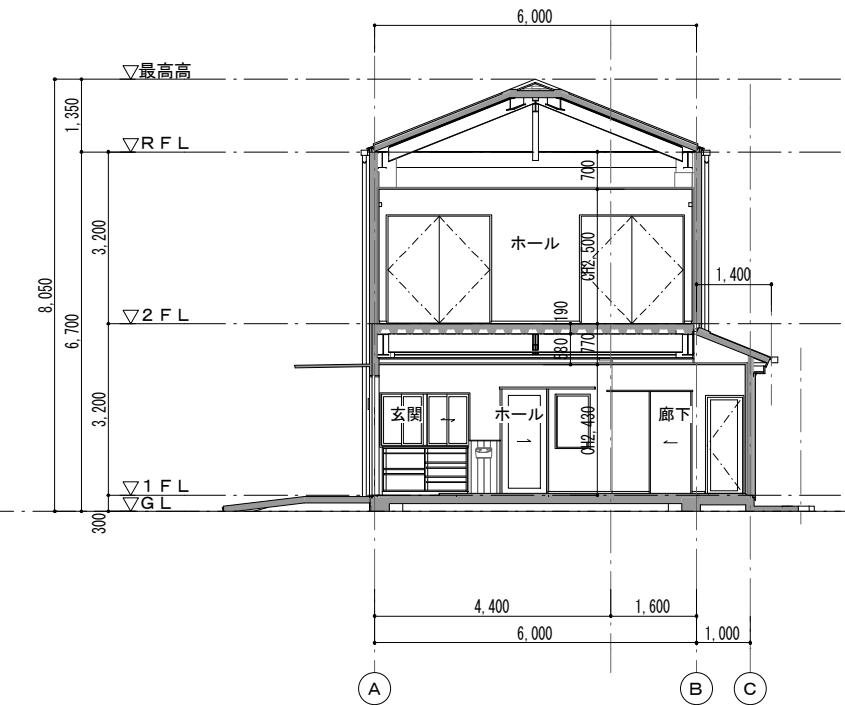
屋根伏図(改修前) 1:100



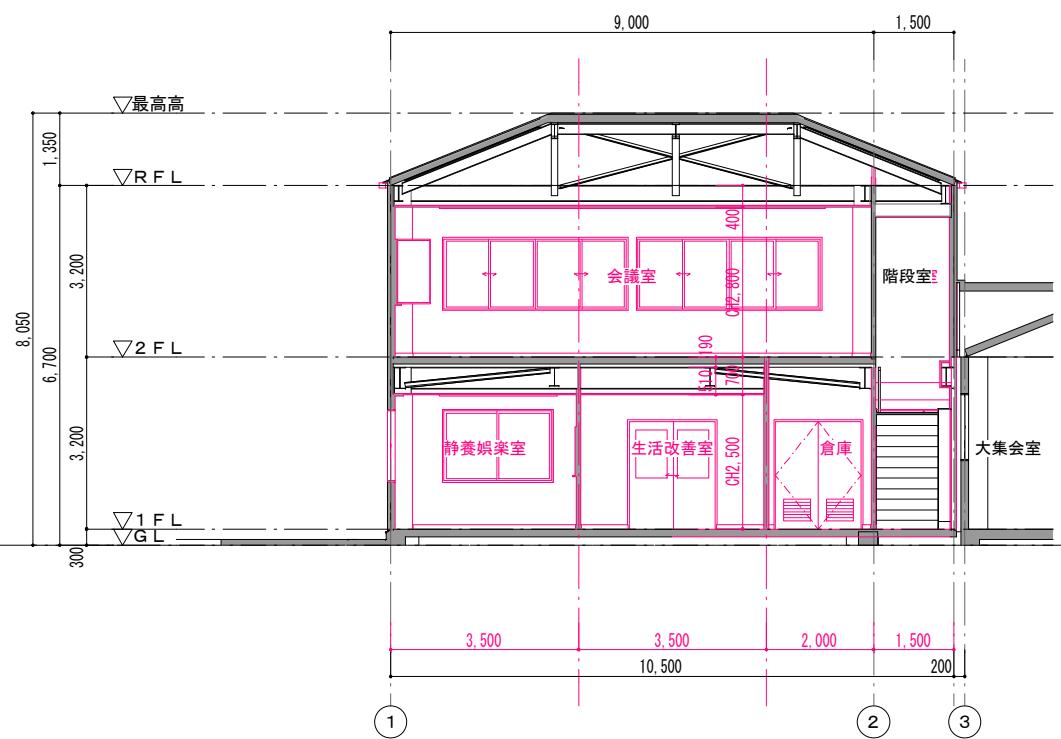




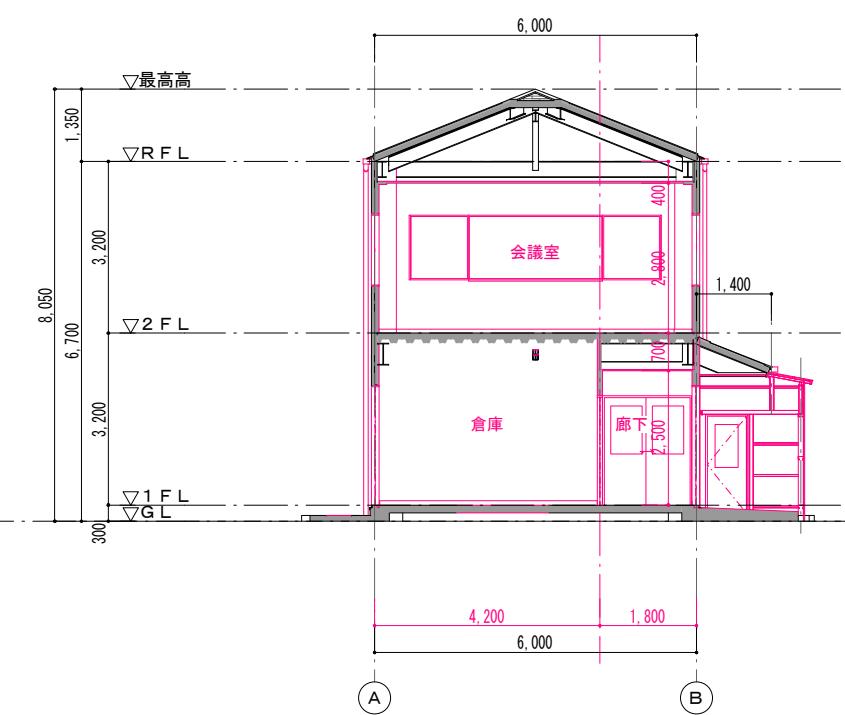
X断面図(改修後) 1:100



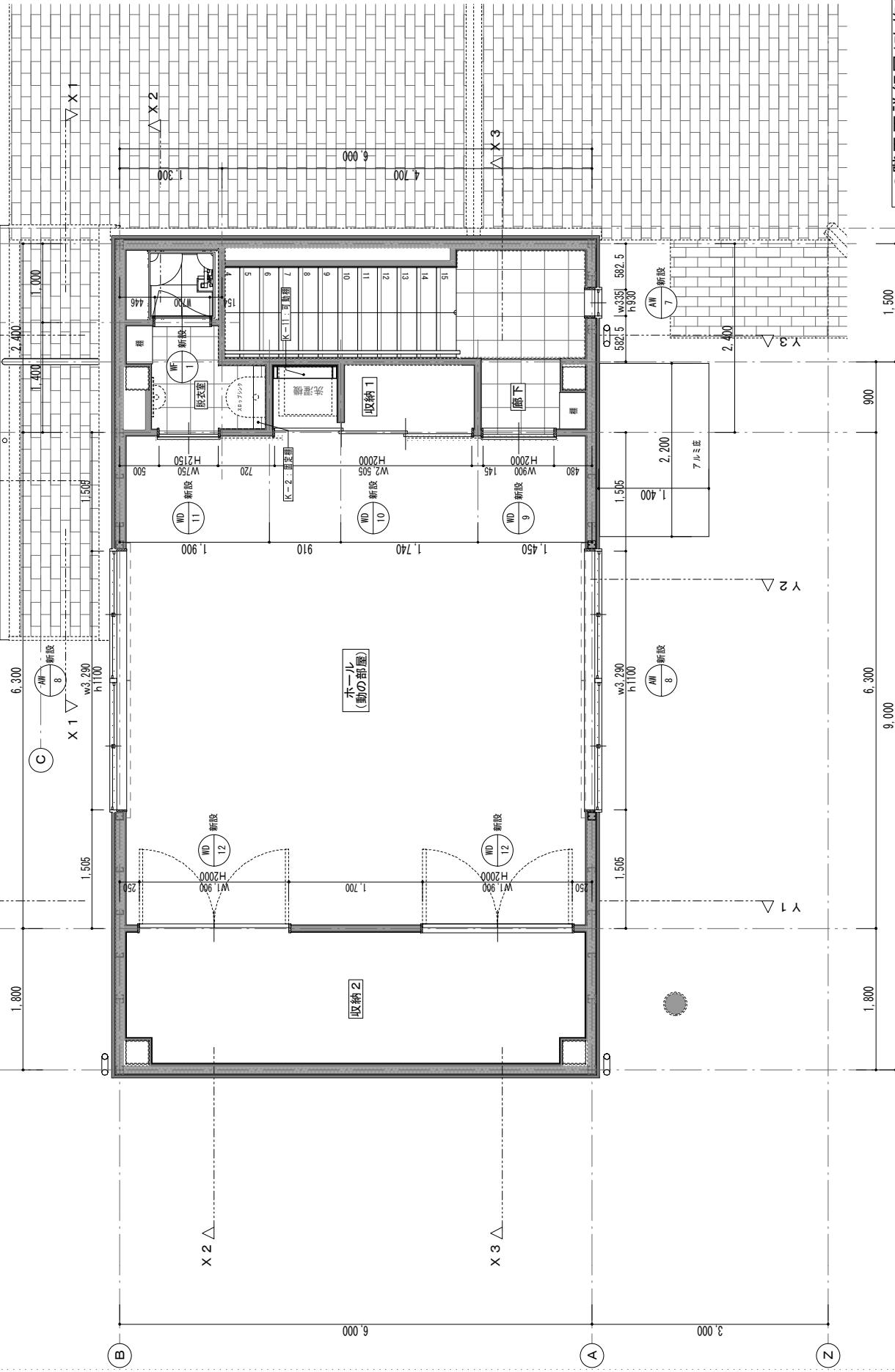
Y断面図(改修後) 1:100



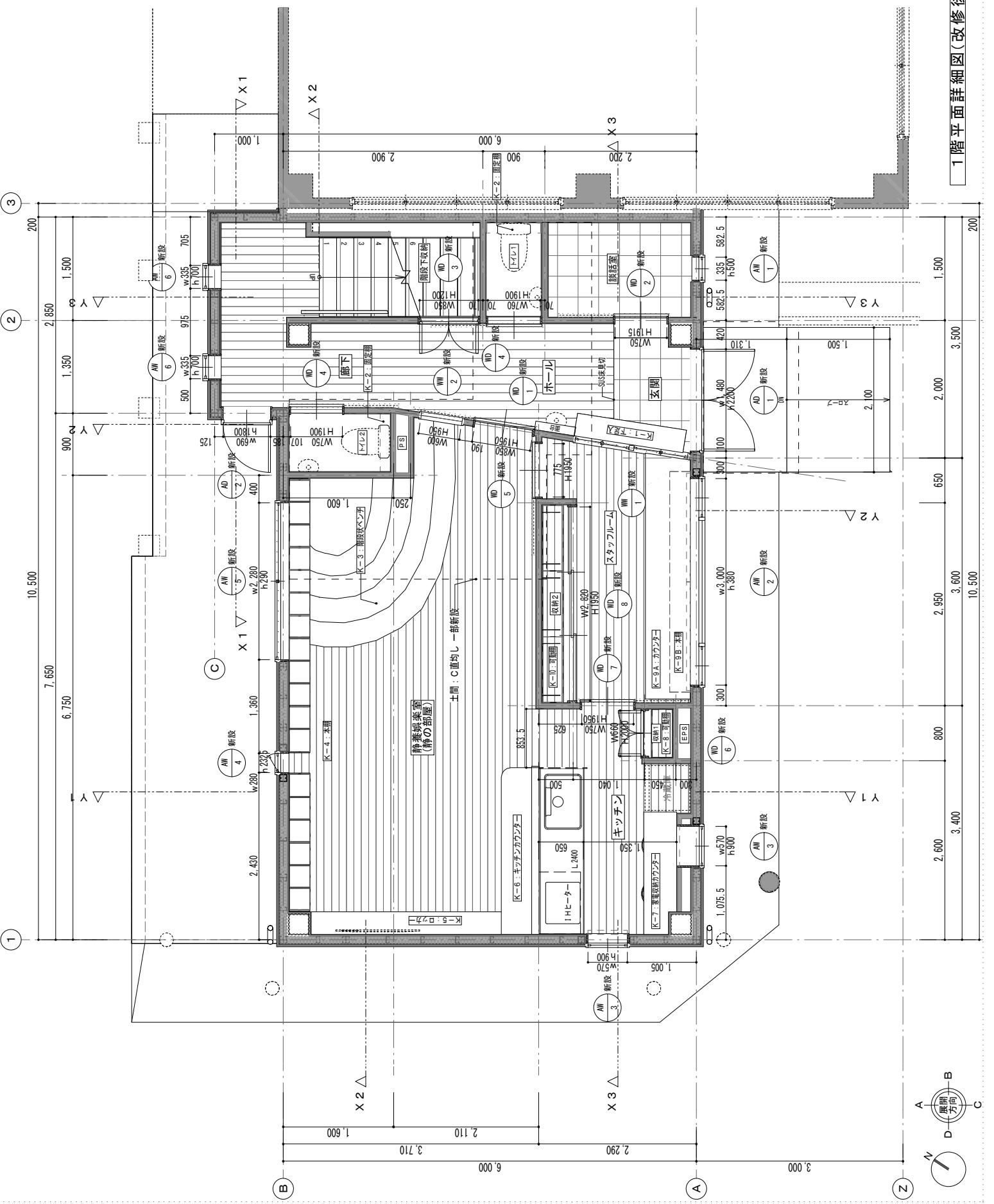
X断面図(改修前) 1:100



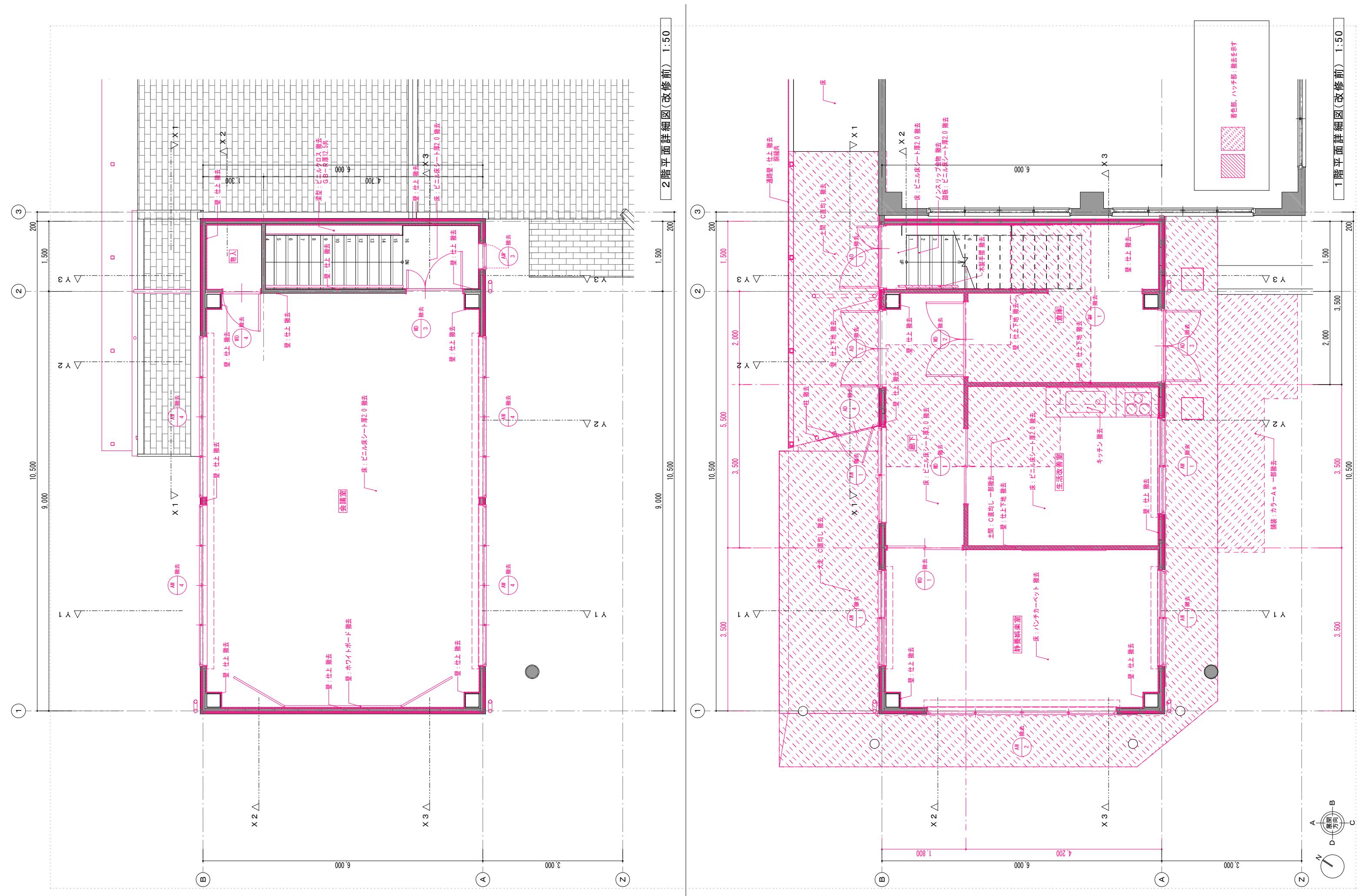
Y断面図(改修前) 1:100

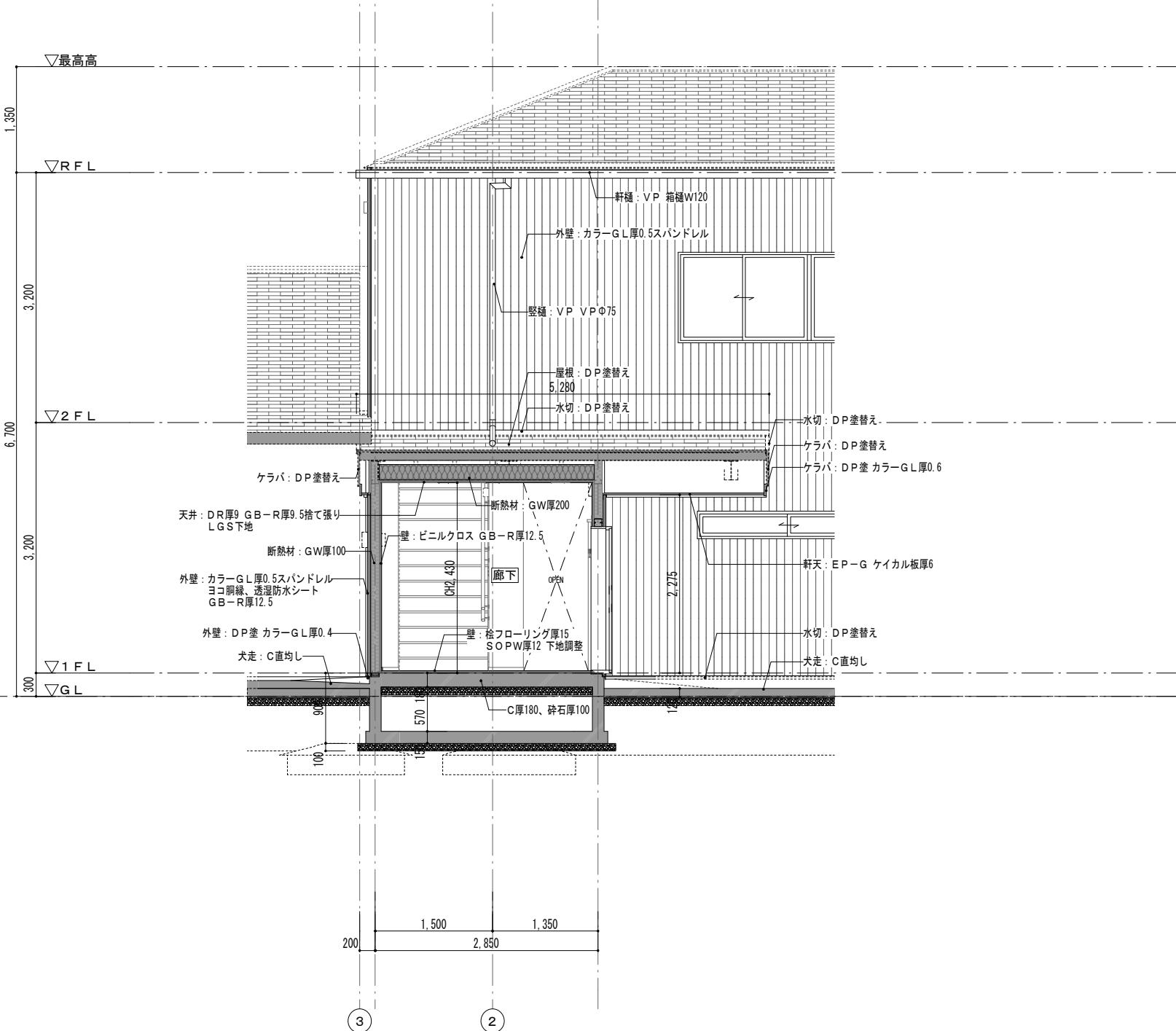


2階平面詳細図(改修後) 1:50

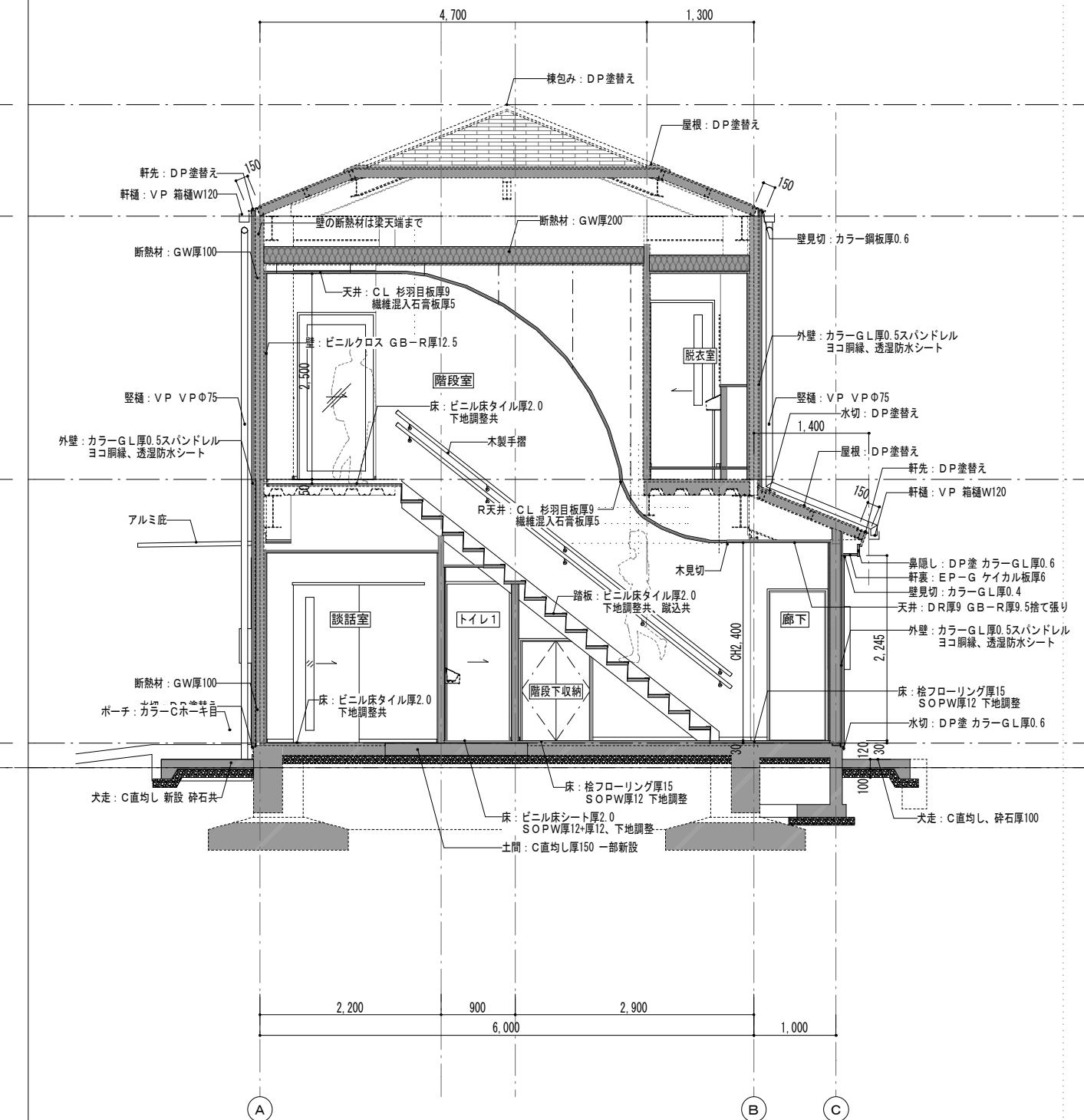


1階平面詳細図(改修後) 1:50

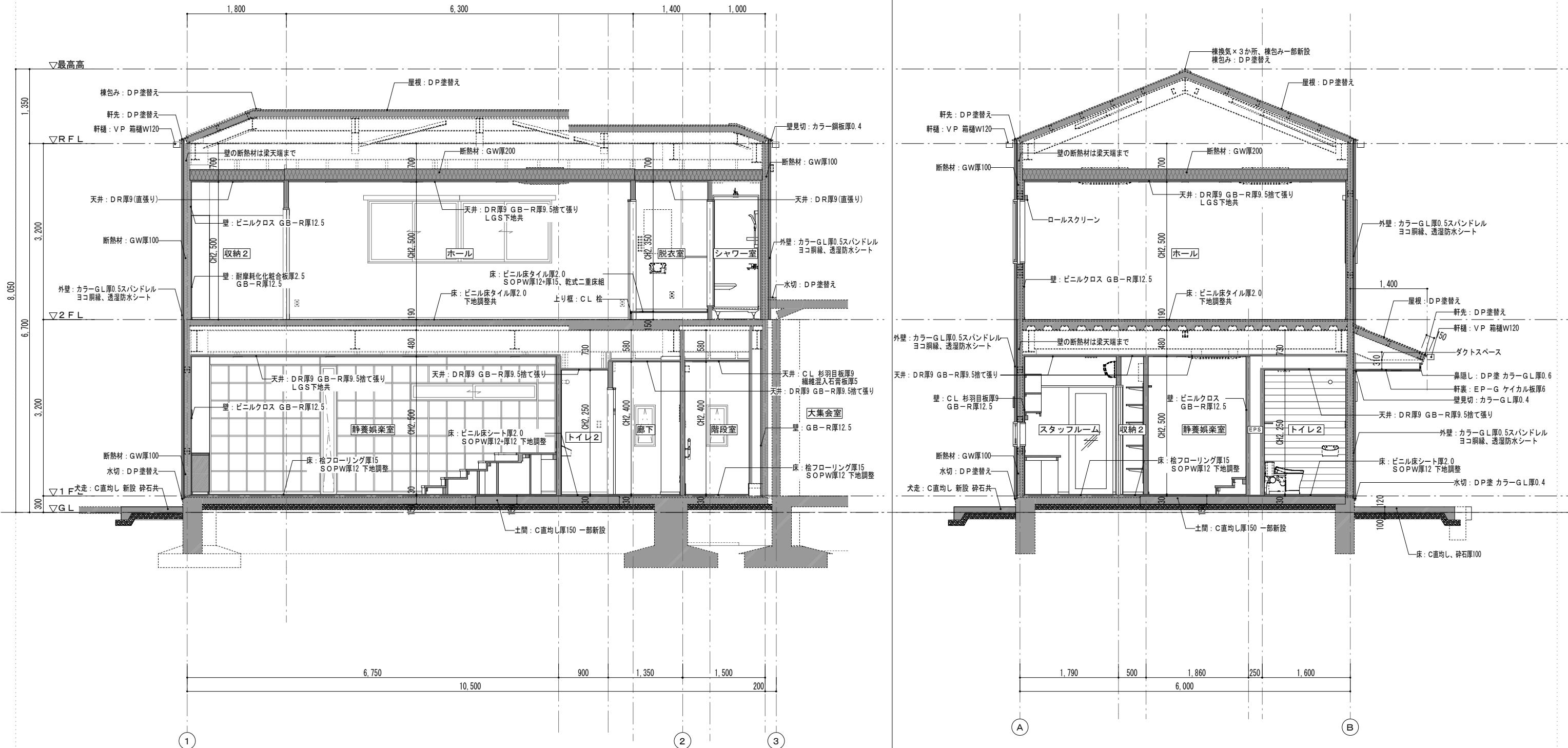


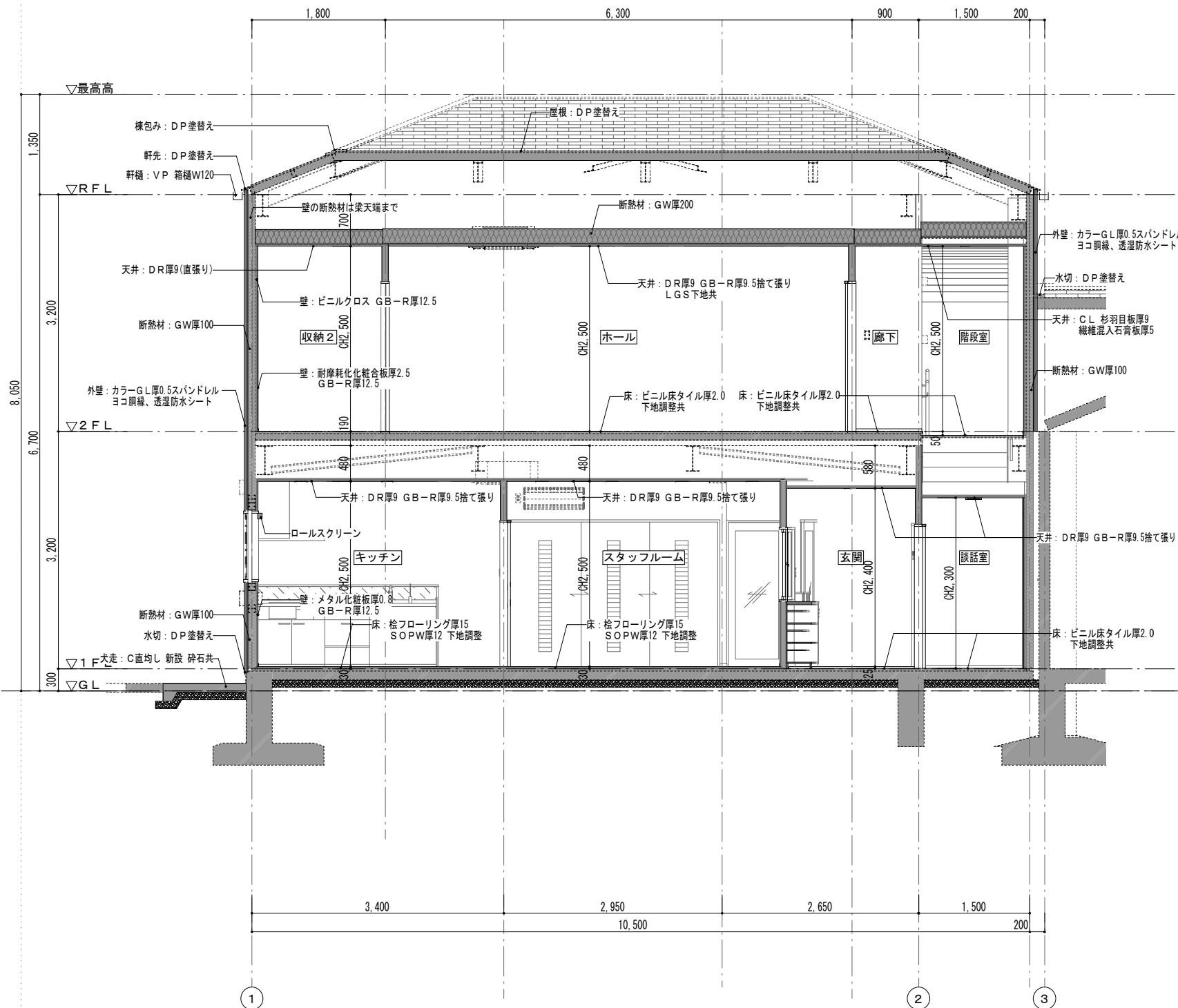


X1 断面詳細図(改修後) 1:50

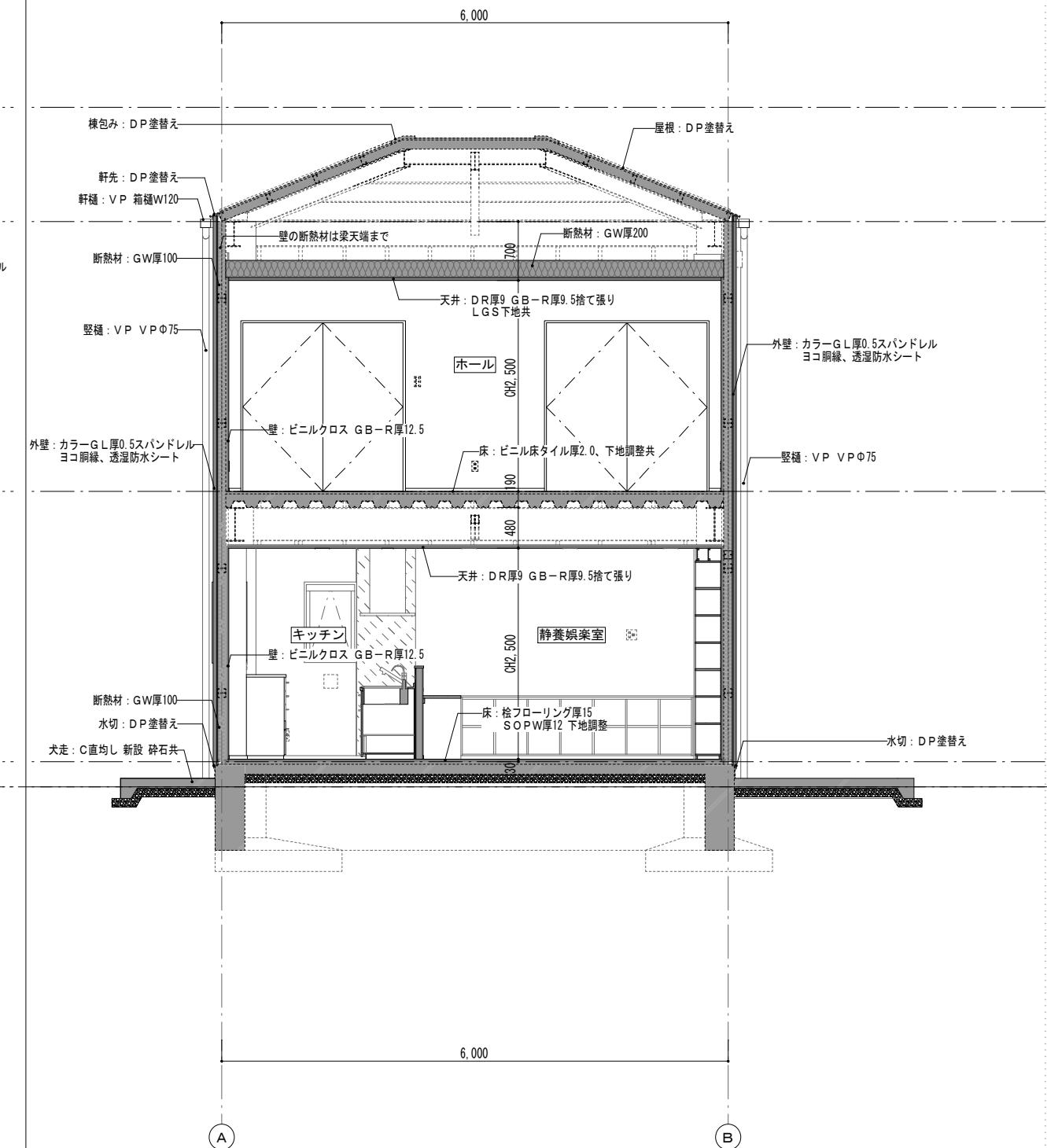


Y3 断面詳細図(改修後) 1:50

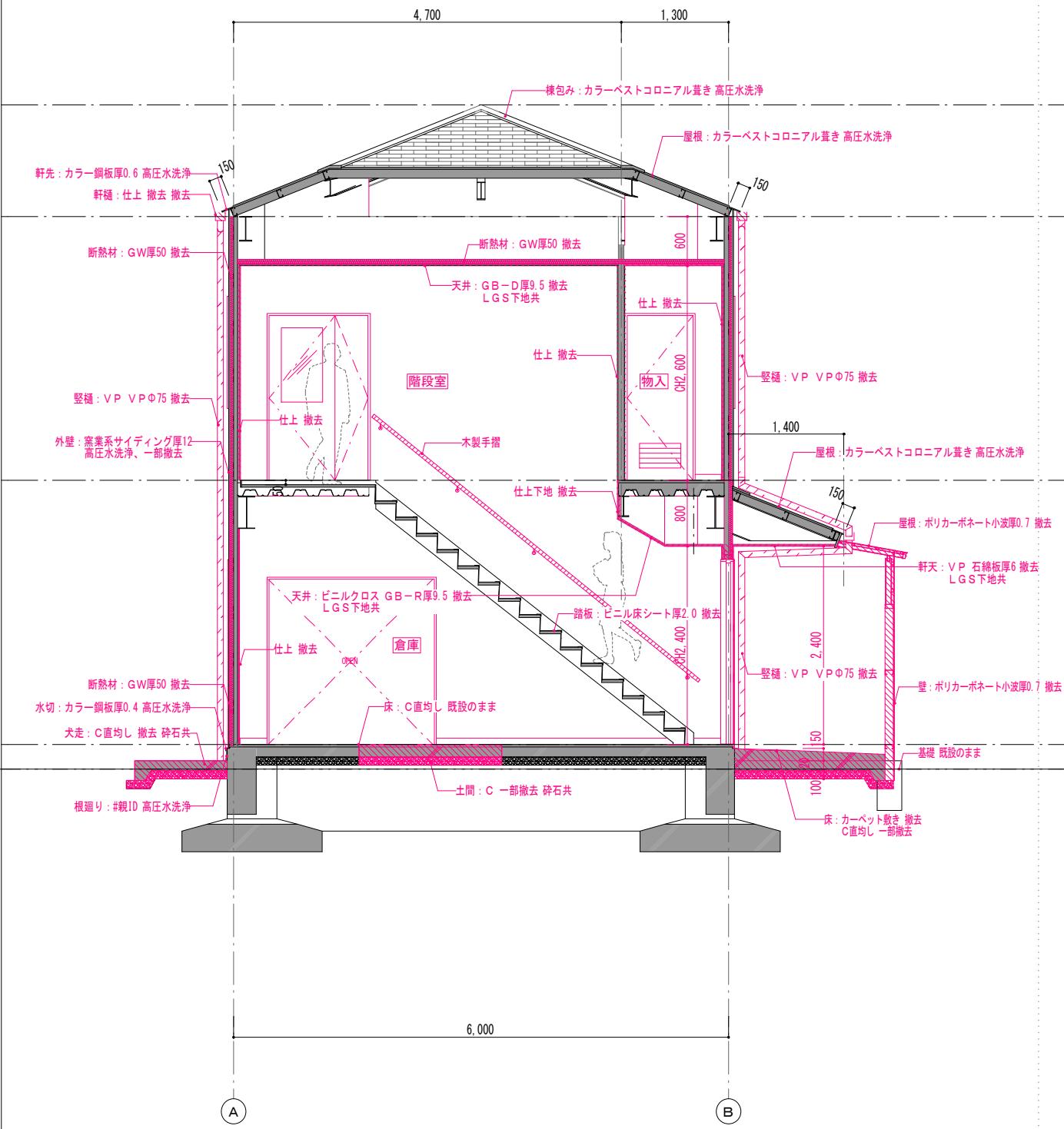
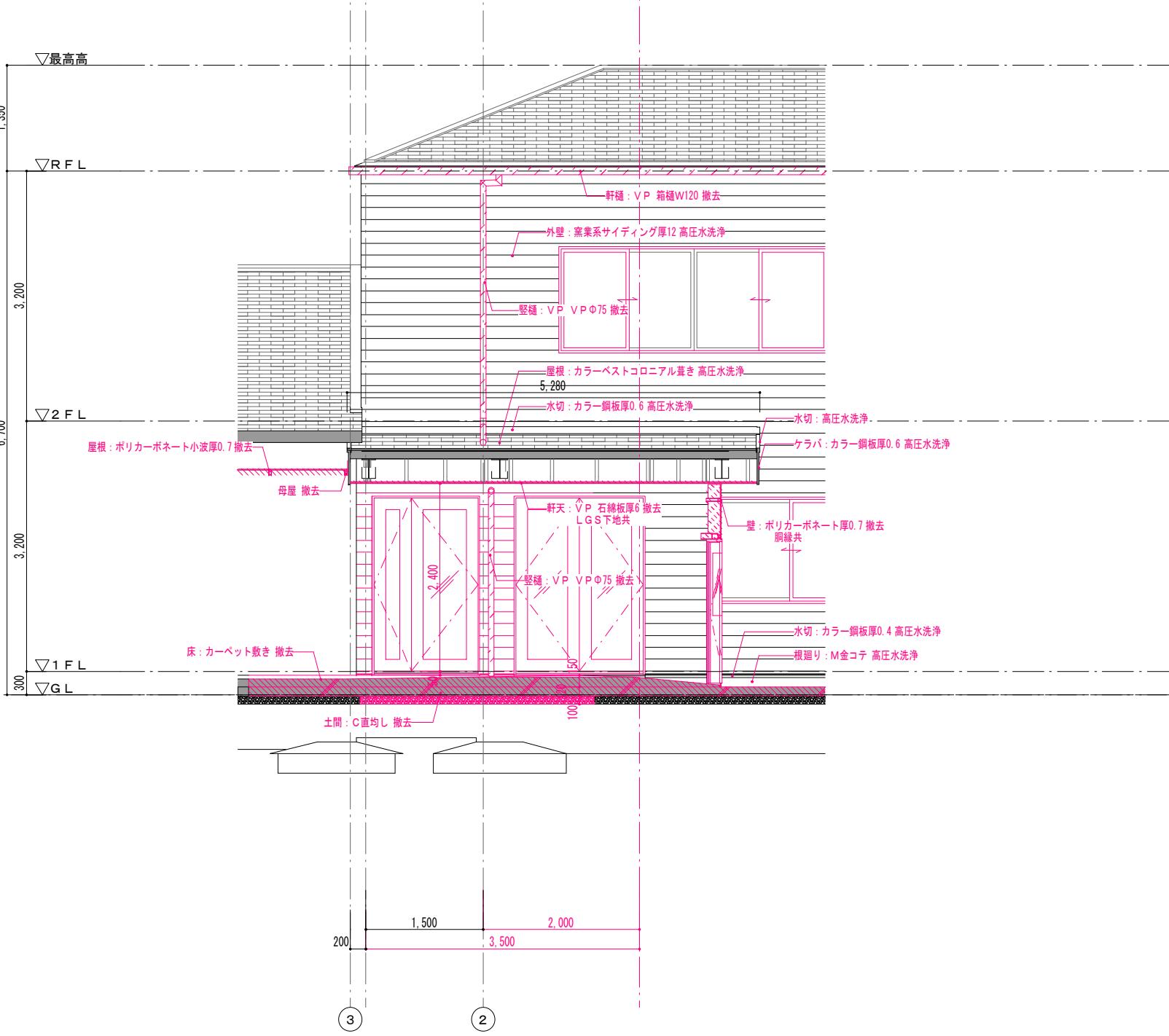


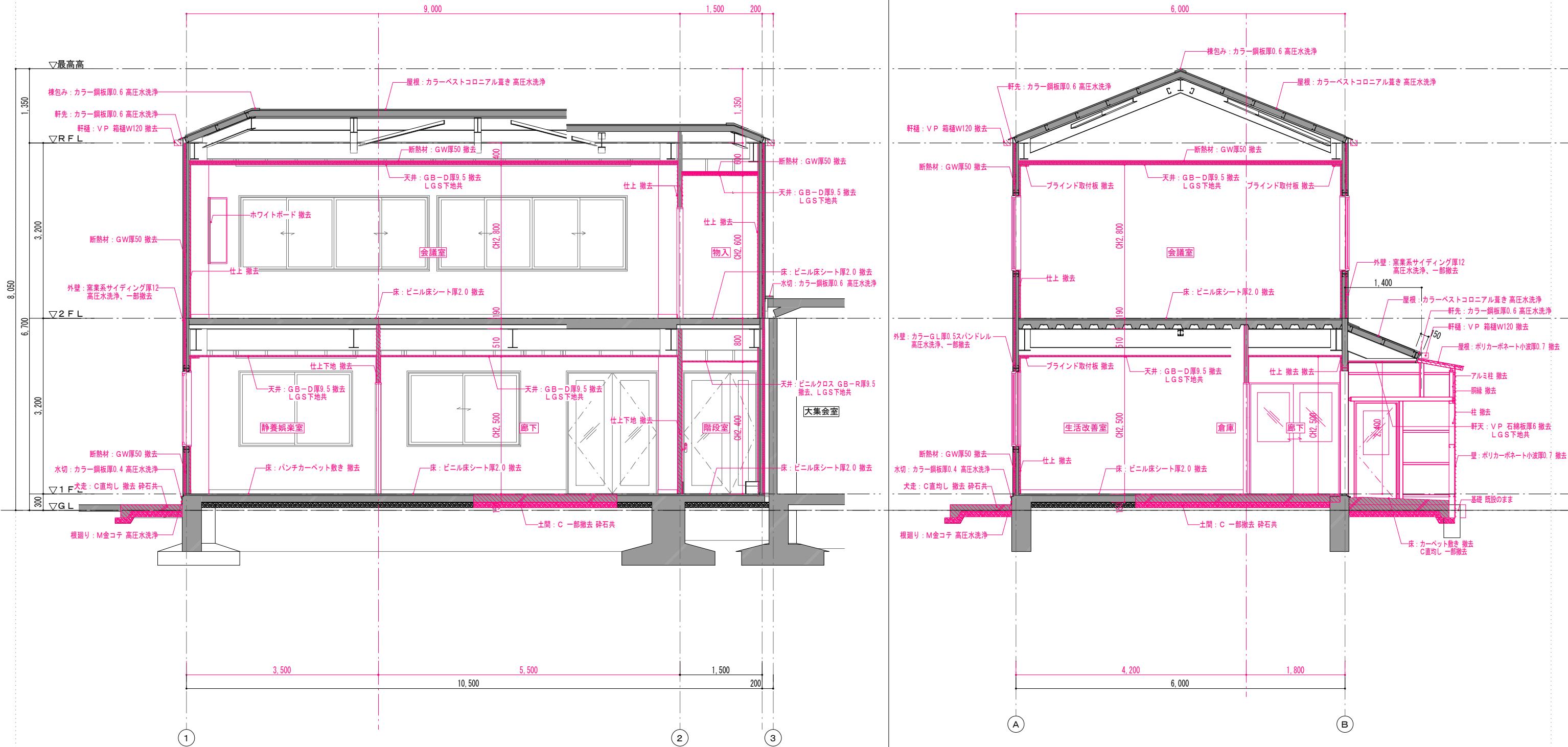


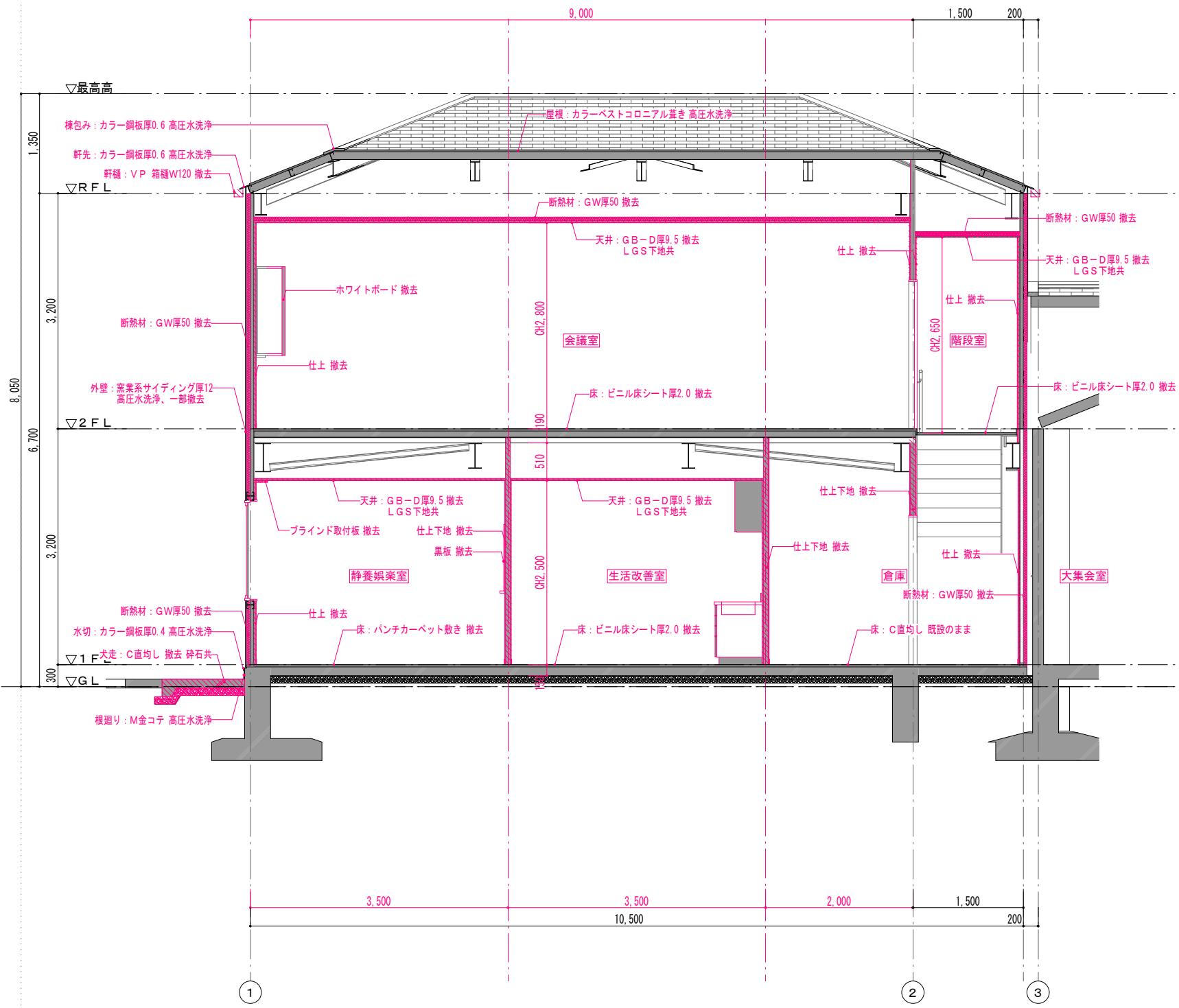
X3 断面詳細図(改修後) 1:50



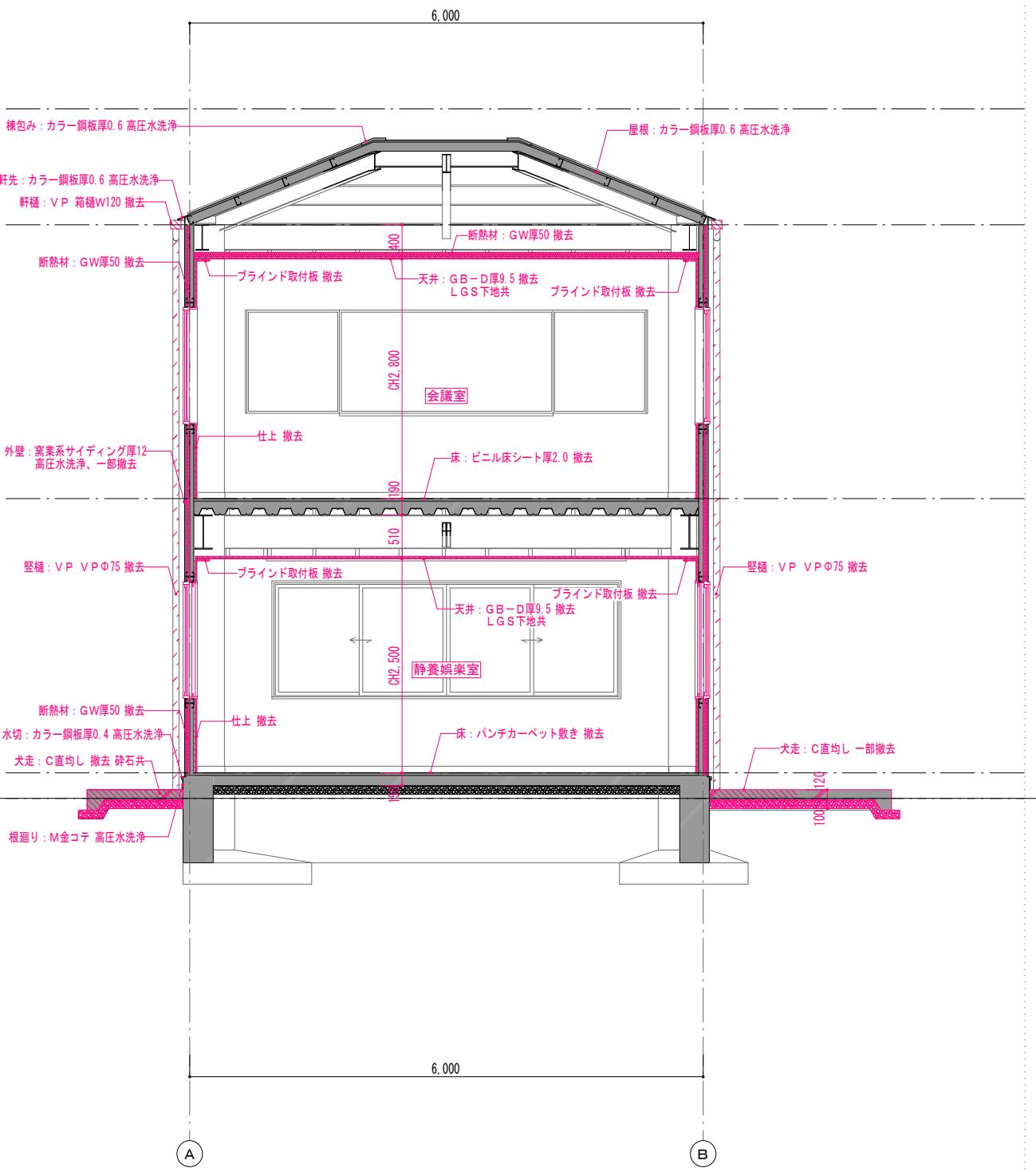
Y1 断面詳細図(改修後) 1:50



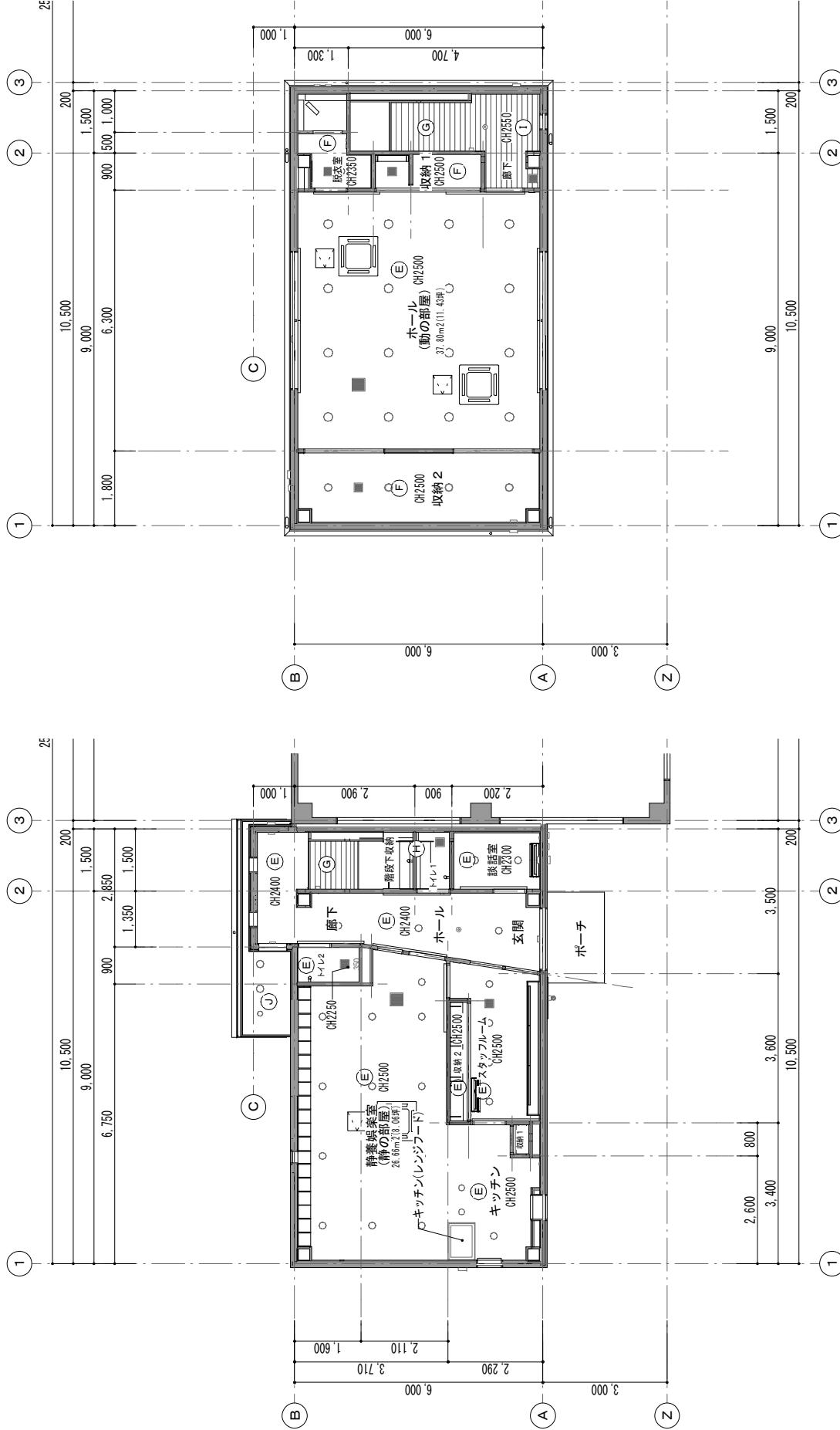




X3 断面詳細図(改修前) 1:50

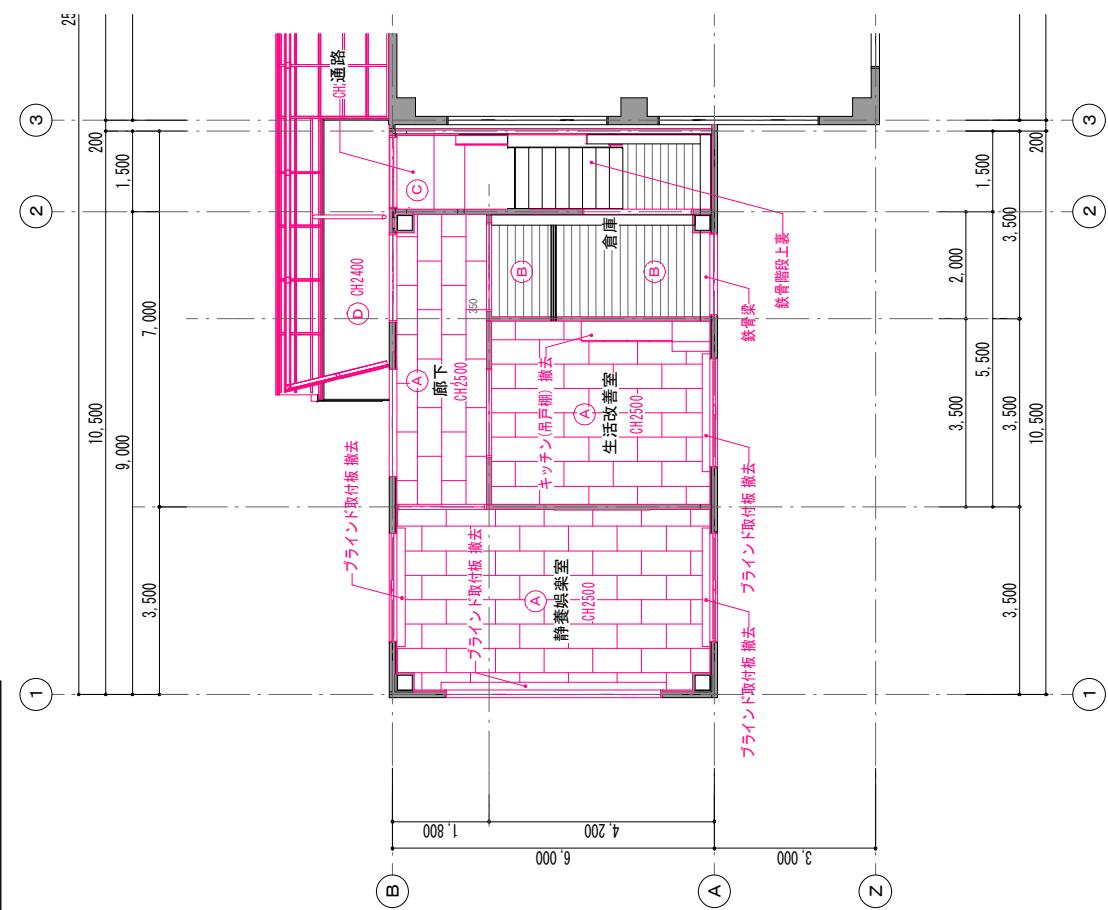


Y1 断面詳細図(改修前) 1:50

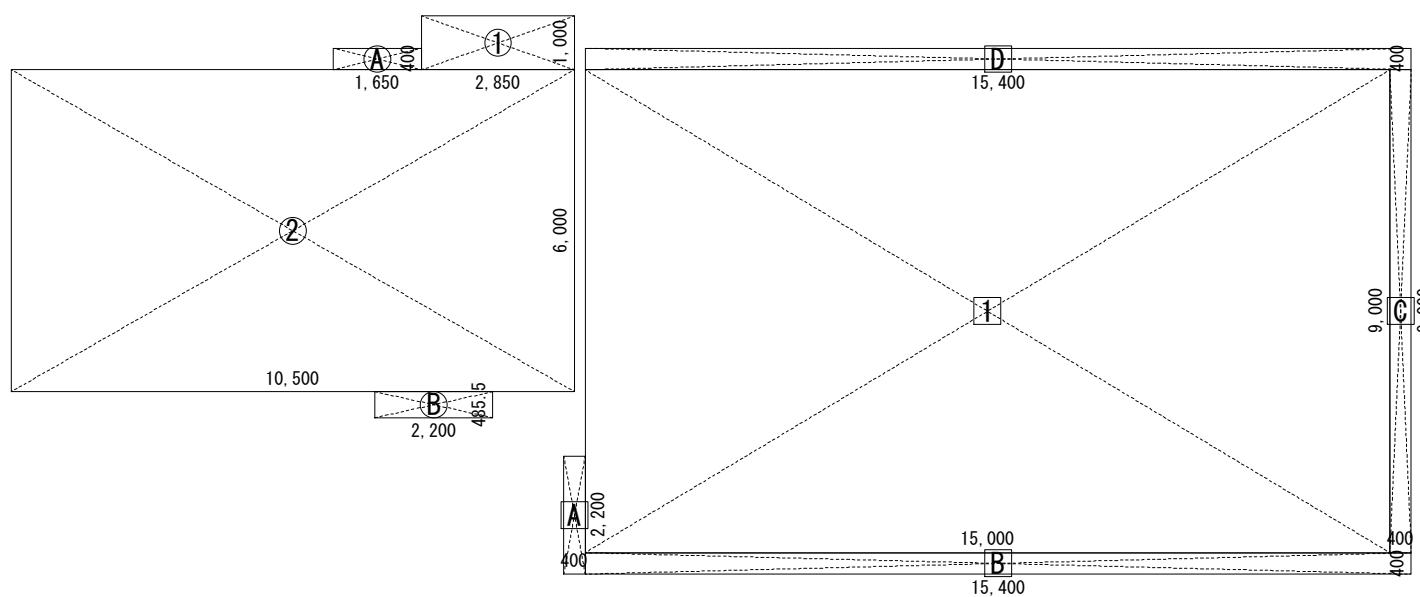


凡例	
(A)	GB-D厚9.5
(B)	デッキフレート現し
(C)	ビニルクロス GB-R厚9.5
(D)	VP 石綿板厚6
(E)	DR9 GB-R厚9.5貼り
(F)	DR厚9直張り
(G)	CL 杉深目板厚9 繊維混入石膏板厚5.5
(H)	SOP塗装
(I)	CL 杉深目板厚9 繊維混入石膏板厚5
(J)	EP-G ケイカル板厚6
(K)	天井点検口60(新設は目地タイプ)
(L)	電気・機械設備機器(開口補強)

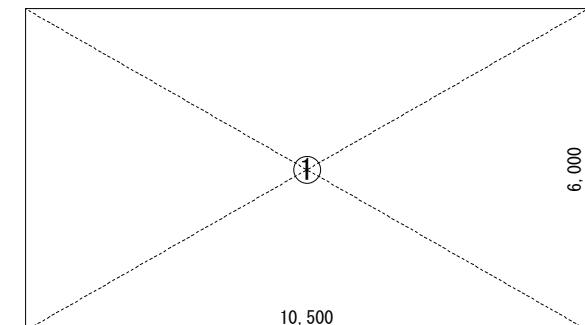
1階天井伏図(改修後) 1:100



△



1階 建物求積図 1:100



2階 建物求積図 1:100

新棟 建築面積		
記号	計算式	面積
③	$①+②+A+B$	67.5781
合計		67.57

新棟 1階床面積		
記号	計算式	面積
①	$①+②$	65.8500
合計		65.85

旧棟 建築面積		
記号	計算式	面積
④	$①+A+B+C+D$	151.8000
合計		151.80

旧棟 1階床面積		
記号	計算式	面積
⑤	①	135.0000
合計		135.00

新棟 2階床面積		
記号	計算式	面積
②	①	63.0000
合計		63.00

	新棟 建築面積		旧棟 建築面積		総建築面積		新棟 延床面積		旧棟 延床面積		総延床面積	
	新棟 1階床面積	新棟 2階床面積	新棟 1階床面積	新棟 2階床面積	旧棟 1階床面積	旧棟 2階床面積	新棟 延床面積	旧棟 延床面積	新棟 延床面積	旧棟 延床面積	新棟 延床面積	旧棟 延床面積
2 F L	0.00	0.00	0.00	0.00	63.00	63.00	63.00	0.00	0.00	0.00	63.00	63.00
1 F L	67.57	151.80	219.37	65.85	0.00	65.85	135.00	135.00	135.00	135.00	200.85	200.85
合計	67.57	151.80	219.37	65.85	63.00	63.00	128.85	135.00	135.00	135.00	263.85	263.85

LVS 計算表

	室名	室/居室	計算式						室面積(m <sup>2</sup> )	採光							換気						排煙											
										必要面積(m <sup>2</sup> ) 1/7	建具 符号	建具面積(m <sup>2</sup> )			計(m <sup>2</sup> )	補正係数A≤3			有効採光 面積(m <sup>2</sup> )	判定	必要面積(m <sup>2</sup> ) 1/20	建具 符号	建具面積(m <sup>2</sup> )			計(m <sup>2</sup> )	判定	必要面積(m <sup>2</sup> ) 1/50	建具 符号	建具面積(m <sup>2</sup> )			計(m <sup>2</sup> )	判定
												W	H	ヶ所		d	h						W	H	ヶ所									
1 階	静養娯楽室 キッチン	居室	x	+	x				33.83	4.84	AW5	2.28	0.29	1	0.66	3.50	4.5	3.00	1.98	OK	1.70	AW5	1.14	0.29	1	0.33	OK	0.68	AW5	0.57	1			
			x	+	x						AW4	0.23	2.32	1	0.53	3.50	5.2	3.00	1.59			AW4	0.23	2.32	1	0.53			AW4	0.23	0.62	1	0.14	
											AW3	0.57	0.90	2	1.02	1.82	4.75	2.83	2.89			AW3	0.57	0.90	2	1.02			AW3	0.57	0.30	2	0.34	
																								告示1436-4-ヘ(5)										
	スタッフルーム	居室	x	+	x				7.17	1.03	AW2	3.00	0.38	1	1.14			1.00	1.14	OK	0.36	AW2	0.56	0.38	2	0.42	OK	0.15	AW2	0.56	2			
			x	+	x													1.00								告示1436-4-ヘ(5)								
																		計	1.14							計								
2 階	ホール		x	+	x				37.80	5.40	AW8	3.15	1.10	2	6.93	4.26	1.12	1.00	6.93	OK	1.89	AW8	0.48	1.10	4	2.11	OK	0.76	AW8	0.48	0.45	4	0.86	OK

## 24時間換気計算表

換氣設備諸元

居室等の一般換気量計算

階		室名称	面積 (m <sup>2</sup> )	天井高 (m)	容積 (m <sup>3</sup> )	換気種別 居室扱い	建築基準法 (令和20条の2)			建築設備設計基準 (令和6年版)			火を使用する室の 換気量 $V = 20Af/N$	換気回数に による換気量 $V = 30Af \times n$	シックハウス 換気風量	一般 必要 換気量 シック ハウス 必要 換気量	設計換気量 (一般換気)		設計換気量 (シックハウス換気)		給排気バランス (m <sup>3</sup> /h)								備考																			
占有面積 N (m <sup>2</sup> /人)							在員数 Af/N (人)		換気量 V=20Af/N (m <sup>3</sup> /h)					人員密度 n (人/m <sup>2</sup> )		在員数 Af × n (人)		換気量 V=30Af × n (m <sup>3</sup> /h)			必要 換気回数 (下記参照) (回/h)		換気量 (m <sup>3</sup> /h)		必要 換気回数 (回/h)		換気量 (m <sup>3</sup> /h)									備考												
																					備考																											
																					備考																											
1 静養娯楽室	34.23	2.50	85.58	3 ○	-	-	-	-	(定員)	10	300	-	-	0.3	26	300	26	300	3.50	○	30	0.35	○	300	1 VF-1	天井埋込形換気扇	30	1 VF-1	-	300	300	1 DG	ドアガラリ(建築工事) 24時間換気機能付															
1 キッチン			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400	1 VF-2	建築工事	-	-	-	400	400	1 DG	ドアガラリ(建築工事)																
1 スタッフルーム	8.65	2.50	21.63	3 ○	-	-	-	-	(定員)	2	60	-	-	0.3	7	60	7	60	2.77	○	10	0.46	○	60	1 VF-3	天井埋込形換気扇	10	1 VF-3	-	60	60	1 DG	ドアガラリ(建築工事) 24時間換気機能付															
1 キッチン																														760	OVガラリ 建築工事																	
1 トイレ1	1.44	2.25	3.24	3 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0	33	-	-	33	-	40	12.34	○	-	-	-	40	1 VF-4	天井埋込形換気扇	-	-	-	-	40	40	1 DG	ドアガラリ(建築工事)												
1 トイレ2	1.44	2.25	3.24	3 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0	33	-	-	33	-	40	12.34	○	-	-	-	40	1 VF-5	天井埋込形換気扇	-	-	-	-	40	40	1 DG	ドアガラリ(建築工事)												
1 談話室	3.30	2.30	7.59	3 ○	-	-	-	-	(定員)	2	60	-	-	0.3	3	60	3	60	7.90	○	10	1.31	○	60	1 VF-6	天井埋込形換気扇	10	1 VF-6	-	60	60	1 DG	ドアガラリ(建築工事) 24時間換気機能付															
1 廊下																														140	140 1 0-1 自然給気口																	
2 収納2	10.80	2.50	27.00	3 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.0	135	-	-	135	-	140	5.18	○	-	-	-	140	1 VF-7	天井埋込形換気扇	-	-	-	-	140	140	1 0-1	自然給気口												
2 ホール	37.80	2.70	102.06	3 ○	-	-	-	-	(定員)	10	300	-	-	-	-	-	-	300	-	300	2.93	○	-	-	-	300	1 VF-8	天井埋込形換気扇	-	-	-	-	300	300	1 0-1	自然給気口 24時間連続運転												
2 脱衣室	2.36	2.30	5.43	3 ●																																												
2 洗濯機室	0.82	2.30	1.89	3 ●																																												
小計	3.18		7.32	3 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.0	37	-	-	37	-	40	5.46	○	-	-	-	40	1 VF-9	天井埋込形換気扇	-	-	-	-	40															
合計			109.38	3 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3	33	-	33			○	40	0.36	○	1 VF-9	天井埋込形換気扇	40	1 VF-9	-	40	40	1 DG	ドアガラリ(建築工事) 24時間連続運転																
2 シャワー室			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	VF-10	建築工事	-	-	-	-	DG	ドアガラリ(建築工事)																		
2 廊下																													340	VHS 制気口																		

#### 消防法無窓階判定(1階)

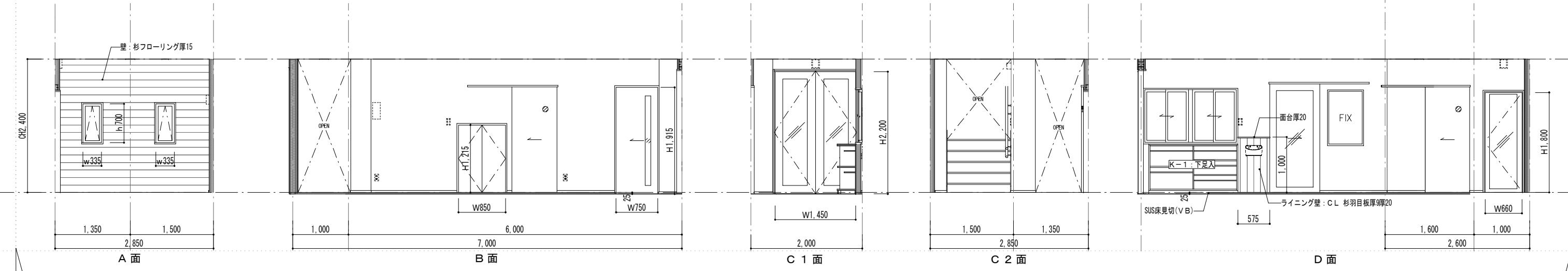
必要面積	200.85	×	1/30		=	6.70 m <sup>2</sup>
有効開口面積	AD1	1.48	×	2.20	×	1ヶ所 = 3.25 m <sup>2</sup>
	AD2	0.69	×	1.80	×	1ヶ所 = 1.25
	AD1Ⅰ	0.77	×	2.20	×	1ヶ所 = 1.70
	ADW1Ⅰ	1.12	×	2.10	×	1ヶ所 = 2.36
	AW1Ⅰ	2.00	×	1.30	×	2ヶ所 = 5.20
	AW2Ⅰ	1.50	×	1.30	×	2ヶ所 = 3.90
	AW3Ⅰ	1.75	×	1.30	×	1ヶ所 = 2.28
	合計					19.94 m <sup>2</sup>
判定						OK

消防法無窓階判定(2階)

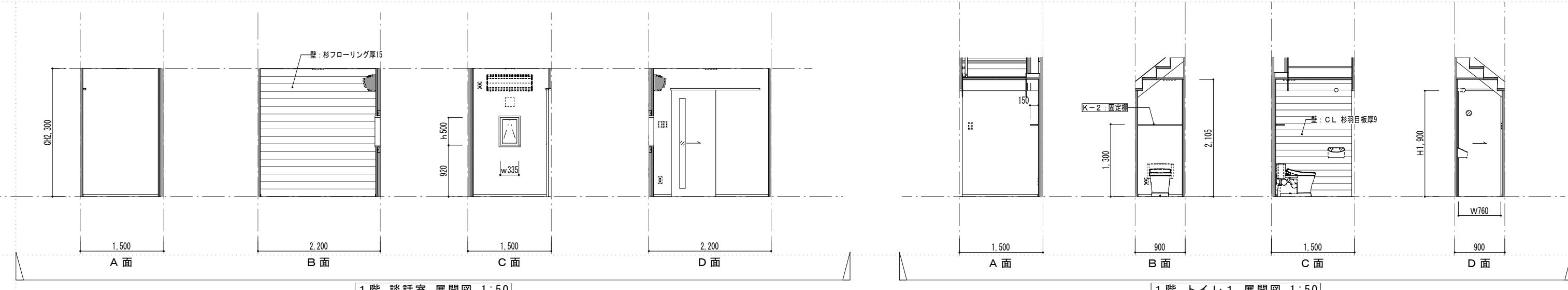
必要面積	63.00	×	1/30	=	2.10 m <sup>2</sup>
有効開口面積	AW8	0.81	×	1.10	×
	4ヶ所				= 3.56 m <sup>2</sup>
					0.00
合計				3.56 m <sup>2</sup>	
判定	OK				

記号							
形式	両開き扉	片開き扉		スベリ出し窓	スベリ出し窓、FIX窓付き連窓	スベリ出し窓	タテスベリ出し窓
数量	1	1		1	1	2	1
姿図							
扉 仕上	アルミ製 100 半外付	アルミ製 半外付		アルミ製+樹脂製 CL 杉厚25	アルミ製+樹脂製 CL 杉厚25	アルミ製+樹脂製 CL 杉厚25	アルミ製+樹脂製 CL 杉厚25
枠 仕上	VWP 桁厚25	CL 杉厚25		フロート厚4-A14-Low-E厚4(クリア)	フロート厚4-A14-Low-E厚4(クリア)	フロート厚4-A14-Low-E厚4(クリア)	フロスト厚4-A14-Low-E厚4(クリア)
ガラス	フロート厚4-A14-Low-E厚4(クリア)	フロート厚4-A14-Low-E厚4(クリア)		標準金物一式、カムラッチ	標準金物一式、カムラッチ	標準金物一式、カムラッチ	標準金物一式、カムラッチ
金物	標準金物一式、丁番、シリダーホン、DC、ドアノブ、SUS下枠	標準金物一式、レバードーム、シリダーホン、SUS下枠		横引きロール網戸、03605 規格寸法	横引きロール網戸	横引きロール網戸、06009 規格寸法	横引きロール網戸
備考	06920 規格寸法						
記号							
形式	2枚引違い窓	スベリ出し窓		スベリ出し窓	引違い連窓		
数量	1	2		1	2		
姿図							
扉 仕上	アルミ製+樹脂製	アルミ製+樹脂製		アルミ製+樹脂製 CL 杉厚25	アルミ製+樹脂製 CL 杉厚25	C L 杉 戸厚30、タテ框手掛け加工W15 C L 杉厚25 見込み110、方立：C L 杉70×100	押縁 C L 杉15×10 C L 杉厚25 見込み110
枠 仕上	CL 杉厚25	CL 杉厚25		CL 杉厚25	CL 杉厚25	強化ガラス板厚4	強化ガラス板厚4
ガラス	フロスト厚4-A14-Low-E厚4(クリア)	フロート厚4-A14-Low-E厚4(クリア)		フロート厚4-A14-Low-E厚4(クリア)	フロート厚4-A14-Low-E厚4(クリア)	アルミ、戸車、埋込Y型(シルバー)	アルミ、戸車、埋込Y型(シルバー)
金物	標準金物一式	標準金物一式、カムラッチ		標準金物一式、カムラッチ	標準金物一式、クレセント	標準金物一式、カムラッチ	標準金物一式、カムラッチ
備考	スライド網戸	横引きロール網戸、03607 規格寸法		引違い網戸、16511 規格寸法連窓			
記号							
形式	片引きフラッシュ戸(ソフト開閉動作)	片引きフラッシュ戸(ソフト開閉動作)		両開きフラッシュ戸	片引きフラッシュ戸(ソフト開閉動作)	片引きフラッシュ戸(ソフト開閉動作)	両開き戸
数量	1	1		1	1	1	1
姿図							
扉 仕上	C L 杉 戸厚36、タテ框手掛け加工W20	C L シナ合板 戸厚36		C L シナ合板 戸厚36	C L シナ合板 戸厚36	C L 杉、腰板：シナ合板 戸厚36、タテ框手掛け加工W20	C L シナ合板 戸厚36
枠 仕上	C L 杉厚25 見込み110、上枠厚30 見込み150	C L 杉厚25 見込み110		C L 杉厚25 見込み110	C L 杉厚25 見込み110	C L 杉厚25 見込み110	C L 杉厚25 見込み110
ガラス	アクリル板(透明)厚5	-		アクリル板(スリガラス)厚5	明り窓(複本金属：DCS-100CW)	アクリル板(透明)厚5	-
金物	引戸かごザ-バ(バ: No790)、戸車、埋込Y型(シルバー)、引手(バ: No350)古代バ(バ)、掘込カマ締(両面サムターン)	引戸かごザ-バ(バ: No790)、戸車、埋込Y型(シルバー)、引手(バ: No385)、床付戸当り(室金物：No350)古代バ(バ)、掘込カマ締(両面サムターン)		面付けシリンダー締 フランス落し	明り窓(複本金属：DCS-100CW)	引戸かごザ-バ(バ: No790)、戸車、埋込Y型(シルバー)、引手(バ: No790)、戸車、埋込Y型(シルバー)、引手(バ: No350)古代バ(バ)、掘込カマ締(表示)	引戸かごザ-バ(バ: No790)、戸車、埋込Y型(シルバー)、引手(バ: No790)、戸車、埋込Y型(シルバー)、引手(バ: No350)古代バ(バ)、掘込カマ締(表示)
備考		面付けシリンダー締 フランス落し				面付けシリンダー締 フランス落し	面付けシリンダー締 フランス落し、マガキヤケ
記号							
形式	片引き框戸(ソフト開閉動作)	3枚運動引違い戸(ソフト開閉動作)		片引きフラッシュ戸(ソフト開閉動作)	3枚運動引違い戸(ソフト開閉動作)	片引きフラッシュ戸(ソフト開閉動作)	両開きフラッシュ戸
数量	1	1		1	1	1	2
姿図							
扉 仕上	C L 杉、腰板：シナ合板 戸厚36	C L シナ合板、戸厚36		C L シナ合板 戸厚36	C L シナ合板 戸厚36	ホール側：ビニルクロス、収納側：ラワン合板 戸厚36	S O P 杉厚25 見込み110
枠 仕上	C L 杉厚25 見込み110	C L 杉厚25 見込み140、上枠厚30 見込み140		C L 杉厚25 見込み110	C L 杉厚25 見込み140、上枠厚30 見込み140	C L 杉厚25 見込み110	S O P 杉厚25 見込み110
ガラス	アクリル板(透明)厚5	木製ガラリ		アクリル板(透明)厚5	木製ガラリ	アクリル板(透明)厚5	-
金物	引戸かごザ-バ(バ: No790)、戸車、埋込Y型(シルバー)、引手(バ: No350)古代バ(バ)	上吊運動金物一式、埋込Y型(シルバー)、引手(バ: No350)古代バ(バ)		連動金物一式、埋込Y型(3本シルバー)、引戸締、引手(バ: No350)古代バ(バ)	引戸かごザ-バ(バ: No790)、戸車、埋込Y型(シルバー)、引手(バ: No350)古代バ(バ)、掘込カマ締(表示)	シリダーホン、ケースハンドル、T番、フランス落し、ドアチャック	
備考	スクリューム側 幕板杉厚10 見付70(取外可)	スクリューム側 幕板杉厚10 見付70(取外可)		ホル側 幕板杉厚10 見付70(取外可)	ホル側 幕板杉厚10 見付70(取外可)		

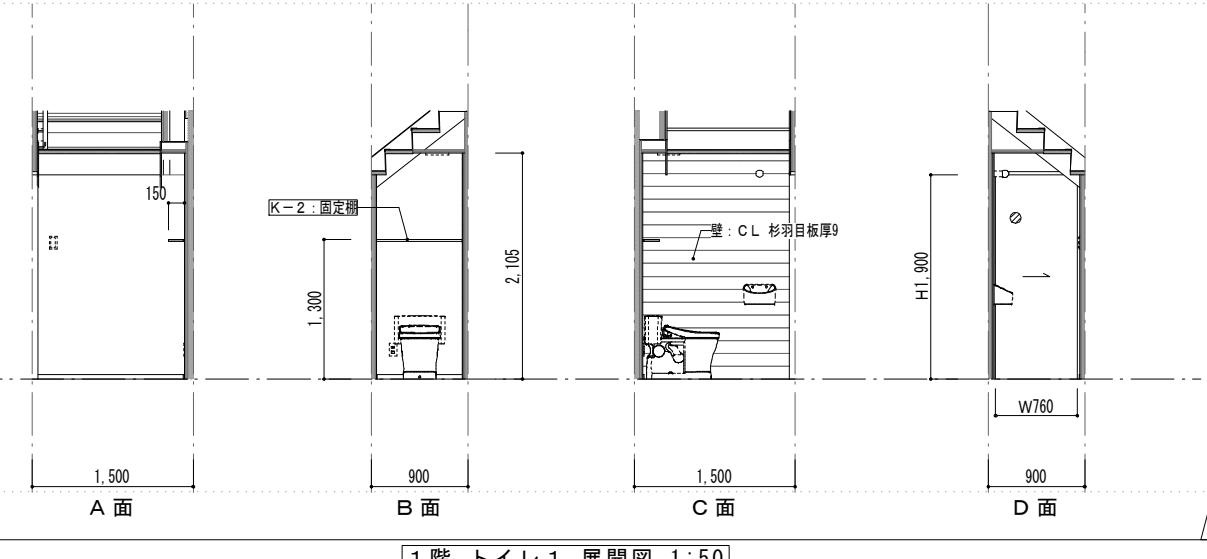
記号							
形式	親子扉	両開き扉	両開き扉	片開き扉		2枚引違い窓(2重窓)	2枚引違い連窓
数量	1	1	1	1		4	1
姿図							
扉 仕上	アルミ製 見込み70	アルミ製 見込み70	アルミ製 見込み70	アルミ製		アルミ製 見込み70	アルミ製 見込み70
枠 仕上	木製厚25	木製厚25	木製厚25	なし		木製厚25	木製厚25
ガラス	フロート厚6	フロート厚6	アクリルパネル	型ガラス厚4		フロート厚6	フロート厚6
金物	標準金物一式、サムターン付シリカーダー錠、DC、フラン落し、レバーハンドル、SUS下枠	標準金物一式、サムターン付シリカーダー錠、DC、フラン落し、レバーハンドル、SUS下枠	標準金物一式、サムターン付シリカーダー錠、DC、フラン落し、レバーハンドル、SUS下枠	標準金物一式、シリカーダー錠、握り玉		標準金物一式、シリカーダー錠、握り玉	標準金物一式、シリカーダー錠、握り玉
備考	SUS網戸	SUS網戸	SUS網戸	SUS網戸		SUS網戸	SUS網戸
記号							
形式	タテスベリ出し窓	2枚引違い窓		2枚引違いラッシュ戸	両開きラッシュ扉	片開きラッシュ親子扉	片開きラッシュ親子扉
数量	1	4		2	1	1	1
姿図							
扉 仕上	アルミ製 見込み70	アルミ製 見込み70		メラミン化粧合板 戸厚36	メラミン化粧合板 戸厚40	メラミン化粧合板 戸厚40	メラミン化粧合板 戸厚40
枠 仕上	木製厚25	木製厚25		木製厚25	木製厚25	木製厚25	木製厚25
ガラス	フロート厚6	フロート厚6		型ガラス厚4	木製ガラリ	型ガラス厚4	型ガラス厚4
金物	標準金物一式、クレセント	標準金物一式、クレセント		引手、戸車	レバーハンドル、丁番、DC、フラン落し	レバーハンドル、丁番、DC、フラン落し	レバーハンドル、丁番、DC、フラン落し
備考	SUS網戸	SUS網戸					
記号							
形式	三方枠						
数量	1						
姿図							
扉 仕上							
枠 仕上	木製厚25						
ガラス	一						
金物							
備考							
記号							
形式	片開き扉	ランマ、袖FIX付引き分け戸		4枚引違い窓	4枚引違い窓	4枚引違い窓	
数量	1	1		2	2	1	
姿図							
扉 仕上	アルミ製	アルミ製		アルミ製	アルミ製	アルミ製	
枠 仕上	木製	木製		木製	木製	木製	
ガラス	フロート厚6	フロート厚6		フロート厚3.0	フロート厚3.0	フロート厚3.0	
金物	標準金物一式、シリカーダー錠	標準金物一式、フラン落し、シリカーダー錠		標準金物一式、クレセント	標準金物一式、クレセント	標準金物一式、クレセント	
備考							



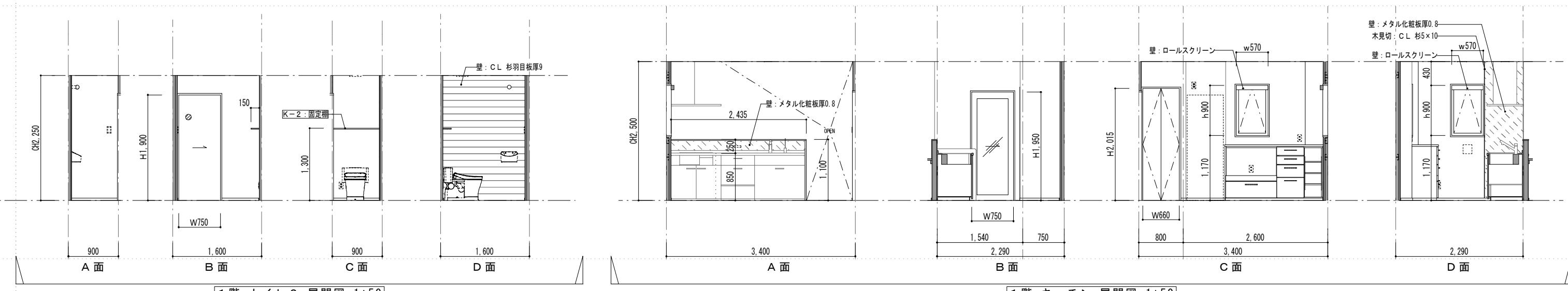
1階 玄関・ホール・廊下 展開図 1:50



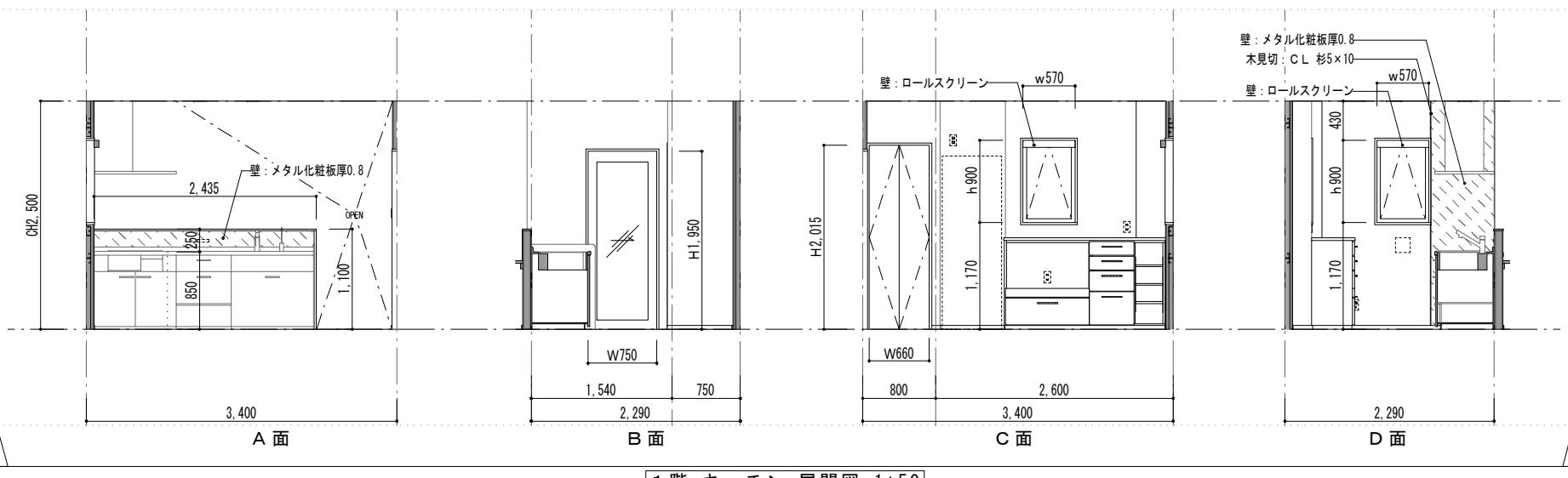
1階 諸室 展開図 1:50



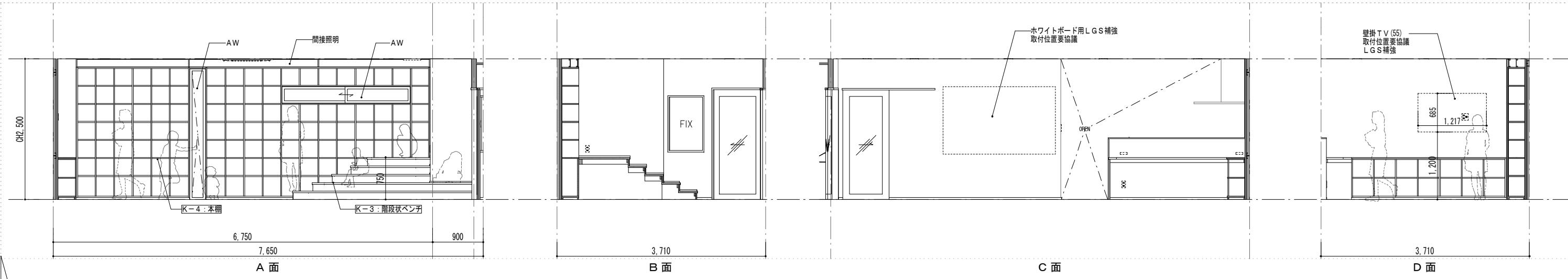
1階 トイレ1 展開図 1:50



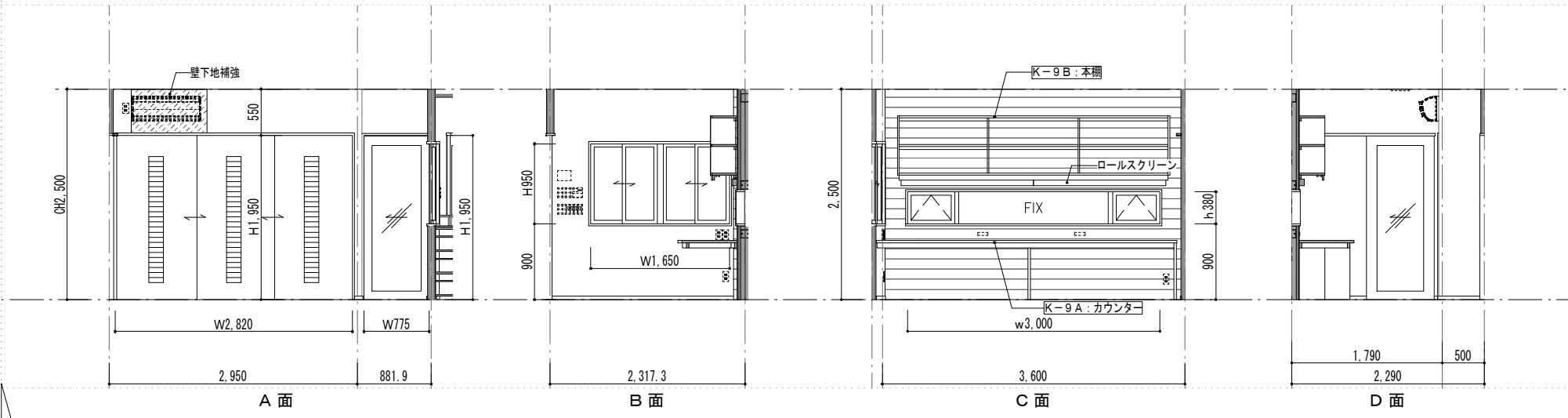
1階 トイレ2 展開図 1:50



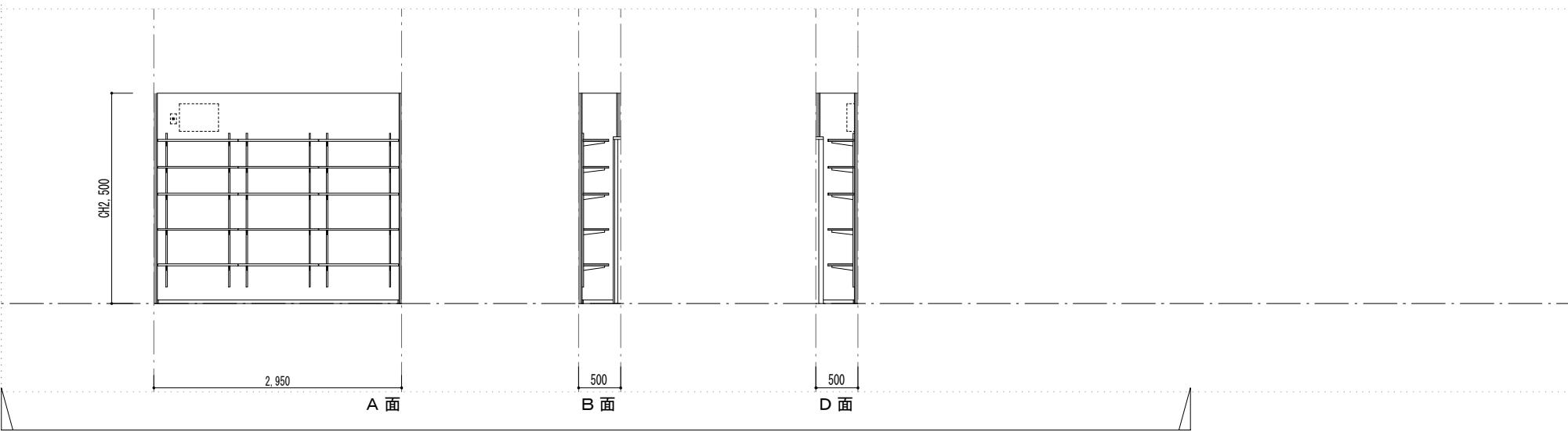
1階 キッチン 展開図 1:50



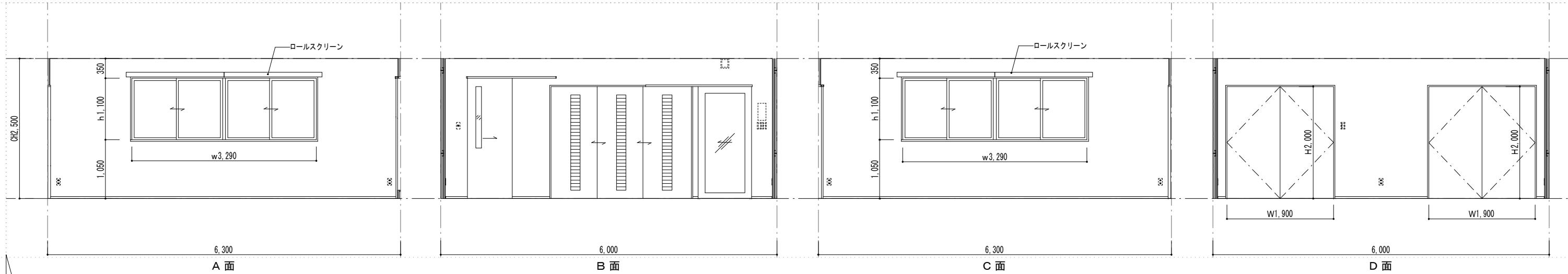
1階 静養娯楽室 展開図 1:50



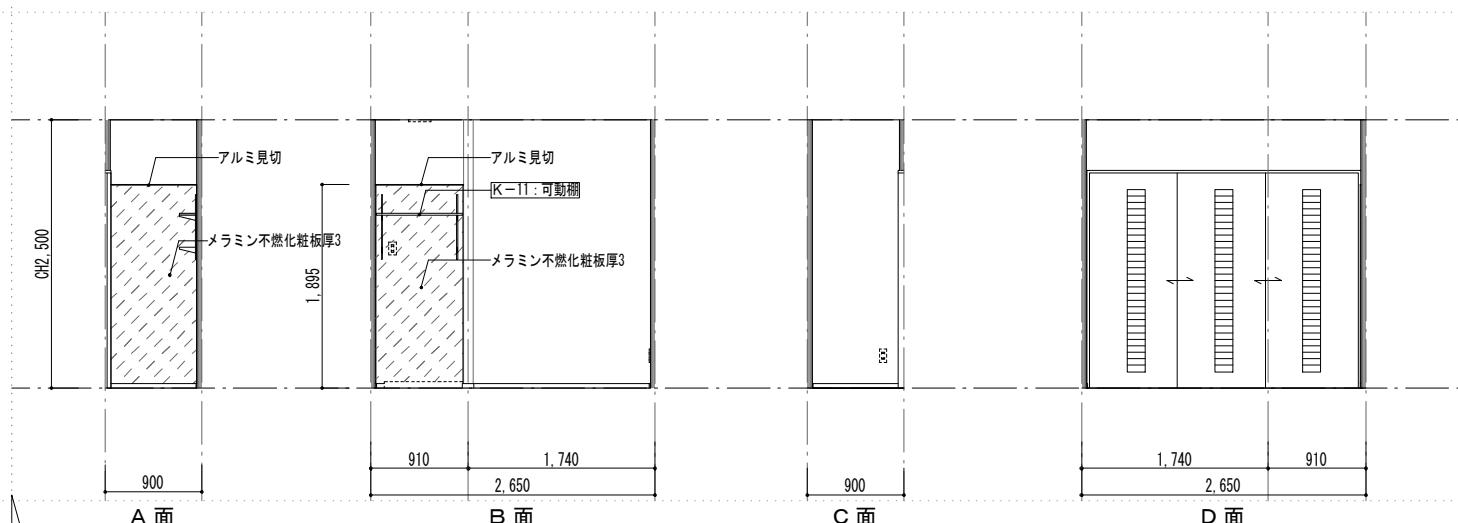
1階 スタッフルーム 展開図 1:50



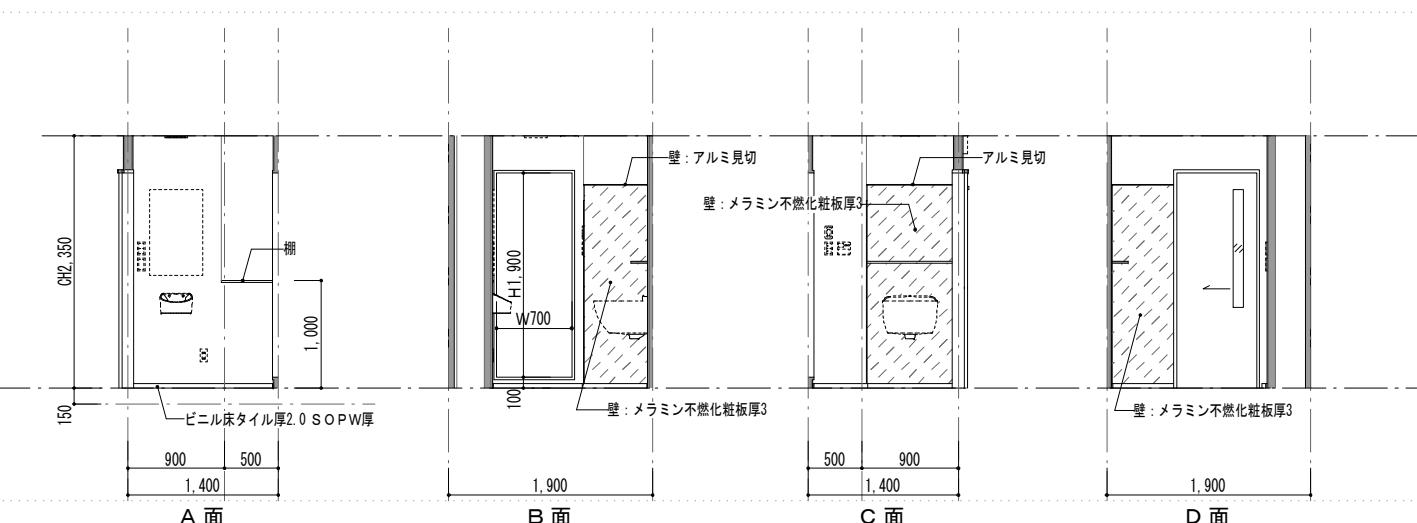
1階 収納2 展開図 1:50



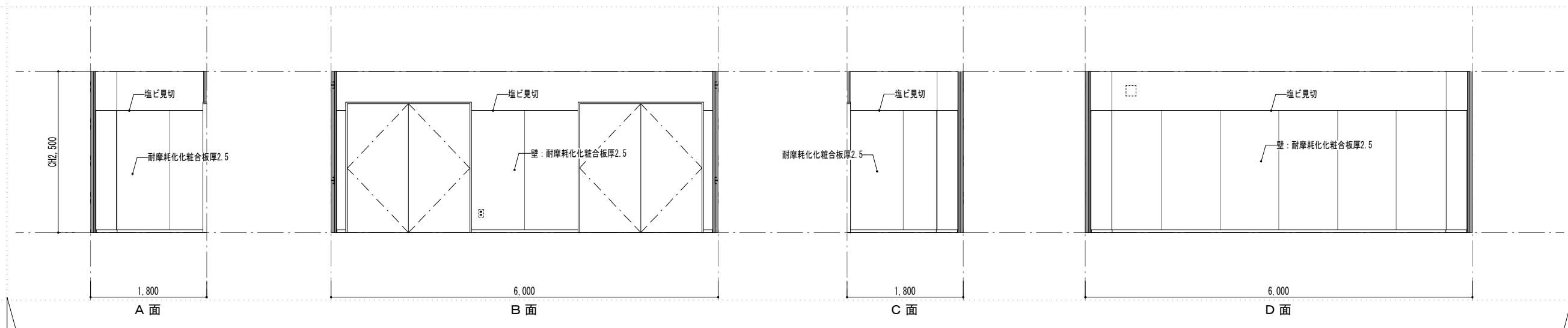
2階 ホール 展開図 1:50



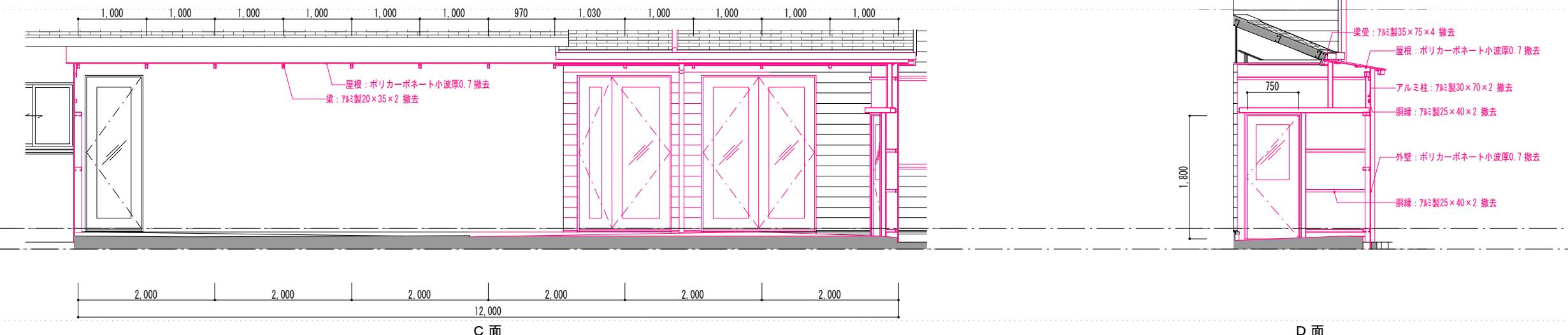
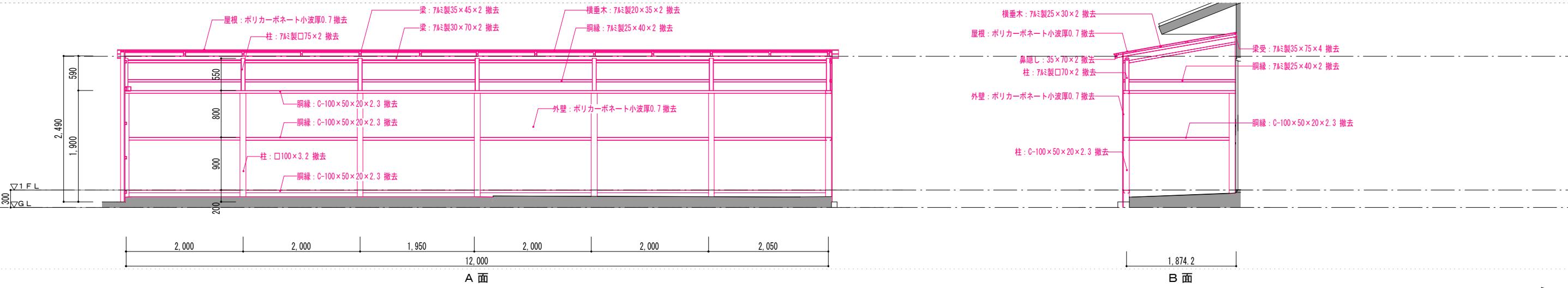
2階 収納1 展開図 1:50

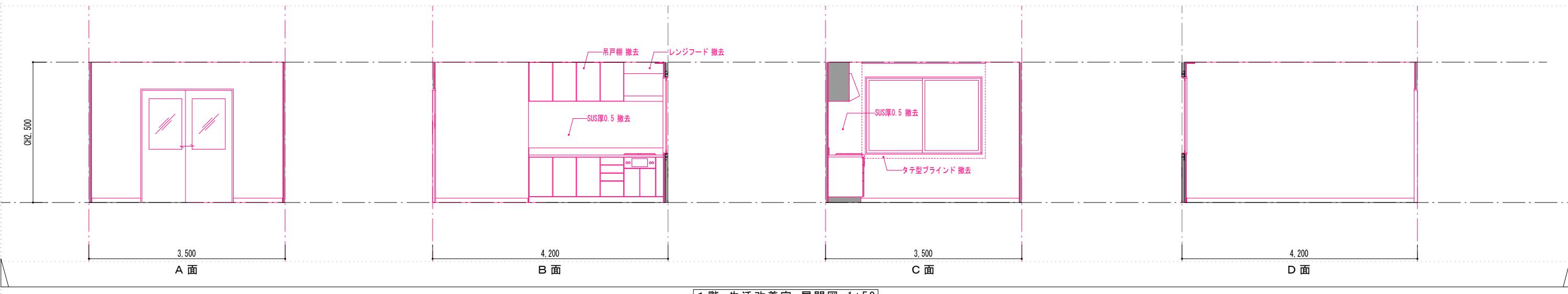
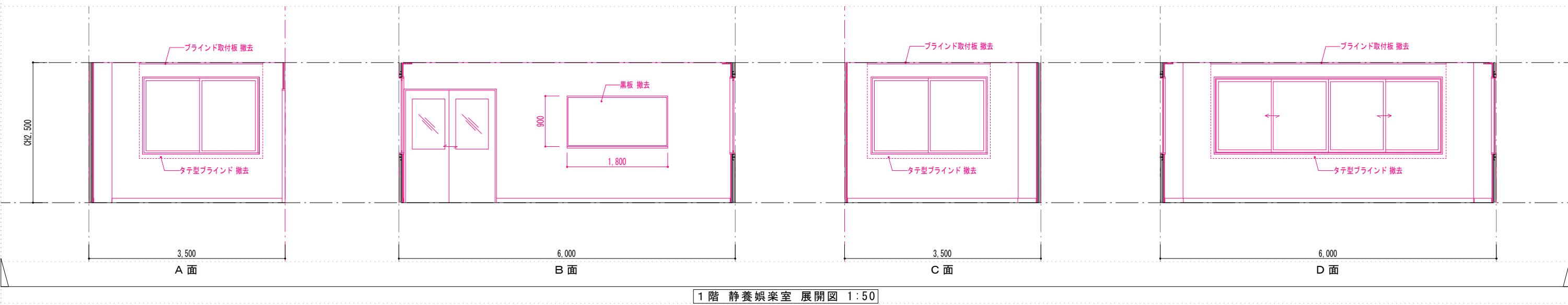
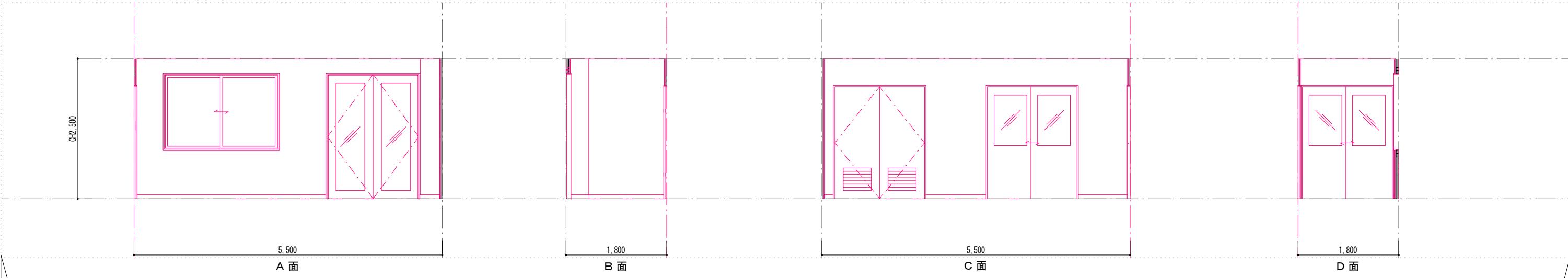


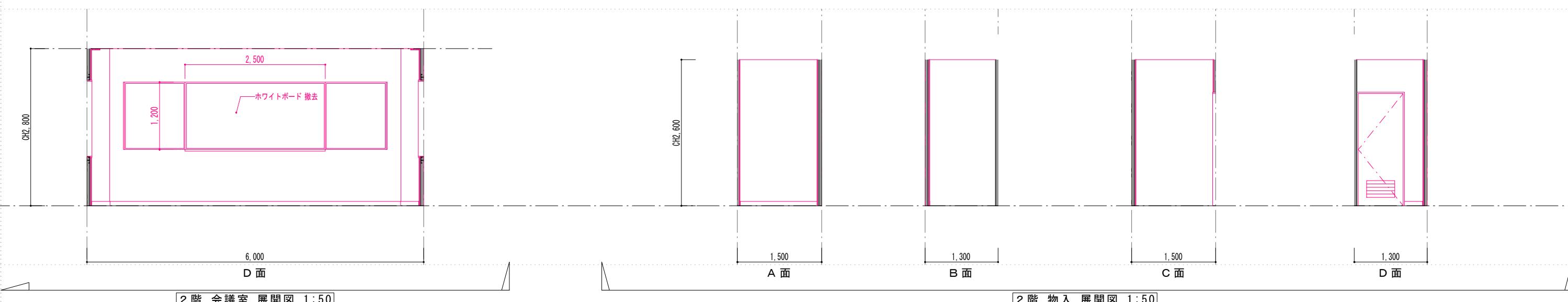
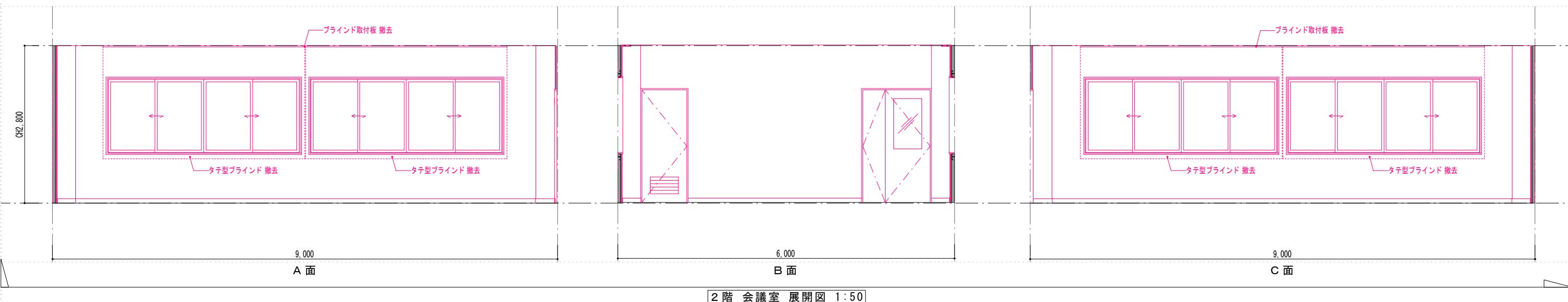
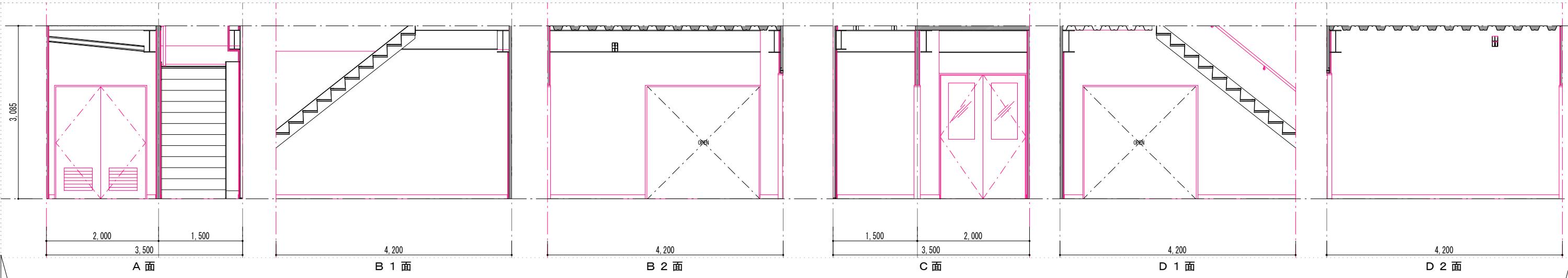
2階 脱衣室 展開図 1:50

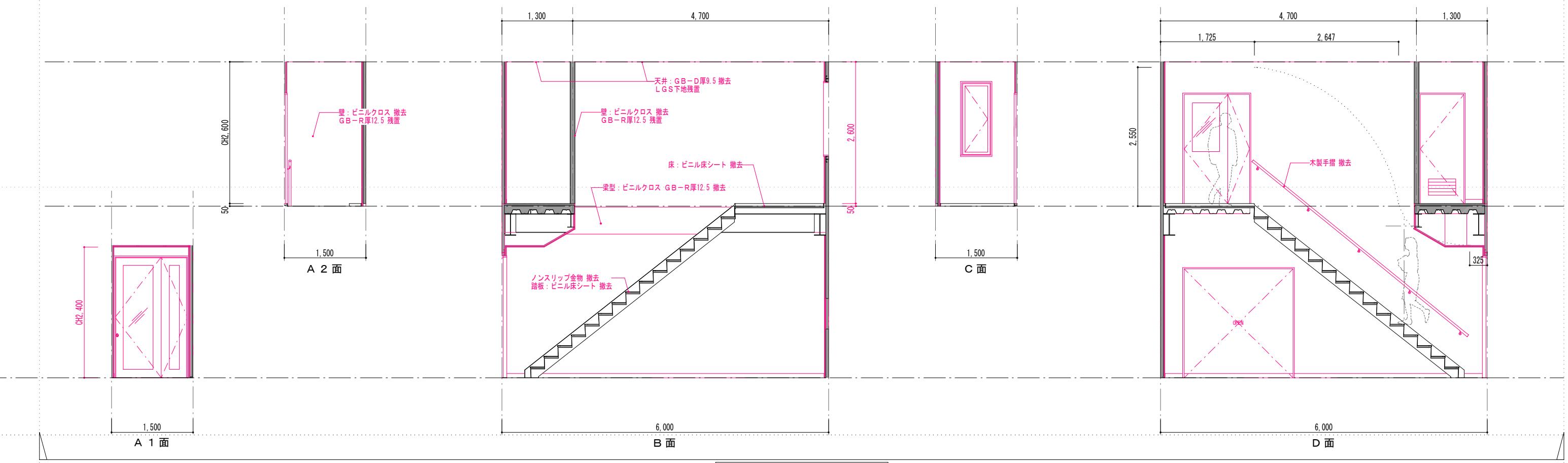
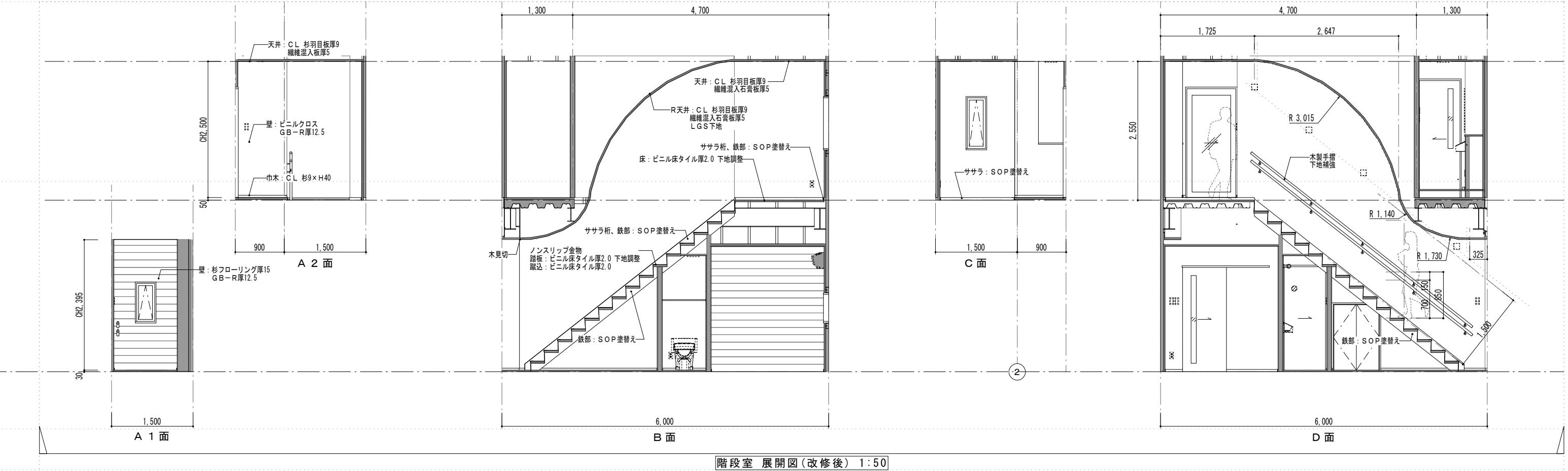


2階 収納2 展開図 1:50

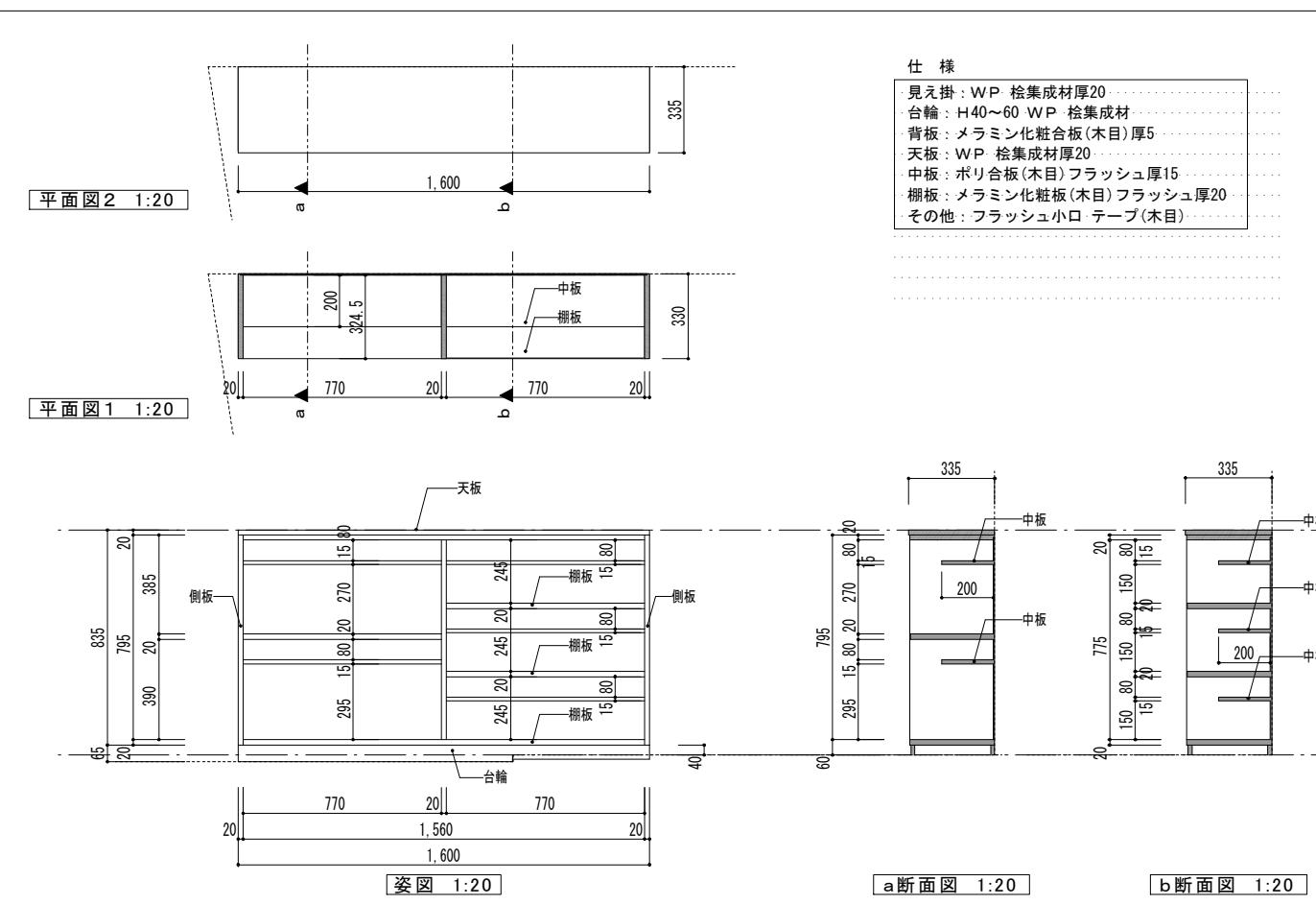




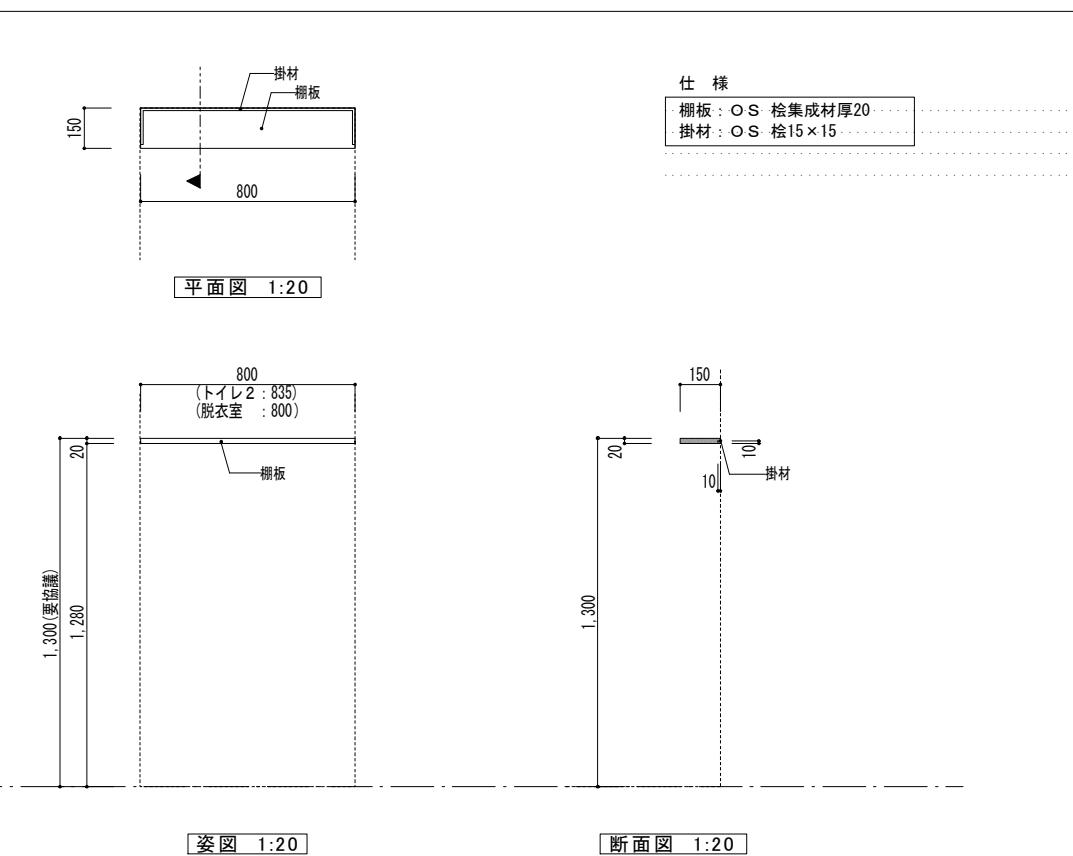




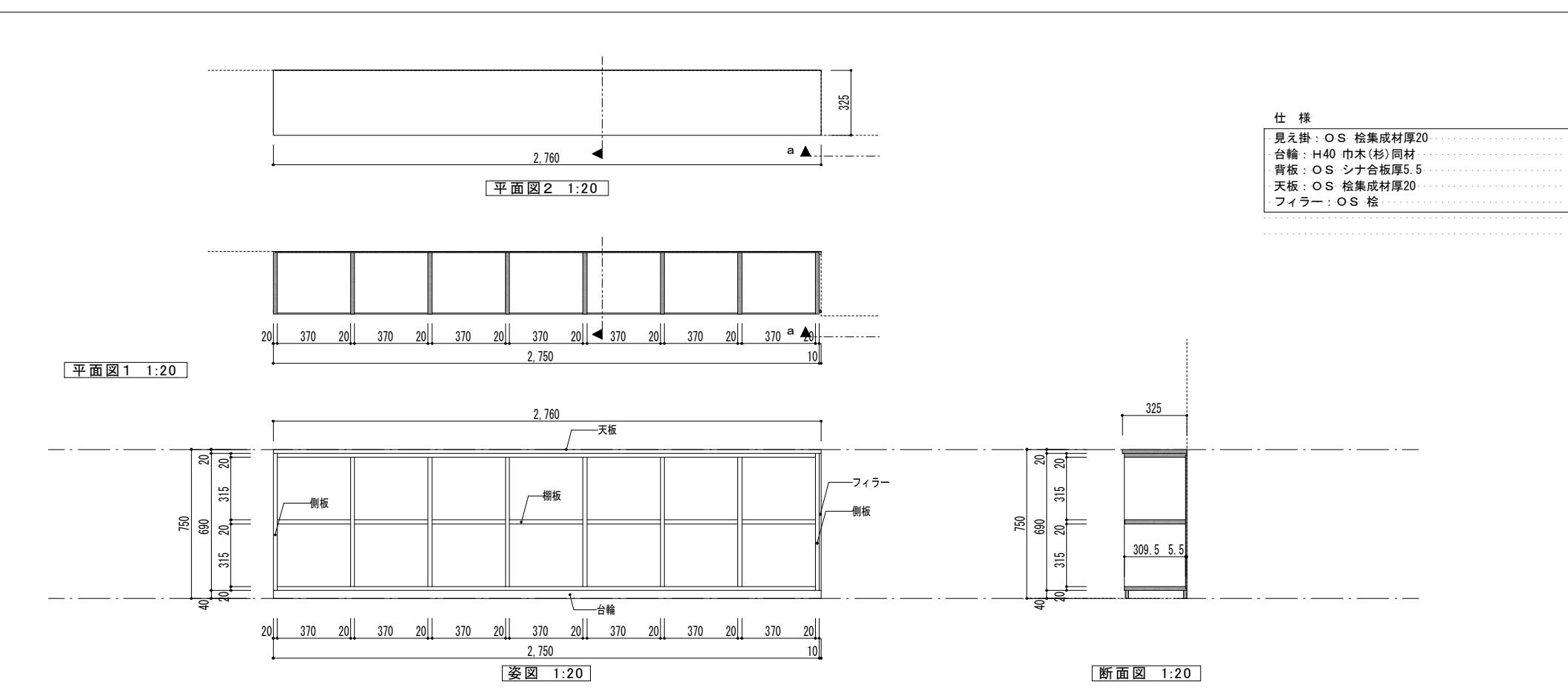
K-1 : 下足入 1か所

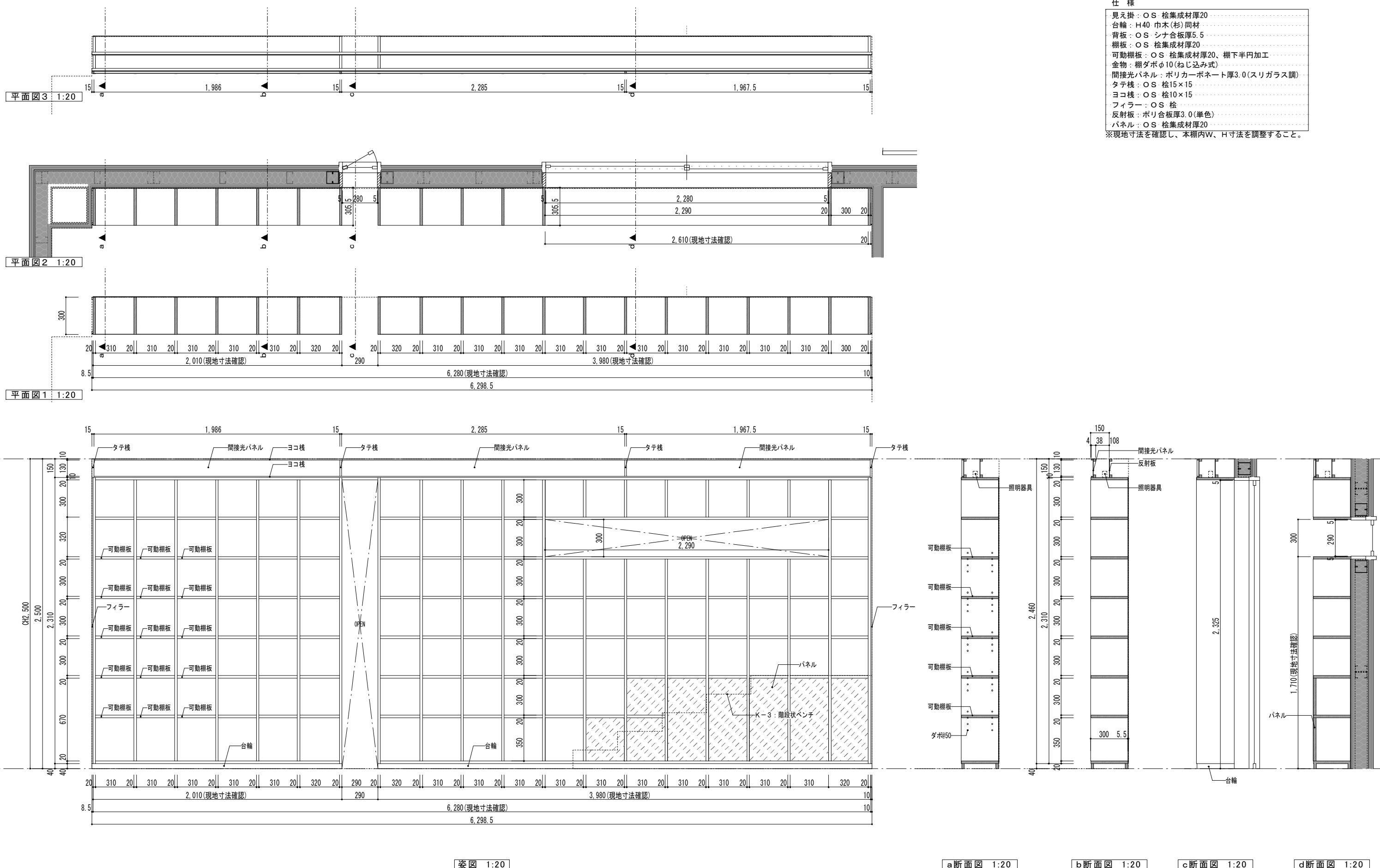


K-2 : 固定棚 3か所



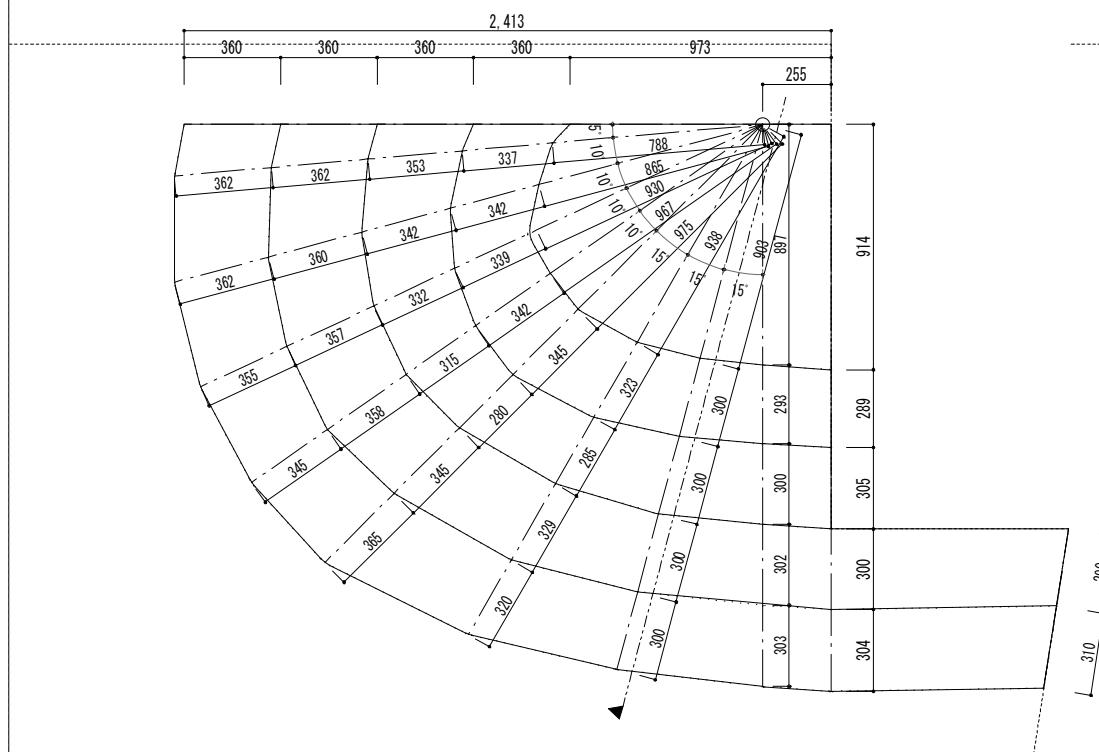
K-5 : ロッカー 1か所



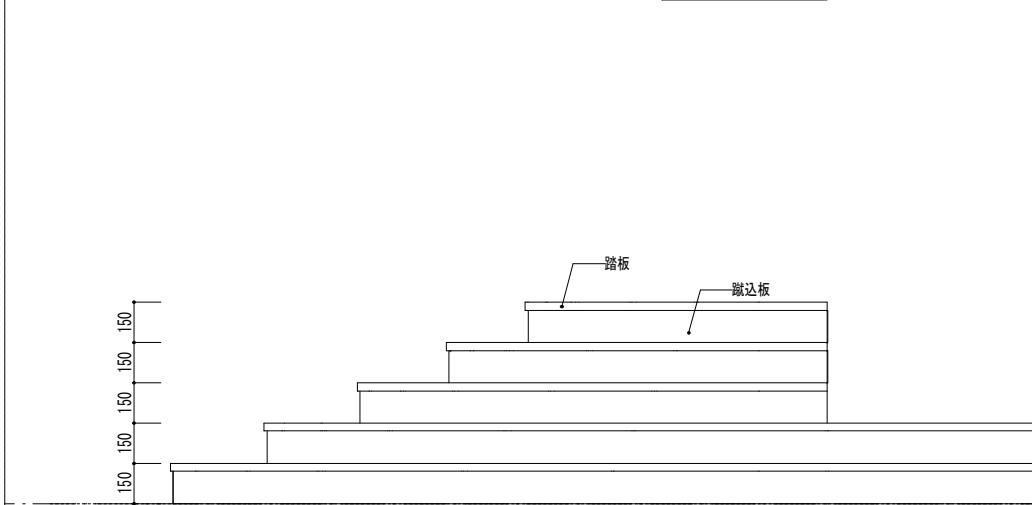


仕 材

- 踏板：O S 桧集成材厚30(突き付け面はR加工)
- 蹴込板：O S 桧集成材厚20
- さらら、つなぎ：構造用合板厚24
- 掛材：杉60×90

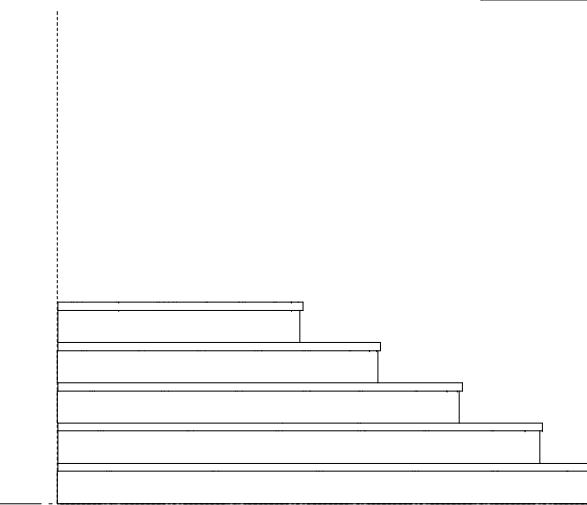


平面図 1 1:2

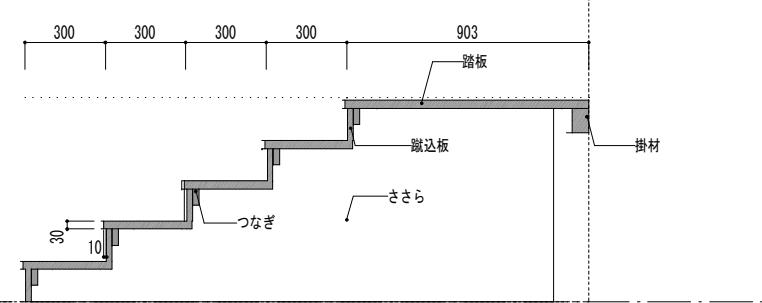


姿図1 1:20

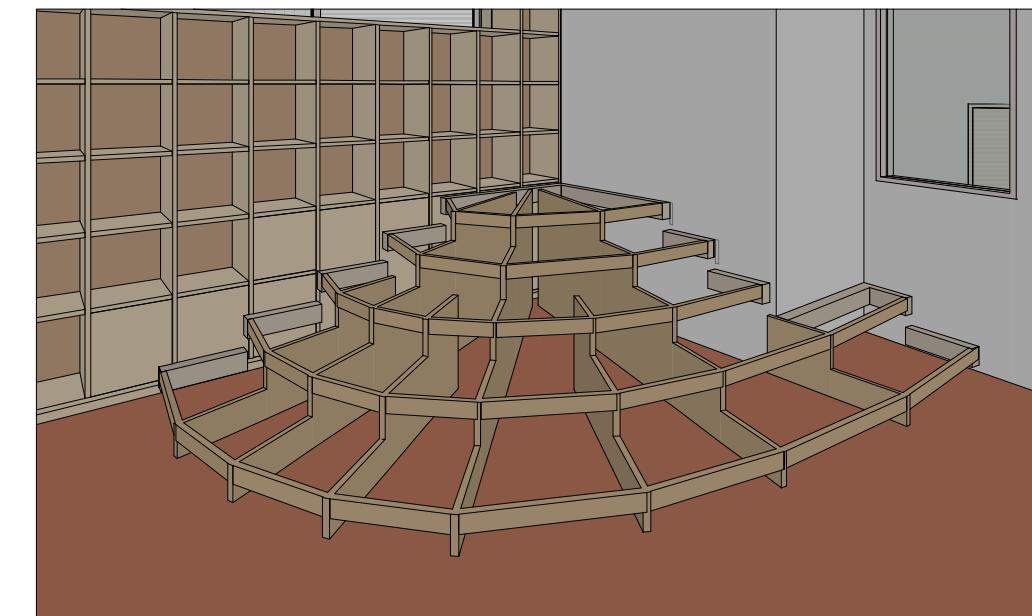
姿図2 1:20



姿図2 1:20



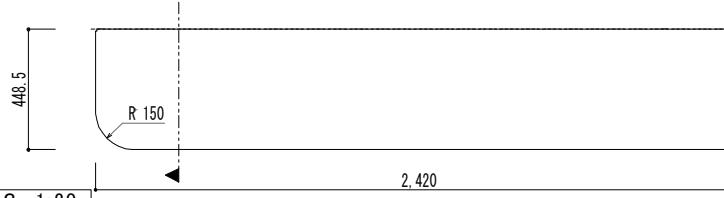
断面図 1:20



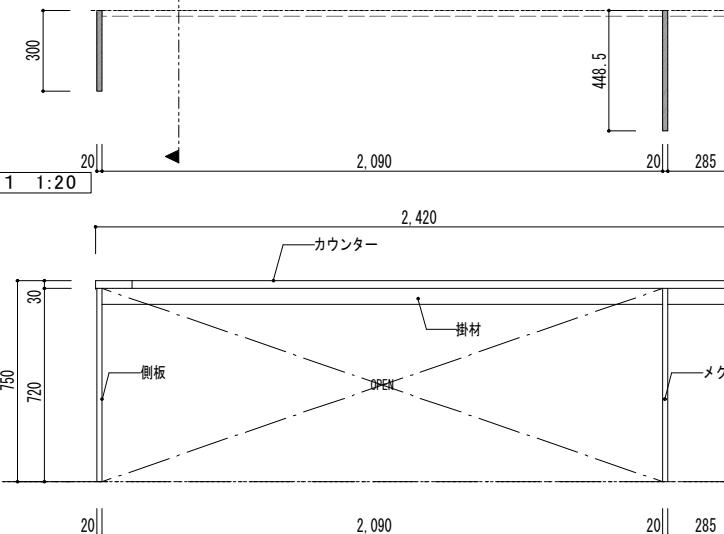
下地イメージ

K-6 : キッチンカウンター 1か所

平面図 2 1:20

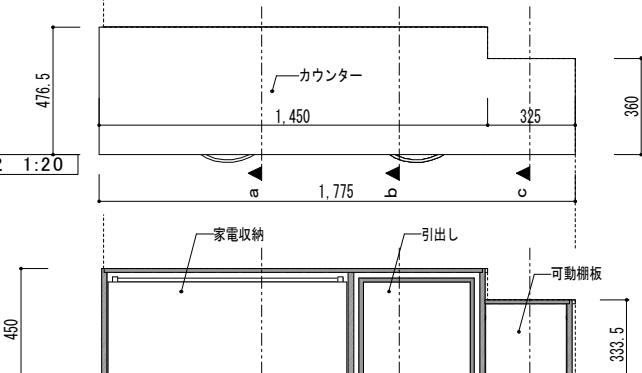


平面図 1 1:20

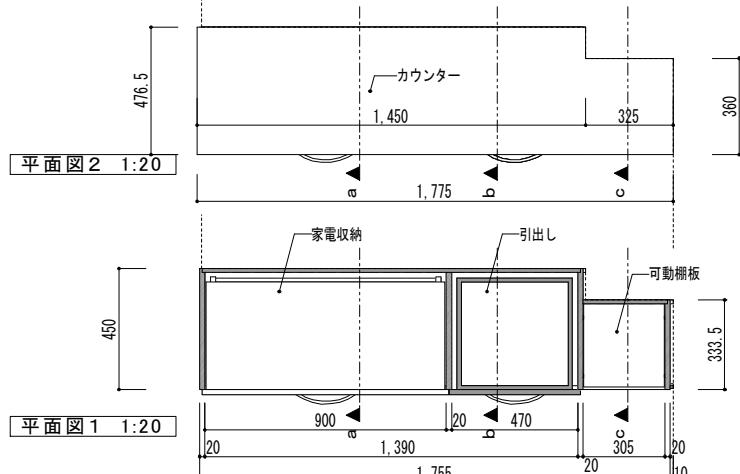


K-7 : 家電収納カウンター 1か所

平面図 2 1:20



平面図 1 1:20



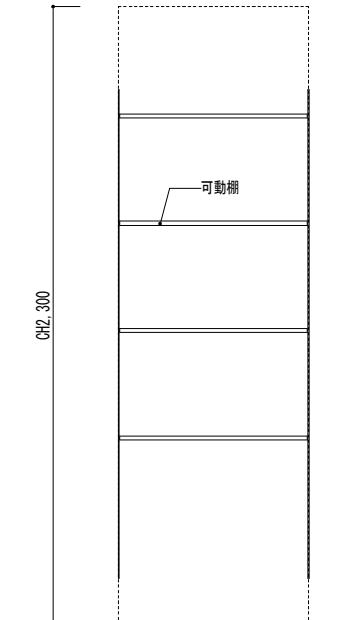
姿図 1:20

北広島町子ども第三の居場所開設工事

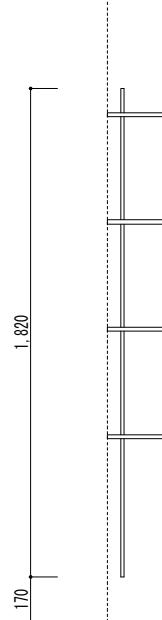
設計年月：2025年 12月

K-8 : 可動棚 1か所

仕様  
見え掛：OS 桧集成材厚20  
カウンター：OS 桧集成材厚30  
掛材：OS 桧集成材20×60

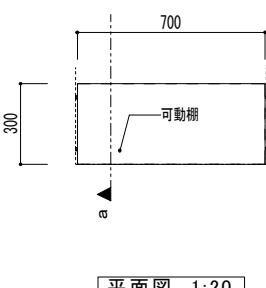


姿図 1:20



a断面図 1:20

仕様  
可動棚板：ポリ合板フラッシュ(単色)厚15、ズレとめ加工  
その他：小口テープ  
金物：SUS棚柱、棚受(スガツネ S P E型)

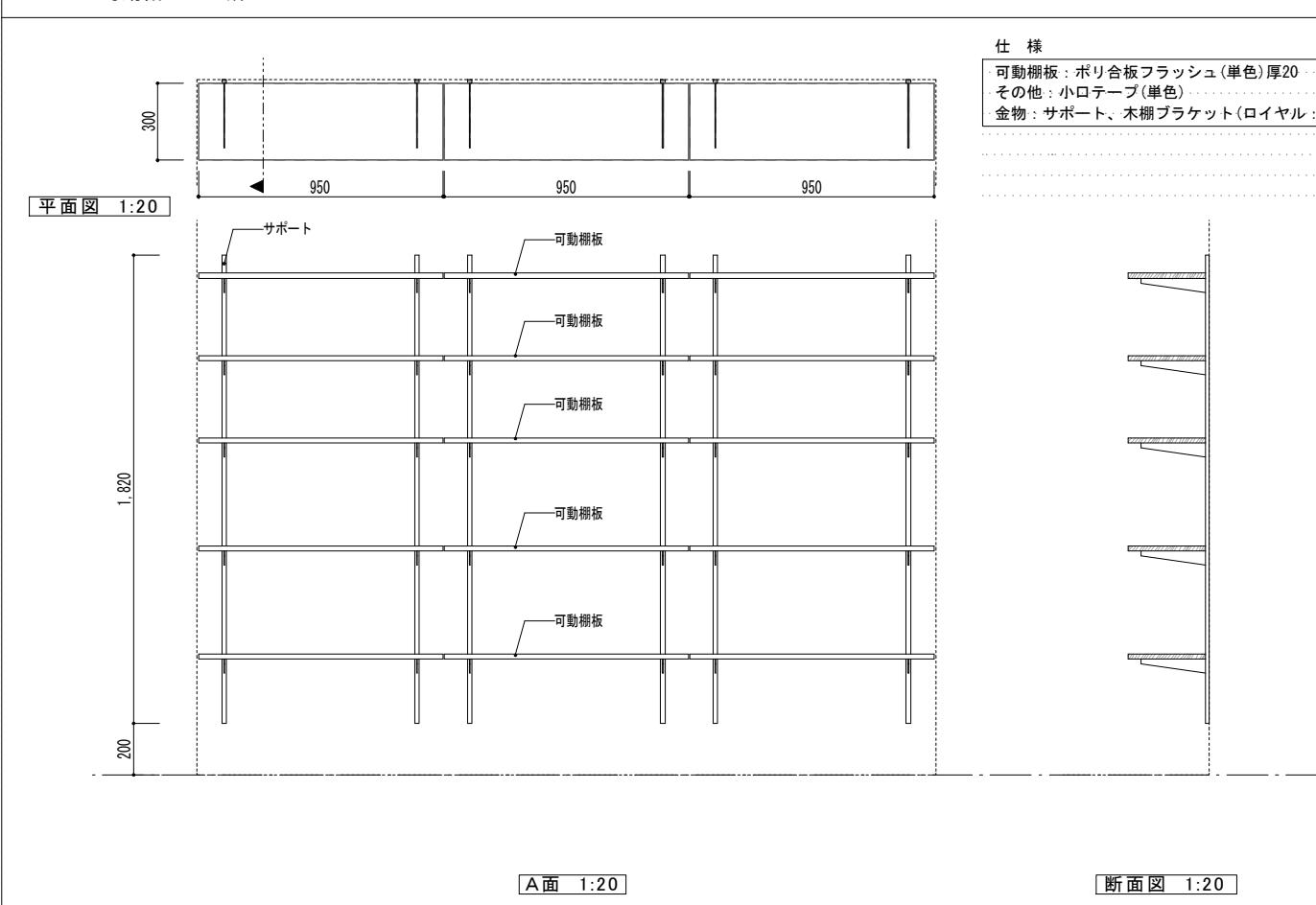


平面図 1:20

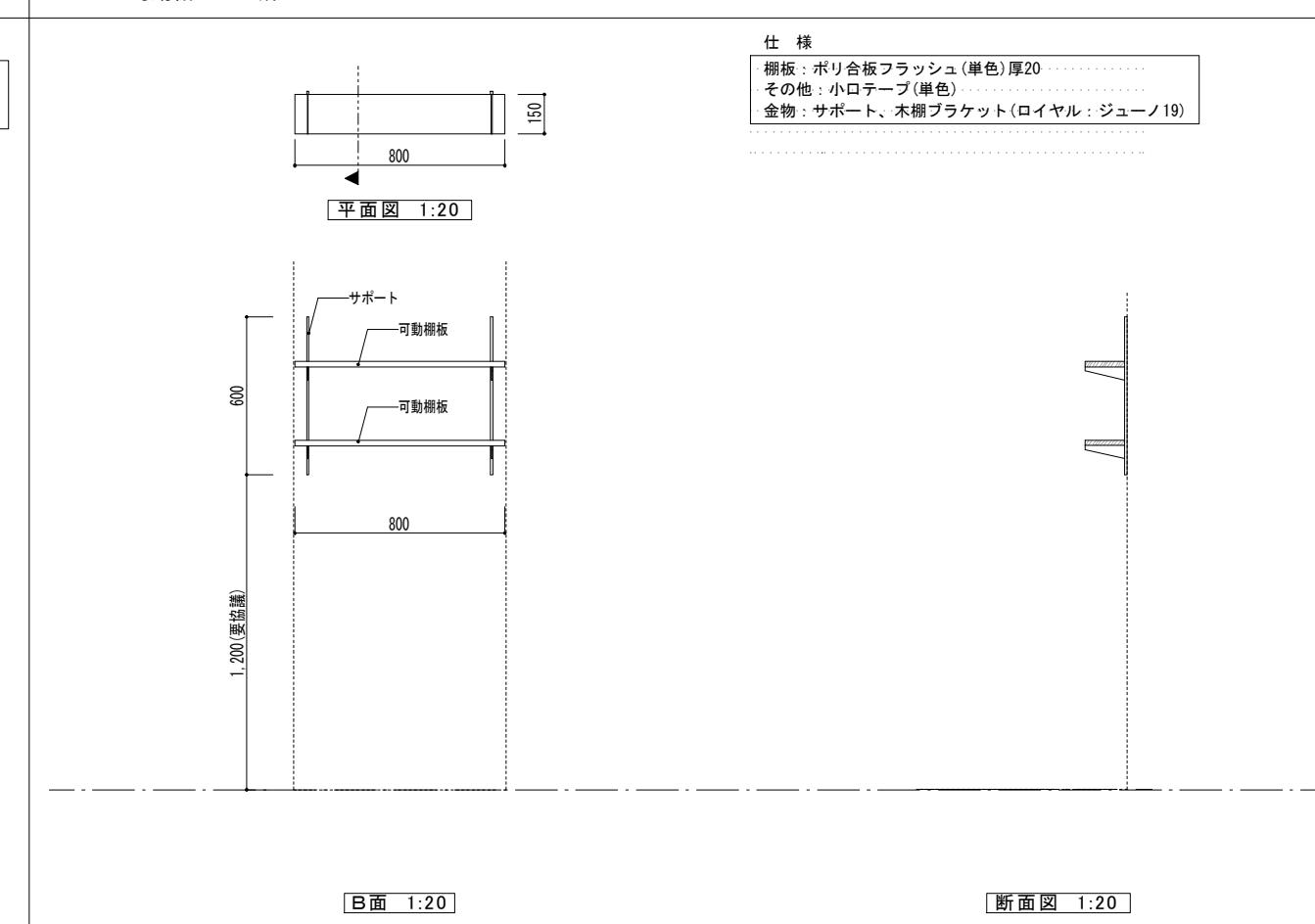
北広島町子ども第三の居場所開設工事

設計年月：2025年 12月

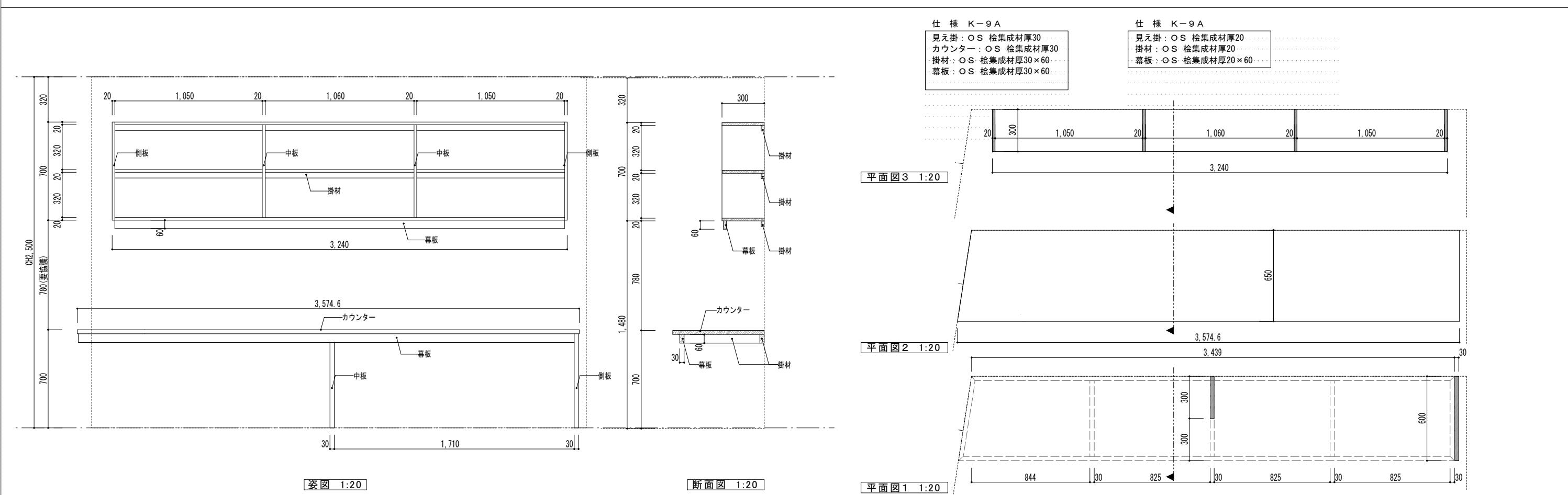
K-10 : 可動棚 1か所

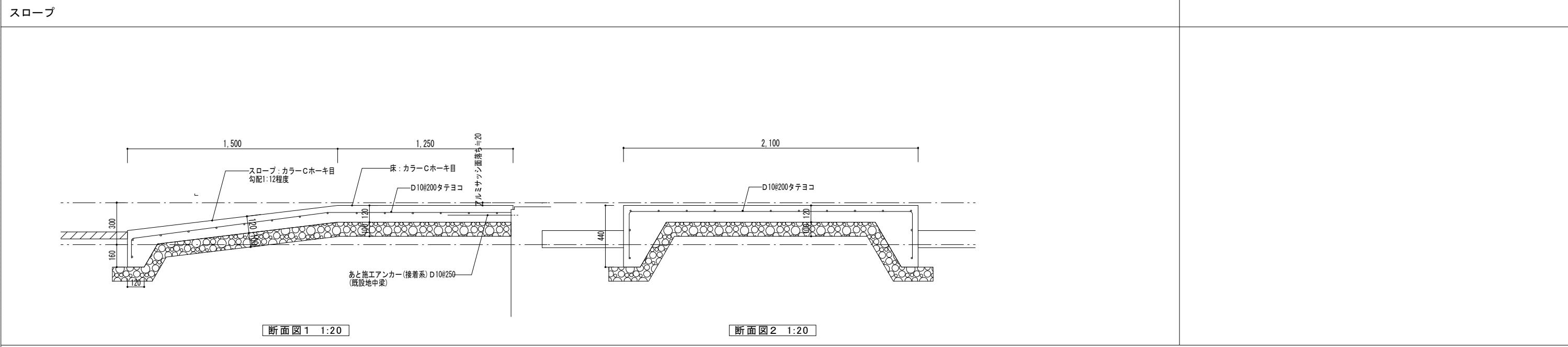
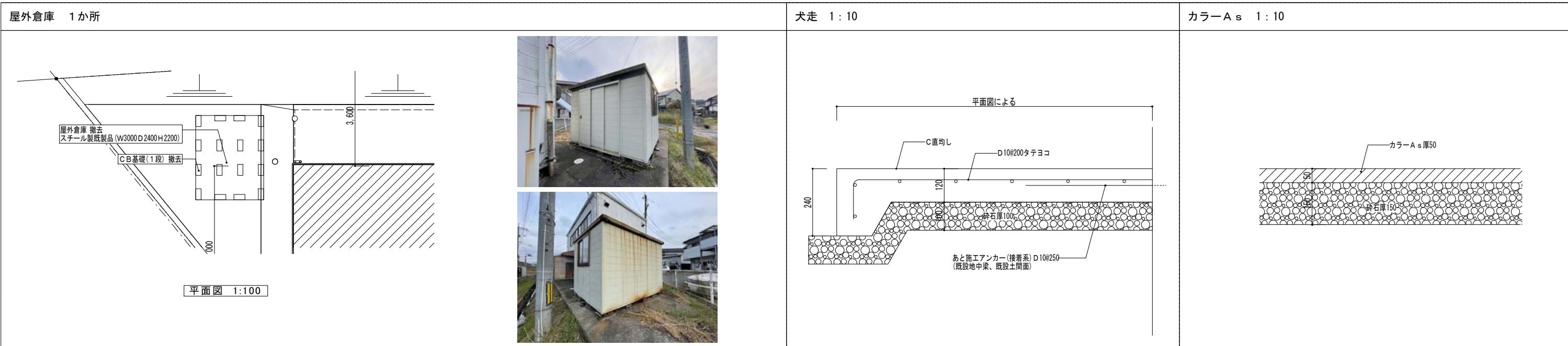


K-11 : 可動棚 1か所



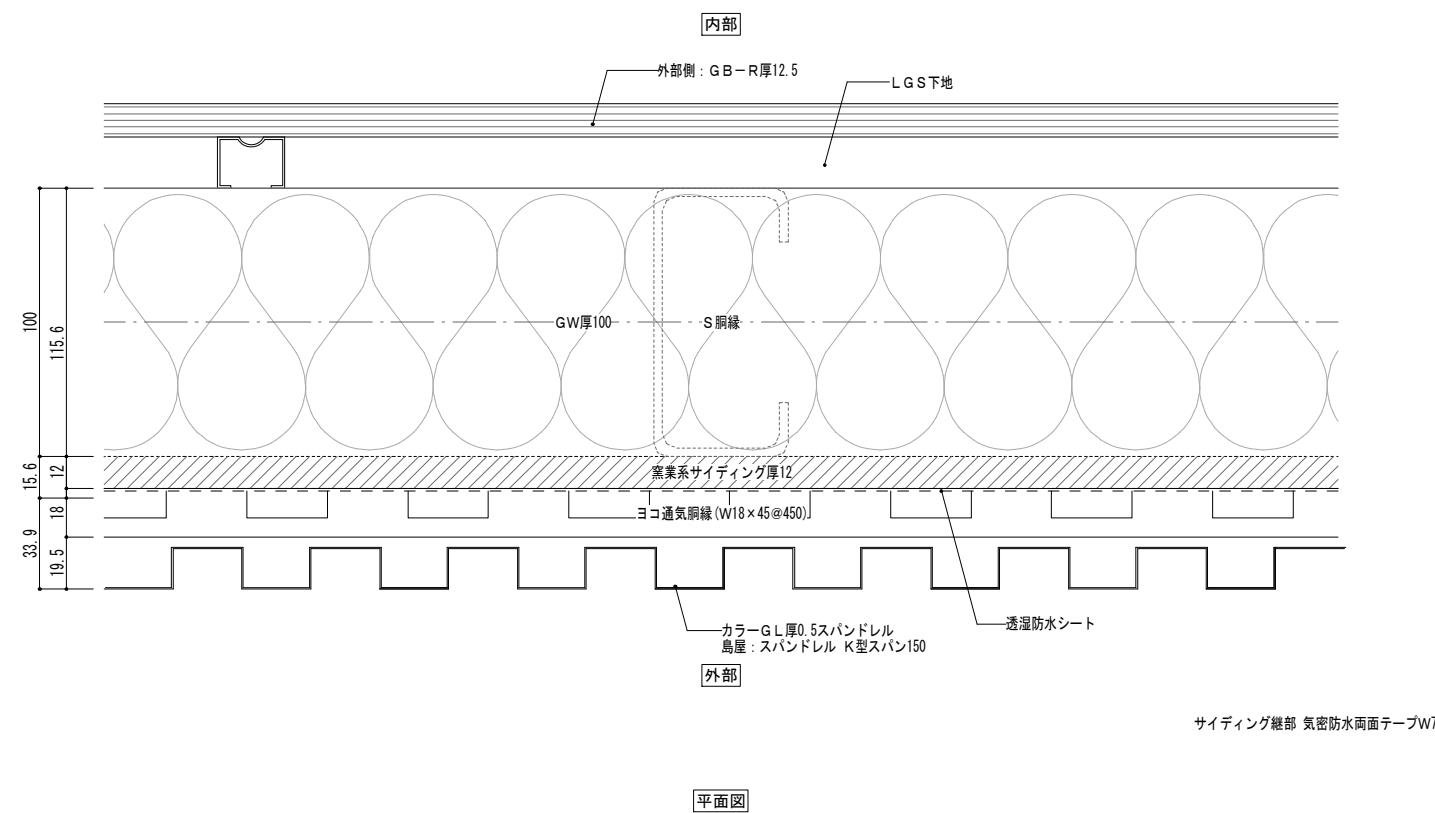
K-9 A : カウンター 1か所、K-9 B : 本棚 1か所



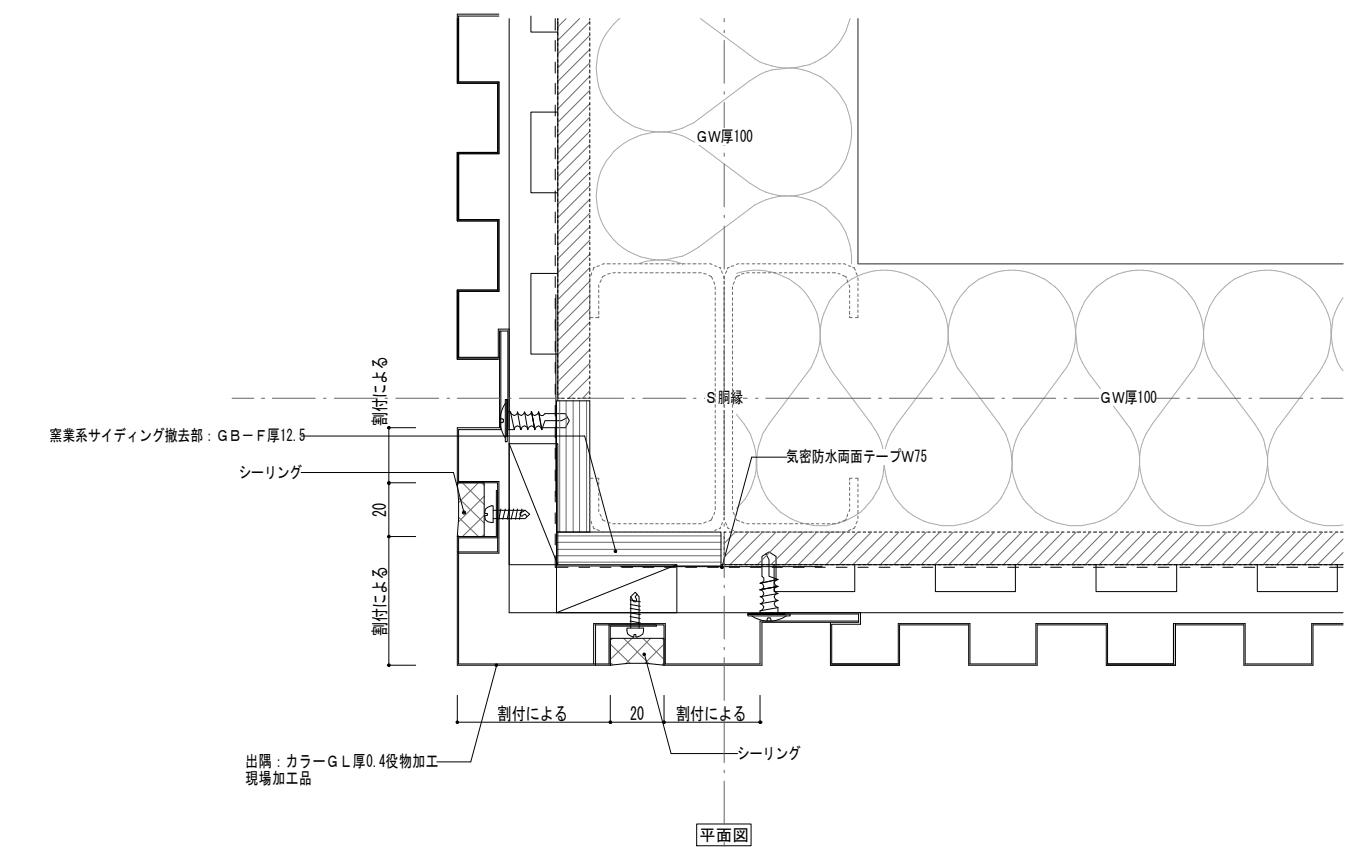


外壁詳細図 1 : 2

外壁 一般部

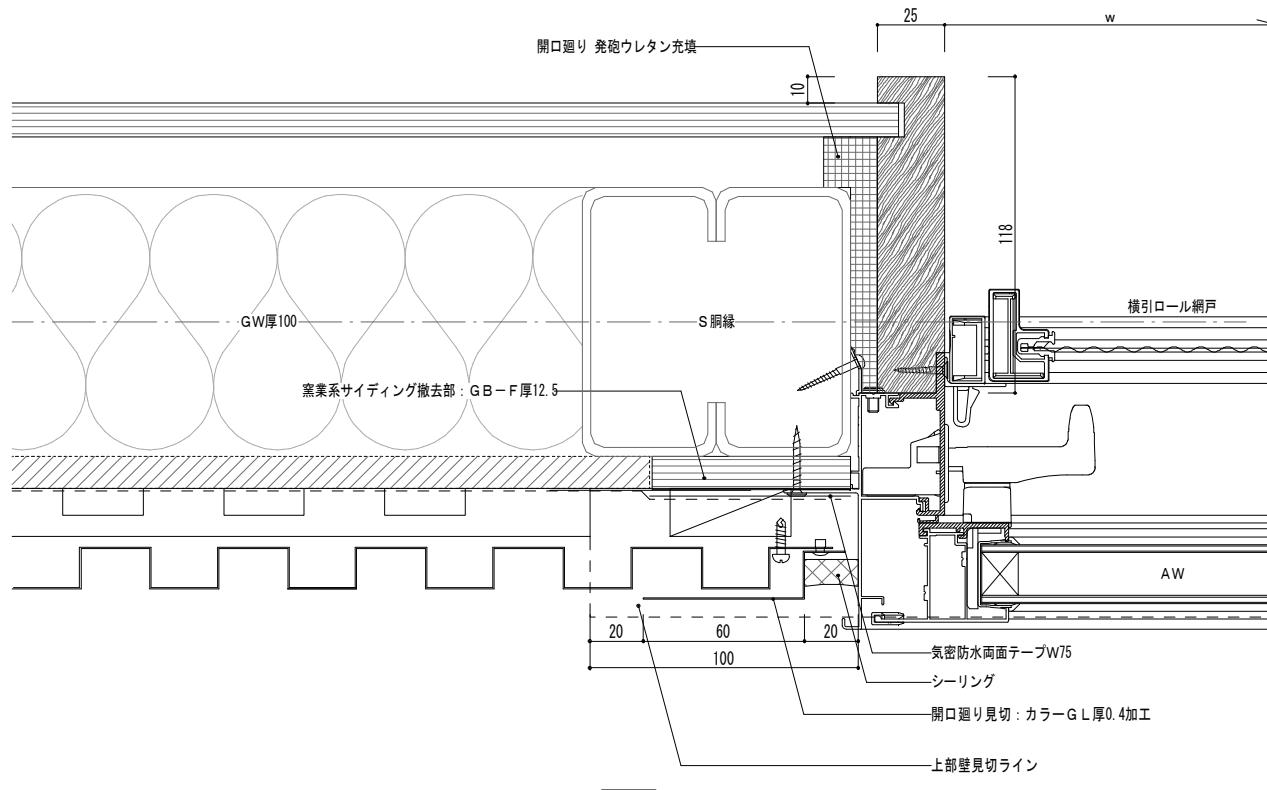


外壁 出隅部



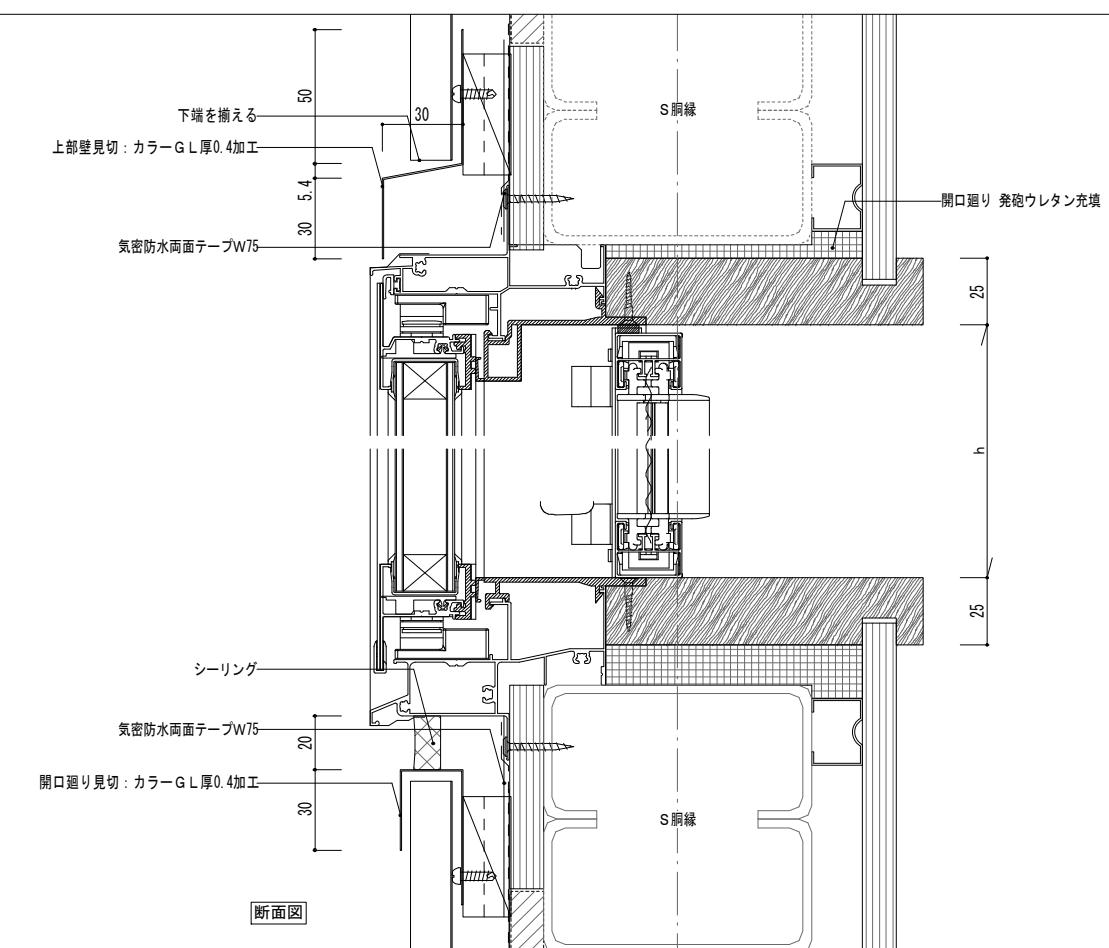
外壁詳細図 1 : 2

外壁 AW部

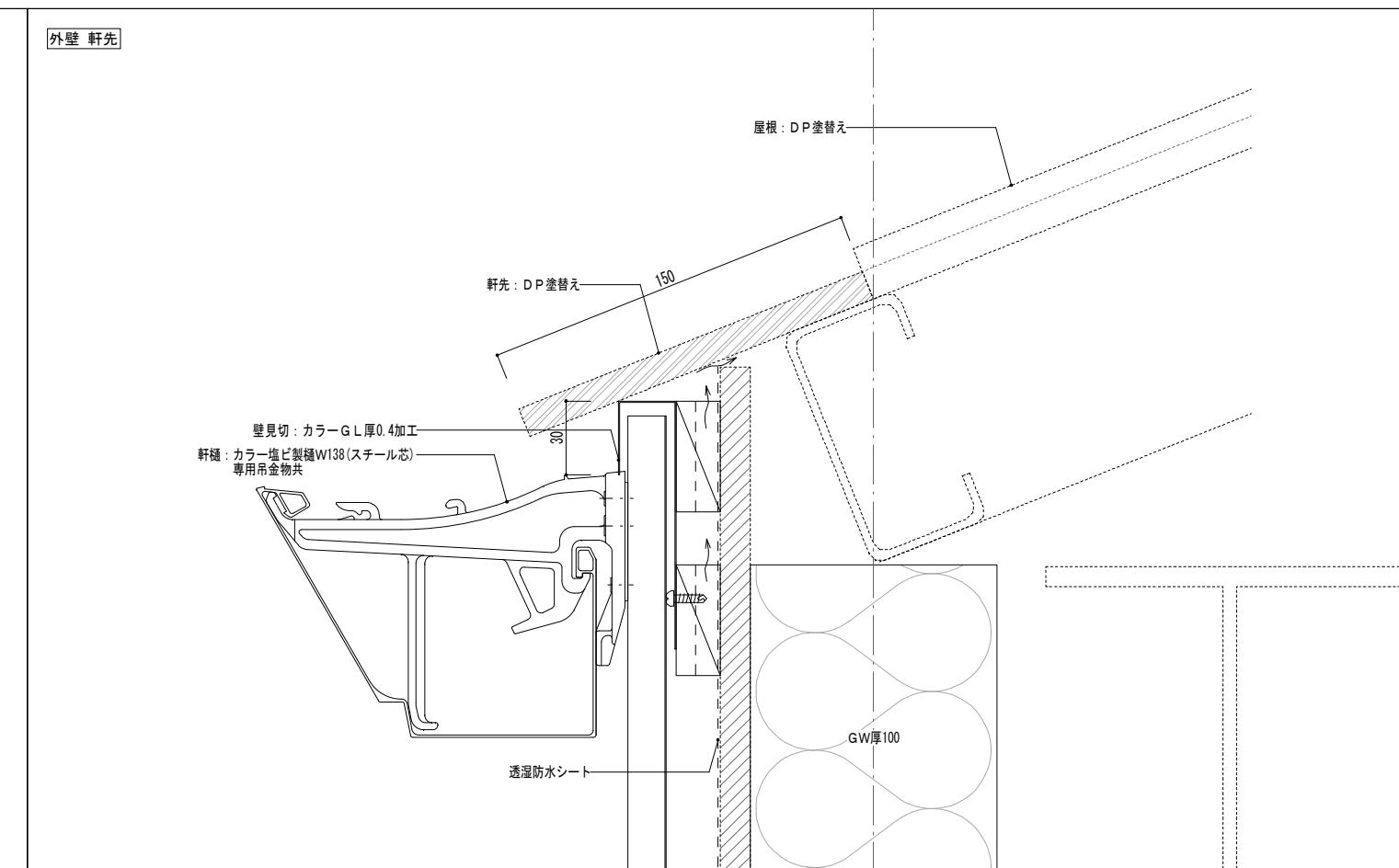
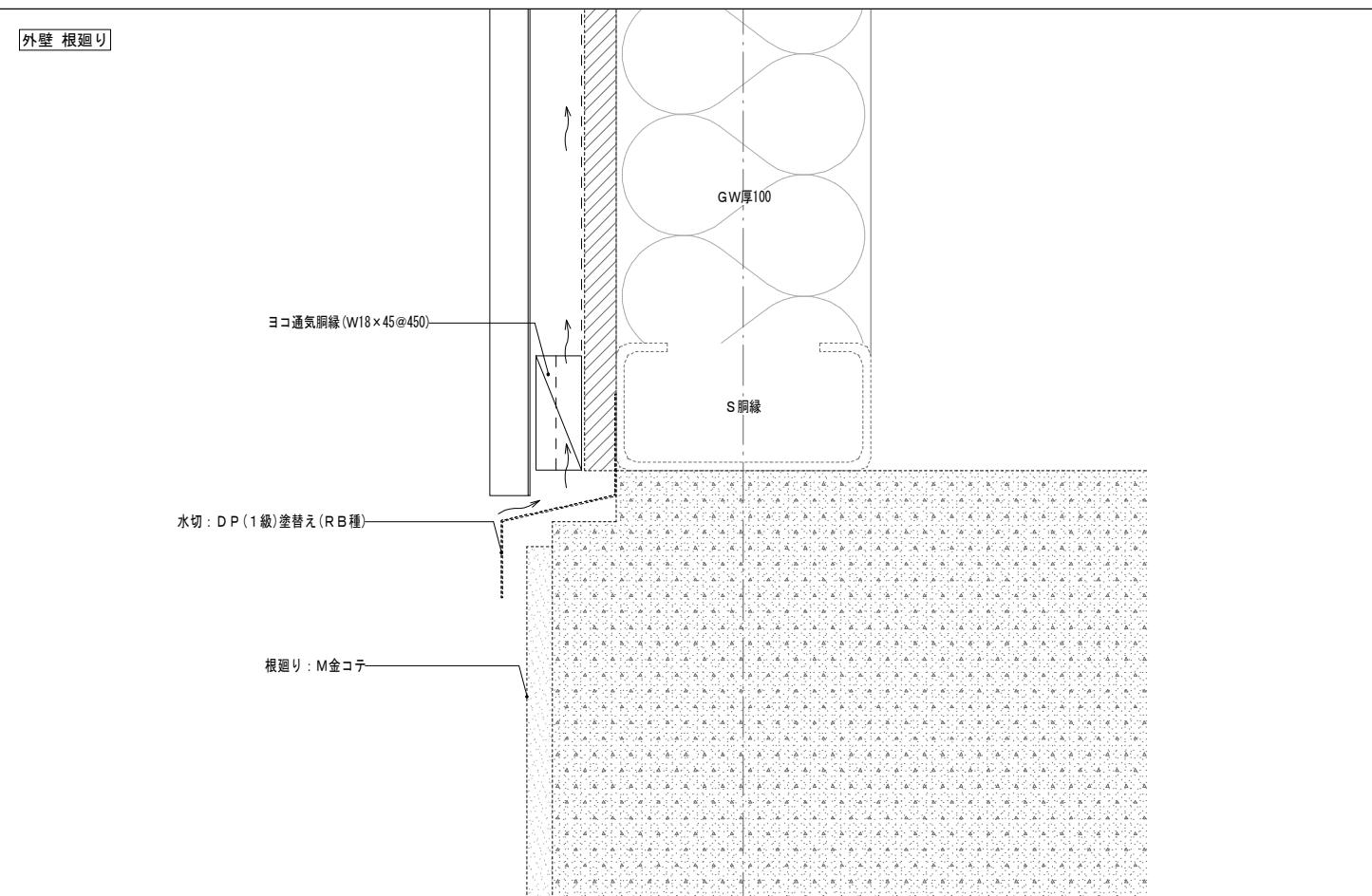


※カラーGLとAWを直接接触させないこと

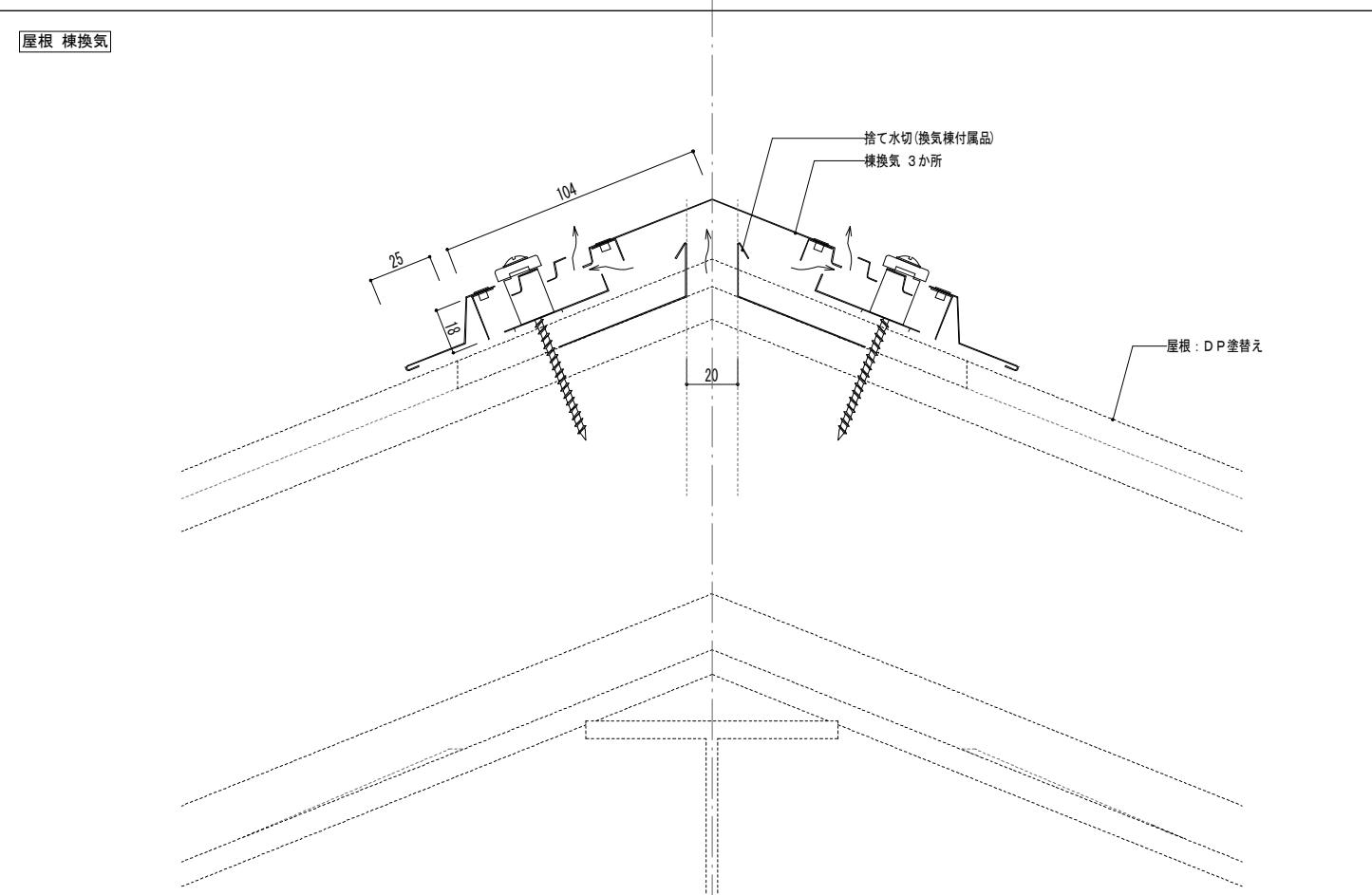
平面図



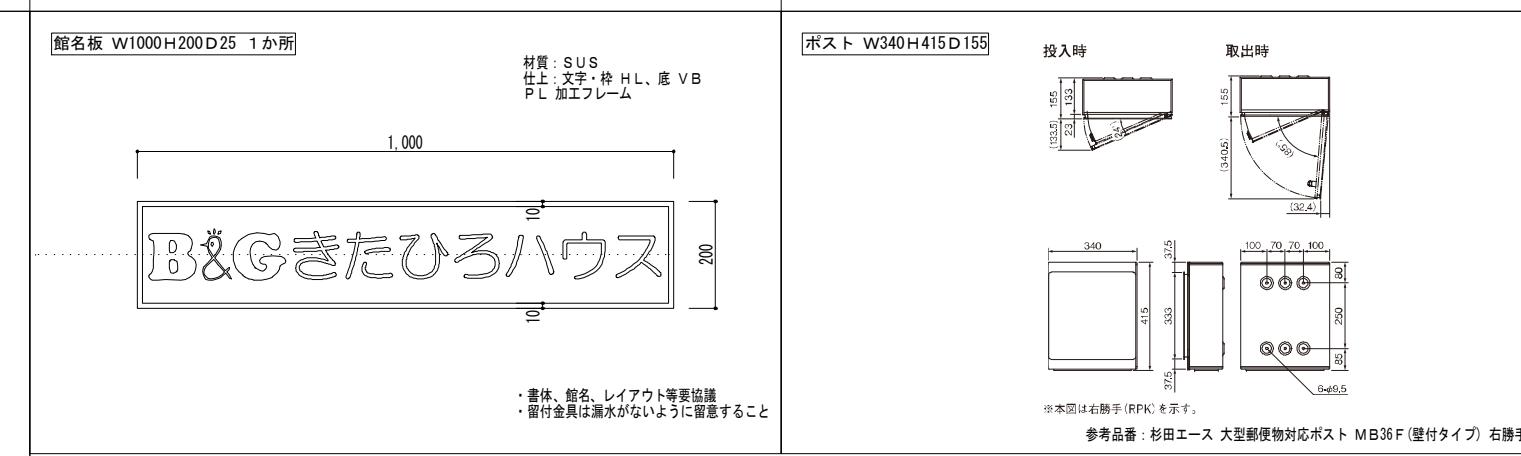
外壁詳細図 1 : 2

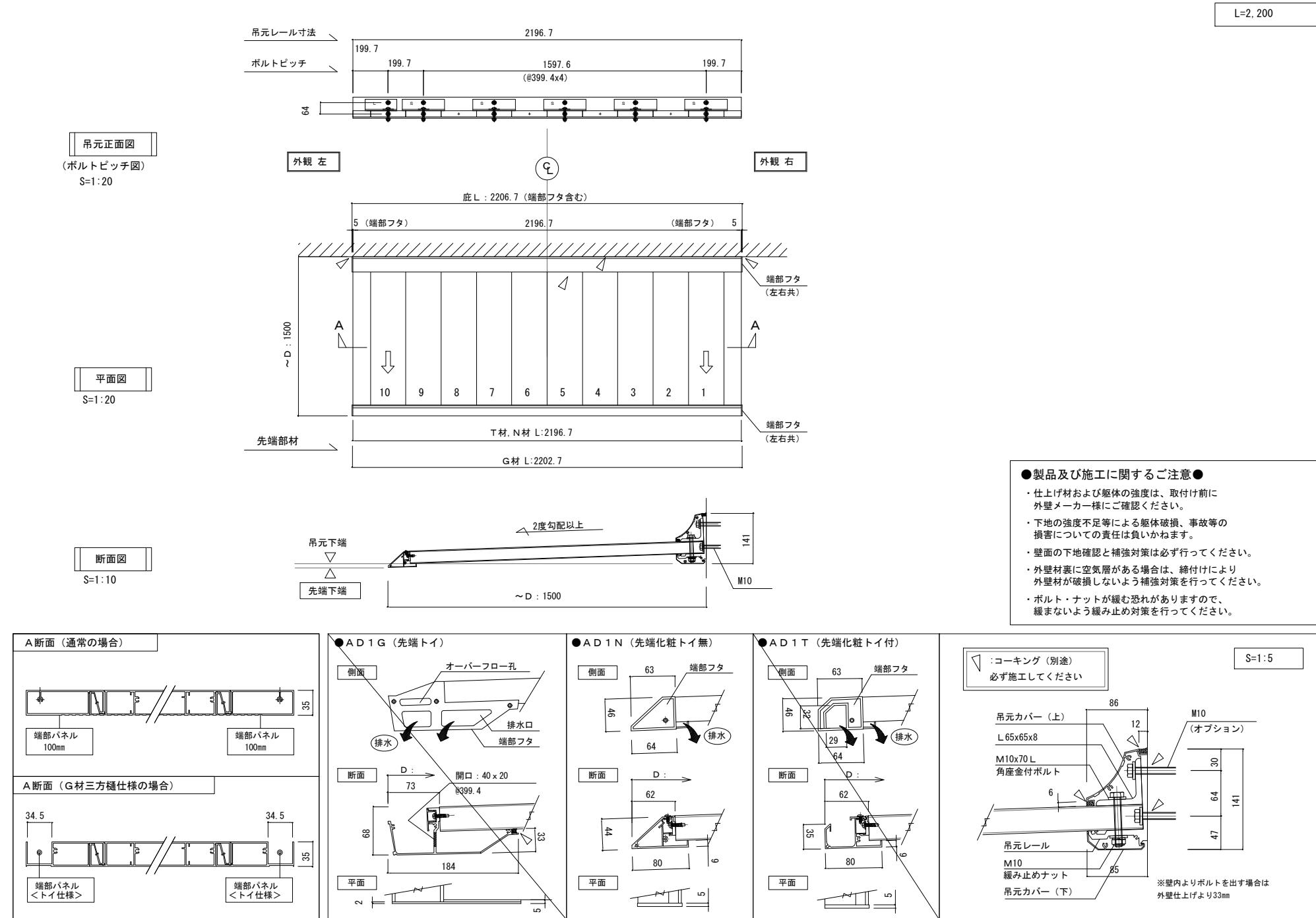


屋根詳細図 1 : 2

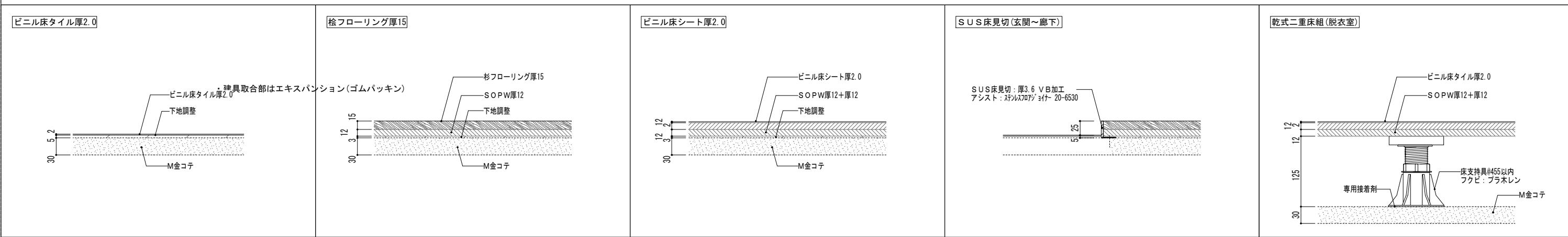


その他 1 : 5



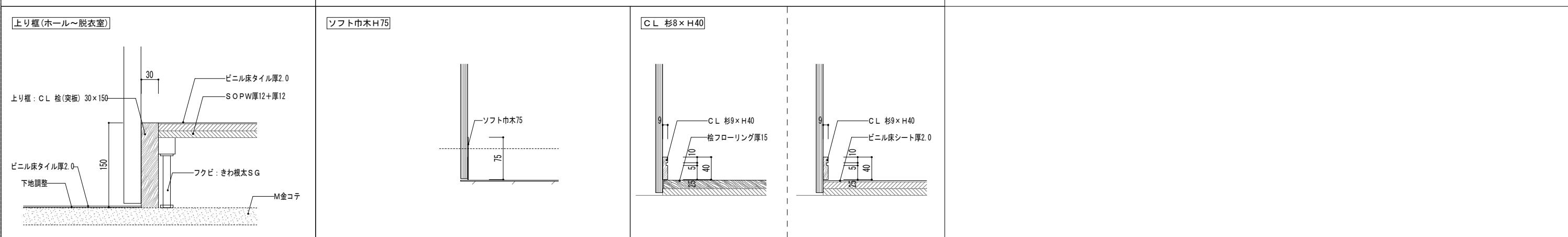


床詳細図 1 : 5

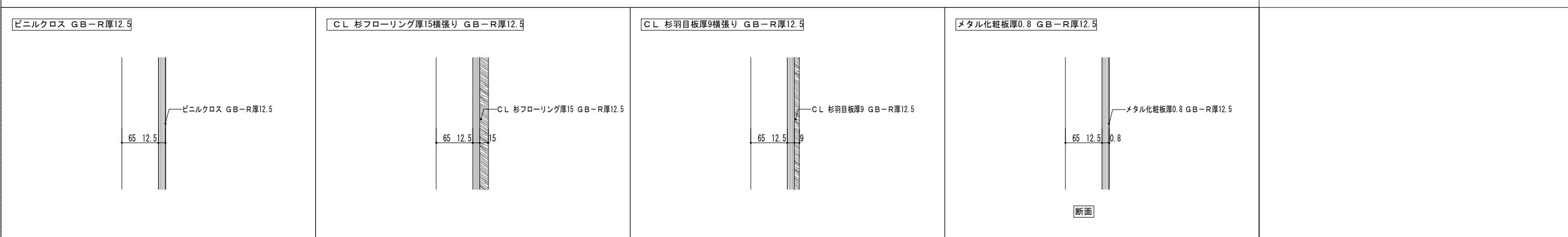


床詳細図 1 : 5

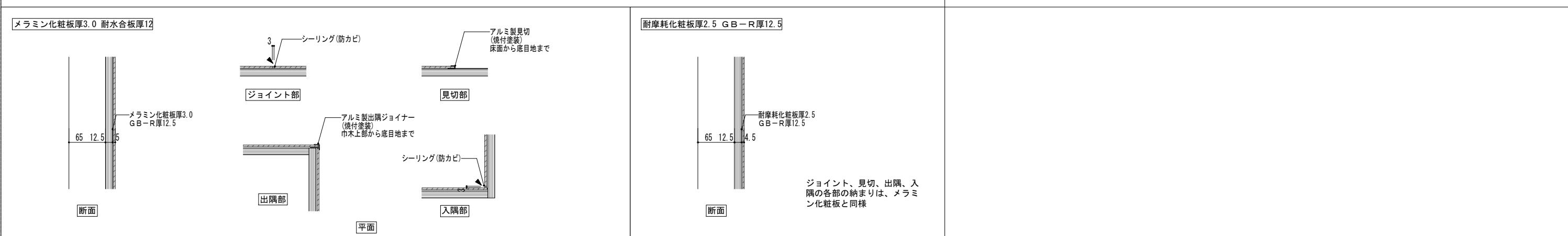
巾木詳細図 1 : 5



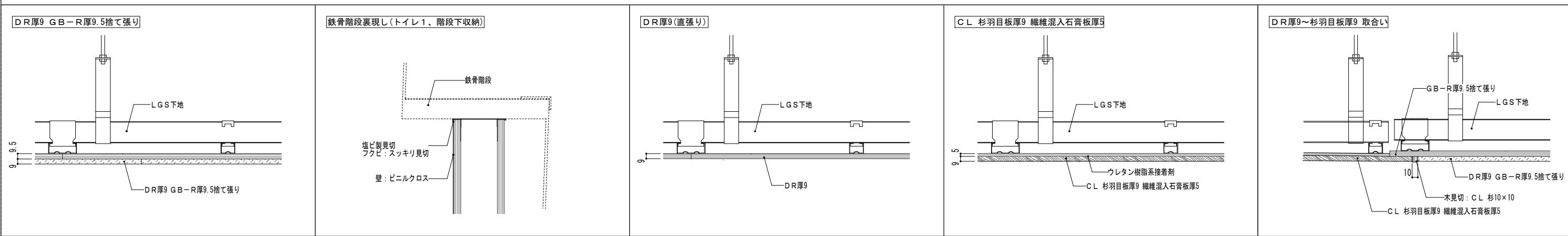
壁詳細図 1 : 5



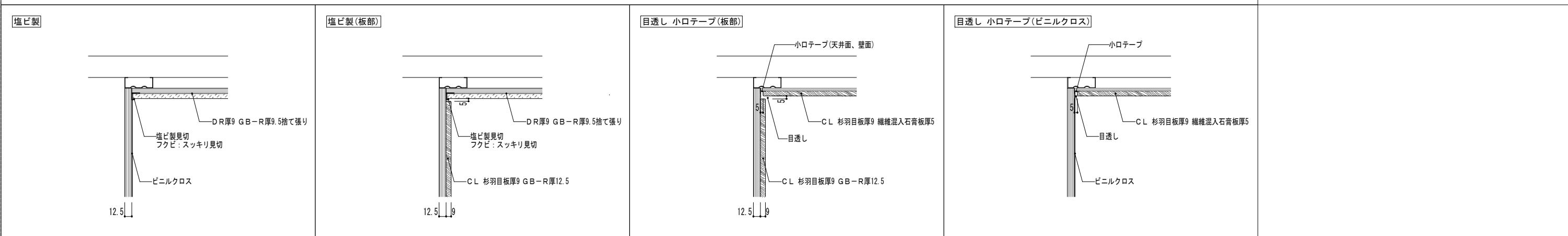
壁詳細図 1 : 5



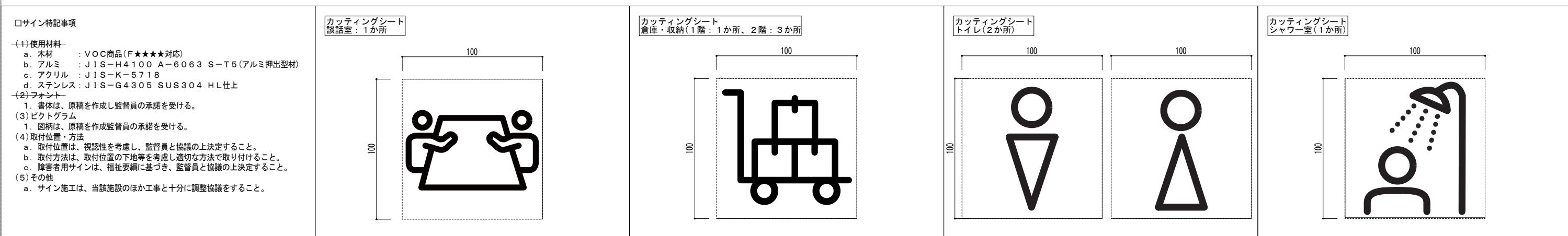
天井詳細図 1 : 5



縁縫詳細図 1 : 5



サイン詳細図 1 : 2

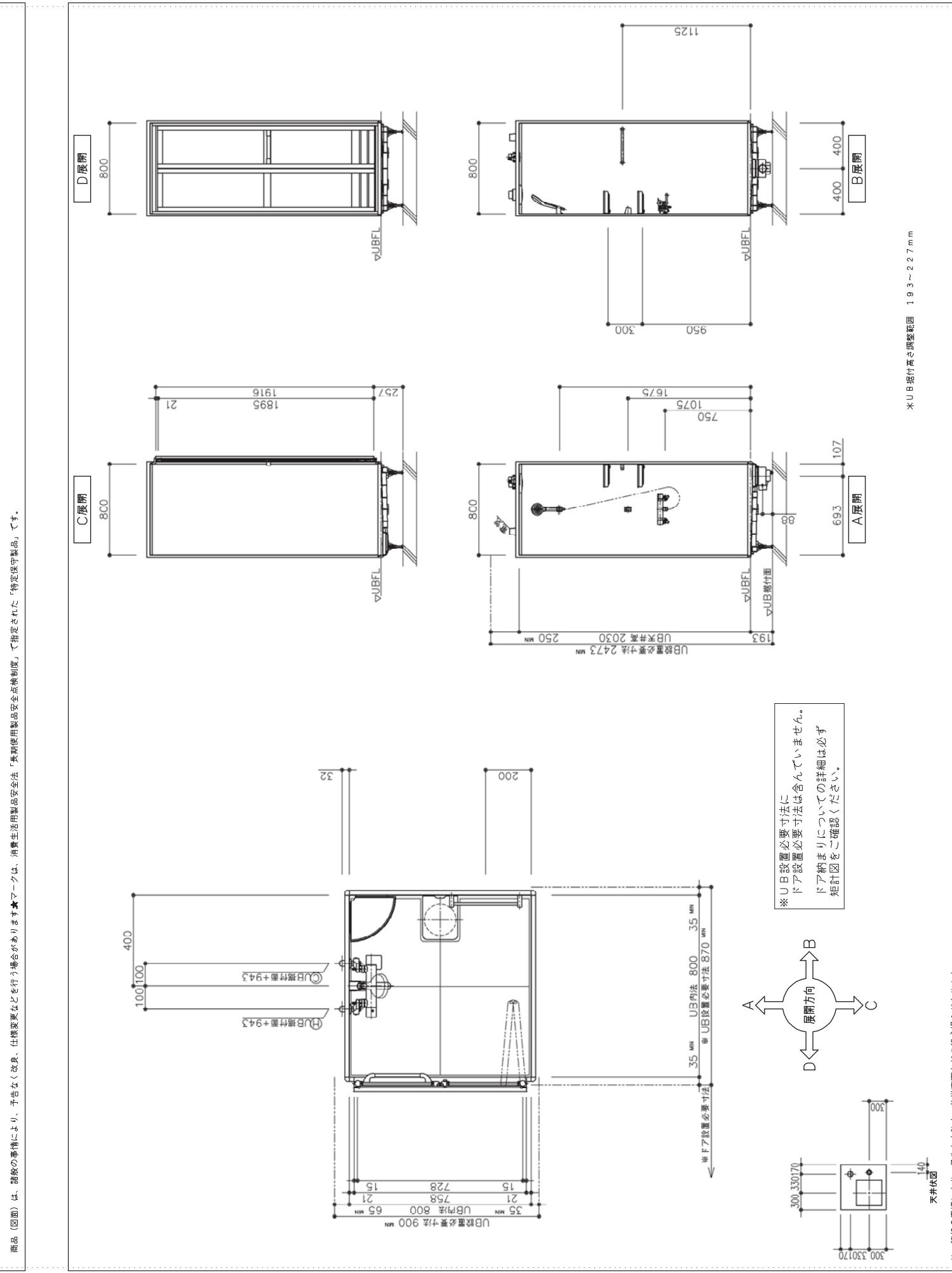


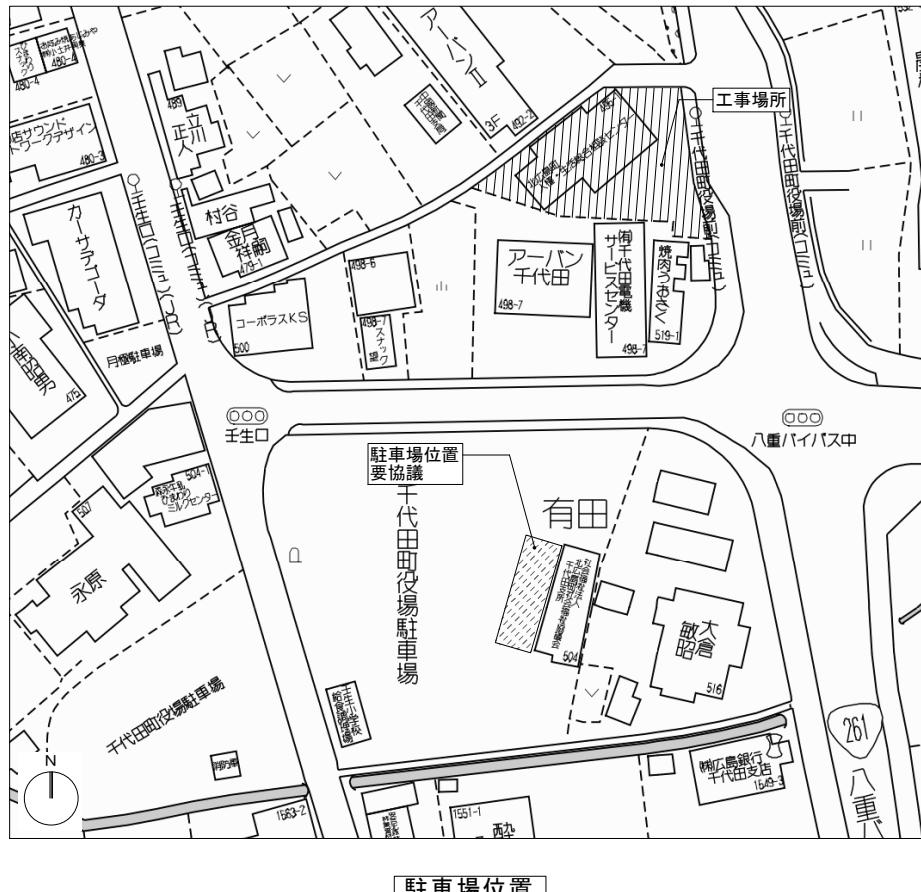
サイン詳細図 1:2 1:2



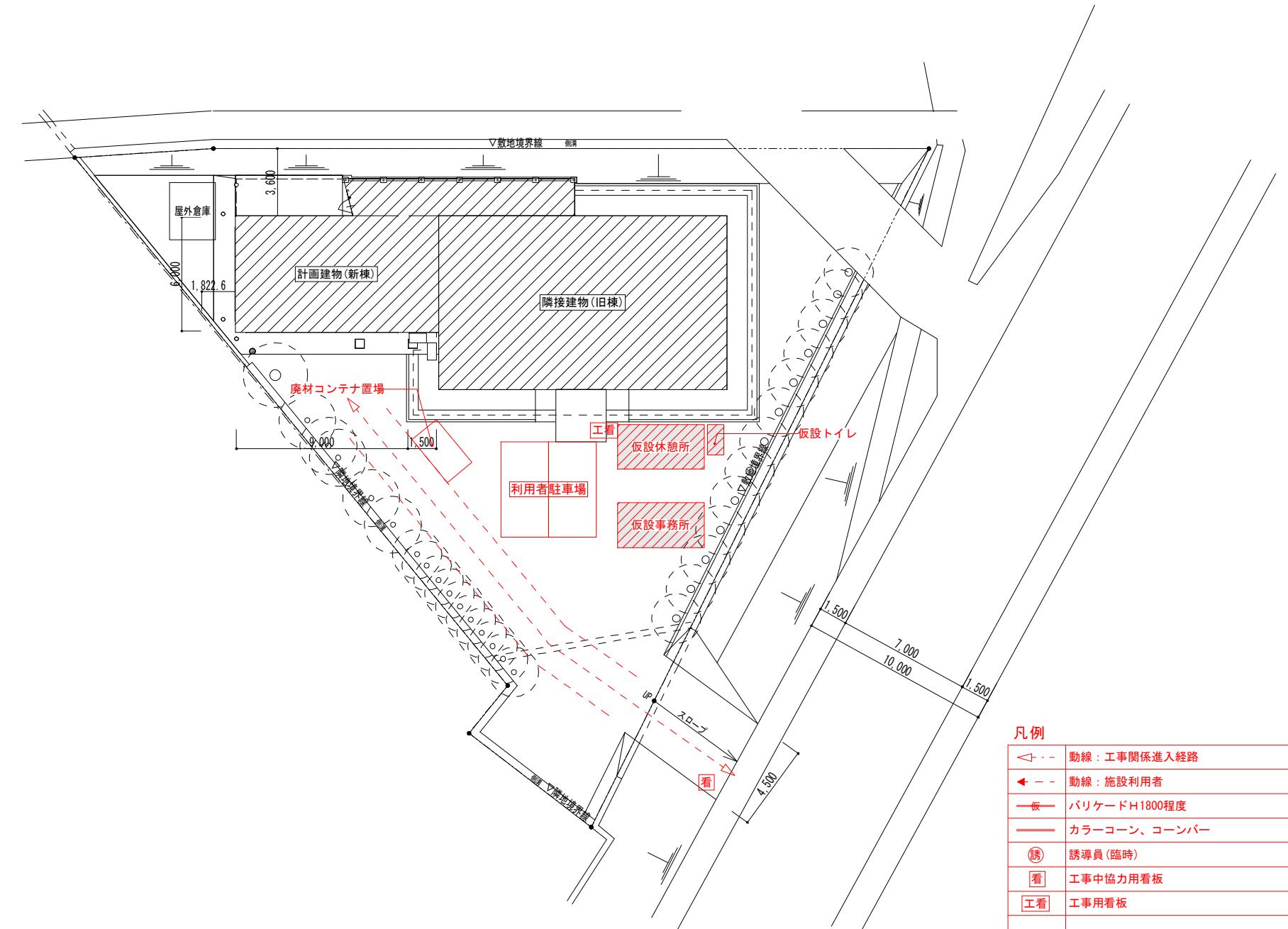
JSV0808UL			
名 称	仕様・寸法	色・柄	特記事項
天井パネル	化粧鋼板複合パネル 施工防護仕様・モール式 点荷口Φ450 締付口、落下防止用留付・ 石膏ボード一枚貼り	ホワイト	
壁パネル	Hゴムパネル	ベーシスホワイト	
● 床パネル	FRP カラーリ床(単色)	ホワイト(住NW1)	ACA01
● ドア枠	アルミアルマイト処理	アイボリー	(付替取付ネジリB支金、 ネジ取付ねじ付替別途)
ドアパネル	折戸 ドア内側複数付 面材+型版スレート版 W=800 ドア外側複数付 面材+半透明	アイボリー - 面材:半透明	
● シャワーウォール	TBV0313Z型 壁付サニタリースタッフシャワーフィニッシュ (寒冷地用)(スイッチL=70)		SSFK
● シャワーハンド	コフターハンドル ホース: L=16.00 鋼仔斧面	ヘッド:マタル調 水ース:シルバー	
● シャワーハンガー	THC511E 上段 海度調整式シャワーハンガーホース: L=16.00 固定式シャワーハンガーベン内蔵型 LEDダブルライト VF1.6×2C L=1.3m付	メタル調	SRW15 SSFK
● 照明	1灯あたり消費電力2.1W 電球色 VLF1.6×2C L=1.3m付	LEDダブルライト	SRW15 SSFK
● ジョイントボックスタイプ	エコノミーライト W1310.7相当品	AC100V 消費電力3.2/3.8W(50/60Hz)	KK85 (以降接続別途)
● 換気口	パイプファン AC100V 消費電力3.2/3.8W(50/60Hz)		(以降接続別途)
● 線水栓(シャワー用)	青銅樹脂製 接続口 Rc1/2		(以降接続別途)
● 線湯水栓(シャワー用)	青銅樹脂製 接続口 Rc1/2		(以降接続別途)
● 排水トラップ	ABS樹脂 封水深50mm 締口 VP50多口 ヘアキャッチャーホース:高圧洗浄対応 保温カバー付		ACA01 (以降接続別途)
● タオル掛け	ステンレス製 角バナフ L=300	壁:シルバー	KTA22
● 収納棚	コーナー取付棚2段	ストーンホワイト	ES451

\*各器具の穴加工、補強は現場加工となります。





駐車場位置



凡例

動線 : 工事関係進入経路
動線 : 施設利用者
バリケード H1800程度
カラーコーン、コーンバー
誘導員(臨時)
工看
工事用看板
工看

特記事項

- 仮設図に記載された仮設資材等は、発注者の考え方を示したものであって、実際の施工においては、事前に詳細な調査・協議・検討を行い、より安全な施工に努めること。
- 材料搬入時、大型車両の出入り時には、交通誘導員を配置すること。
- 基本的に作業員は、外部より施工箇所にアクセスすること。ただし、工程上やむを得ず校舎内を通る場合は、事前に学校関係者に連絡すること。
- 仮設事務所は備品、電気設備、OA機器、インターネット環境など備え置き、管理者が円滑に現場管理、書類作成業務等取り組める環境とすること。



配置図 1:200



**表3.4 鉄筋の投影定着の長さ**

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 $F_c$ (N/mm <sup>2</sup> )	$L_a$	$L_b$
SD295A	18	20d	15d
SD295B	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1.  $L_a$  : 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ  
(基礎梁、片持梁及び片持スラブを含む。)  
2.  $L_b$  : 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ  
(片持小梁及び片持スラブを除く。)  
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に 5 d を加えたものとする。

(3) 溶接金網の場合は、図3.4による。  
なお、 $L_1$  は表3.1に、 $L_2$  及び  $L_3$  は表3.3による。

図3.4 溶接金網の継手及び定着

(4) スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による

図3.5 スパイラル筋の継手及び定着

**4.1 最小かぶり厚さ**

(a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。  
ただし、柱及び梁の主筋に 2.9 以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の 1.5 倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表4.1 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ

構造部分の種別	最小かぶり厚さ (mm)	
土に接しない部分	スラブ、耐力壁以外の壁 柱、梁、耐力壁 擁壁、耐圧スラブ 柱、梁、スラブ、壁 基礎、擁壁、耐圧スラブ 煙突等熱を受ける部分	仕上げあり 仕上げなし 仕上げあり 仕上げなし 仕上げあり 仕上げなし 40 40 60 60

(注) 1. この表は、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートには適用しない。  
また、塩害を受けるおそれのある部分等耐久性上不利な箇所には適用しない。  
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（土上塗材、塗装等）のものを除く。  
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。  
4. 桁基礎の場合の基礎下端筋のかぶり厚さは、桁端からとする。

(b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに 10 mm を加えた数値を標準とする。

(c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

(d) 鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。  
(1) 粗骨材の最大寸法の 1.25 倍  
(2) 2.5 mm  
(3) 斷り合う鉄筋の径の平均（呼び名の数値）の 1.5 倍

**5.1 基礎梁**

(a) 一般事項  
(1) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図5.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。  
(2) 梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(b)(4)による。

図5.1 鉄筋相互のあき及び間隔

(e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(d)による。

(f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

**5.2 基礎梁のあばら筋等**

(a) 一般事項  
(1) あばら筋の径および間隔は、構造図による。  
(2) あばら筋組立の形及びフックの位置は、7.2(b)による。  
ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが 1.5m 以上の場合は、図5.5によることができる。

図5.2 主筋の継手、定着及び余長 (その1)

(注) 1. 図示のない事項は、7.1による。  
2. 印は、継手及び余長位置を示す。  
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。  
4. 梁主筋のみ込み長さ（柱せいの 3/4 倍以上）

図5.3 主筋の継手、定着及び余長 (その2)

**6.1 柱**

(a) 一般事項  
(1) 継手中心位置は、梁上端から 500mm 以上、1,500mm 以下、かつ、3ho/4 (ho は柱の内法高さ) 以下とする。  
(2) 継手、定着及び余長は、図6.1による。  
ただし、柱頭定着長さ  $L_a$  が確保できない場合は、構造図による。

図6.1 柱主筋の継手、定着及び余長

(注) 1. 図示のない事項は、7.1による。  
2. 印は、継手及び余長位置を示す。  
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。  
4. 梁主筋のみ込み長さ（柱せいの 3/4 倍以上）

(b) フック及び繋手の位置は、7.2(c)による。

(c) あばら筋の割付けは、7.2(d)による。

**6.2 帯筋**

(a) 帯筋の種類及び間隔は、構造図による。

(b) 帯筋組立の形は図6.3により、適用は構造図による。  
(1) H 形  
(2) W-I 形  
(3) S-P 形において、柱頭及び柱脚の端部は 1.5 倍以上の巻きを行う。

図6.2 柱打増し部

(注) 1. 図示のない事項は、7.1による。  
2. 印は、継手及び余長位置を示す。  
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。  
4. 梁主筋のみ込み長さ（柱せいの 3/4 倍以上）

(d) 大梁主筋の継手及び定着の一般事項  
(1) 繼手中心位置は、次による。  
上端筋：中央  $\frac{Q}{2}$  内  
下端筋：柱面より奥せい ( $D$ ) 以上離し、 $\frac{Q}{4}$  を加えた範囲以内  
(2) 継手中心部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。  
(3) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図7.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。

図7.1 梁主筋の梁内定着

(e) ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.3による。

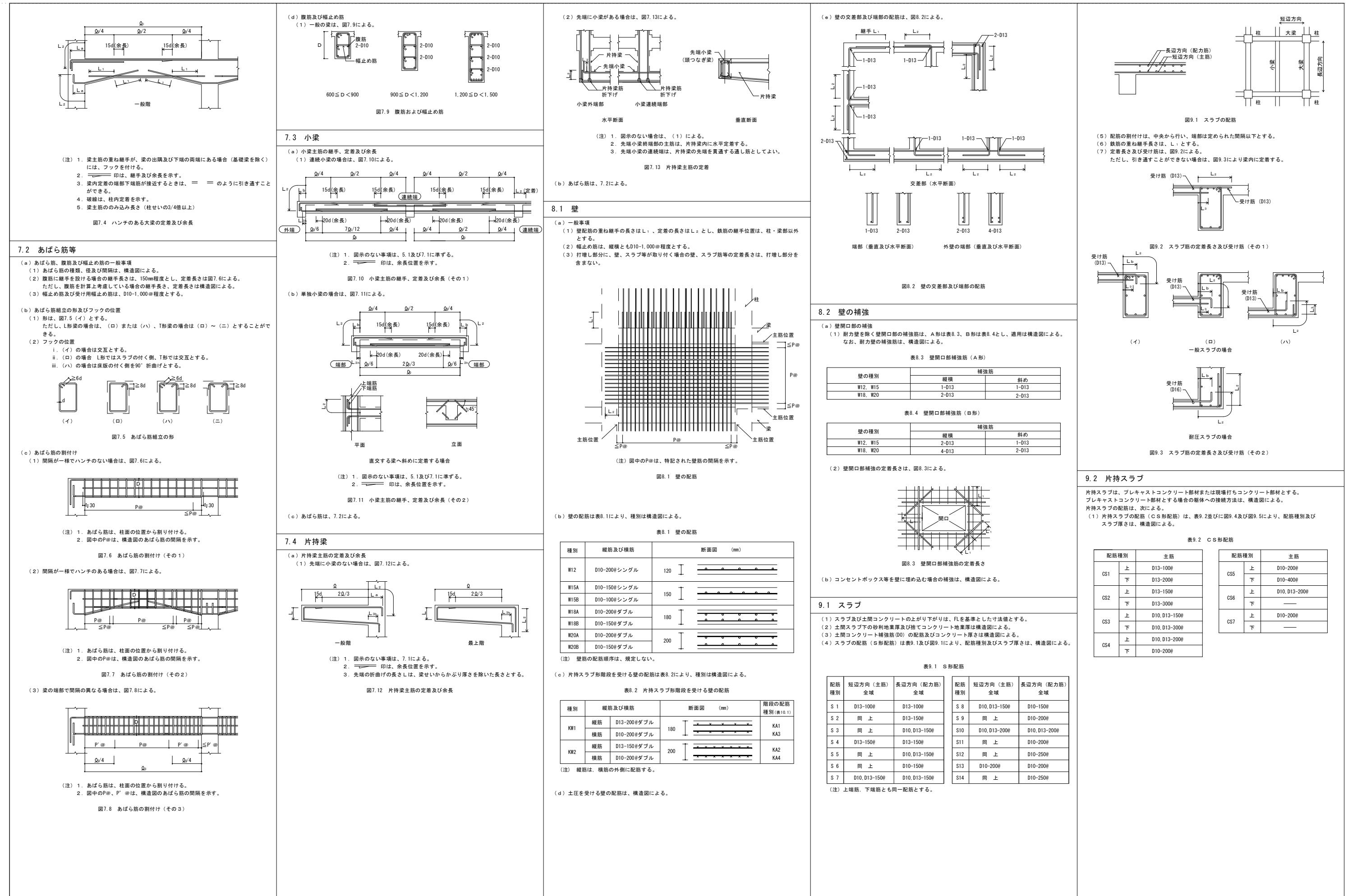
図7.2 段違い梁

(f) ハンチのある場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.4による。

図7.3 大梁の重ね継手、定着及び余長

(g) ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.4による。

図7.4 ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長



**9.3 スラブ等の補強**

(a) スラブ開口部の補強  
スラブ開口部の補強方法は、構造図による。構造図になければ、(i) (ii)による。  
(i) スラブ開口の最大径が700mm以下の場合は、図9.8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13 ( $\varnothing=2L_s$ ) シングルを下上筋の内側に配筋する。

(注) 1. 先端の折り曲げ長さは、スラブ厚よりかぶり厚さを除いた長さとする。  
図9.4 片持スラブの配筋 (CS 1からCS 5)

(ii) スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

(b) 屋根スラブの補強  
屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

(注) 1. 先端の折り曲げ長さは、スラブ厚よりかぶり厚さを除いた長さとする。  
図9.5 片持スラブの配筋 (CS 6及びCS 7)

(2) 先端に壁が付く場合の配筋は、図9.6による。

図9.6 先端に壁が付く場合の配筋

(3) 出隅部  
(i) 出隅部の補強筋は構造図により、配筋方法は、図9.7による。  
(ii) 出隅受け部分 (図9.7の斜線部分) の補強筋は構造図による。

(注)  $D \geq 2L_s$  とする  
図9.7 片持ちスラブ出隅部の補強配筋

**10.1 片持スラブ形階段**

片持スラブ形階段の配筋は、表10.1及び図10.11により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

配筋種別	KA1	KA2
配筋図		
配筋種別	KA3	KA4
配筋図		

表10.1 片持スラブ形階段の配筋

**11.1 梁貫通孔**

(a) 梁貫通孔は、次による。  
(1) 梁貫通孔補強筋の名称等は、図11.1による。  
(2) 孔の径は、梁せいの1/3以下とする。  
(3) 孔の上下方向の位置は梁せい中心線に付近し、梁中央部下端は梁下端よりD/3 (Dは梁せい) の範囲には孔を設けてはならない。  
(4) 孔は、柱面から原則として、1.5D以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。  
(5) 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。  
(6) 縦筋及び上下縦筋は、あら筋の形に配筋する。  
(7) 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図11.2による。  
(8) 孔の径が梁せいの1/10以上かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。  
(9) 溶接金網の外縁部分には、鉄筋 1-13のリング筋を取り付けける。  
(10) 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋 1-13のリング筋を取り付けける。  
なお、リング筋は、溶接金網に4箇所以上溶接する。  
(11) 溶接金網の割け始点は、横筋ではあら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。

図10.1 片持スラブ形階段配筋の定着

**11.2 コンクリートブロック壁との取合**

(a) 控壁は、次による。  
(1) 控壁の配置は、構造図による。  
(2) 配筋は、図11.4による。

図11.4 控壁の配筋 (水平、垂直とも)

(b) 壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強は、図11.5による。

図11.5 壁付き土間コンクリートの補強配筋

**11.3 パラベット**

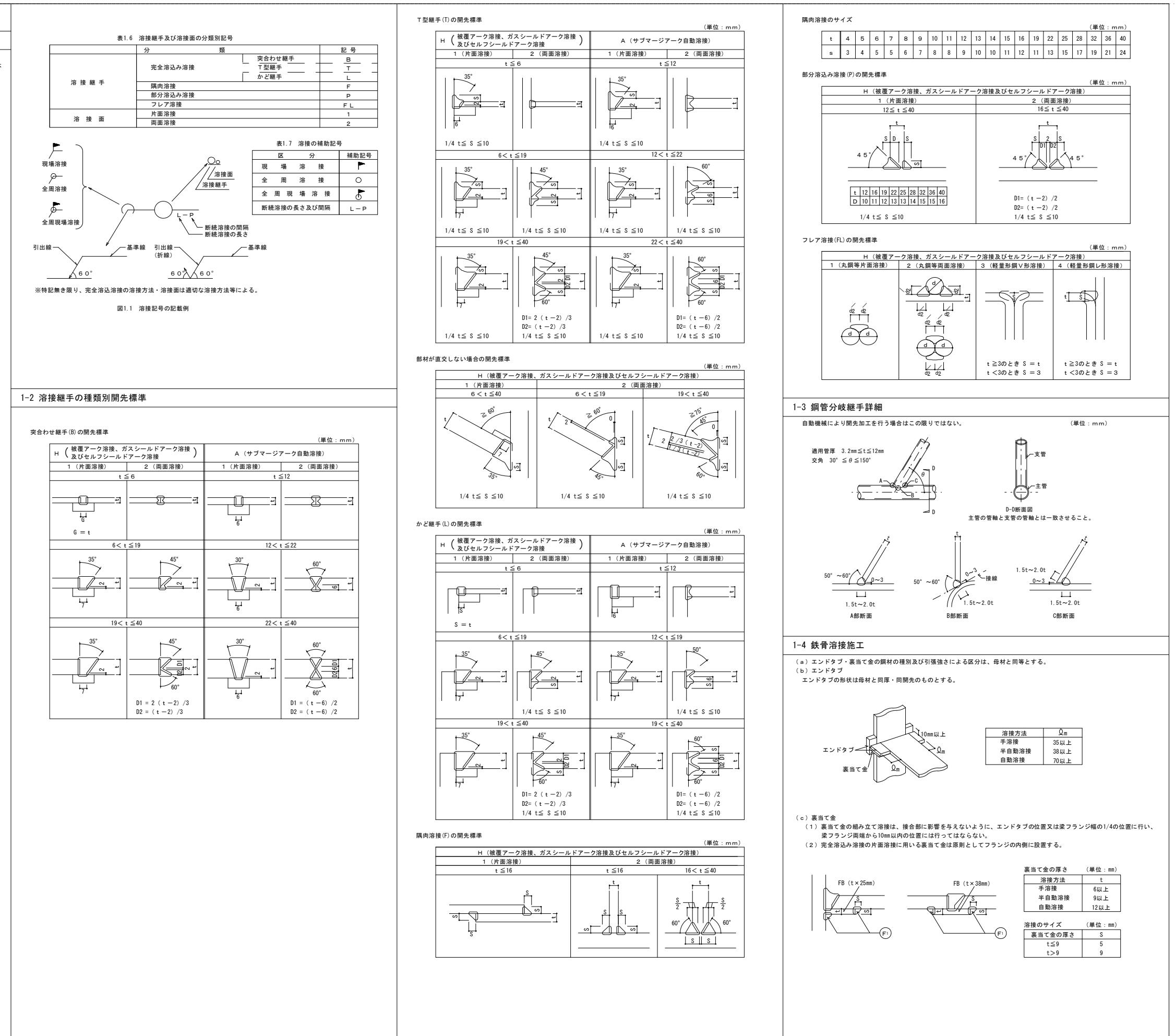
パラベットの配筋は図11.6による。

図11.6 パラベットの配筋

**11.4 メッシュ型枠**

(1) 使用箇所  
使用部位は、基礎・地中梁及び関連する柱部分とする  
(見えがかりで、仕上げのない部分及びビット部分は除く)  
(2) 材料及び構成  
・メッシュ材質：鋼板：JIS G3302、板厚0.5mm以上、めつき8.0kg/m<sup>2</sup>以上  
・棧用パイプ材質：JIS G8305、直径25mm以上、厚さ1.2mm以上  
・継付けはボルト式又は溶接式とし、付属材料は監督職員の承認を受ける  
(3) 組立て  
・組立て梱包材の立て込み間隔は300mm以下とする  
・組立ては製造所の施工要領書に従う  
(4) 型枠の取り外し  
梱包パイプの存置期間は標準仕様書6.8.4により、型枠用メッシュは取り外さない  
(5) 鉄筋の最小かぶり厚さ  
表4.1による  
ただし、地中梁・柱は設計寸法に10mmを加える

構造関係共通事項(鉄骨標準図)							
<b>1-1 線端距離及びボルト間隔</b>							
(a) 線端距離及びボルト間隔							
線端距離及びボルト間隔は、表1.1による。ただし、引張材の接合部分において、せん断力を受けけるボルトが応力方向に3本以上並ぶ場合の線端距離は、構造図による。構造図になければ、ボルト軸径の2.5倍以上とする。							
また、アンカーボルトの線端距離は構造図による。							
表1.1 線端距離及びボルト間隔 (単位:mm)							
ねじの呼び	線端距離	ボルト間隔					
M12							
M16	40	60					
M20							
M22							
M24	45	70					
(b) 千鳥打ちのゲージ及びボルト間隔							
千鳥打ちのゲージ及びボルト間隔は、表1.2による。							
表1.2 千鳥のゲージ及びボルト間隔 (単位:mm)							
ゲージ	千鳥打ちのボルト間隔 Pt						
ねじの呼び	M12, M16, M20, M22	M24					
8	50	65					
35	45	60					
40	40	55					
45	35	50					
50	25	45					
55	-	40					
60							
(c) 形鋼のゲージ及びボルトの最大軸径							
形鋼のゲージ及びボルトの最大軸径は、表1.3による。							
表1.3 形鋼のゲージ及びボルトの最大軸径 (単位:mm)							
A		B		B			
M12	25	g2	100	56	g2	50	30
M16	35	16	150	90	22	70	40
M20	35	20	175	105	22	75	40
M22	40	20	200	120	24	80	45
M24	40	22	250	150	24	90	50
80	45	22	300	150	40 <sup>+</sup>	100	55
90	50	24	350	140	70	24	24
100	55	24	400	140	90	24	
125	50	35					
130	50	40					
150	55	55					
175	60	70					
200	60	90					
※1 千鳥打ちとした場合							
(d) ボルト記号							
表1.4 高力ボルト径の記号							
区分	径	M12	M16	M20	M22	M24	
高力ボルト (F10.9~S10T)	○	Φ	◆	◆	◆	◆	
溶融亜鉛めっき高力ボルト (F8T相当)		+	+	+	+	*	
表1.5 普通ボルト径の記号							
区分	径	M12	M16	M20	M22	M24	
普通ボルト	○	Φ	◆	◆	◆	◆	
溶融亜鉛めっき高力ボルト (F8T相当)		+	+	+	+	*	



**(d) スカラップ**  
改良型スカラップ  
(1) スカラップ半径Sr<sub>r</sub>は35mmとする。Sr<sub>r</sub>は10mmとする。  
(2) スカラップ円弧の曲線は、フランジに滑らかに接するように加工し、複合円は滑らかに仕上げる。

**1-6 梁貫通孔補強**

(a) 鉄骨造及び鉄骨筋コンクリート造の鉄骨梁ウェブ部材に貫通孔を設ける場合は、次による。  
(1) 貫通孔の内径寸法は、鉄骨せいの1/2以下かつ鉄筋コンクリート梁せいの1/3以下とする。  
(2) 貫通孔間隔は、両側の貫通孔径の平均値の、鉄骨造で2倍以上、鉄骨筋コンクリート造で3倍以上確保する。

**1-7 壁筋の周辺部材への定着**

(b) 貫通孔の補強方法は、構造図による。  
(1) 補強プレート法及び補強トラス法の溶接等は、以下による。

補強プレート法  
(1) 補強プレート厚が16mmとなる場合は、必要な厚さの1/2以上の補強プレートをウェブ両面から溶接する。  
(2) 補強プレートは丸型としても良い。上下フランジとのあき50mmについては施工性を考慮して小さくすることもできる。

**1-8 柱立筋**

**1-9 仕口部内の帯筋の加工及び組立**

**1-10 鉄筋貫通孔の径及び位置**

鉄筋の貫通孔径の最大値は、下表による。

鉄筋の呼び名	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
鉄筋貫通孔の径	21	24	28	31	35	38	43	46

鉄骨フランジには、鉄筋貫通孔を設けないものとする。

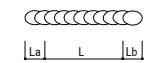
**1-11 普通ボルト接合**

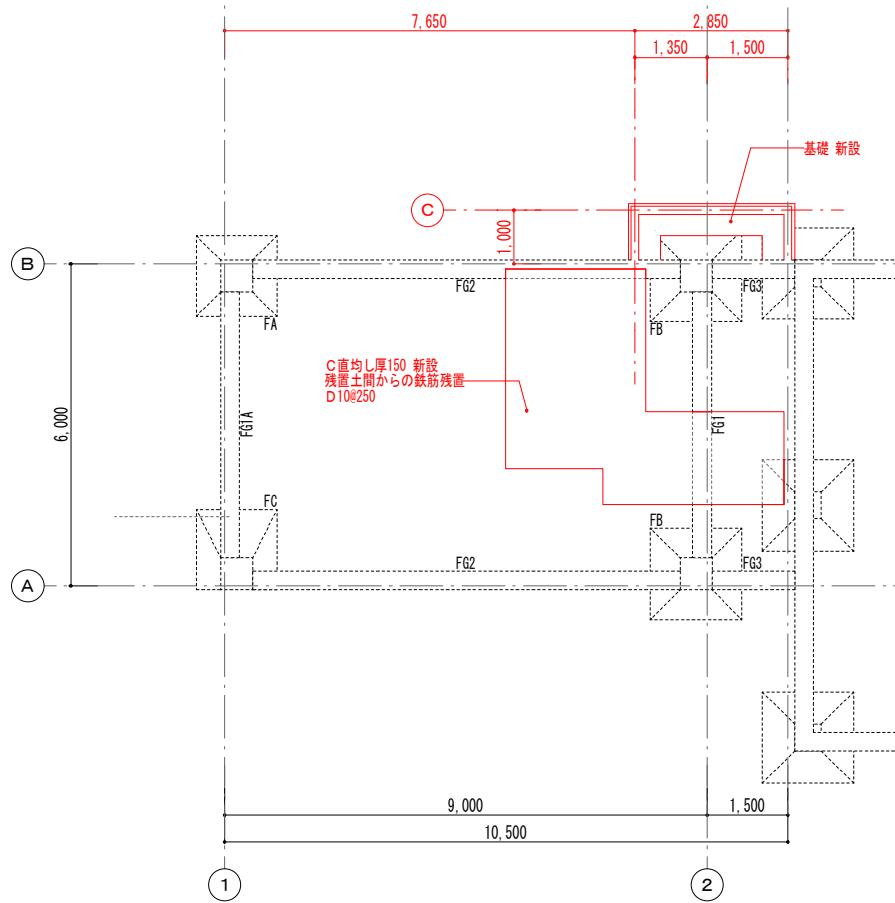
もや、胴類の取付け用ボルトを普通ボルト接合とする場合は、二重ナットとする。

### 1-5 フレア溶接を行う場合の溶接長さ

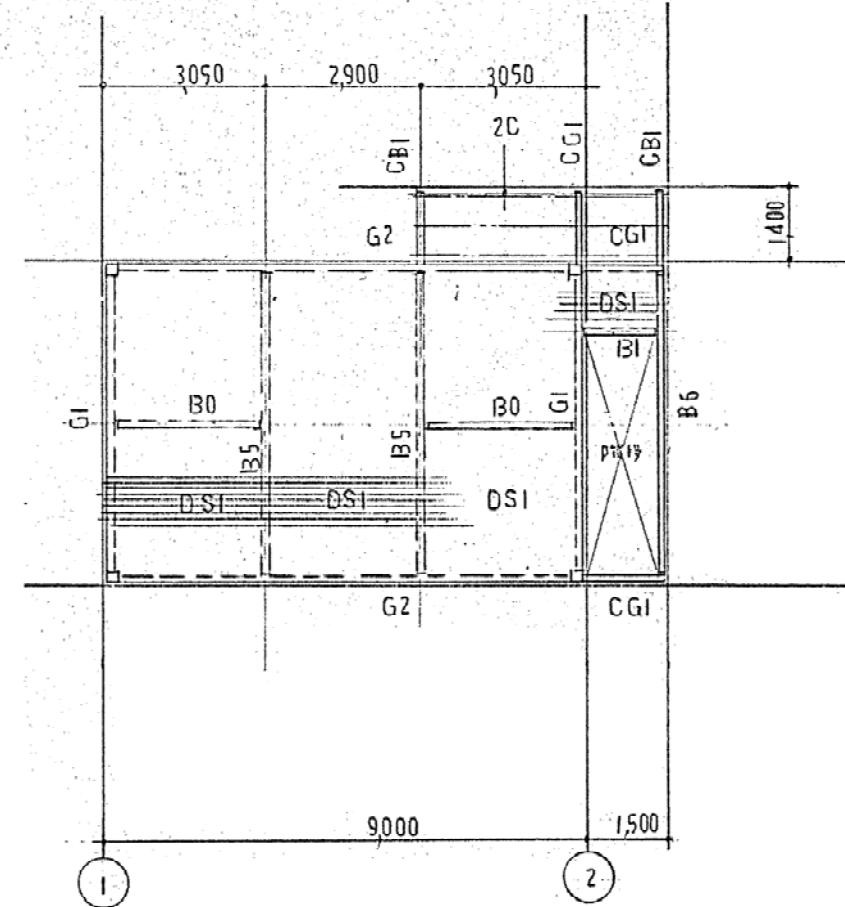
鉄筋又は軽量形鋼にフレア溶接を行う場合の溶接長さ(L)は、ビードの始点(L<sub>a</sub>)及びクレーター(L<sub>b</sub>)を除いた部分の長さとする。

L : 片面フレア溶接の場合 10d  
両面フレア溶接の場合 5d  
L<sub>a</sub>及びL<sub>b</sub>は 1 d (軽量形鋼については1 s) 以上  
d : 异形鉄筋の呼び名に用いた数値  
s : 溶接のサイズ

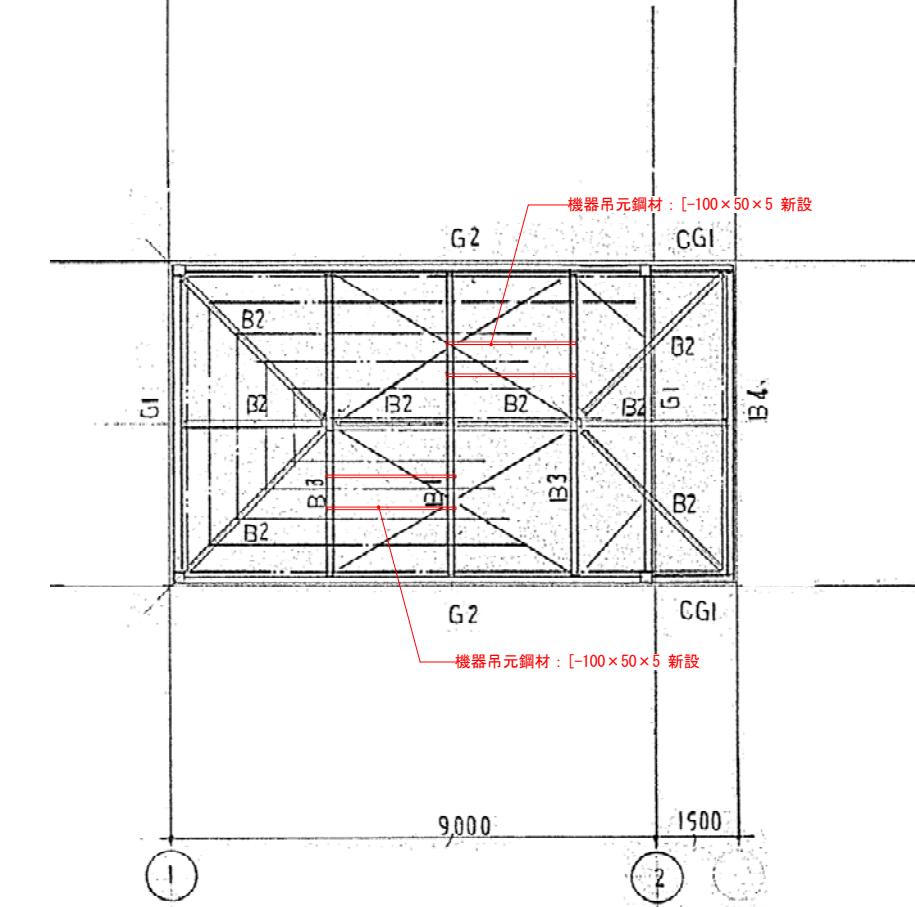




基礎伏図(改修後) 1:100

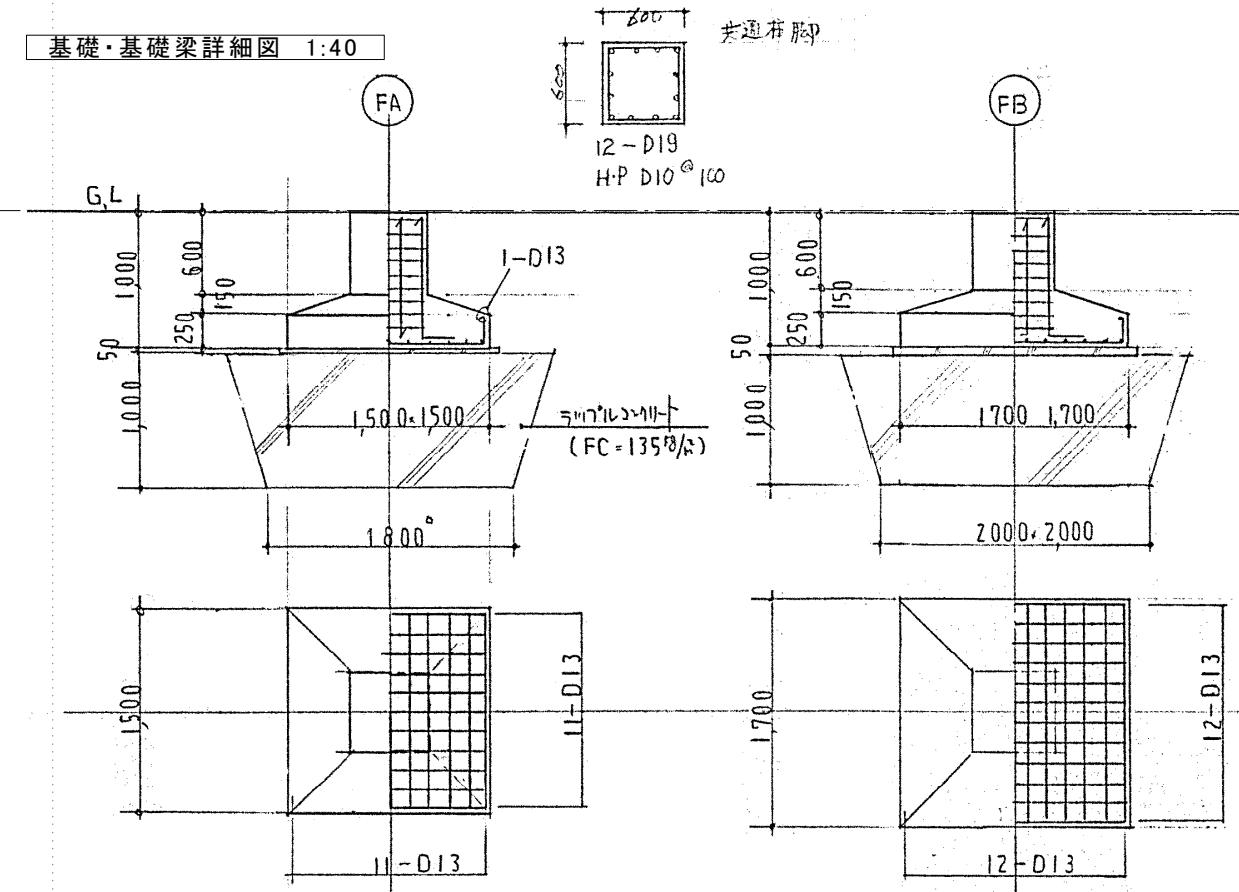


2階梁床伏図 1:100



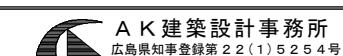
R階梁床伏図 1:100

特記事項  
母屋 : C-100×50×20×2.3  
胴縁 : タテ C-100×50×20×2.3@505、@3030は2C  
屋根プレース : L-65×6 GPL-6 HTB2-M16  
母屋 : C-100×50×20×2.3@600、ネコL-100×75×7



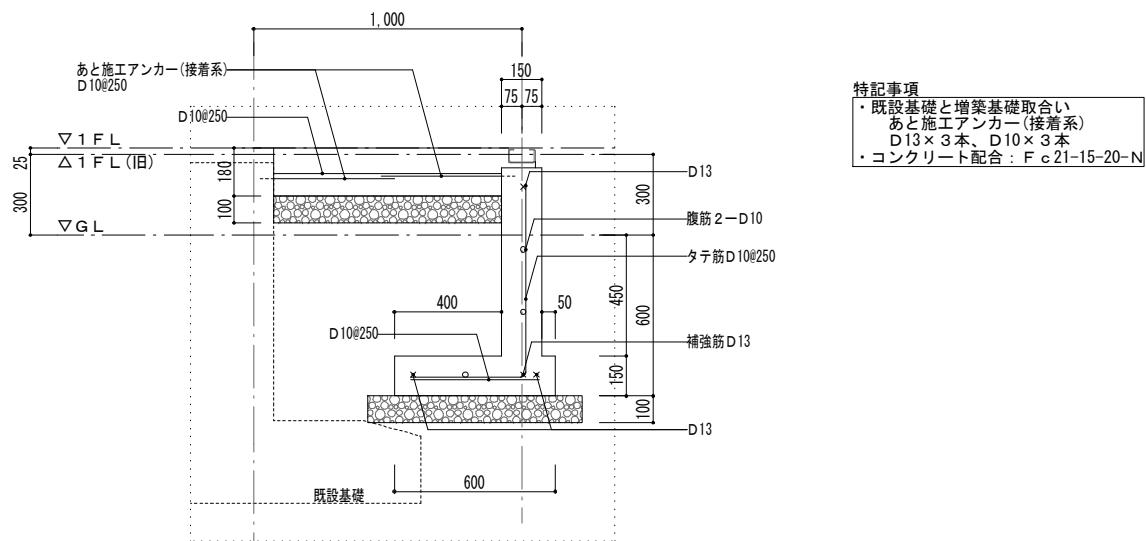
北広島町子ども第三の居場所開設工事

設計年月：2025年 12月



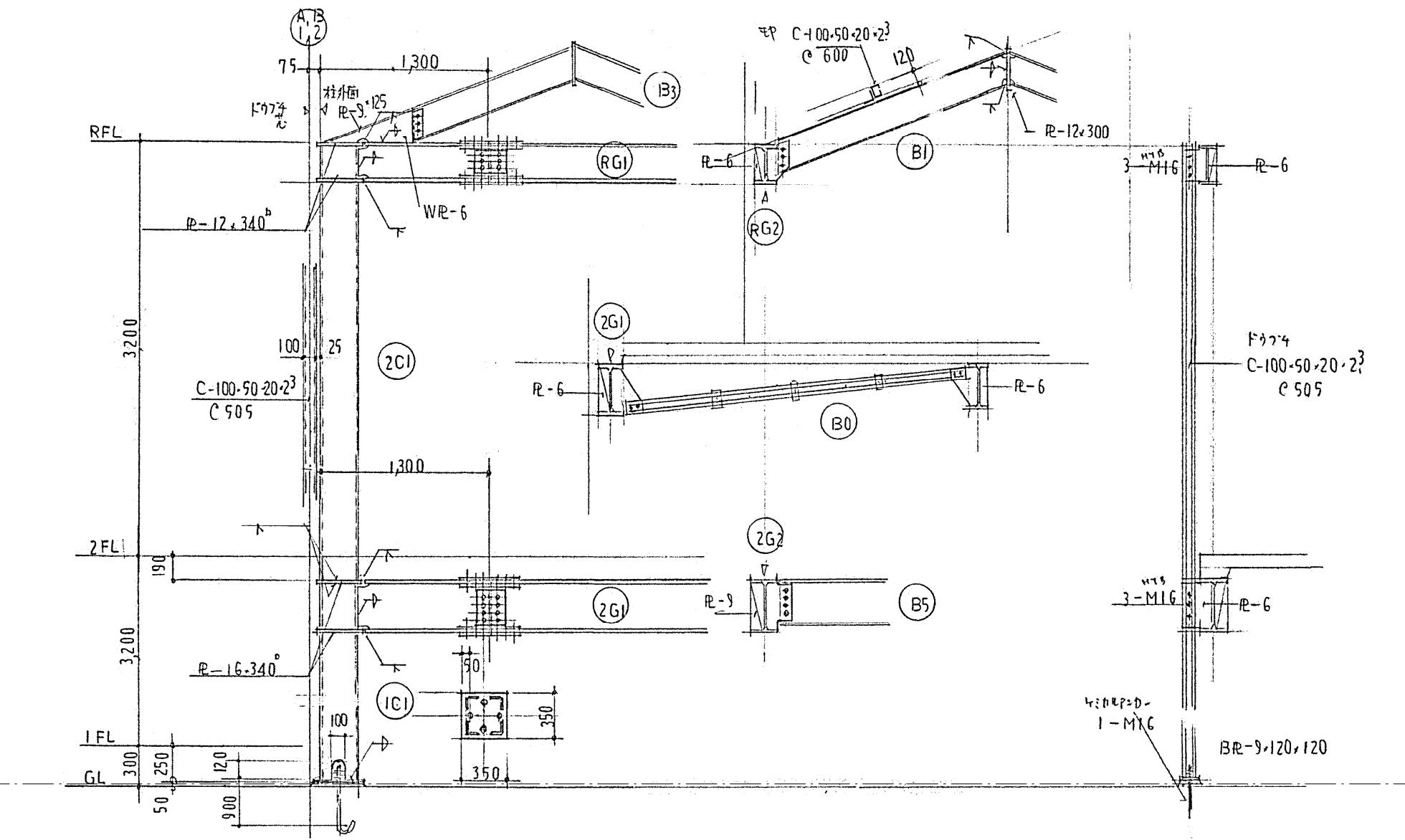
広島県山県郡北広島町春木 1519-1  
設計者 管理建築士 小泉 満 一級建築士 第321667号

## 構造図 床伏図、基礎伏図

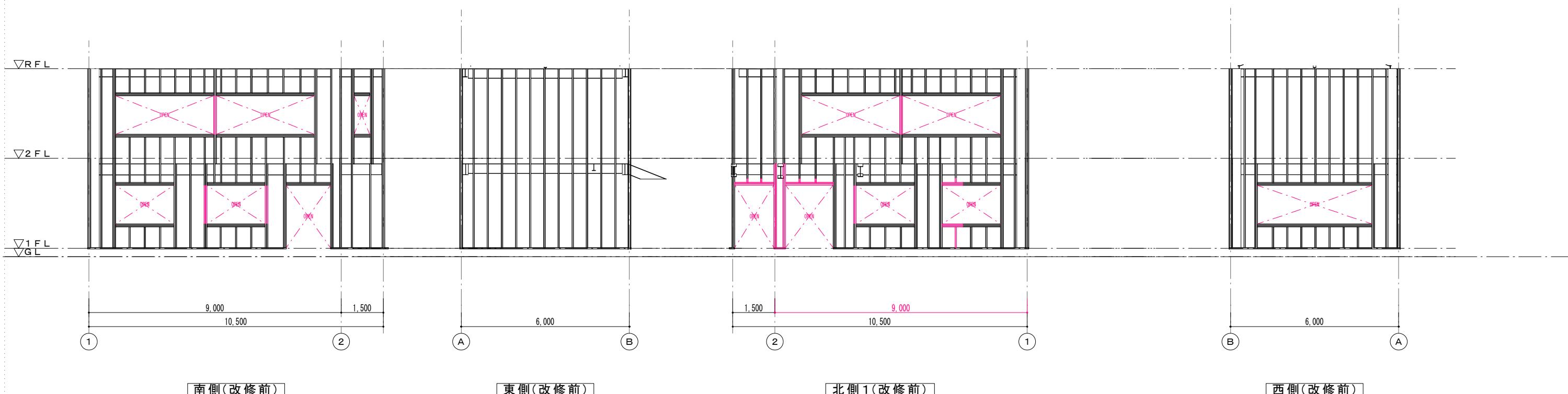
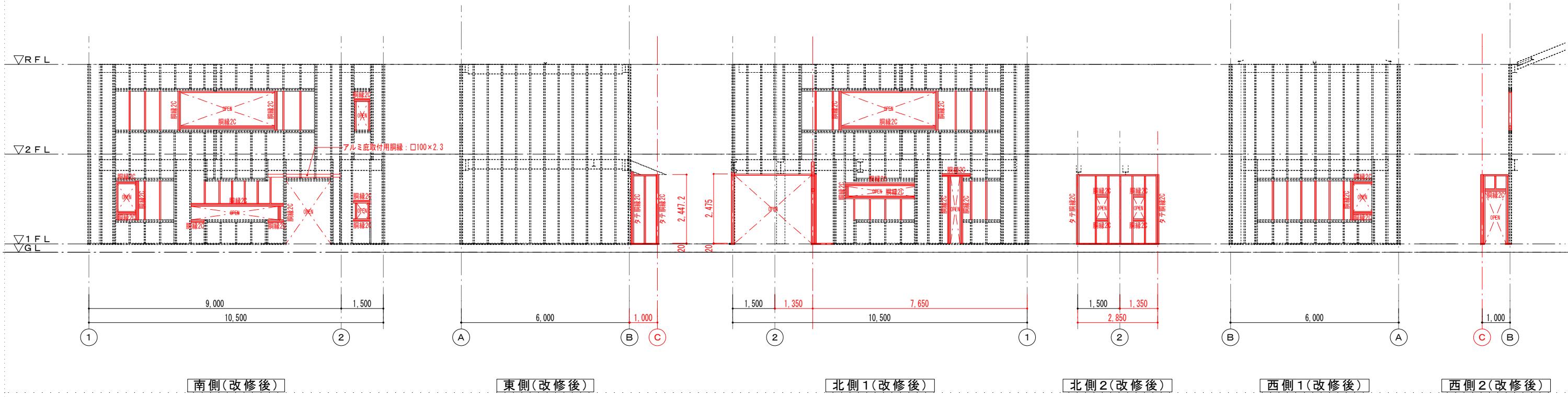


増築部基礎詳細図 1:20

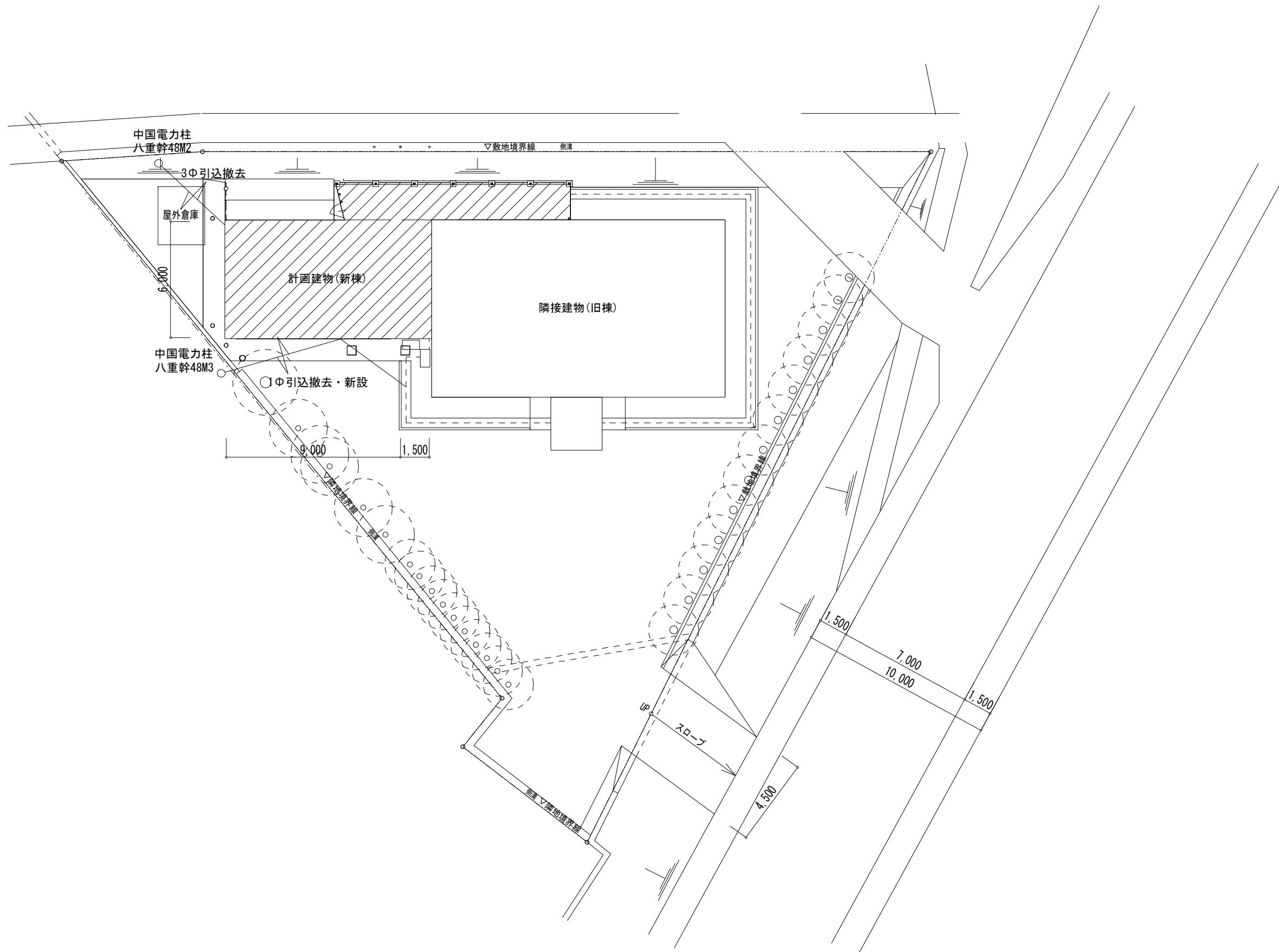
筋	部材	JOINT(片側)	共通事項
RG1	H-298・149・5.5×8	2FR-9 6-M20 2WR-6 3-M20	STUD BOLT (2階梁)
2G1	H-400・200・8・13	2FR-9 6-M20 2WR-6 4-M20	
RG2	② E BH-300・150・9・12 中 1 E H-298・149・5.5・8	RG1に同じ	
2G2	①② E BH-400・200・9・16 中 1 H-400・200・8・13	2G1に同じ	
RCG1		RG1に同じ	
2CG1	H-396・199・7・11	2FR-9 6-M20 2WR-6 3-M20	
2CG2		2CG1に同じ	
2C1	□-300・300・9		
IC1	□-300・300・12	BR-19・350・350 AB-4-M22 L・900	
B0	2C-100・50・20-2 <sup>3</sup> 中 1 FB-6・50 e 750	GR-6 2 <sup>1/8</sup> -M16	DSI-112-T
B1	H-248・124・5・8	GR-6 3-M16	溶接厚さ 鉄筋下端
B2	H-198・9.9・45.7	GR-6 2-M16	6 <sup>1/8</sup> 100 <sup>0</sup>
B3	H-250・125・6・9	GR-6 3-M16	85
B4	B1に同じ		1-D13 C230 75
B5, B6	H-346・174・6・9	GR-9 4-M20	75
CB1	H-346・174・6・9	2FR-9 6-M20 2WR-6 3-M20	75 BLD 10



鉄骨詳細図 1:30



I. 工事概要																																																																																																																																																																																																																																														
1. 工事名称 : 北広島町子ども第三の居場所開設工事																																																																																																																																																																																																																																														
2. 工事場所 : 広島県山県郡北広島町有田495番地																																																																																																																																																																																																																																														
3. 建物概要																																																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <th>建物名</th><th>構造</th><th>階数</th><th>建築基準法による延べ面積(m<sup>2</sup>)</th><th>消防法施行令別表第一の区分</th><th>備考</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr> <tr> <td>新築</td><td>S造</td><td>2階</td><td>128.85</td><td>(6)項ハ(3)</td><td>改修</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>旧築</td><td>RC造</td><td>平屋</td><td>132.00</td><td>(1)項</td><td>既設</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>										建物名	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一の区分	備考					新築	S造	2階	128.85	(6)項ハ(3)	改修					旧築	RC造	平屋	132.00	(1)項	既設																																																																																																																																																																																																											
建物名	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一の区分	備考																																																																																																																																																																																																																																									
新築	S造	2階	128.85	(6)項ハ(3)	改修																																																																																																																																																																																																																																									
旧築	RC造	平屋	132.00	(1)項	既設																																																																																																																																																																																																																																									
4. 工事種目 (○印の付いたものが対象工事種目)																																																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工事種目</th><th colspan="9">工事種類別</th></tr> <tr> <td>新築</td><td>改設</td><td>増設</td><td>撤去</td><td>修理</td><td>改修</td><td>移築</td><td>解体</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>電灯設備</td><td>改設一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>動力設備</td><td>改設一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>電熱設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>雷保護設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>受変電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>電力貯蔵設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>発電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>構内情報通信網設備</td><td>改設一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>構内交換設備</td><td>改設一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>情報表示設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>映像・音響設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>拡声設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>誘導支援設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>テレビ共同受信設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>監視カメラ設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>駐車場制限設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>防犯・入退室管理設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>火災報知設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>中央監視制御設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>医療関係設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>構内配電線路</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>										工事種目	工事種類別									新築	改設	増設	撤去	修理	改修	移築	解体	その他	電灯設備	改設一式									動力設備	改設一式									電熱設備										雷保護設備										受変電設備										電力貯蔵設備										発電設備										構内情報通信網設備	改設一式									構内交換設備	改設一式									情報表示設備										映像・音響設備										拡声設備										誘導支援設備										テレビ共同受信設備										監視カメラ設備										駐車場制限設備										防犯・入退室管理設備										火災報知設備										中央監視制御設備										医療関係設備										構内配電線路									
工事種目	工事種類別																																																																																																																																																																																																																																													
	新築	改設	増設	撤去	修理	改修	移築	解体	その他																																																																																																																																																																																																																																					
電灯設備	改設一式																																																																																																																																																																																																																																													
動力設備	改設一式																																																																																																																																																																																																																																													
電熱設備																																																																																																																																																																																																																																														
雷保護設備																																																																																																																																																																																																																																														
受変電設備																																																																																																																																																																																																																																														
電力貯蔵設備																																																																																																																																																																																																																																														
発電設備																																																																																																																																																																																																																																														
構内情報通信網設備	改設一式																																																																																																																																																																																																																																													
構内交換設備	改設一式																																																																																																																																																																																																																																													
情報表示設備																																																																																																																																																																																																																																														
映像・音響設備																																																																																																																																																																																																																																														
拡声設備																																																																																																																																																																																																																																														
誘導支援設備																																																																																																																																																																																																																																														
テレビ共同受信設備																																																																																																																																																																																																																																														
監視カメラ設備																																																																																																																																																																																																																																														
駐車場制限設備																																																																																																																																																																																																																																														
防犯・入退室管理設備																																																																																																																																																																																																																																														
火災報知設備																																																																																																																																																																																																																																														
中央監視制御設備																																																																																																																																																																																																																																														
医療関係設備																																																																																																																																																																																																																																														
構内配電線路																																																																																																																																																																																																																																														
5. 指定部分 ※ 無し あり (工期 和令 年月日)																																																																																																																																																																																																																																														
対象部分 : (改修工事の場合の部分使用) ※ 無し あり																																																																																																																																																																																																																																														
II. 工事仕様																																																																																																																																																																																																																																														
1. 共通仕様																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房戸建業課部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下「標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下「標準図」という。)による。																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 機器設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機器設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。																																																																																																																																																																																																																																														
(3) 本工事は工事中及び完成時に必要な検査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。																																																																																																																																																																																																																																														
ア 公共事業費算査費算査・工事中実績査査(調査票の記入提出、発注者実施への協力等)																																																																																																																																																																																																																																														
イ 契約不適合査査・建設工事請負契約款第4条の5に定める期間内																																																																																																																																																																																																																																														
2. 特記仕様																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。																																																																																																																																																																																																																																														
(3) 標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等(条例含む)に抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)を優先する。																																																																																																																																																																																																																																														
III. 項目 特記事項																																																																																																																																																																																																																																														
① 施工条件																																																																																																																																																																																																																																														
現場説明書による。																																																																																																																																																																																																																																														
建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全施工計画書を監督職員に提出する。																																																																																																																																																																																																																																														
施工に先立ち、改修工事開始(施工部位により既存性能を損なうおそれのある)部分の事前調査を行って監督職員に報告書を提出する。(・)																																																																																																																																																																																																																																														
調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。																																																																																																																																																																																																																																														
(1) EM電線類に規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まないものとする。																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じるものとする。																																																																																																																																																																																																																																														
(3) 敷設電線はEM電線を用いる。ただし、製造者標準品は除く。																																																																																																																																																																																																																																														
EM-高圧架橋リリースケーブルは、JIS4935「6600V架橋リリースケーブル(暗押出型)」によるものとし、次による。																																																																																																																																																																																																																																														
リリースケーブルは、JIS4935「6600V架橋リリースケーブル(6600V CE/F(EE))」																																																																																																																																																																																																																																														
EM-CE-CET(EE)「6600V リリースケーブル(暗絶縁耐燃性リリースケーブル)(6600V CE/F(EE))」																																																																																																																																																																																																																																														
分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の経線電線、電線太さ、電線本数、管径などは監督職員の承諾を経て変更してもさしつかえない。																																																																																																																																																																																																																																														
塗装する部分、居室( )、廊下、屋上、屋側、屋外、機械室																																																																																																																																																																																																																																														
屋外露出配管(厚鋼電線管)で塗装を行わない場合は、溶融亜鉛めっき仕上げ(めっき付着量300g/m <sup>2</sup> 以上)とする。																																																																																																																																																																																																																																														
② 工程条件																																																																																																																																																																																																																																														
接地極の材質は次による。																																																																																																																																																																																																																																														
③ 施工調査																																																																																																																																																																																																																																														
現場説明書による。																																																																																																																																																																																																																																														
建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全施工計画書を監督職員に提出する。																																																																																																																																																																																																																																														
施工に先立ち、改修工事開始(施工部位により既存性能を損なうおそれのある)部分の事前調査を行って監督職員に報告書を提出する。(・)																																																																																																																																																																																																																																														
調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。																																																																																																																																																																																																																																														
(1) EM電線類に規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まないものとする。																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じるものとする。																																																																																																																																																																																																																																														
(3) 敷設電線はEM電線を用いる。ただし、製造者標準品は除く。																																																																																																																																																																																																																																														
EM-高圧架橋リリースケーブルは、JIS4935「6600V架橋リリースケーブル(暗押出型)」によるものとし、次による。																																																																																																																																																																																																																																														
リリースケーブルは、JIS4935「6600V架橋リリースケーブル(6600V CE/F(EE))」																																																																																																																																																																																																																																														
EM-CE-CET(EE)「6600V リリースケーブル(暗絶縁耐燃性リリースケーブル)(6600V CE/F(EE))」																																																																																																																																																																																																																																														
分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の経線電線、電線太さ、電線本数、管径などは監督職員の承諾を経て変更してもさしつかえない。																																																																																																																																																																																																																																														
塗装する部分、居室( )、廊下、屋上、屋側、屋外、機械室																																																																																																																																																																																																																																														
屋外露出配管(厚鋼電線管)で塗装を行わない場合は、溶融亜鉛めっき仕上げ(めっき付着量300g/m <sup>2</sup> 以上)とする。																																																																																																																																																																																																																																														
④ 発生材の処理																																																																																																																																																																																																																																														
接地極の材質は次による。																																																																																																																																																																																																																																														
⑤ 機材の品質等																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能のものとする。ただし、製造業者が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。																																																																																																																																																																																																																																														
また、国等による環境グリーン購入法等に関する法律(グリーン購入法)に基づき定められた建設工事の環境負荷低減等の基準に該当する場合は、他の特記事項及び図面記載の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 別表-1に示す機材等を使用する場合は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事項を外部機関が行うる書面を提出し監督職員の承認を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。																																																																																																																																																																																																																																														
①品質及び性能に関する試験データを整備されていること																																																																																																																																																																																																																																														
②生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること																																																																																																																																																																																																																																														
③安定的な供給が可能であること																																																																																																																																																																																																																																														
④法令等で定める場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること																																																																																																																																																																																																																																														
⑤製造又は施工の実績あり、その信頼性があること																																																																																																																																																																																																																																														
⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。																																																																																																																																																																																																																																														
⑥ 完成時の提出書類等																																																																																																																																																																																																																																														
※建築工事に準ずる																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 工事完成図書引渡書A4版																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 完成図書・施工平面二折り製本A3版製作																																																																																																																																																																																																																																														
(3) 縮小完成図面・施工平面二折り製本A4版製作																																																																																																																																																																																																																																														
(4) 工事写真																																																																																																																																																																																																																																														
(5) (工事中写真4版カラーサービス版)(完成写真4版カラーサービス版)																																																																																																																																																																																																																																														
(6) 電子成果品(電子納品)CDR																																																																																																																																																																																																																																														
(7) 工事監理図書A4版																																																																																																																																																																																																																																														
(8) 工事概要図書A4版																																																																																																																																																																																																																																														
(9) 諸官庁届出手書類・観表A4版																																																																																																																																																																																																																																														
(10) 連開操作説明書A4版製作・取扱説明書																																																																																																																																																																																																																																														
(11) 展開接続図A3版製作																																																																																																																																																																																																																																														
(12) 保全管理台帳A4版・設備台帳A4版																																																																																																																																																																																																																																														
(13) 型式台帳																																																																																																																																																																																																																																														
※型式台帳は、監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材、機器を記入し提出すること。建物工事に合わせる。																																																																																																																																																																																																																																														
※建築工事に伴う工事の提出部数は、建築工事に合わせる。																																																																																																																																																																																																																																														
※工事写真是「苦情工事真作成要領」によるかは監督職員の指示による。																																																																																																																																																																																																																																														
※既存完成図(CADデータ含む)の修正を行う(同仕切・室名も現状に合わせて修正する)。																																																																																																																																																																																																																																														
別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ、各現場代理人捺印の上提出する。なお、当該建物の取得する施工図の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。																																																																																																																																																																																																																																														
本工事で設置する。・外部足場(種)・内部足場(種)																																																																																																																																																																																																																																														
本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。																																																																																																																																																																																																																																														
本工事で設置する																																																																																																																																																																																																																																														
構内につくるものとする																																																																																																																																																																																																																																														
※現場説明書の施工条件明示による																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 構内指図場所に敷き均し																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 構内指図場所に堆積																																																																																																																																																																																																																																														
はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。検査方法は電磁説明書に原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査実施する場合の範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。																																																																																																																																																																																																																																														
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。																																																																																																																																																																																																																																														
施工後確認試験																																																																																																																																																																																																																																														
引張試験機による引張り試験																																																																																																																																																																																																																																														
試験方法																																																																																																																																																																																																																																														
1 施工部位に対し1本以上																																																																																																																																																																																																																																														
(・配電盤・非常用発電機・直流電源装置・変圧器・)																																																																																																																																																																																																																																														
確認強度																																																																																																																																																																																																																																														
対象機器とのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上																																																																																																																																																																																																																																														
最大電力500kW以上の場合は、第1種電気工事士により施工を行う。																																																																																																																																																																																																																																														
設備機器の固定は次に示す設計用地震力を耐える方法とする。																																																																																																																																																																																																																																														
ただし、重量1kg以下の軽量な機器については、設備機器の製造業者の指定する方法で確定に行はよいものとする。																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 機器の据付け及び取付け																																																																																																																																																																																																																																														
設計用水平地震力は、機器重量[kN]に、地域係数(-1.0※0.9・0.8)と次に示す設計用標準水平震度																																																																																																																																																																																																																																														
設計用標準水平震度																																																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th><th>機器種別</th><th>特定の施設</th><th>一般的の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr> <tr> <td>水槽</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>地下及び1階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>水槽</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr> </tbody> </table>										設置場所	機器種別	特定の施設	一般的の施設	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	2.0	1.5	1.5	屋上及び塔屋	2.0	2.0	2.0	水槽	2.0	1.5	1.5	中間階	1.5	1.0	0.6	地下及び1階	1.0	0.6	0.4	水槽	1.5	1.0	1.0																																																																																																																																																																																																					
設置場所	機器種別	特定の施設	一般的の施設																																																																																																																																																																																																																																											
重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																																																																																																																																																											
上層階	2.0	1.5	1.5																																																																																																																																																																																																																																											
屋上及び塔屋	2.0	2.0	2.0																																																																																																																																																																																																																																											
水槽	2.0	1.5	1.5																																																																																																																																																																																																																																											
中間階	1.5	1.0	0.6																																																																																																																																																																																																																																											
地下及び1階	1.0	0.6	0.4																																																																																																																																																																																																																																											
水槽	1.5	1.0	1.0																																																																																																																																																																																																																																											
電気工事士																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 電気工事士の取扱い																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 天井仕上げ区分																																																																																																																																																																																																																																														
(3) EEF1.6-2C×2は、EEF1.6-4Cと使用してもよい。																																																																																																																																																																																																																																														
(4) EMケーブルの表記は簡易用及び同軸ケーブルを除き「EM-」を省略する。																																																																																																																																																																																																																																														
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 風圧力 (V <sub>0</sub> = 30・32・34 m/s) 地表面粗度区分(・I・II・III・IV)																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表( )																																																																																																																																																																																																																																														
長さ1m以上の漏れない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。																																																																																																																																																																																																																																														
2.5m以下のサドル及びダクターには保護を行う。																																																																																																																																																																																																																																														
建築物(構造体)に直接設置するブルボックス、各種盤及びダクターには周囲にシール処理を行う。																																																																																																																																																																																																																																														
工事の着手、施工、完成にあたり、関係官署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																																																																																														
現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する。																																																																																																																																																																																																																																														
※工事名等の表示板(900mm×600mm)																																																																																																																																																																																																																																														
※工事概要等の説明看板(900mm×600mm)																																																																																																																																																																																																																																														
※工事機器等の表示板(900mm×600mm)																																																																																																																																																																																																																																														
※工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。																																																																																																																																																																																																																																														
本工事で設置する																																																																																																																																																																																																																																														
構内につくるものとする																																																																																																																																																																																																																																														
※現場説明書の施工条件明示による																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 構内指図場所に敷き均し																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 構内指図場所に堆積																																																																																																																																																																																																																																														
はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。検査方法は電磁説明書に原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査実施する場合の範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。																																																																																																																																																																																																																																														
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。																																																																																																																																																																																																																																														
施工後確認試験																																																																																																																																																																																																																																														
引張試験機による引張り試験																																																																																																																																																																																																																																														
試験方法																																																																																																																																																																																																																																														
1 施工部位に対し1本以上																																																																																																																																																																																																																																														
(・配電盤・非常用発電機・直流電源装置・変圧器・)																																																																																																																																																																																																																																														
確認強度																																																																																																																																																																																																																																														
対象機器とのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上																																																																																																																																																																																																																																														
最大電力500kW以上の場合は、第1種電気工事士により施工を行う。																																																																																																																																																																																																																																														
設備機器の固定は次に示す設計用地震力を耐える方法とする。																																																																																																																																																																																																																																														
ただし、重量1kg以下の軽量な機器については、設備機器の製造業者の指定する方法で確定に行はよいものとする。																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 機器の据付け及び取付け																																																																																																																																																																																																																																														
設計用水平地震力は、機器重量[kN]に、地域係数(-1.0※0.9・0.8)と次に示す設計用標準水平震度																																																																																																																																																																																																																																														
設計用標準水平震度																																																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th><th>機器種別</th><th>特定の施設</th><th>一般的の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr> <tr> <td>水槽</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>地下及び1階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>水槽</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr> </tbody> </table>										設置場所	機器種別	特定の施設	一般的の施設	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	2.0	1.5	1.5	屋上及び塔屋	2.0	2.0	2.0	水槽	2.0	1.5	1.5	中間階	1.5	1.0	0.6	地下及び1階	1.0	0.6	0.4	水槽	1.5	1.0	1.0																																																																																																																																																																																																					
設置場所	機器種別	特定の施設	一般的の施設																																																																																																																																																																																																																																											
重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																																																																																																																																																											
上層階	2.0	1.5	1.5																																																																																																																																																																																																																																											
屋上及び塔屋	2.0	2.0	2.0																																																																																																																																																																																																																																											
水槽	2.0	1.5	1.5																																																																																																																																																																																																																																											
中間階	1.5	1.0	0.6																																																																																																																																																																																																																																											
地下及び1階	1.0	0.6	0.4																																																																																																																																																																																																																																											
水槽	1.5	1.0	1.0																																																																																																																																																																																																																																											
電気工事士																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 電気工事士の取扱い																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 天井仕上げ区分																																																																																																																																																																																																																																														
(3) EEF1.6																																																																																																																																																																																																																																														

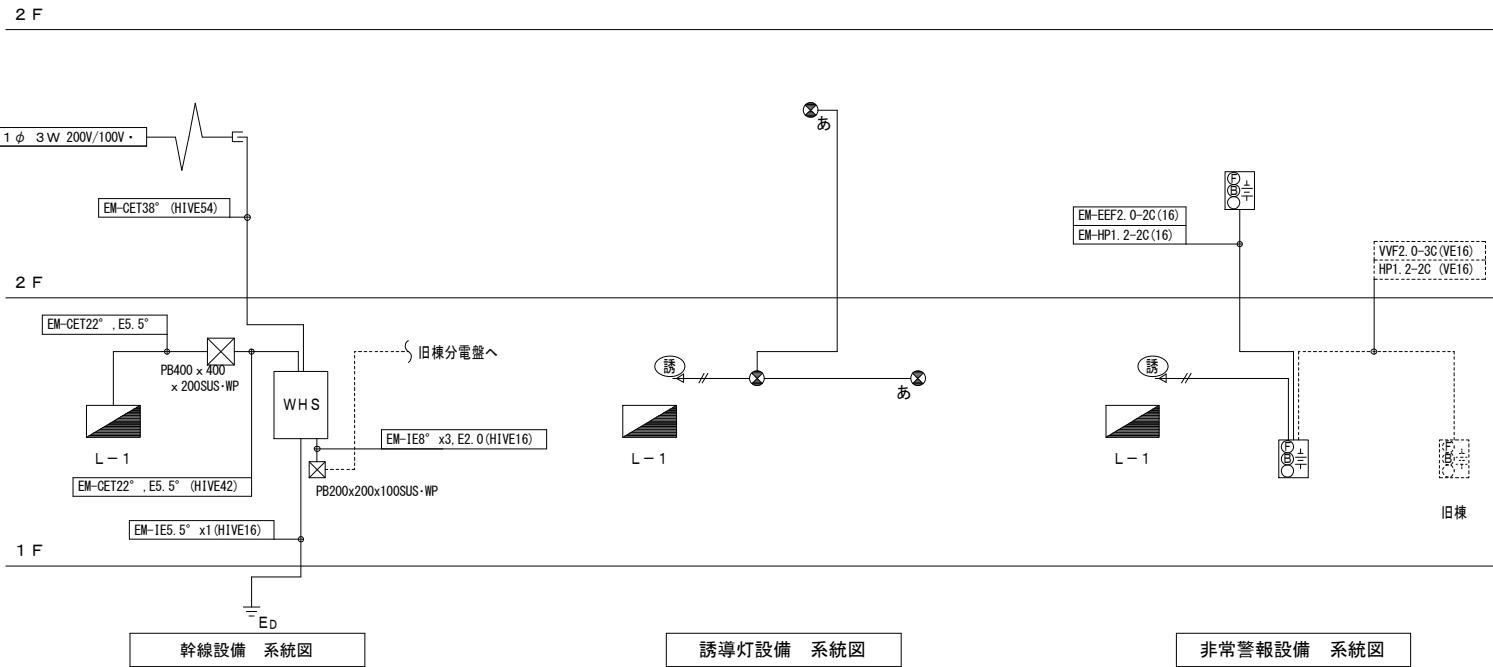


配置図 1 : 150

凡 例

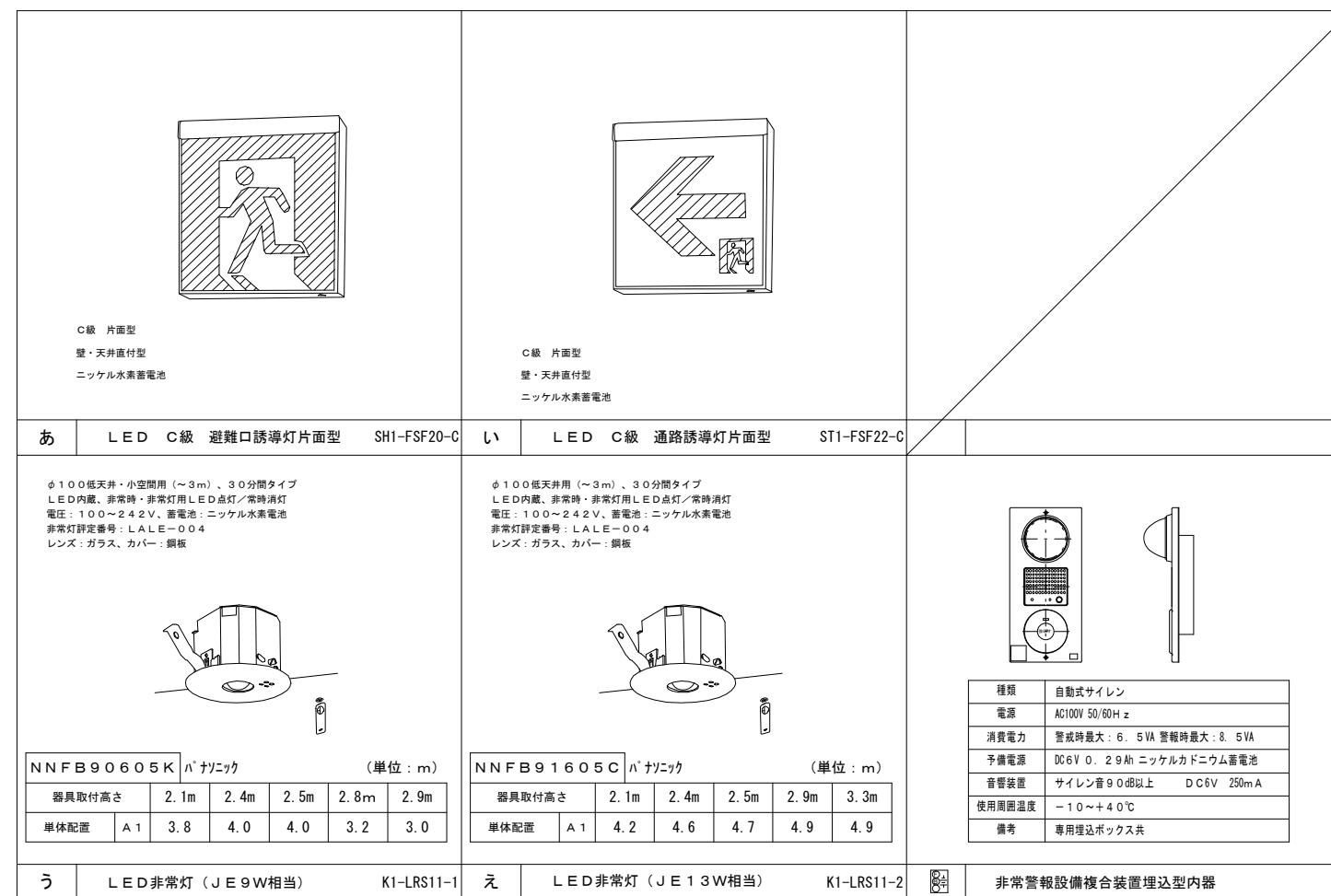
記 号	品 名
WHS	引込閉閉器盤
■	電灯分電盤
☒	ブルボックス
⊗	避難口誘導灯
⊗	通路尤度応答
●	非常用照明
□	非常警報設備複合装置 埋込型
//	取外しを示す。(再使用あり)
✗	撤去を示す。(再使用なし)
(再)	取外し品再取付を示す。

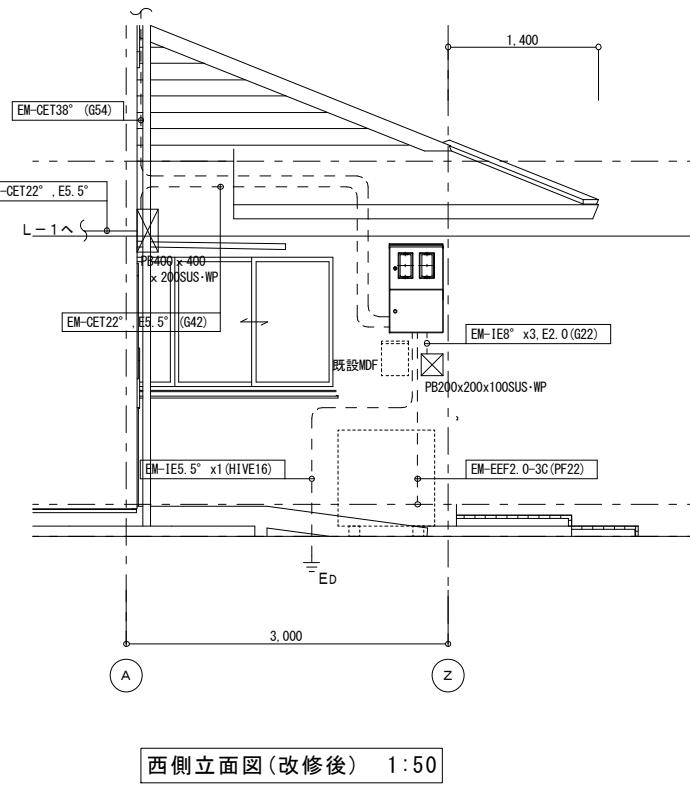
※改修後の図中点線は既設を示す。



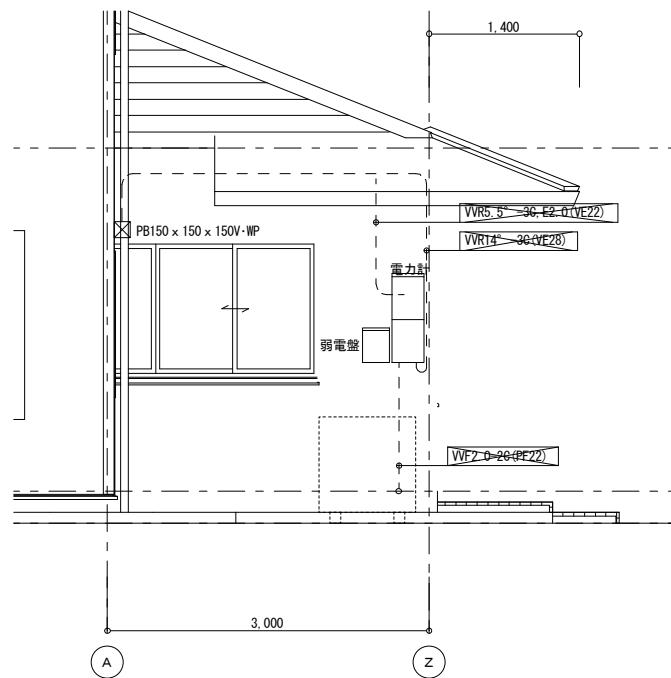
照 明 器 具 姿 図

(注1) 図中、型番は参考型番を示す。

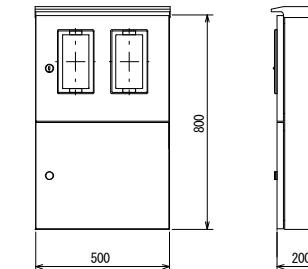
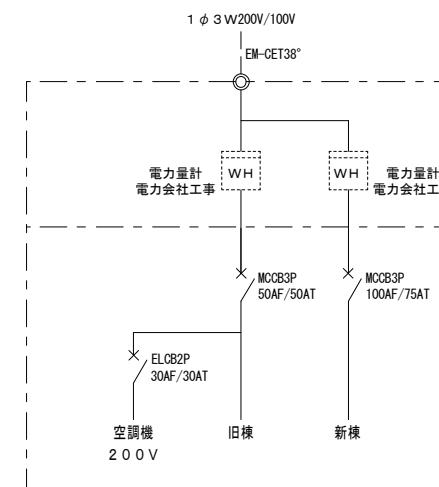




西側立面図(改修後) 1:50



西側立面図(改修前) 1:50

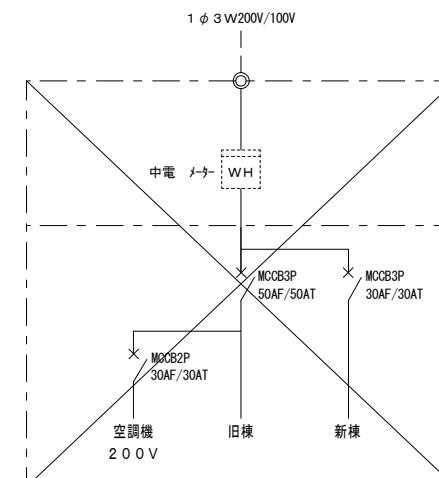


盤仕様（製造者標準仕様とする）	
図体	鋼板 1.6 t 以上
扉板、面板	鋼板 1.6 t 以上
把手	平面ハンドル NO. N200
塗装	メーカー標準色
型式	屋外防水型壁掛け
接地端子付とする。	

(注記) 形状・寸法は参考とする。

引込開閉器箱

屋外壁掛型 鋼板製



引込開閉器箱  
屋外壁掛型 鋼板製  
300Wx800Hx180D

## 分電盤リスト (NO. 1 )

(14)

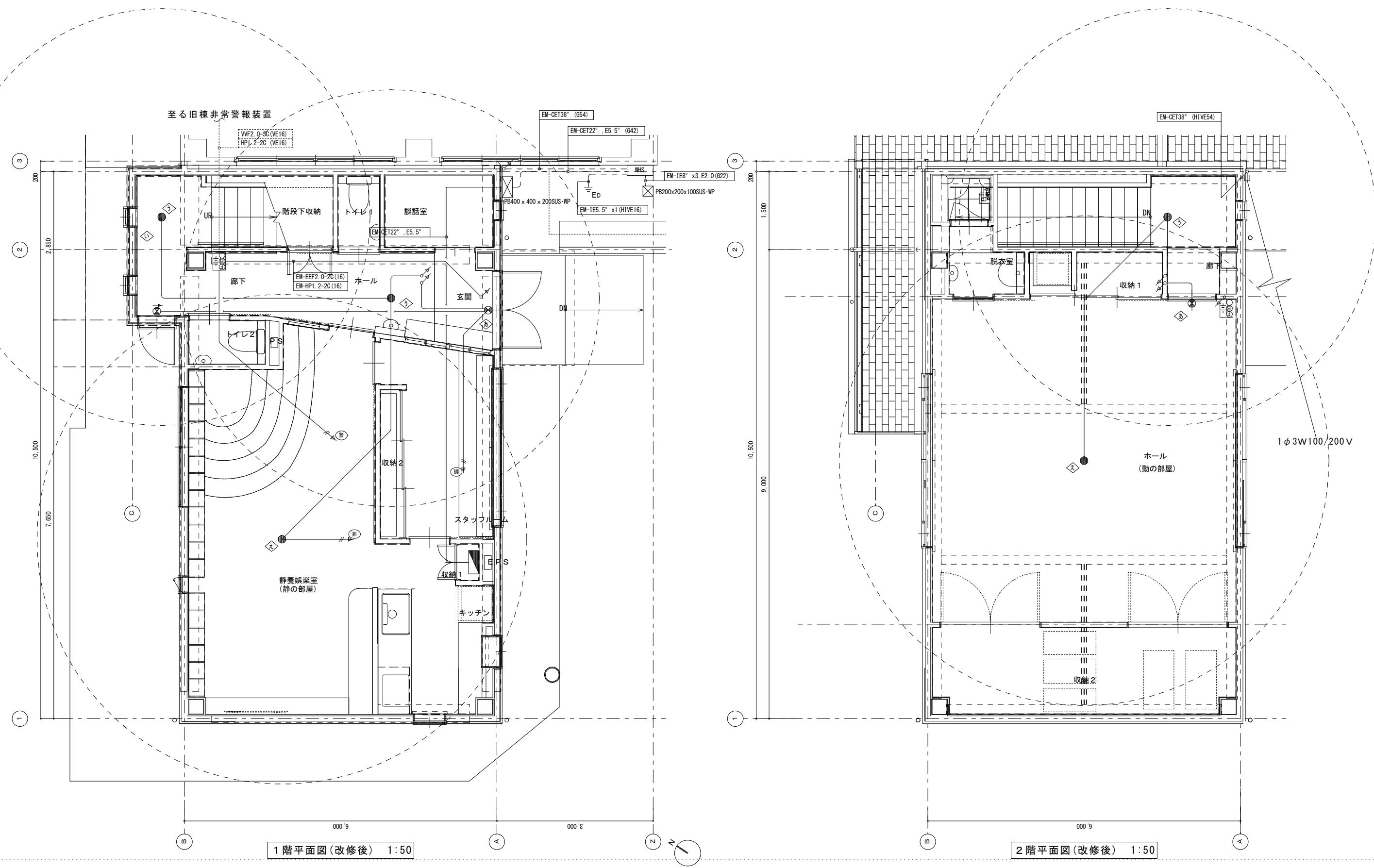
盤仕様（製造者標準仕様とす

孟江様（製造者様孟江様より）	
函体	樹脂製
扉板、面板	樹脂製
把手	—
塗装	メーク一標準色
型式	屋内露出壁掛型、住宅用フタ付

(注記) 形状・寸法は参考とする。

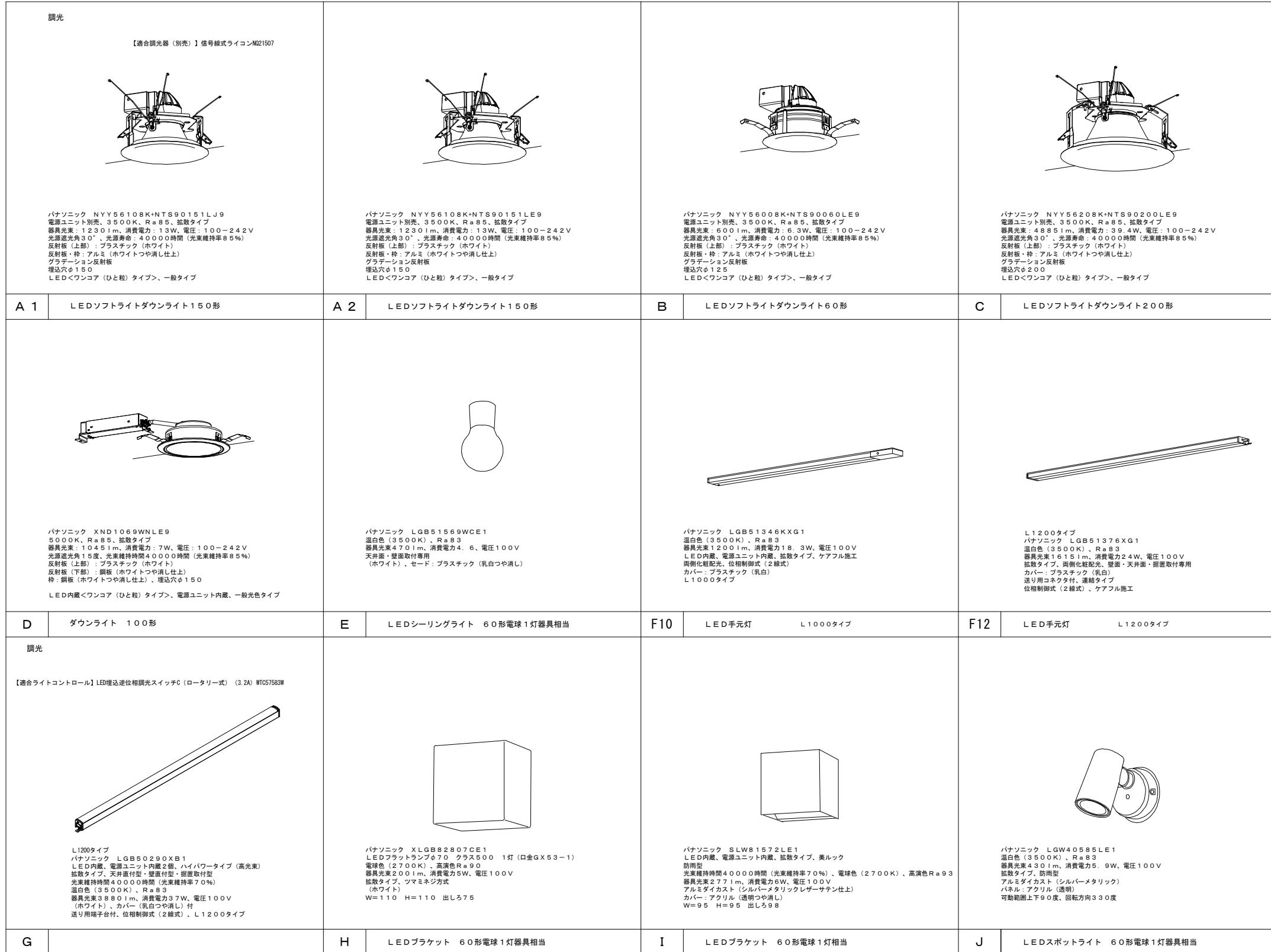
L-1	MCCB 3P 30AT						
屋内露出壁掛型 住宅用フタ無し	X	1	100 ○	1 20 ○	○	1階	
		2	100 ○	1 20 ○	○	2階	
		3	100 ○	1 20 ○	○	1階	
		4	100 ○	1 20 ○	○	2階	
	I	誘	100 ○	1 20 ○	○	誘導灯	
		警	100 ○	1 20 ○	○	非常警報	
		非	100 ○	1 20 ○	○	非常灯	

分電盤結線図(改修前・後)



## 照 明 器 具 姿 図

(注1) 図中、型番は参考型番を示す。  
(注2) 照明器具の消費電力はJIS C8105-3に規定する方法により測定された値とする。



## 凡 例

\*配線器具類は、パナソニック アドバンスシリーズとし  
ブレードはセレクトスイッチ・コンセントブレード（シルバー）とする。

記号	品名
	電球分電盤
	ダウンライト
	ブラケットライト
	スポットライト
	間接灯、手元灯
	天井扇（機械設備工事）
●	スイッチ 1P15Ax1
●L	スイッチ 1PL15Ax1
●3	スイッチ 3W15Ax1
●RA	熱線センサ付自動スイッチ 親機 壁付 換気扇運動形
●RB	熱線センサ付自動スイッチ 親機 壁付 屋外型
●C1	調光スイッチ 信号線式調光スイッチ N021507
●C2	調光スイッチ 逆位相調光スイッチ WTA57583W
●24H	24時間換気スイッチ 機械設備工事支給品取付
◎	集合スイッチ
①②	コンセント 2P15Ax2
台上家具用①③	コンセント 2P15Ax3 パナソニック WCF8403CW
①④E	コンセント 2P15Ax2 接地極付
①④EET	コンセント 2P15Ax2 接地極接地端子付
④EET	コンセント 2P15・20A兼用x1 接地極接地端子付
①②00V30AE	コンセント 2P30Ax1 接地極 200V
①④WP	防水コンセント 2P15Ax2 接地極接地端子付
④R	給湯器リモコン
④G	空調機リモコン
//	取外しを示す。（再使用あり）
X	撤去を示す。（再使用なし）
(再)	取外し品再取付を示す。

\*改修後の図中点線は既設を示す。

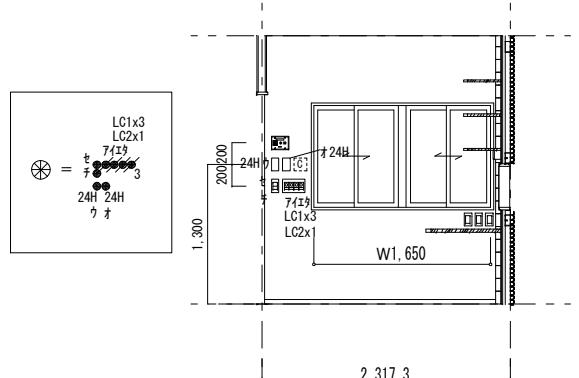
## 注 記

1. 特記なき配管配線は、下記の通りとする。

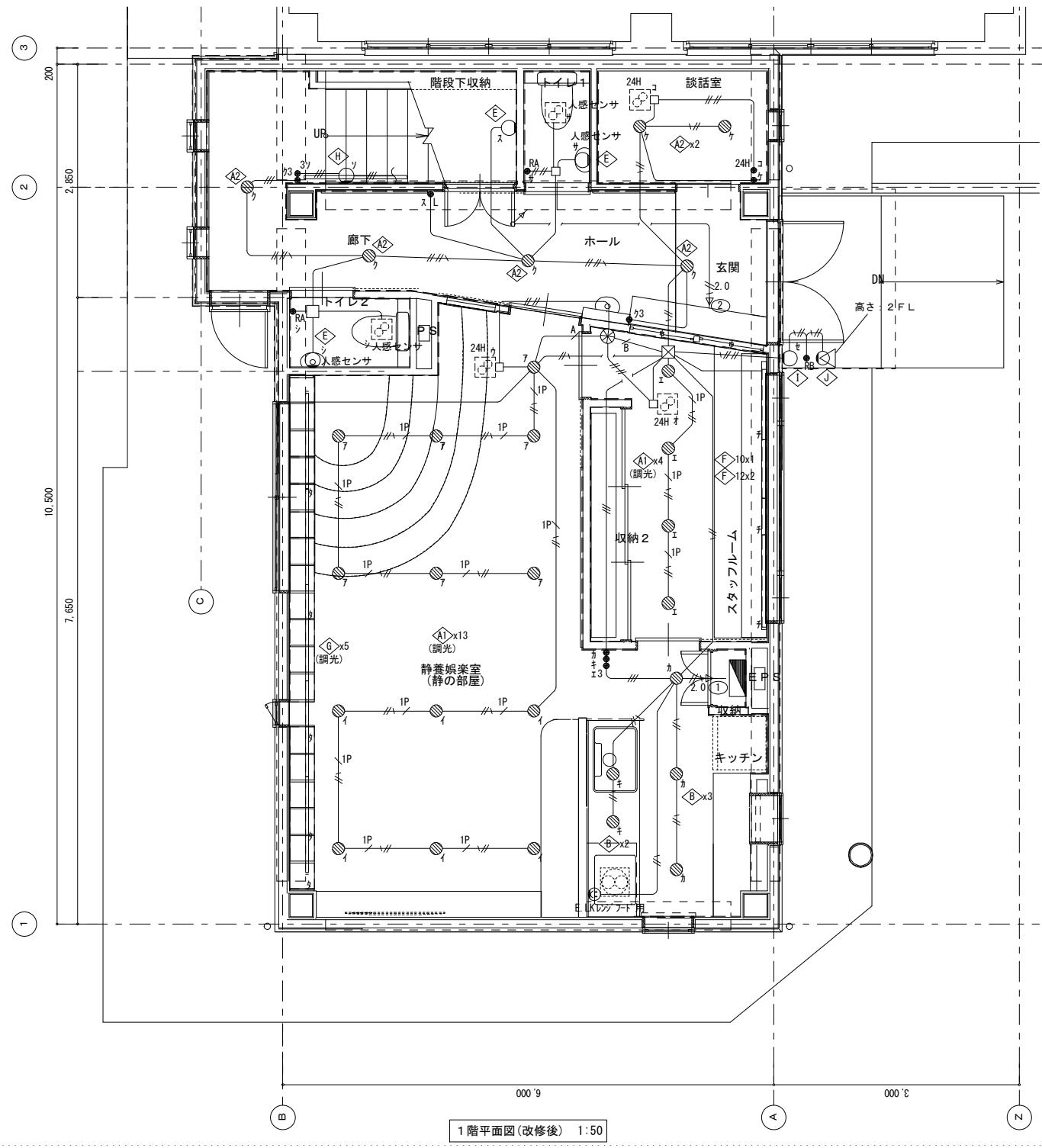
・改修後

//	EM-EFF2.0-2C (PF22)
#2.0	EM-EFF2.0-3C (PF22) 1芯7ヶ
—	EM-EFF1.6-2C (PF16)
#1	EM-EFF1.6-3C (PF16) 1芯7ヶ
///	EM-EFF1.6-3C (PF16)
#/#	EM-EFF1.6-2Cx2 (PF22)
///#	EM-EFF1.6-2C+3C (PF22)
#/#	EM-EFF1.6-2C+3C (PF22) 1芯7ヶ
///#	EM-EFF1.6-3Cx2 (PF28)
1P	EM-CPEE0.9-1P (PF16)

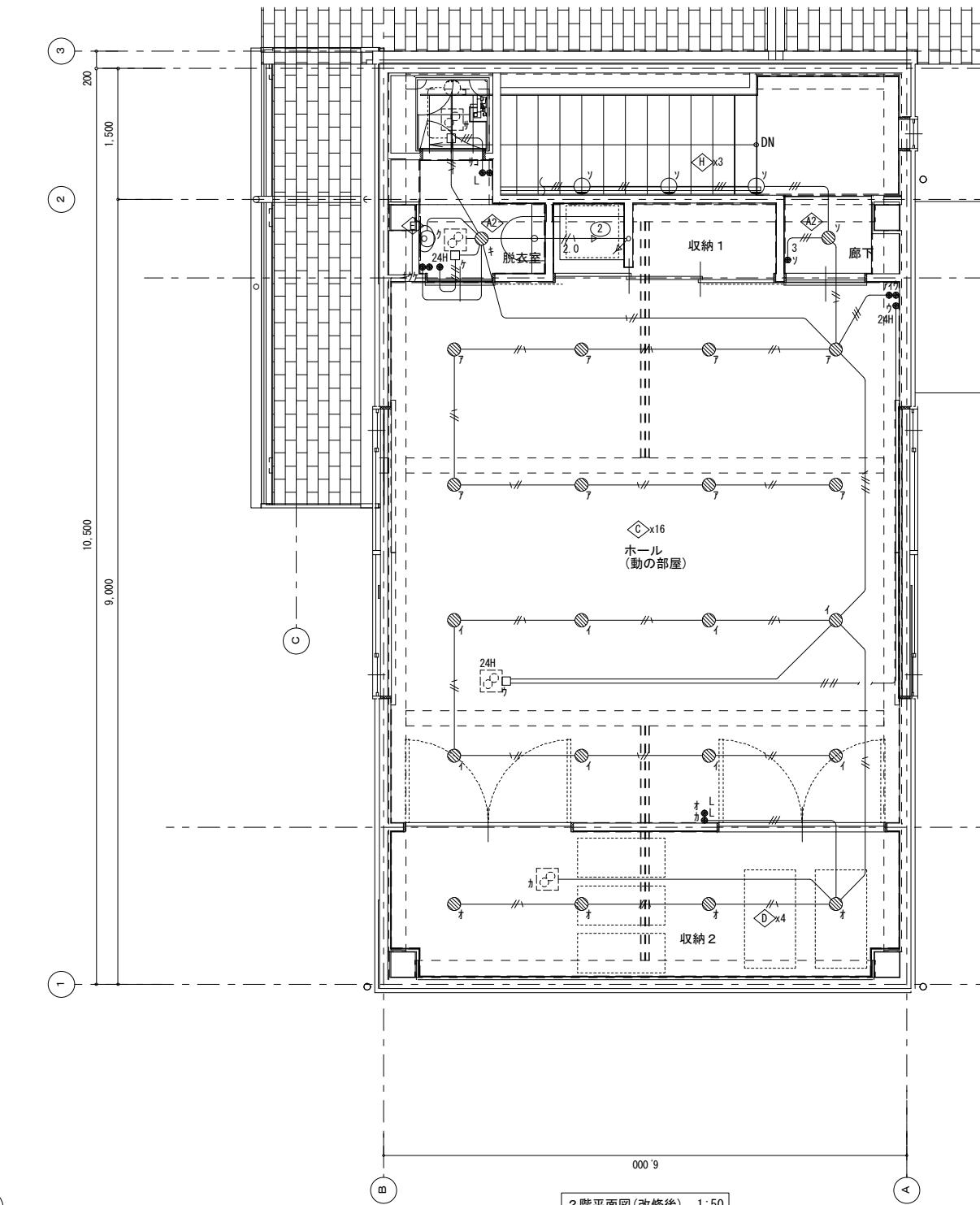
\*二重天井内はケーブル配線とする。

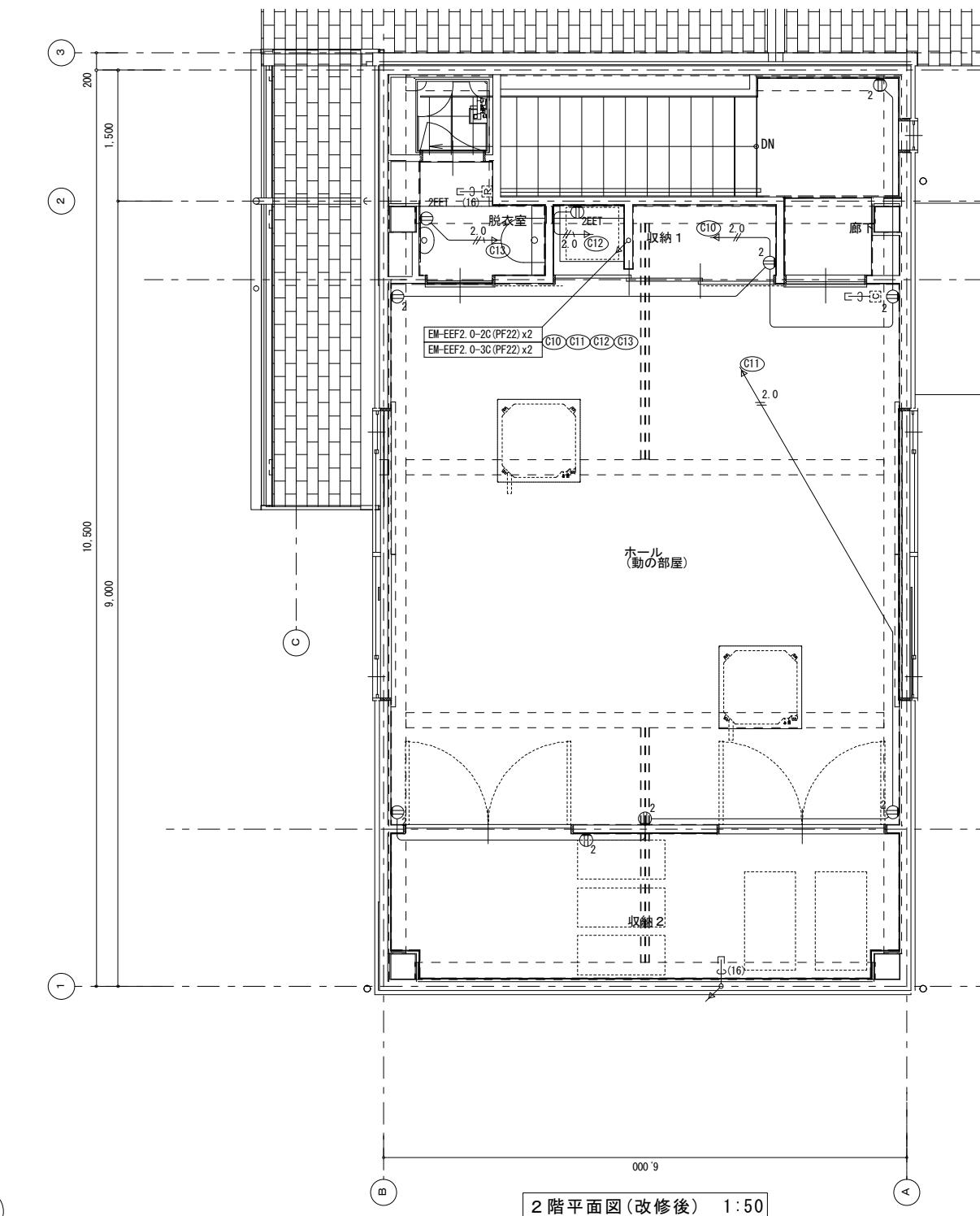
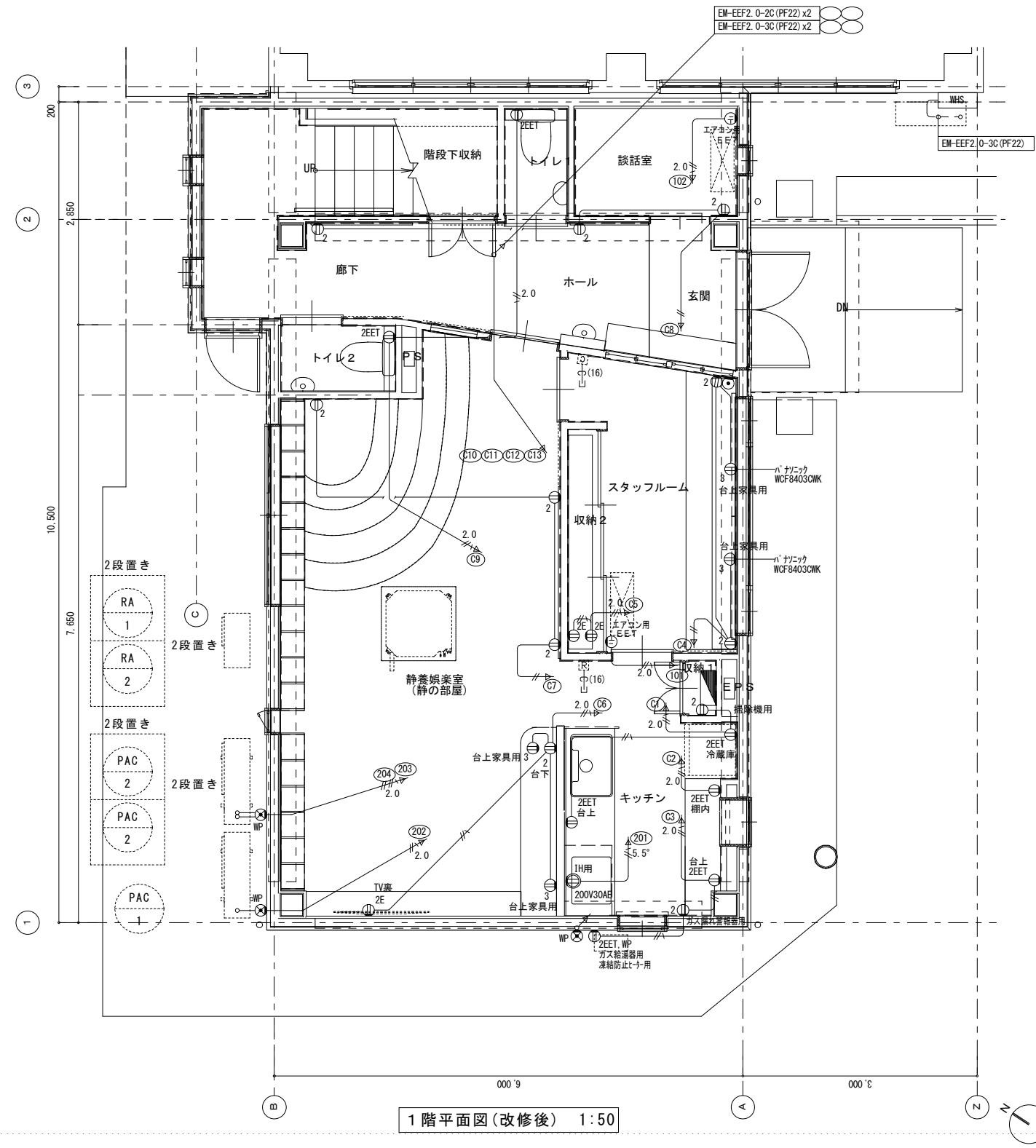


1階 スタッフルーム 展開図 1:50

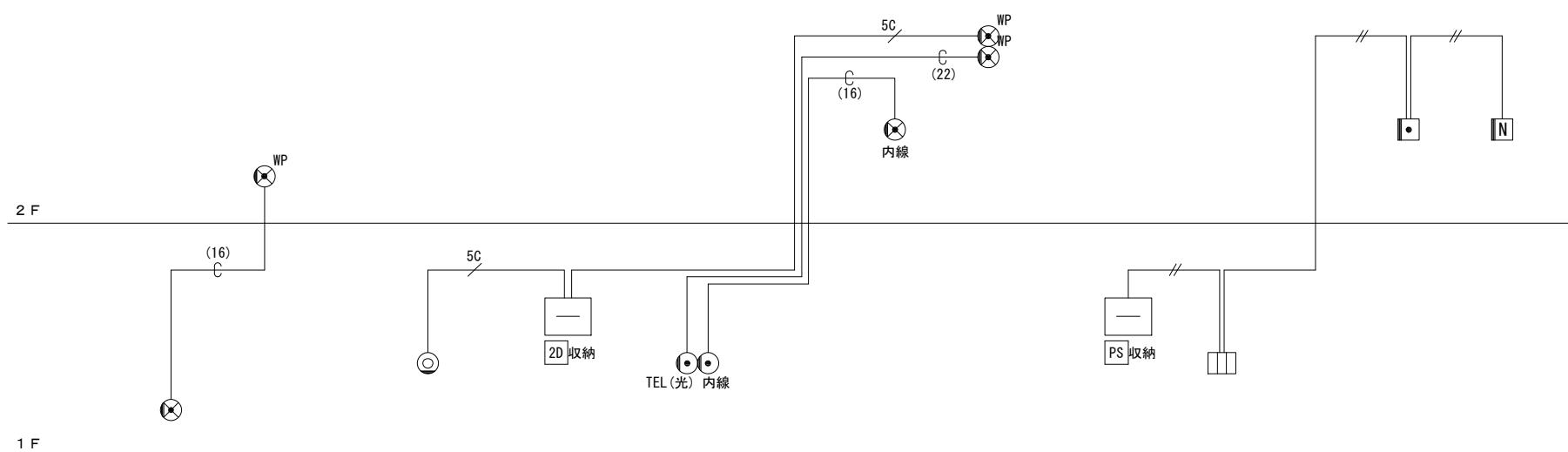


1階平面図(改修後) 1:50





2 F



弱電設備 系統図

## 凡例

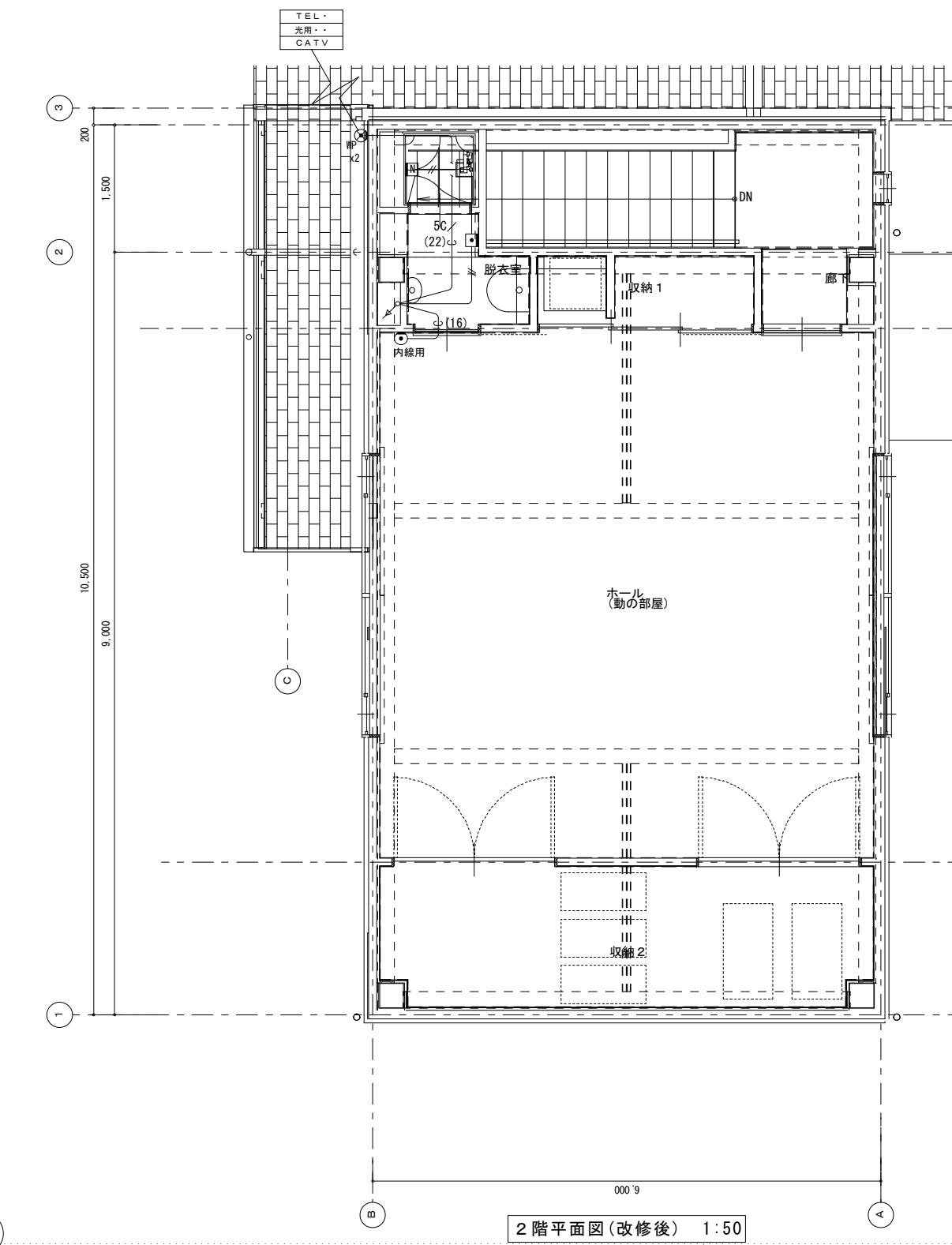
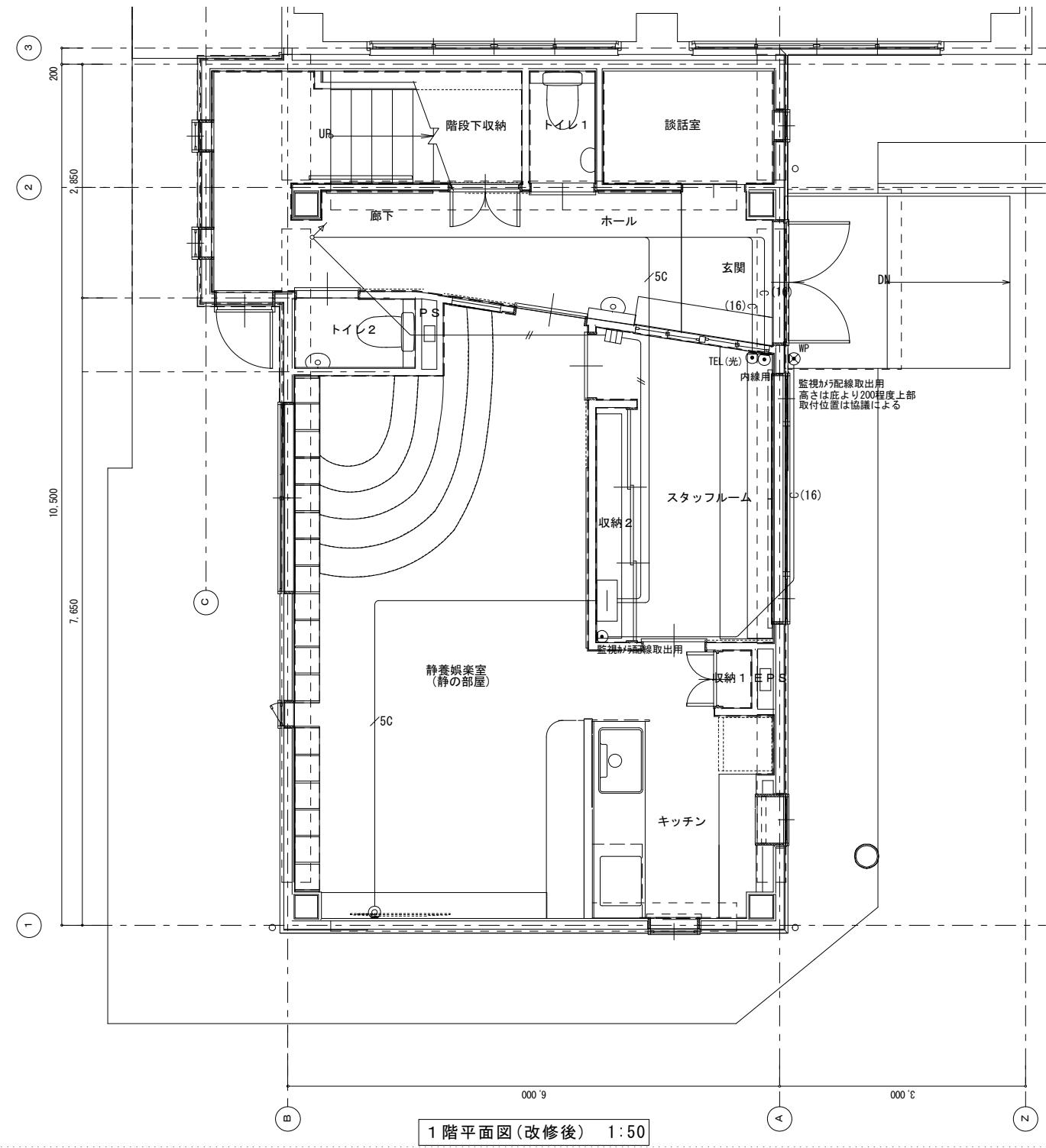
※配線器具類は、ハニカムアドバンスシリーズとし  
フレートはセレクトスイッチ・コンセントフロート(シルバー)とする。

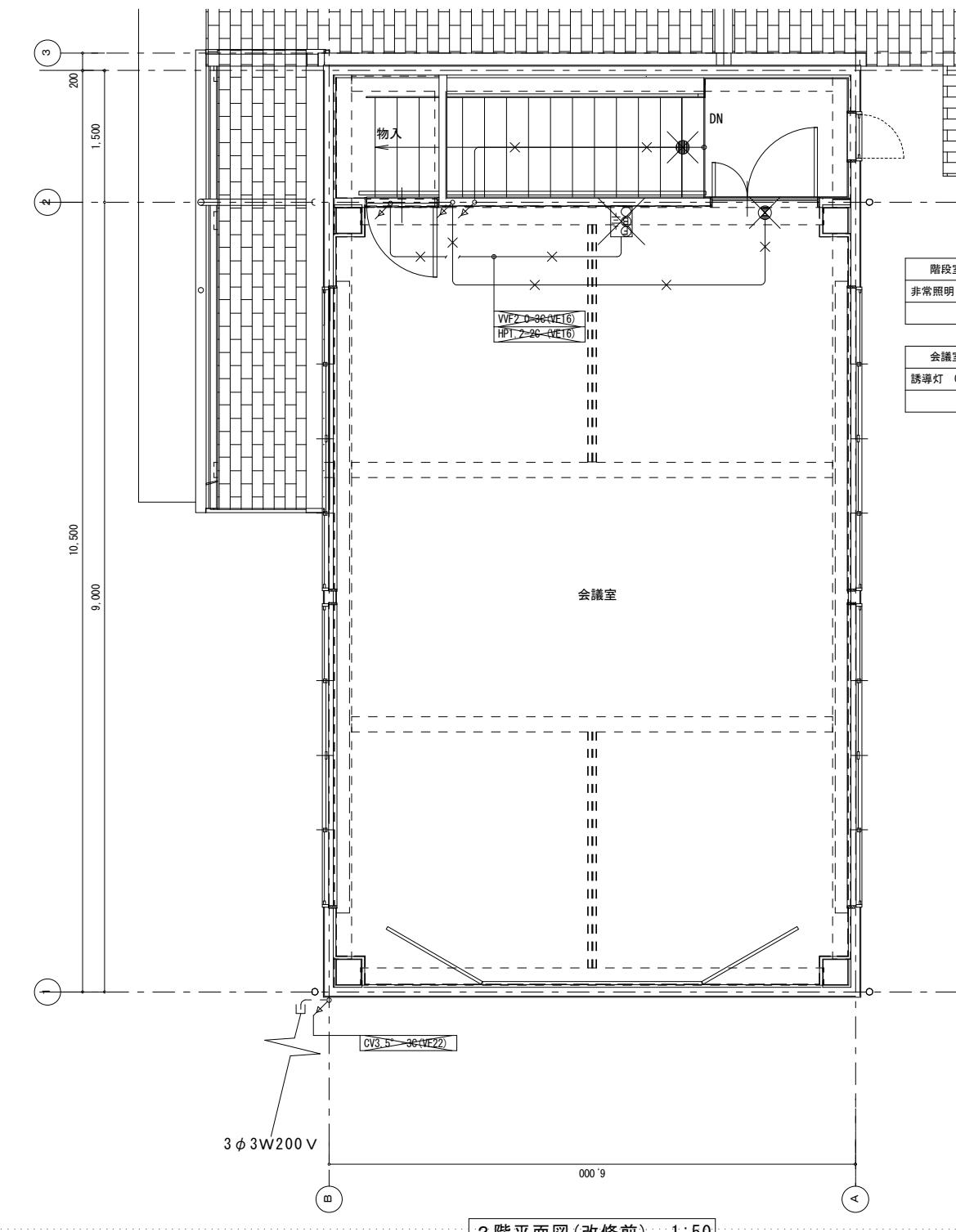
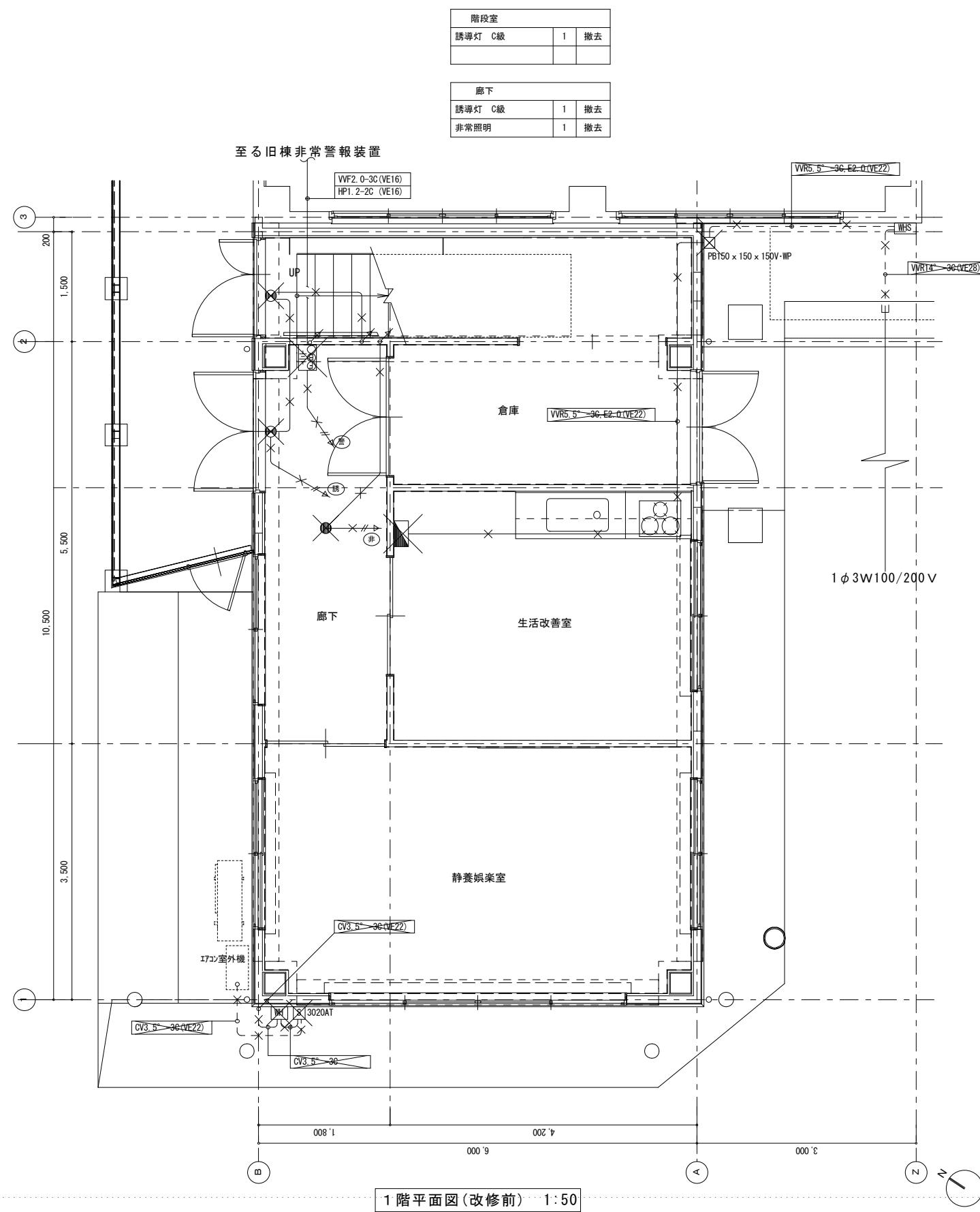
記号	品名
—	端子盤 壁掛型 400×500×100程度
WP	防雨入線加工
○	ケーブル取扱口
2D	2分配器 CATV用
◎	テレビ端子 1端子型
□□	呼出表示器(1窓・壁埋込型)
PS	電源アダプター
■	復旧ボタン
N	呼出ボタン(引きひも付)
//	取り外しを示す。(再使用あり)
X	撤去を示す。(再使用なし)
(再)	取り外し品再取付を示す。
	※改修後の図中点線は既設を示す。

## 注記

1. 特記なき配管配線は、下記の通りとする。  
 - 改修後  
 (16) (PF 16)  
 (22) (PF 22)  
 5C EM-S-5C-FB (PF 16) ※二重天井内はケーブル配線  
 // EM-AE1.2-2C (PF 16) ※二重天井内はケーブル配線

□□	呼出表示器(1窓・壁埋込型)	PS	電源アダプター																						
	ON-1A34/A		PS-1225A																						
	<table border="1"> <tr><td>電源電圧</td><td>D C 12 V (電源アダプターから供給)</td></tr> <tr><td>形 状</td><td>壁埋込型 (JIS3個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材 質</td><td>ステンレス</td></tr> <tr><td>窓 数</td><td>1 窓</td></tr> <tr><td>表示方式</td><td>断続ブザー音と表示窓点灯</td></tr> </table>	電源電圧	D C 12 V (電源アダプターから供給)	形 状	壁埋込型 (JIS3個用スイッチボックス)	材 質	ステンレス	窓 数	1 窓	表示方式	断続ブザー音と表示窓点灯	<table border="1"> <tr><td>電源電圧</td><td>AC100V 50/60Hz</td></tr> <tr><td>入力容量</td><td>75VA</td></tr> <tr><td>出力電圧</td><td>DC12V</td></tr> <tr><td>出力電流</td><td>2.5A</td></tr> <tr><td>形 状</td><td>据置・壁取付(専用金具)両用</td></tr> <tr><td>材 質</td><td>難燃性樹脂</td></tr> </table>	電源電圧	AC100V 50/60Hz	入力容量	75VA	出力電圧	DC12V	出力電流	2.5A	形 状	据置・壁取付(専用金具)両用	材 質	難燃性樹脂	
電源電圧	D C 12 V (電源アダプターから供給)																								
形 状	壁埋込型 (JIS3個用スイッチボックス)																								
材 質	ステンレス																								
窓 数	1 窓																								
表示方式	断続ブザー音と表示窓点灯																								
電源電圧	AC100V 50/60Hz																								
入力容量	75VA																								
出力電圧	DC12V																								
出力電流	2.5A																								
形 状	据置・壁取付(専用金具)両用																								
材 質	難燃性樹脂																								
■	呼出ボタン(引きひも付)	N	復旧ボタン																						
	NBR-7HWA-TC110		NBR-2A-C																						
	<table border="1"> <tr><td>形 状</td><td>壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材 質</td><td>自己消火性樹脂</td></tr> <tr><td>備 考</td><td>引きひも式、押ボタン式両用 点字案内文有</td></tr> </table>	形 状	壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)	材 質	自己消火性樹脂	備 考	引きひも式、押ボタン式両用 点字案内文有	<table border="1"> <tr><td>形 状</td><td>壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材 質</td><td>樹脂</td></tr> <tr><td>備 考</td><td>非防水形</td></tr> </table>	形 状	壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)	材 質	樹脂	備 考	非防水形											
形 状	壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)																								
材 質	自己消火性樹脂																								
備 考	引きひも式、押ボタン式両用 点字案内文有																								
形 状	壁埋込型 (JIS1個用スイッチボックス)																								
材 質	樹脂																								
備 考	非防水形																								





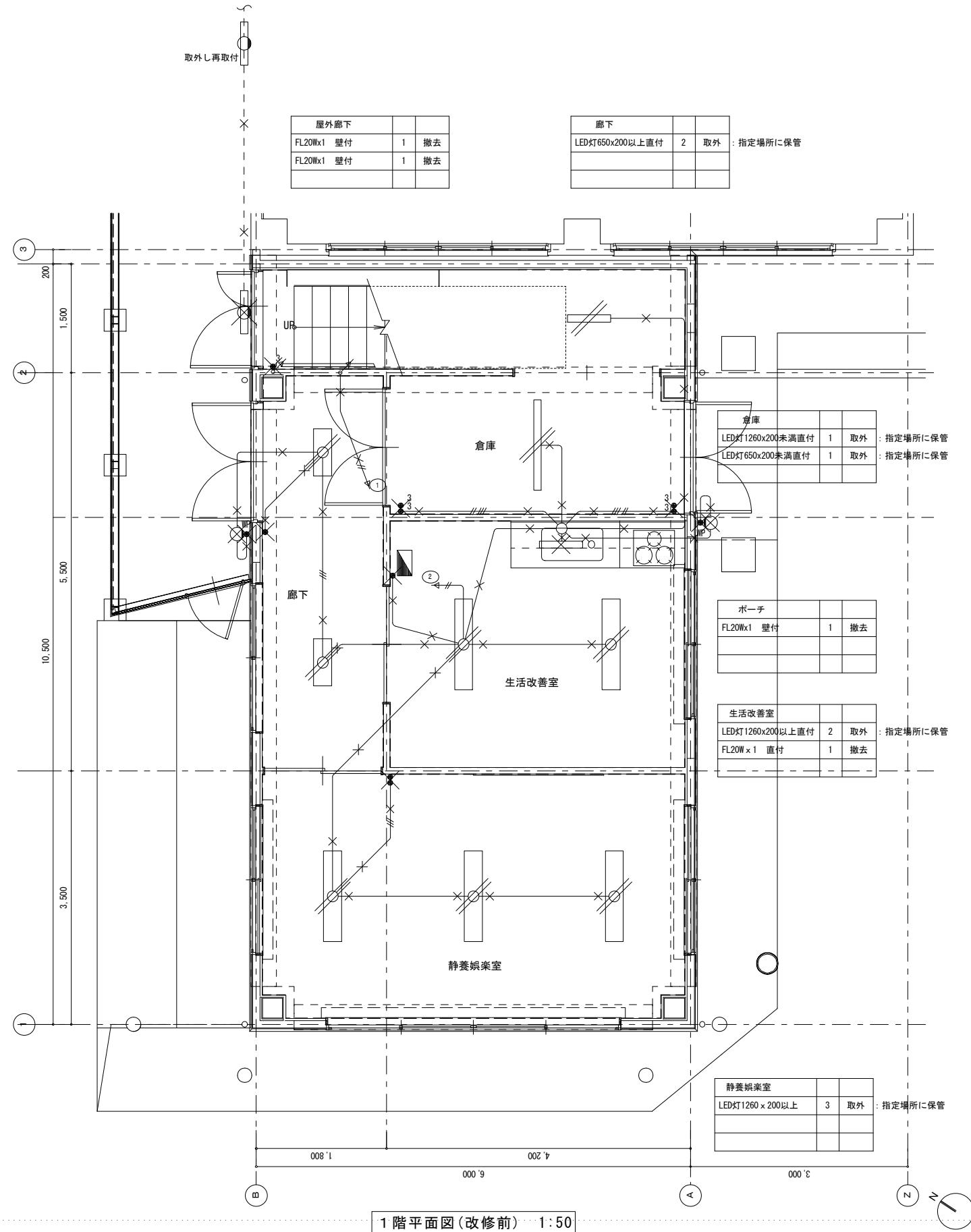
記号	品名
[WHS]	引込開閉器盤
[WH]	電力量計箱
[電灯分電盤]	電灯分電盤
[S]	手元開閉器箱
[誘導灯]	誘導灯
[非常照明]	非常照明
[非常警報複合装置]	非常警報複合装置

### 1. 特記なき配管配線は、下記の通りとする。

— // — VVF2.0-2C (VE22)

---

WF1.6-2C (VE16)

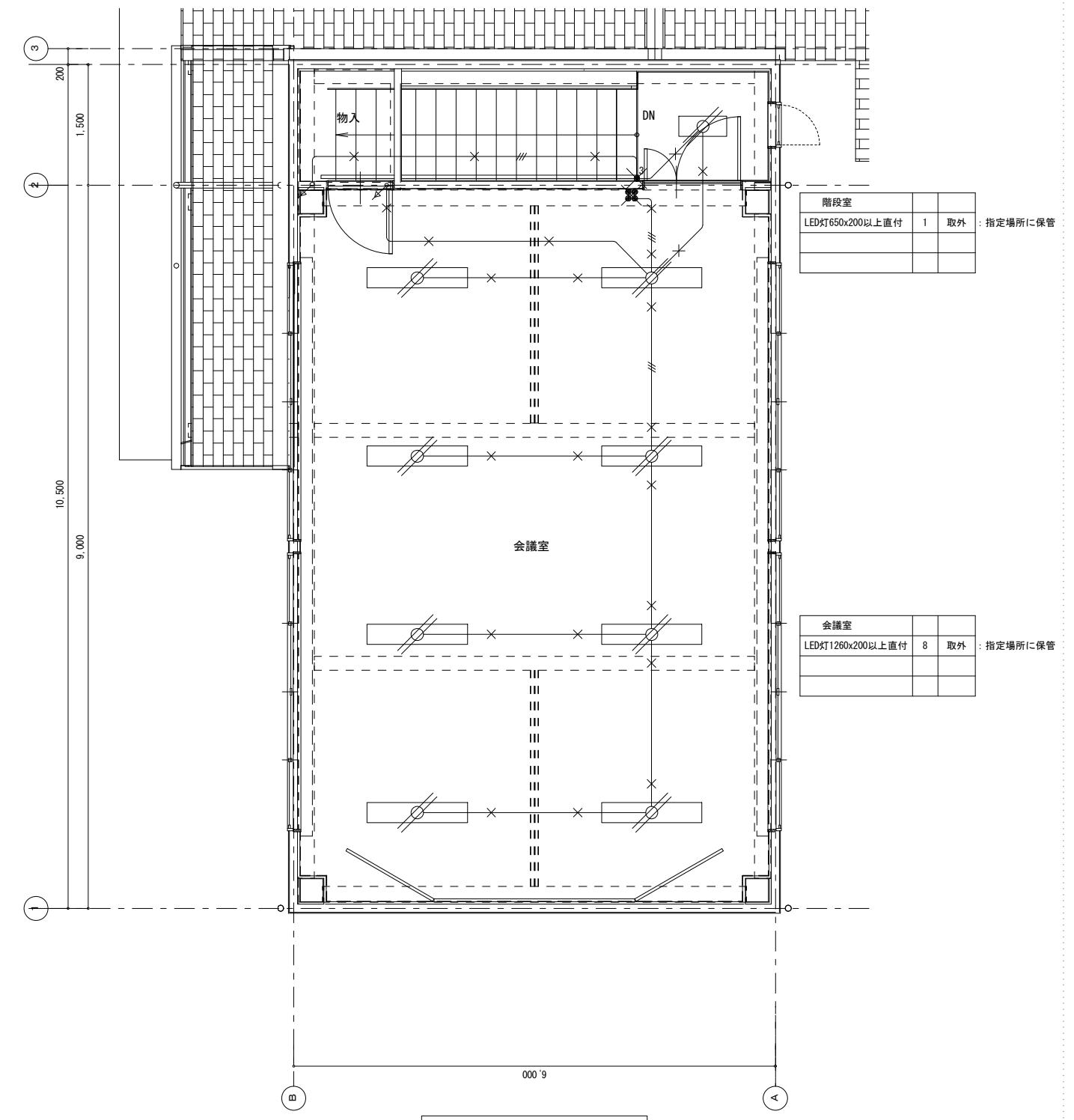


1階平面図(改修前) 1:50

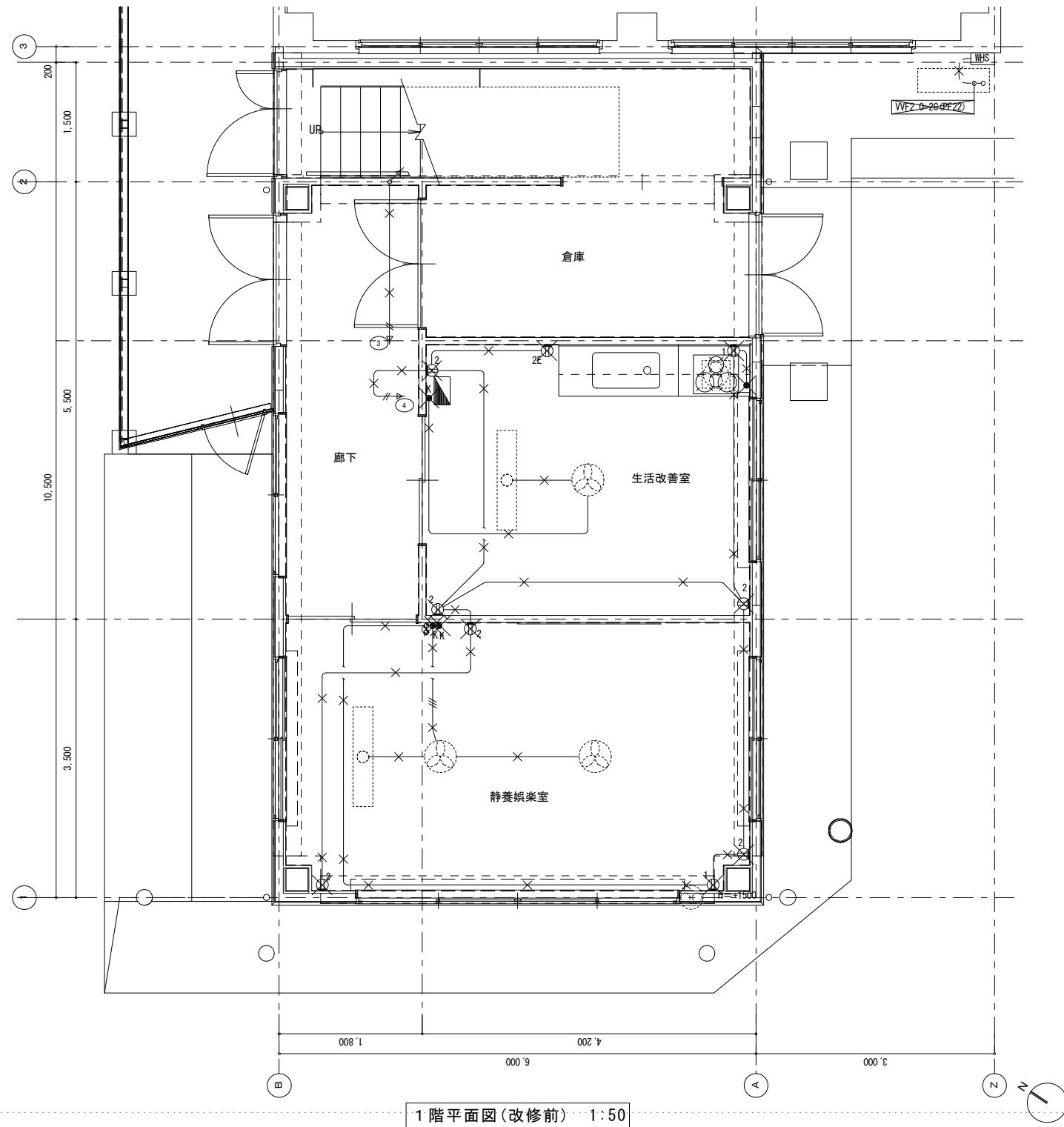
凡 例	
記 号	品 名
	電灯分電盤
◎	ダウングライト
○	プラケットライト
	天井直付灯
	天井扇（機械設備工事）
●	スイッチ 1P15Ax1
●3	スイッチ 3W15Ax1
●WP	防水スイッチ 1P15Ax1

※既設LED照明は、取外し後指定場所に保管の事。

1. 特記なき配管線は、下記の通りとする。	
---	VVF2.0-2C (VE22)
---# <sup>2.0</sup>	VVF2.0-3C (VE22)
---	VVF1.6-2C (VE16)
---	VVF1.6-3C (VE16)
---##	VVF1.6-2C+3C (VE28)



2階平面図(改修前) 1:50



1階平面図(改修前) 1:50

設計年月：2025年 12月



AK 建築設計事務所  
広島県知事登録第 22(1)5254号

広島県山県郡北広島町春木 1519-1  
号 設計者 管理建築士 小泉 満 一級建築士 第321667号

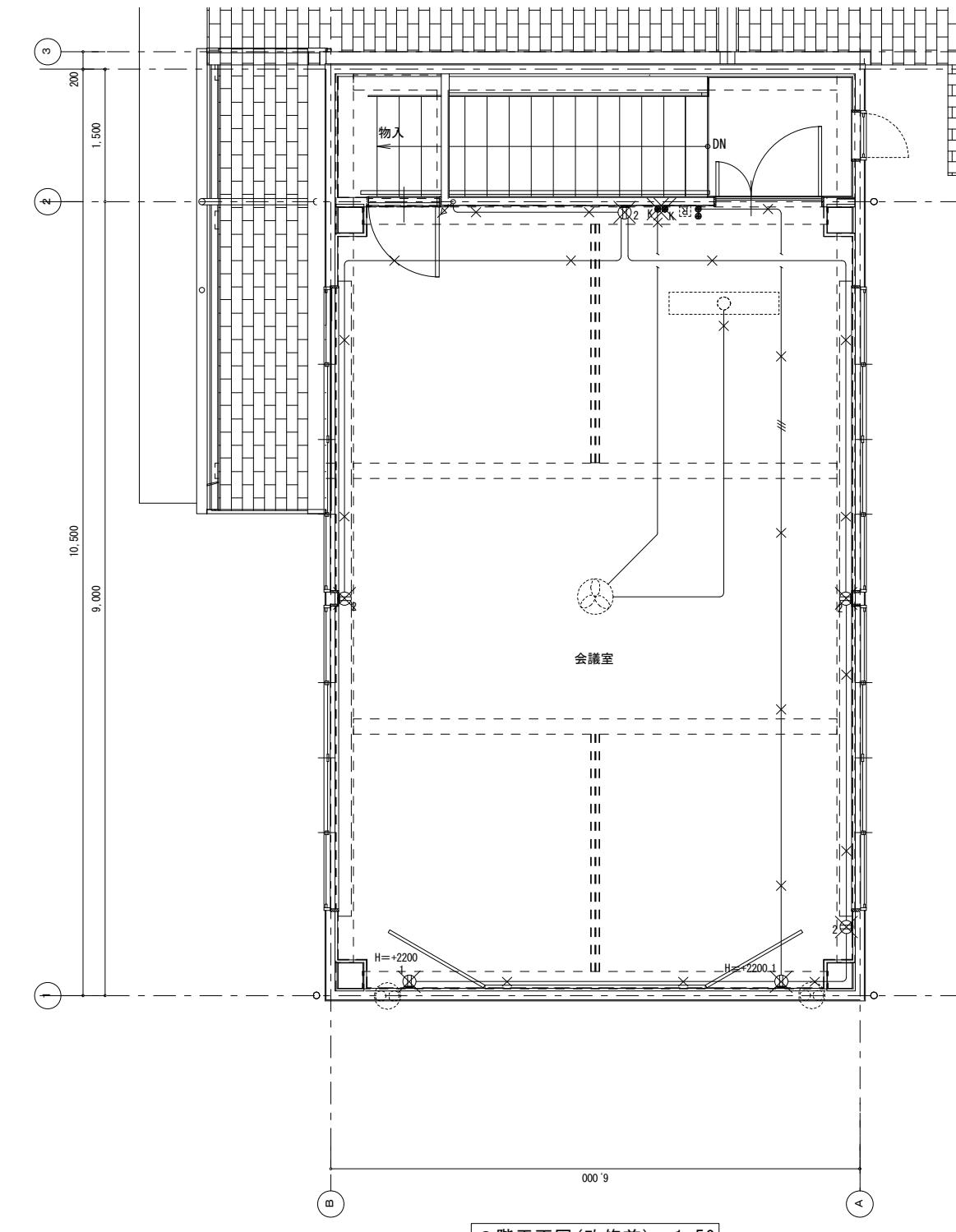
コンセント設備 平面図(改修前)

記号	品名	
	電灯分電盤	
	扇風機 機械設備工事	
①1	コンセント	2P15Ax1
①2	コンセント	2P15Ax2
①2 E	コンセント	2P15Ax2 接地極付
●	スイッチ	1P15Ax1
●K	扇風機スイッチ	

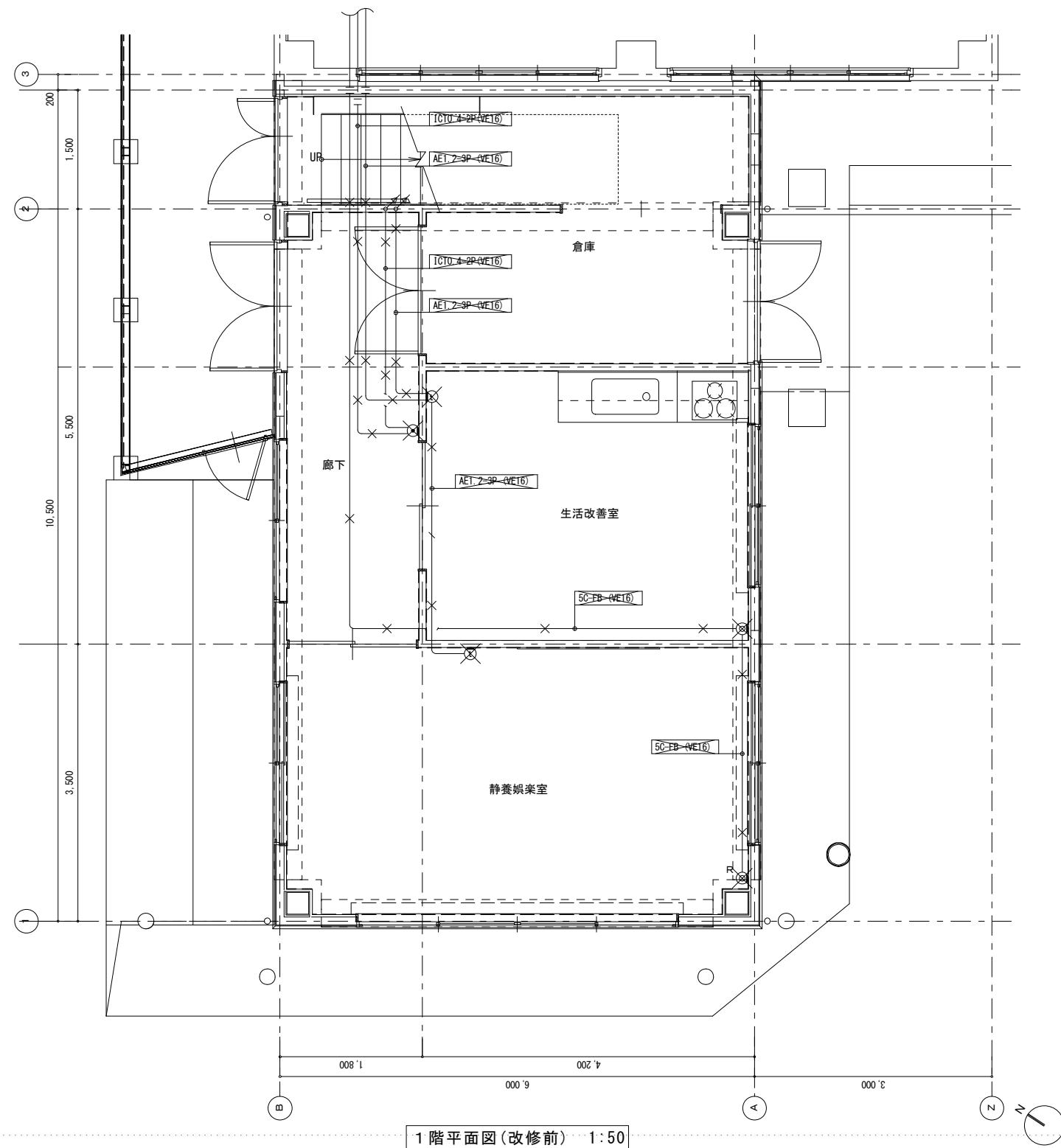
1. 特記なき配管配線は、下記の通りとする。

1. 特記なき配管配線は、下記の通りとする。

— // —	VWF2.0-2C (VE22)
— — —	VWF1.6-2C (VE16)



2階平面図(改修前) 1:50



1階平面図(改修前) 1:50

## 北広島町子ども第三の居場所開設工事

設計年月：2025年 12月

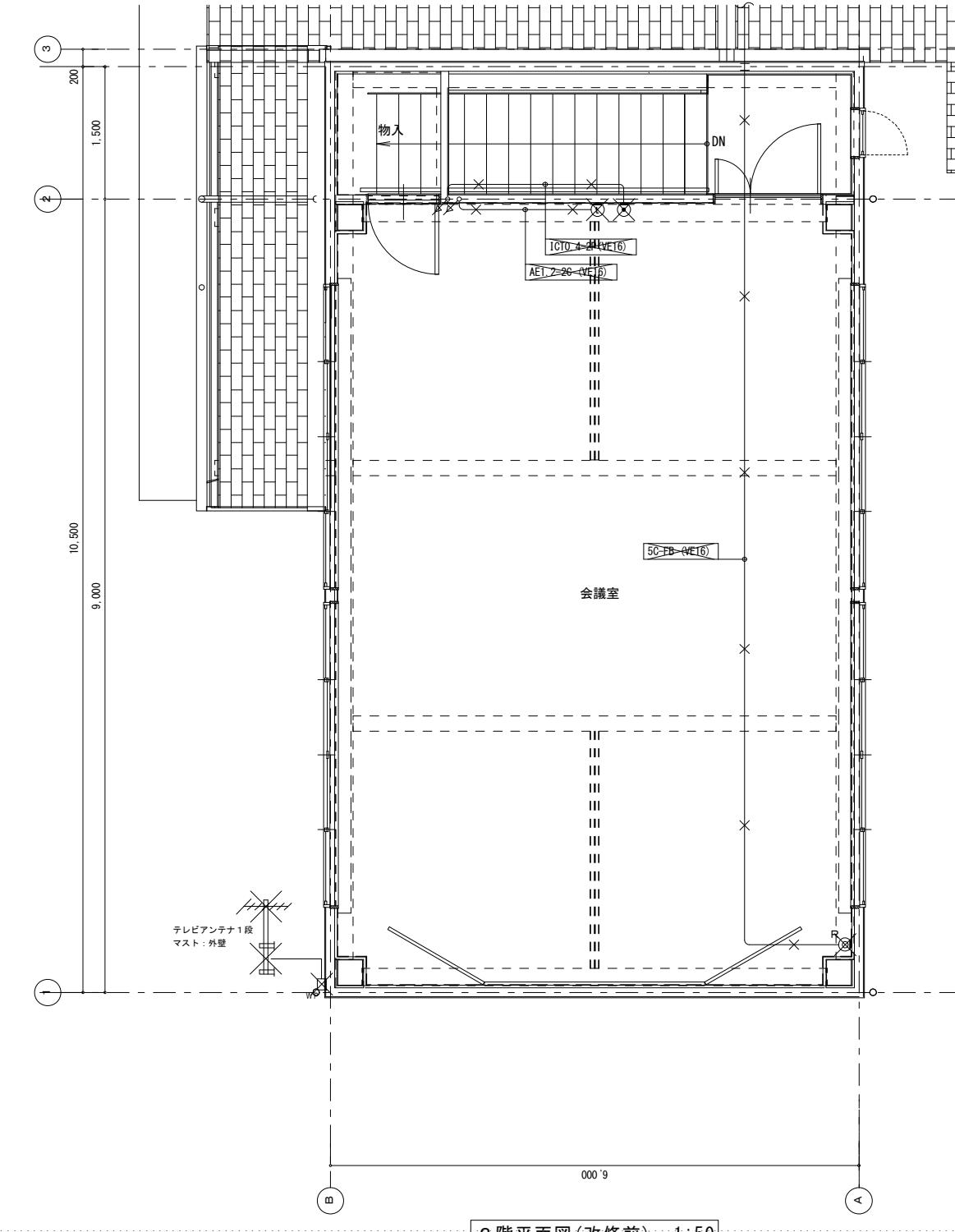


AK 建築設計事務所  
庄皇昌知事登録第 3-2(1)5254

広島県山県郡北広島町春木 1519-1  
設計者 管理建築士 小泉 満 一級建築士 第321667号

弱電設備 平面図(改修前)

凡 例	
記 号	品 名
◎	直列ネット 中間型
◎R	直列ネット 端末型
◎	電話・情報受け口
(t)	インターホン
\\\\\\\\\\\\	UHFアンテナ



2階平面図(改修前) 1:50

## 機械設備工事 特記仕様書

I. 工事概要  
1. 工事名稱 : 北広島町子ども第三の居場所開設工事  
1. 工事場所 : 広島県山県郡北広島町有田495番地  
2. 建物概要

建物名稱	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m)	消防法施行令別表第一の区分	備考
新棟	S造	2階建て	128.85	(6)項ハ(3)	改修
旧棟	R.C造	平屋	132.00	(1)項	既設

3. 工事種目		(印)付いたもの適用する)			
建物部別及び屋外工事項目	工事種類	種別	屋外		
○空気調和設備	改修一式				
○換気設備	改修一式				
・排煙設備					
・自動制御設備					
○衛生設備	改修一式				
○給水設備	改修一式				
○排水設備	改修一式				
・消火設備					
○ガス設備	改修一式				
・厨房設備					
・淨化槽設備					
・雨水利用設備					
・特殊ガス設備					
・電気設備工事	電気設備工事の部による				
・建築工事	建築工事の部による				

4. 指定部分 ※無し・有り(工期令和年月日)  
対象部分:

5. 設備概要 (改修の場合は既存の概要を示す。)	
空調設備	・ 空気調和 ( ) パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット ・ ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式 )
主要熱源機器	・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空気調和機 ○パッケージ形空気調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・ チリングユニット ・ 吸收冷温水機 ・ 吸收冷温水機ユニット ・ 銅製ボイラー ・ 鋼鉄製ボイラー ・ 温水発生機 ( 真空式 ・ 無圧式 )
換気設備	・ 1種換気 ・ 2種換気 ( ) 3種換気
排煙設備	・ 機械排煙 ( 有 無 ) 適用規法 ( 建基法 消防法 )
自動制御設備	・ 自動制御方式 ( 電気式 電子式 デジタル式 )
給水方式	○水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ 水道直結増圧
排水方式	・ 建物内の汚水と雑排水 ( ) 合流 分流 ) ポンプ排水 ・ 有 ( 汚水 雜排水 潟水 ) ( ) 無
放流水	○直放下水管 ・ 淨化槽
先排水槽	○直放下水管 ・ 淨化槽 ・ 側溝 別途樹 ・ 有 ( 計画容量: m3 ) 無
設施	○有 ( ) 局所式 中央式 無 ・ 給湯設備 ( 電気 都市ガス ) ○液化石油ガス 灯油 A重油 )
消防設備	・ 屋内消火栓 ・ 連結送水管 ・ 屋外消火栓 スプリンクラー ・ 消防水道 ・ 泡消火 連結散水装置 粉末消火装置 ・ 不活性ガス消火 ( 窒素 ) ハロゲン化物消火 ・ フード等用簡易自動消火装置 ( ) 無
ガス設備	・ 都市ガス 種別 ( MJ/m3N ) ○液化石油ガス
淨化槽設備	・ 有 ( 合併処理 小規模合併処理 ) ( ) 無

II. 工事仕様  
1. 共通仕様  
1) 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房工務局営繕部の標準仕様書等による。ただし、印の付いたものを適用する。  
・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版(以下「標準仕様書」という。)  
・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版  
(以下「改修標準仕様書」という。)

2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれ特記仕様書を適用する。

2. 特記仕様  
1) 項目は、番号に印の付いたものを適用する。  
2) 特記事項のうち選択する事項は印の付いたものを適用する。  
ただし、印のない場合は※印を適用する。  
印※印の場合は共に適用する。

区分	項目	特記事項
一般共通	① 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
一般共通	2. 保安規定	中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を(適用・準用)する。
一般共通	③ 施工条件	現場説明書による。
一般共通	4. 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。
一般共通	5. 発生材の処理等	引渡しを要するもの有(機器類 金属類 ) ※54. 建設廃棄物の処理も確認すること
一般共通	アスベスト含有設備機材(ガスケット、パッキン、たわみ継手等)は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。	
一般共通	撤去機材等(アスベスト類を含む)の搬出・処分費	※本工事 別途工事 フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費 ※本工事 別途工事

一般共通事項	⑥ 環境への配慮	1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保溫材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びビスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放出量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は可塑性(タル酸ジエチル及びタル酸ジエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。	下記の部分を除き、原則として塗装(標準仕様書第2編3.2による)を行う。 垂鉛めっきされたもので、常時隠べいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内及び電気室内の垂鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠べいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム・亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。(ただし、防食塗装部分を除く) 塗装を施さない部分・箇所 ※倉庫 車庫 駐車場 ただし、残りネジ部及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。	一 般 共 通 事 項	⑩ 塗装	47. 工事中情報共有システム	(1) 本事業は、受注者間の情報を電子的に交換、共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2) 本事業で使用する情報共有システムは次回実施すること。 広島県工事中情報共有システム <a href="https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html">https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html</a>	
一般共通事項	⑦ 機材の品質等	1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 別表一に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥までの事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を記載した場合は、証明となる資料等の提出を拒否する場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。	31. 足場	48. 工事実績情報の登録	49. 施工計画書	(1) 本事業は、受注者間の情報を電子的に交換、共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2) 本事業で使用する情報共有システムは次回実施すること。 広島県工事中情報共有システム <a href="https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html">https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html</a>		
一般共通事項	⑧ 機材の承諾図	機材設備工事機材承諾図式集(令和4年版)によるほか、監督職員の指示による。 機材類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。	50. 運行報告	51. 建設廃棄物の処理	52. 建設廃棄物の順序	53. 建設廃棄物の手続	(1) 本事業は、受注者間の情報を電子的に交換、共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2) 本事業で使用する情報共有システムは次回実施すること。 広島県工事中情報共有システム <a href="https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html">https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html</a>	
一般共通事項	⑨ 図形表示	機材類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。	54. 別契約の関係工事との協調	55. 調査への対応	56. 工事現場の表示	57. 交通誘導員	(1) 本事業は、受注者間の情報を電子的に交換、共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2) 本事業で使用する情報共有システムは次回実施すること。 広島県工事中情報共有システム <a href="https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html">https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html</a>	
一般共通事項	⑩ 容量等の表示	機材類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。	58. 説明板等	59. 工事中の補償	60. 工事後の補償	61. 完成引渡しまでの管理	62. 快適トイレモデル工事	(1)

空 氣 調 和 換 氣 設 備	<p>① 設計用温湿度条件</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">外 気 条 件</th><th colspan="5">室 内 (調整目標値)</th></tr> <tr><th>温 度 (D B)</th><th>湿 度</th><th>温 度 (D B)</th><th>湿 度</th><th>温 度 (D B)</th><th>湿 度</th></tr> <tr><td>夏季 3.4 - 9°C</td><td>51.0%</td><td>28.0°C</td><td>50.0%</td><td>28.0°C</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>冬季 -0.2°C</td><td>69.9%</td><td>19.0°C</td><td>40.0%</td><td>19.0°C</td><td>40.0%</td></tr> </table> <p>② 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>1) 冷水・温水・温湯水 2) 滲張・空気抜・補給水 3) 冷却水 4) 蒸気給気 5) 蒸気還水 6) 油・油用通気 7) 冷媒 8) 空調用給水 9) 空調用排水 10) 空調用排水 11) 空調用排水 12) 空調用排水 13) 空調用排水 14) 空調用排水 15) 空調用排水 16) 空調用排水 17) 空調用排水 18) 空調用排水 19) 空調用排水 20) 空調用排水 21) 空調用排水 22) 空調用排水 23) 空調用排水 24) 空調用排水 25) 空調用排水 26) 空調用排水 27) 空調用排水 28) 空調用排水 29) 空調用排水 30) 空調用排水 31) フィルターの予備品 32) 断熱材被覆钢管 33) ステンレス鋼管 (SUS 304) 34) 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)・結露防止層付硬質塩化ビニル管 35) 固面に特記なき場合の耐圧は、5Kとす 36) トランプの形式はフロートボール式 (床置型) ※FRP製保温型 37) 厚さ ※ 3.2mm 4.5mm 38) 取付ける 取付けない 39) 取付座を取付ける 40) 取付ける 取付けない 41) 伸縮手及び掃除口は図示による。 42) 投光器及び受光器は、送風器付きとする。 43) 標準型、低騒音型、超低騒音型の規定は、日本冷却塔工業会の騒音基準値による。 44) コイル通過後のケーシングに講じる表面結露対策は 45) 不要 図示による。 46) 風量 30,000m³/h を超える機器の許容騒音レベルは、図示による。 47) 冷水管の接続部 (往・還) にはボルト弁を取付ける。 48) ※ 流量調整弁 定流量弁 を取付ける。 49) (定流量弁の場合) ダイヤフラム式流量可変式 50) カートリッジオリフィス形 51) 床置形にはサブドレンパンを設ける、材質等はドレンパンに準ずる。 52) インバーター機の表示された能力は、型番で選定する。 53) 内外配線は、原則として冷媒管と共巻きとする。(エアコン含む) 54) パッケージ形空気調和機の記載による。 55) 集中管理リモコンの機能は、 56) 標準仕様書に記載されている機能 57) 外部信号を受け括停止機能 58) エネルギーの管理に関する機能 (外部記憶媒体への出力機能含) 59) リモコンの系統区分は図示による。 60) ロードユニットは (再生式 非再生式) とし、形式及び性能等は図示による。 61) 形式 ※ 漏流形 歯車形 62) 本体の材質 ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製 63) 鉄製はしご ※ 要 不要 64) 据付け方法は ※ 標準図 (施工 3.2) (二重殻タンク) 65) 標準図 (施工 3.3) (タンク室有り) 66) 保護被覆は ※ FRP エポキシ樹脂 アスファルト 67) 遠隔油量指示装置 (液面計は (抵抗変式 磁歪式) (屋内 屋外) より油量監視用) を取付ける。 68) 基礎杭は ※ 不要 69) 要 (但し杭は ※ 別途工事 本工事) 70) 土留め工事は ※ 不要 要 (本工事 別途工事) 71) 土留め工事は ※ 不要 要 (本工事 别途工事) 72) 油面計はゲージ式 (側圧式) とする。 73) 1) 低圧ダクト 高圧 1ダクト 高圧 2ダクト 74) 2) 長方形ダクトは コーナーボルト工法 (共板フランジ又はスライドオンフランジ) (ただし、長辺が 15.000mm を越えるものはアンダーフランジ工法とする) 75) 3) 防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後 15.000mm を 1.6mm 厚鋼板製とする。 76) 4) 廉用ダクトの板厚は「火災予防条例準則の運用について」による。 77) 1) シーリング型フューザーの接続は標準図 (施工 4.9) を参考とする。 78) 2) 接続するダクトの施工が困難な場合はフレキシブルダクトを使用してもよい。 79) 3) 線状吹出口には、長さ + 100 × 300 × 300H の接続チャンバーを設ける。 80) 4) 外壁に面するガラリにチャンバー等を設ける場合は、雨水等を自然に排出できるよう勾配をつける。 81) ※ 製鉄板製 グラスウール製 82) グリースエクストラクター グリスフィルター 83) 標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。 84) 空調機のサブリミングバーや分岐ダクト 外気取り入れダクト 85) 標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。 86) 空気調和・全熱交換器通りの送気ダクト、外気ダクト及び給気ダクト 87) 機器付属以外の温度計は ※ バイメタル式温度計 88) ガード付き L 形温度計 89) 標準図によるほか図示した箇所に取付ける。 90) (1) 防火ダスターは表示等により区分する。 91) (2) 防煙ダスター 遠隔復帰式 (定格入力は DC 24V, 0.7A 以下) メカニカル形 風速センサー形 92) 定風量・変風量ユニット 93) 水栓等のエア抜き 94) 1) エア溜まりを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置にエア抜き弁装置 (手動 自動) を設ける。 95) 2) 自動エア抜き弁装置は、標準図 (施工 3.8 (g)) による。 96) 3) 機械室の手動エア抜き配管で、特記のない場合の保温範囲は原則として分岐部より 2m とする。</p>	外 気 条 件		室 内 (調整目標値)					温 度 (D B)	湿 度	温 度 (D B)	湿 度	温 度 (D B)	湿 度	夏季 3.4 - 9°C	51.0%	28.0°C	50.0%	28.0°C	50.0%	冬季 -0.2°C	69.9%	19.0°C	40.0%	19.0°C	40.0%	<p>空 氣 調 和 換 氣 設 備</p> <p>⑧ 消音内貼り</p> <p>1) 空調用の吹出口接続チャンバー及び図示したダクト並びにチャンバー類とする。 2) 内貼りチヤンバー類の寸法は、外法寸法とする。 3) 吹出口接続チャンバー以外の内貼りしたチャンバーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、原則として 400 × 600 とする。防振基礎の防振材及び振動絶縁効率は、標準仕様書および標準図によるほか、図示による。</p> <p>29. 機器用基礎</p> <p>30. 空調用流体の水質基準</p> <p>31. フィルターの予備品</p> <p>※ 垂鉄板製 鋼板製 (厚 1.6mm) ※ パネル形 (天井取付 壁取付) ※ リット形 (天井取付 壁取付) ※ ダンパー形 (天井内取付)</p> <p>1. ダクト 2. 排煙口</p> <p>3. 排煙口開放及び復帰方式</p> <p>4. 排煙風量測定</p> <p>自 1. システム構成・機能 2. 自動制御機器 3. 自動制御盤 4. 中央監視制御装置 5. 計算工事の配線</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. 小便器用節水装置</p> <p>3. 自動水栓</p> <p>4. 大便器用洗净弁</p> <p>5. 温水洗净便座</p> <p>6. 器具と排水管接続</p> <p>7. 水栓</p> <p>1. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2. 連结送水管</p> <p>3. 消火栓弁の耐圧</p> <p>4. 屋内消火栓</p> <p>5. 屋外消火栓</p> <p>ガ 1. 都市ガス設備 2. 配管材料 3. 自動水栓</p> <p>4. 大便器用洗净弁</p> <p>5. 温水洗净便座</p> <p>6. 器具と排水管接続</p> <p>7. 水栓</p> <p>1. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2. 土間配管</p> <p>3. 地中配管用</p> <p>4. 充てん容器</p> <p>5. バルク貯槽</p> <p>6. ガスマーター</p> <p>7. 容器通りの配管</p> <p>8. 容器転倒防止</p> <p>1. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2. 土間配管</p> <p>3. 地中配管用</p> <p>4. ステンレス鋼管</p> <p>5. 量水器</p> <p>6. 量水器樹</p> <p>7. 定水位調整弁</p> <p>8. 緊急遮断弁</p> <p>9. 水栓柱</p> <p>10. 不凍水栓柱</p> <p>11. 水栓</p> <p>12. タンク</p> <p>13. 引込納付金等</p> <p>14. ポックスのコンクリート巻き</p> <p>1. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2. 土間配管</p> <p>3. 地中配管用</p> <p>4. 通気管</p> <p>排 水 設 備</p> <p>⑨ 水栓</p> <p>1. 排水水物 2. 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ</p> <p>3. 接続納付金等</p> <p>4. 樹のコンクリート巻き</p> <p>4) 屋外排水管</p> <p>・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VU) ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (車道部)</p> <p>記号 COAD は掃除口を兼用する排水水物を示す。水中形三相誘導電動機は、(※乾式 油封式)とする。電動機の極数は図示による。脱着装置、ストレーナー及び水中ケーブルの長さは図示による。 ※ 別途工事 本工事</p> <p>小口径樹等はコンクリート巻き上げとする。(但し舗装等の仕上げ部分は除く。)(施工の際は鉄筋又は金網で補強を入れること。)</p> <p>⑩ 水栓</p> <p>1. 保温付被覆钢管 鋼管 (SUS 304) ・ 耐熱性ライニング钢管 架橋樹脂管</p> <p>2) 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。固面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。ただし、公営水道に直結する部分及び特記部分は、10Kとする。湯沸器の給湯管の隠れ配管は保温 h.(イ)・IX を行う。</p> <p>⑪ 保溫</p> <p>1. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2. 連结送水管</p> <p>3. 一般配管用</p> <p>4. 消火栓弁の耐圧</p> <p>5. 一般配管用</p> <p>6. 10K 16K</p> <p>1) 水タンクの保温 ※ 施工しない 施工する 2) 充水タンクの保温 ※ 施工しない 施工する 3) 消火配管の保温は次による。 (屋外露出地は保温種別 e.2-(イ)・VII による) ・ 屋内消火栓 ※ 施工しない 施工する ・ スプリンクラー ※ 施工しない 施工する ・ 連結送水 ※ 施工しない 施工する ・ 連結散水 ※ 施工しない 施工する</p> <p>※ 広範囲型 2号消火栓 2号消火栓 易操作 1号消火栓 1号消火栓</p> <p>開閉弁の材質は 鋼鉄製 (要部青銅製) ステンレス鋳物製 箱の材質は ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製</p> <p>ガス事業者の規定する供給約款等の定めによる。 1) 都市ガス ガス事業者の定めによる。 2) 液化石油ガス 一般配管用 配管用炭素鋼钢管 (白管) 地中埋設用 ポリエチレン被覆钢管</p> <p>※ 不要 要 (取付け位置は図示による。外部出力端子 不要 要) 警報器から制御盤、遮断弁までの電線管は別途工事とする。 借用 買取り 構型 最大充てん量 kg 借用 買取り 1) 親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。 2) 子メーター計量方式 (直読 遠隔表示) 施工標準図 (施工 7.3) の (a) (b) (c) 施工方法は標準図 (施工 7.4) の (a) (b)</p> <p>1. 水道用硬質塩化ビニル管 (SGP-VB・FVB) 2) 土道用硬質塩化ビニル管 (HIVP) 架橋樹脂管 (SGP-VD・FVD) 3) 地中配管用 地道用硬質塩化ビニル管 (HIVP) 架橋樹脂管 (HIVP) 水道配管用リヨン管 4) ステンレス鋼管を使用する場合は下記の水質の確認を行う。 電気伝導率 Mアルカリ度 カルシウムイオン、マグネシウムイオン、全硬度、重炭酸イオン、遊離炭酸、塩素イオン、硫酸イオン、シリカ、蒸発残留物 1) 公営水道に直結する配管に使用するものの耐圧は、10Kとする。 2) 受水タンク以降の配管に使用するものの耐圧は、5Kとする。 3) 給水引込部の (止水栓・弁) は水道事業者指定品とする。 1) 親メーター ※ 借用 (取引) 直読 遠隔表示 2) 子メーター ※ 借用 (取引) 直読 遠隔表示 現地表示式 (直読式) の表示機器は ※ 湿式70式 乾式電文式 発信器を備える。 1) 親メーター用 水道事業者指定品 標準図 (機材 5.7) 2) 子メーター用 標準図 (機材 5.7) 水道事業者指定品 標準仕様書による 路水道事業者指定品 定流量弁を定水位調整弁の手前に設置する。 遮断弁の驱动方式は (電気式 機械式) とする。 ※ 合成樹脂製 ステンレス製 寸法 ※ 約 70mm 角全長 1300mm 図示による 1) 屋内の水栓は キー式ハンドル 2) 台所流し用の水栓</p>
外 気 条 件		室 内 (調整目標値)																									
温 度 (D B)	湿 度	温 度 (D B)	湿 度	温 度 (D B)	湿 度																						
夏季 3.4 - 9°C	51.0%	28.0°C	50.0%	28.0°C	50.0%																						
冬季 -0.2°C	69.9%	19.0°C	40.0%	19.0°C	40.0%																						

## 凡 例

記 号	名 称	管 種	備 考
— — —	給水管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP(JIS K 6742)
— → —	汚水管	硬質ポリ塩化ビニル管	VP(JIS K 6741)
— — —	雑排水管	硬質ポリ塩化ビニル管	VP(JIS K 6741)
— — — —	通気管	硬質ポリ塩化ビニル管	VP(JIS K 6741)
— —   — —	給湯管	銅管 硬質(M)	CU(JIS H 3300)
— — G — —	液化石油ガス管(露出部)	配管用炭素鋼管(白)	SGP(白)(JIS G 3452)
— — G L — —	液化石油ガス管(地中埋設部)	ポリエチレン被覆銅管	PL(JIS G 3469)
— — X — —	弁類		JIS 10K 青銅製 形、サイズは図示による
— — R — —	冷媒管	断熱材被覆銅管	JGDA 0009 空調屋内外機間電源線(マー標準品)、操作線は冷媒管に共巻きとする。
— — D — —	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管	VP(JIS K 6741)
— — — —			
— — O A — —	換気風道(外気)	スパイラルダクト	亜鉛板製
— — E A — —	換気風道(排気)	スパイラルダクト	亜鉛板製
— —    — —	接続替表示		既設管と新設管の接続
— — X X X — —	放棄表示		不要な配管の残置。
— — — — —	既設配管		

## 特 記 事 項

1. 給水方式は直結直圧方式である。
2. 下水排除方式は下水本管直結方式である。
3. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は破損した場合は、既成にならない補修すること。
4. 新設給水管およびガス管の土被りは、特記無き限り300mm以上とし、車両通行部は600mm以上とする。
5. 吊金具は、ステンレス製(SUS304)とする。(吊ボルト共)
6. 埋設給水管の建物導入部は変位吸収配管施工すること。
7. 排水の配管勾配及び管底は、再度敷地レベル等を十分調査の上決定し、施工すること。
8. ガス設備は液化石油ガスである。

## 衛生機器表

記 号	名 称	仕 様	電 源			起動方式	台 数	設置場所	備 考
			φ	V	kW				
WHG-1	ガス給湯器	形 式：屋外壁掛形 給湯専用 仕 様：20号 付属品：浴室リモコン、台所リモコン、コード(20mx2本)、配管カバー 凍結予防ヒーター	1	100	48W	消費電力(参考)	1	1階 屋外	
					37.5	ヒータ(参考)			

## 衛生器具表

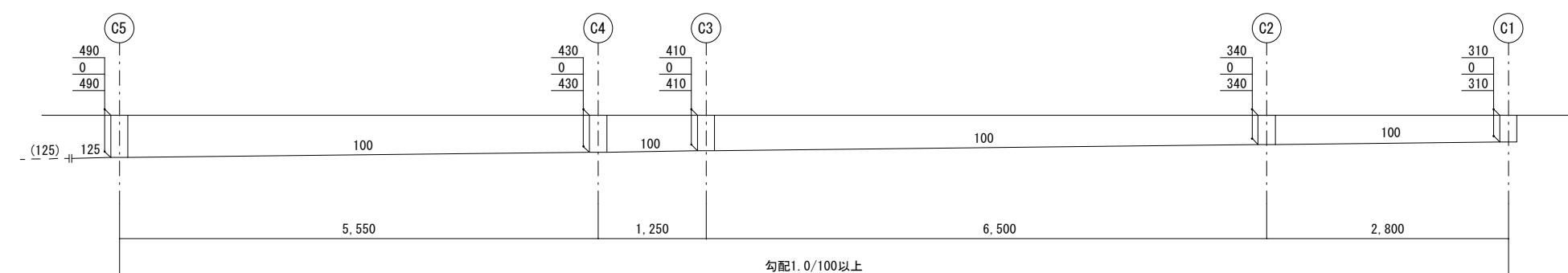
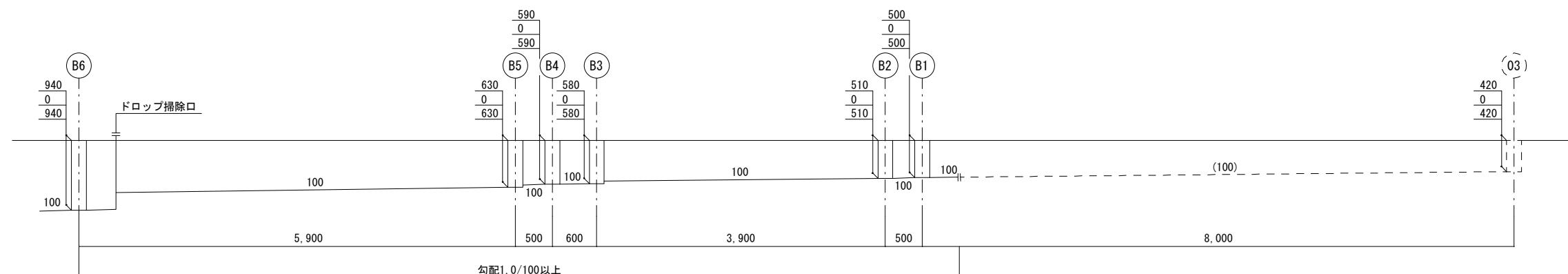
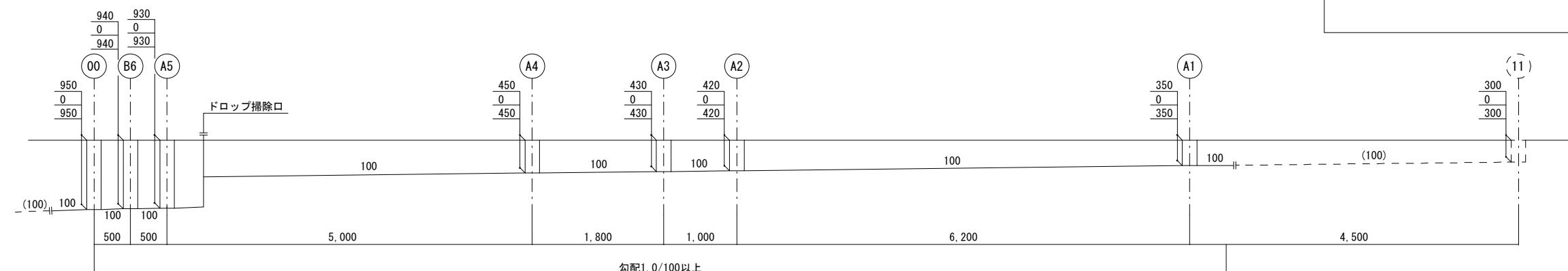
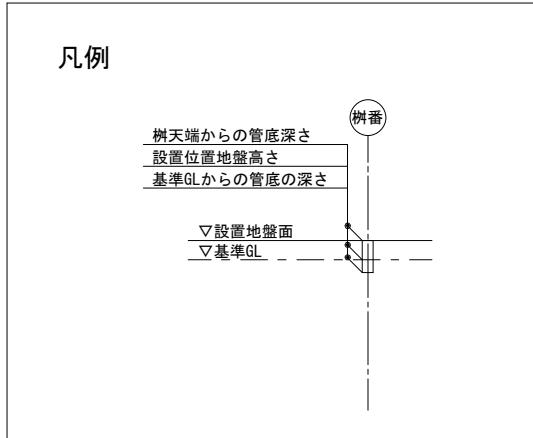
器具名	型番	付属品・摘要	1階		2階		露 天	印 記	
			ホール	キッチン	トイレ	トイレ			
洋風大便器	CFS498B, TCF5564AD	BC-P110S, DQ-PA150CH CW-PA21LQE-NE-R1, CF-020-SET	手動フラッシュタンク式、床給水 床排水 (参考消費電力) AC100V-311W 洗净便座(貯湯式)、便器洗净リモコン含む			1	1		2
紙巻器	YH702	CF-63HST	ステンレス製 楠付二連			1	1		2
壁掛手洗器	LSH90AAP	AWL-33(P)	丸形 立水栓 壁給水 壁排水			1	1		2
壁掛手洗器	LSH90BAPT	AWL-33(B), KF-90	丸形 立水栓 壁給水 壁排水 タオル掛け付	1			1		2
ミニドルゴ			手洗用 トラップ取付	1	1	1			3
タオルリング	YT408R	FKF-AD70C	ステンレス製		1	1			2
洗濯機パン	PWP740N2W, PJ2008NW	PF-7464AC, TP-52	740タイプ 横引トラップ				1		1
洗濯機用水栓	TW11RF	LF-WJ50KQA-U	緊急止水機能付き 寒冷地仕様				1		1
化粧鏡	YMK11K3	KF-D3083AS	200x800			1	1		2
化粧棚	YMKS11K3	KF-88	アルミ製		1	1	1		3
化粧鏡	YM4560A	KF-4560	450x600			1			1
マルチシンク	SK507, TKS05314J T9R, T8C, TK40P	S-21S, SF-WM437SY, SF-10E SF-21PAM, LF-6L	壁掛シングル混合水栓(一般地・寒冷地共用) 壁排水				1		1
ユニットシャワー			【建築工事】シャワー水栓 排水トラップ共				[1]		[1]
キッチン			【建築工事】混合水栓、排水トラップ共		[1]				[1]
散水栓	TK28KUNH13	LF-33G-13-CV	キー式 13A カップリング付 散水栓ボックスB-3共					1	1
凍結防止ヒーター(H1)			自己温度制御凍結防止帯 電熱部1m (参考消費電力) AC100V-14W					2	2
ガス漏れ警報器			液化石油ガス用	AC100V	1				1

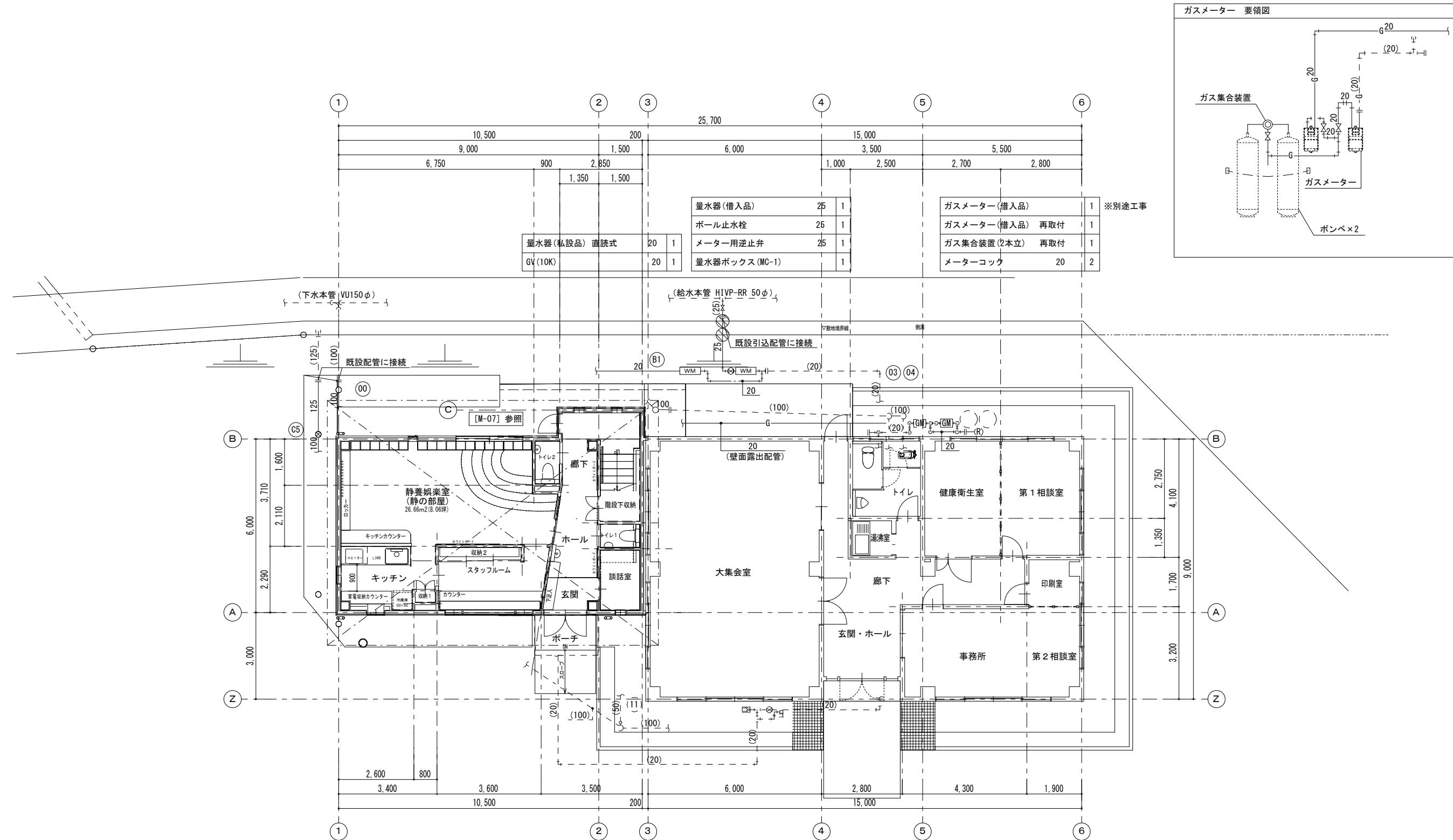
污水樹表

記号	名 称	呼 称	GL±0より管底深さ	設置位置 GL	樹天端からの管底深さ	樹 蓋	備 考
(1)	既設汚水樹			300H	0H	300H	樹脂製蓋
A1	汚水小口径樹	ST 100-150φ	350H	0H	350H	樹脂製蓋	
A2	汚水小口径樹	90L 100-150φ	420H	0H	420H	樹脂製蓋	
A3	汚水小口径樹	ST 100-150φ	430H	0H	430H	樹脂製蓋	
A4	汚水小口径樹	90Y 100-150φ	450H	0H	450H	樹脂製蓋	
A5	汚水小口径樹	90L 100-200φ	930H	0H	930H	樹脂製蓋	
(3)	既設汚水樹			420H	0H	420H	樹脂製蓋
B1	汚水小口径樹	45L 100-150φ	500H	0H	500H	樹脂製蓋	
B2	汚水小口径樹	45L 100-150φ	510H	0H	510H	樹脂製蓋	
B3	汚水小口径樹	45YS 100-150φ	580H	0H	580H	樹脂製蓋	3cm段差付
B4	汚水小口径樹	45Y 100-150φ	590H	0H	590H	樹脂製蓋	
B5	汚水小口径樹	45YS 100-150φ	630H	0H	630H	樹脂製蓋	3cm段差付
B6	汚水小口径樹	90Y 100-200φ	940H	0H	940H	樹脂製蓋	
(0)	公共樹	ST 100-200φ	950H	0H	950H	樹脂製蓋	

記号	名 称	呼 称	GL±0より管底深さ	設置位置 GL	樹天端からの管底深さ	樹 蓋	備 考
C1	雨水樹	90L 100-150φ	310H	0H	310H	樹脂製蓋	
C2	雨水樹	ST 100-150φ	340H	0H	340H	樹脂製蓋	
C3	雨水樹	45Y 100-150φ	410H	0H	410H	樹脂製蓋	
C4	雨水樹	45L 100-150φ	430H	0H	430H	樹脂製蓋	
C5	雨水樹	90Y 125-150φ	490H	0H	490H	樹脂製蓋	

※既設配管等を充分測定、調査の上、施工のこと。





衛生設備 1階平面図(改修後) 1:100



## 北広島町子ども第三の居場所開設工事

設計年月：2025年 12月

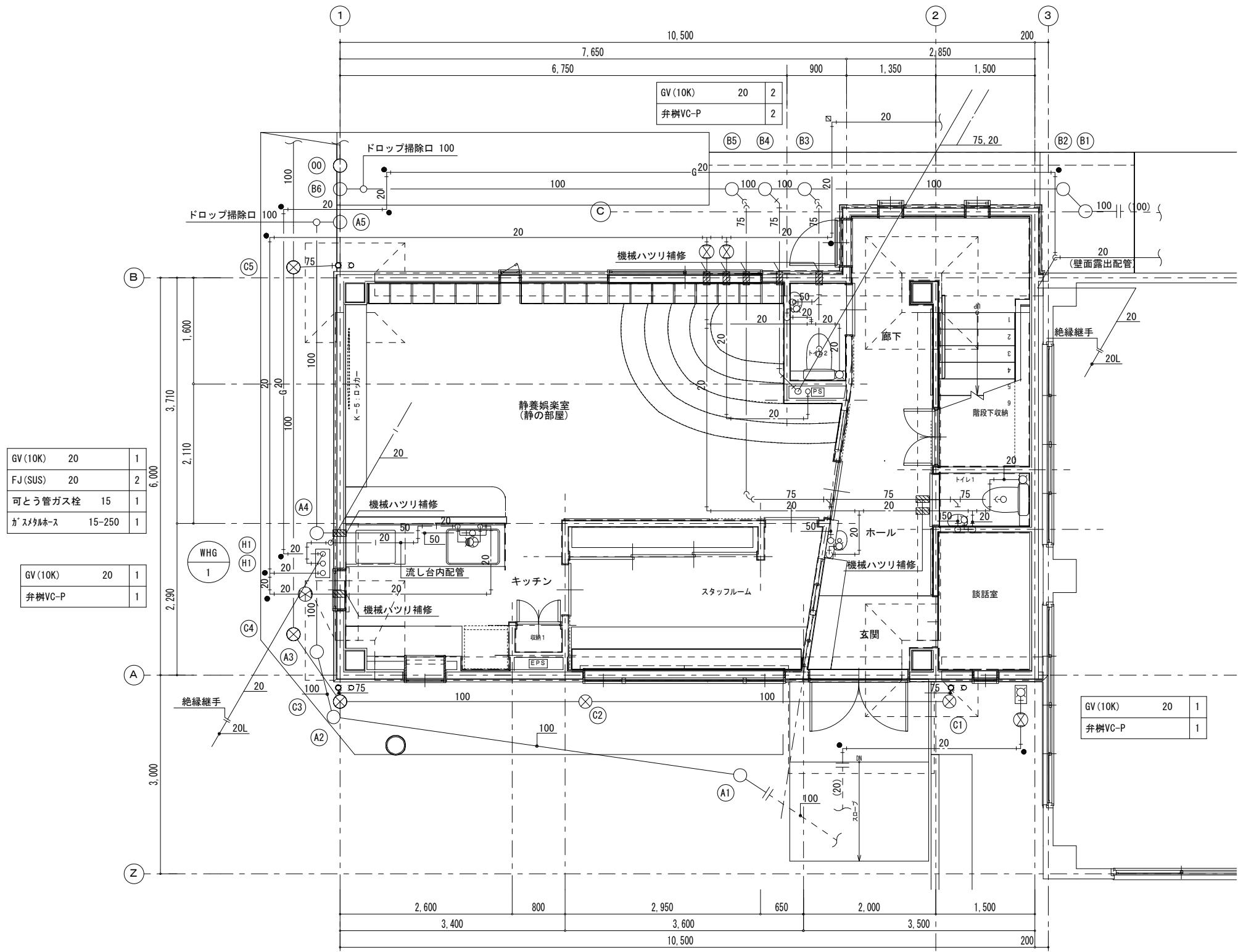


A K 建築設計事務所  
工良相知事登録第 22(1)52545

広島県山県郡北広島町春木 1519-1  
号 設計者 管理建築士 小泉 満 一級建築士 第321667号

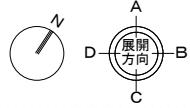
## 衛生設備 1階平面図(改修後)

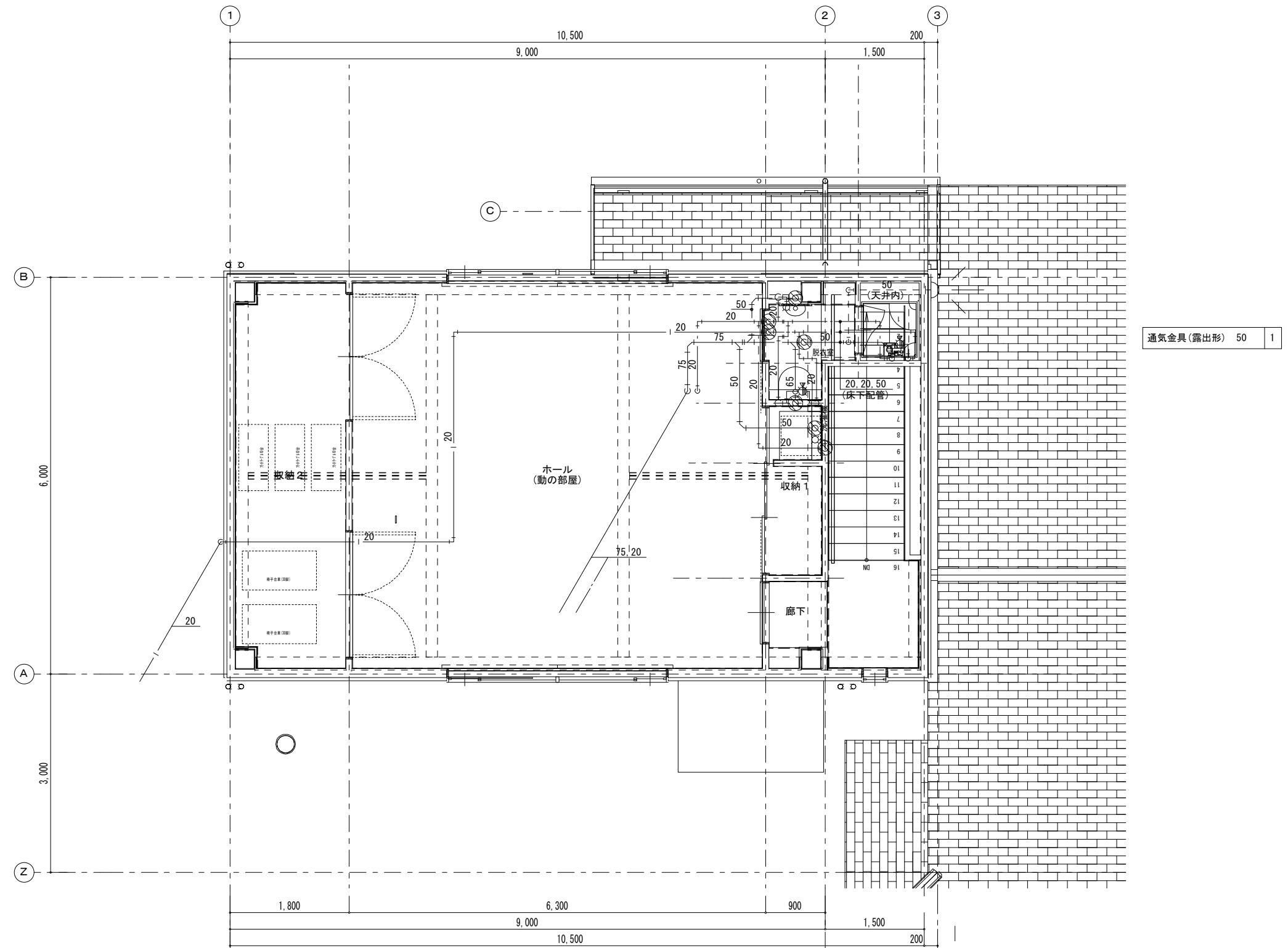
M-05



衛生設備 1階平面詳細図(改修後) 1:50

[特記事項]	
●	: 埋設表示(鉄製・舗装部)
□	: 埋設表示(コンクリート製・非舗装部)

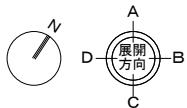




衛生設備 2階平面詳細図(改修後) 1:50

[特記事項]

: 機械ハツリ補修を示す。



## 特記事項

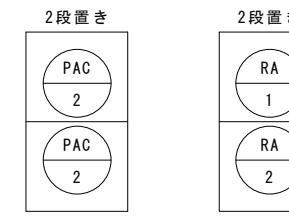
1. パッケージ形空気調和機及びルームエアコンは、製造者の標準仕様とする。
2. パッケージ形空気調和機の能力表示はJIS条件による。(JIS B 8616)
3. ルームエアコンの能力表示はJIS条件による。(JIS C 9612)
4. 使用する冷媒はオゾン層破壊係数0のものとする。
5. 使用する機器はグリーン購入法適合品とする。
6. 電源線、操作線は製造者の標準品(エコケーブル仕様)とし、屋外露出部は保温外装材内に配線する。
7. 屋内機は支持部と機器固定部間に振れ止めを4面に設ける。ただし、支持部と機器固定部間が250mm以下の場合を除く。
8. 採用する機器によりドレンアップ後の口径が本図と異なる場合は、受注者の責任において、製造者標準口径にて施工を行うものとする。

## 空調機器表

記号	名称	仕様	電源	設置場所	数量	備考
PAC 1	電気式空冷パッケージ形空気調和機	型式：シングル形 天井埋込カセット形4方向 インバーター制御 冷房能力：定格 7.1kW (参考冷房消費電力) 暖房能力：定格 8.0kW (参考暖房消費電力) 圧縮機(参考)：1.60kW 送風機(参考)：(屋内)0.050kW (屋外)0.060kW 付属品：防振ゴム、転倒防止金物、ワイヤードリモコン、樹脂製ブロッカ	1φ×200V	屋外機：屋外 屋内機	1	
PAC 2	電気式空冷パッケージ形空気調和機	型式：シングル形 天井埋込カセット形4方向 インバーター制御 冷房能力：定格 4.5kW (参考冷房消費電力) 暖房能力：定格 5.0kW (参考暖房消費電力) 圧縮機(参考)：1.00kW 送風機(参考)：(屋内)0.050kW (屋外)0.040kW 付属品：防振ゴム、転倒防止金物、ワイヤードリモコン(1個/2台) 二段置き架台(1基/2台)、樹脂製ブロッカ	1φ×200V	屋外機：屋外 屋内機	2	
RA 1	ルームエアコン	型式：壁掛暖房強化形 コンパクトモデル 冷房能力：定格 2.5kW (参考冷房消費電力) 暖房能力：定格 3.2kW (参考暖房消費電力) 送風機(参考)：(屋内)0.028kW (屋外)0.050kW 付属品：ワイヤレスリモコン、転倒防止金物、二段置き架台(1基/2台) 樹脂製ブロッカ	1φ×100V	屋外機：屋外 屋内機	1	
RA 2	ルームエアコン	型式：壁掛暖房強化形 コンパクトモデル 冷房能力：定格 2.2kW (参考冷房消費電力) 暖房能力：定格 2.8kW (参考暖房消費電力) 送風機(参考)：(屋内)0.028kW (屋外)0.050kW 付属品：ワイヤレスリモコン、転倒防止金物	1φ×100V	屋外機：屋外 屋内機	1	

冷媒配管リスト

記号	配管サイズ(参考)
(A)	6.4φ 9.5φ
(B)	6.4φ 12.7φ
(C)	9.5φ 15.9φ



10,500

7,650

6,750

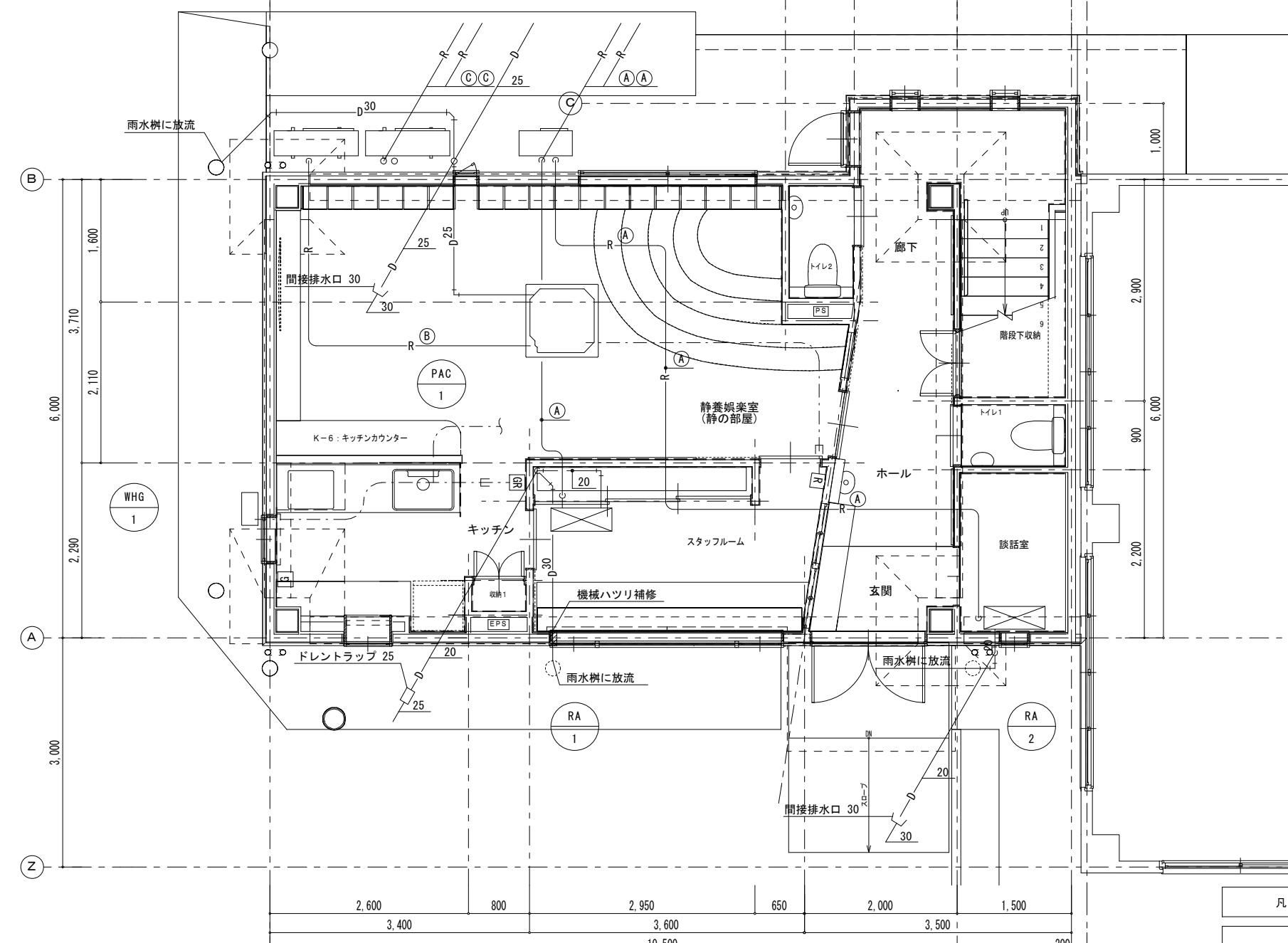
900

1,350

2,850

200

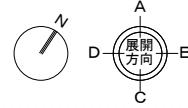
1,500



空調設備 1階平面図(改修後) 1:50

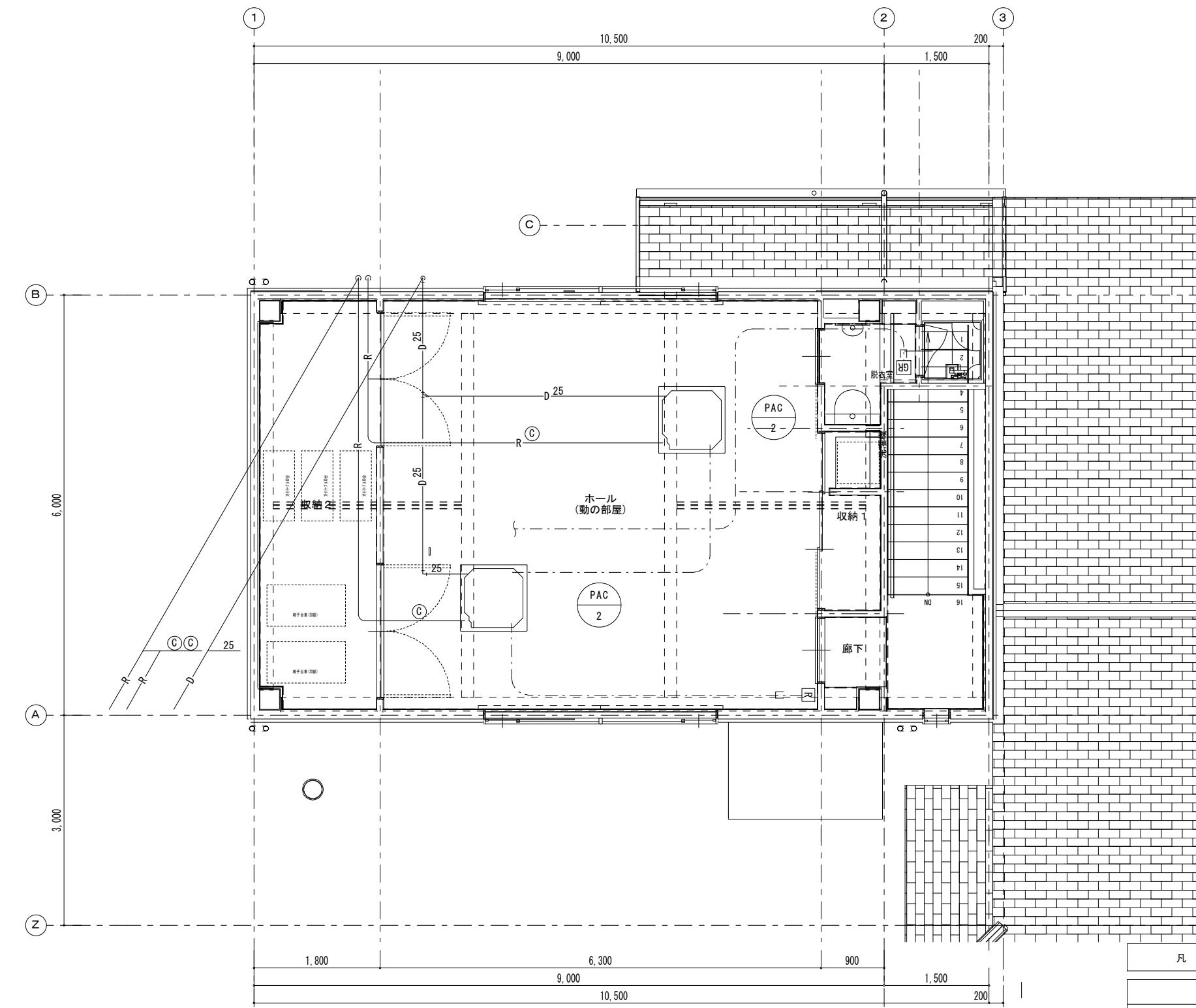
凡 例

記 号	名 称	配線種別
—	壁内電線管	別途電気設備工事
---	リモコン線	天井内配線
R	空調リモコン	エアコンメーカー標準品
GR	給湯リモコン	給湯器メーカー標準品
G	ガス漏れ警報器	

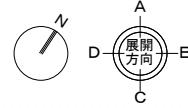


冷媒配管リスト

記号	配管サイズ(参考)
(A)	6.4φ 9.5φ
(B)	6.4φ 12.7φ
(C)	9.5φ 15.9φ



記号	名称	配線種別
—	壁内電線管	別途電気設備工事
— - - - -	リモコン線	天井内配線
R	空調リモコン	エアコンメーカー標準品
GR	給湯リモコン	給湯器メーカー標準品
G	ガス漏れ警報器	



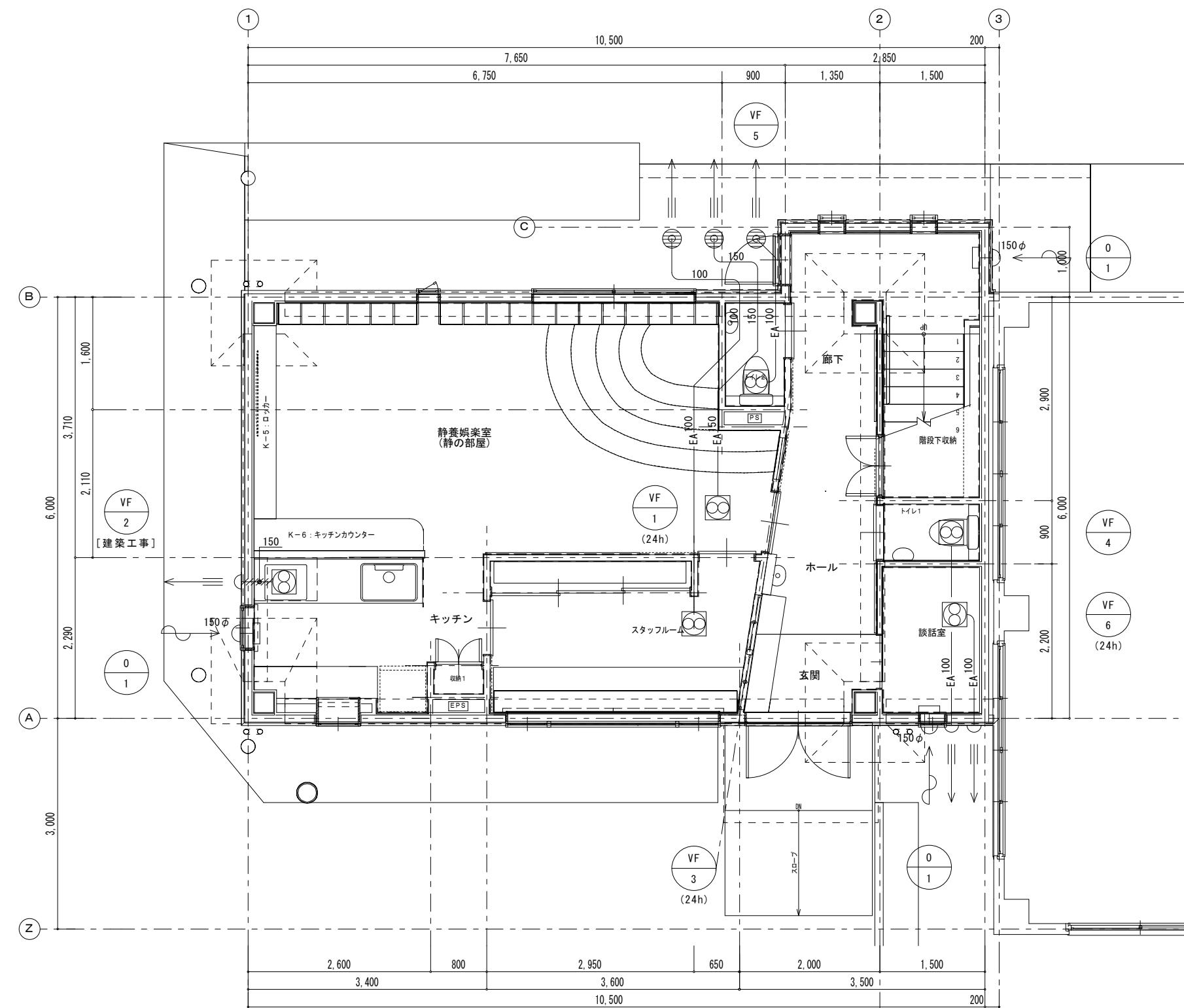
## 換気機器表

記号	名称	仕様	電源	設置場所	数量	備考
VF 1 (24h)	天井埋込形換気扇 (24時間換気機能付)	型式：低騒音形 インテリバーナル	1φ × 100V	1階 静養娯楽室	1	
		風量：300 m³/h × 30Pa (参考消費電力)	49W			
		風量(24h)：30 m³/h × 30Pa				
		付属品：天吊金具、コントロールスイッチ(強弱切)				
		※スイッチは電気設備に支給・取付とする。				
VF 2	レンジフード	[建築工事]		1階 キッチン	1	
		※ダクト接続及びフード新設は本工事				
VF 3 (24h)	天井埋込形換気扇 (24時間換気機能付)	型式：低騒音形 インテリバーナル	1φ × 100V	1階 スタッフルーム	1	
		風量：60 m³/h × 30Pa (参考消費電力)	9.3W			
		風量(24h)：10 m³/h × 30Pa				
		付属品：天吊金具、コントロールスイッチ(強弱切)				
		※スイッチは電気設備に支給・取付とする。				
VF 4	天井埋込形換気扇	型式：低騒音形	1φ × 100V	1階 トイレ1	1	
		風量：40 m³/h × 30Pa (参考消費電力)	9.3W			
		付属品：天吊金具				
VF 5	天井埋込形換気扇	型式：低騒音形	1φ × 100V	1階 トイレ2	1	
		風量：40 m³/h × 30Pa (参考消費電力)	9.3W			
		付属品：天吊金具				
VF 6 (24h)	天井埋込形換気扇 (24時間換気機能付)	型式：低騒音形 インテリバーナル	1φ × 100V	1階 談話室	1	
		風量：60 m³/h × 30Pa (参考消費電力)	9.3W			
		風量(24h)：10 m³/h × 30Pa				
		付属品：天吊金具、コントロールスイッチ(強弱切)				
VF 7	天井埋込形換気扇	型式：低騒音形	1φ × 100V	2階 収納2	1	
		風量：140 m³/h × 30Pa (参考消費電力)	15.5W			
		付属品：天吊金具				

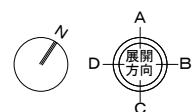
記号	名称	仕様	電源	設置場所	数量	備考
VF 8	天井埋込形換気扇	型式：低騒音形	1φ × 100V	2階 ホール	1	
		風量：300 m³/h × 30Pa (参考消費電力)	49W			
		付属品：天吊金具				
VF 9 (24h)	天井埋込形換気扇 (24時間連続運転)	型式：2部屋換気用 低騒音形	1φ × 100V	2階 脱衣室	1	
		風量：40 m³/h × 20Pa (参考消費電力)	23W	2階 洗濯機室		
		付属品：天吊金具、副吸込グリル				
		コントロールスイッチ(24時間換気用)				
		※スイッチは電気設備に支給・取付とする。				
VF 10	換気扇	[建築工事] シャワー付属品		2階 シャワー室	1	
		※ダクト接続及びフード新設は本工事				
0 1	自然給気ユニット	型式：壁据付 手動式シャッター付		1階 キッチン	4	
		付属品：フィルター		1階 談話室		
		ダクト径：150φ		1階 廊下		
				2階 収納2		
名稱	仕様	1階	2階	数量	備考	
丸形防風板付ペンドキャップ (覆い付)	ステンレス製 網目3メッシュ・指定色焼付塗装	100φ	2	3	5	SMU100RMS
	"	150φ	4	3	7	SMU150RMS
						(参考型番)
						(西邦工業株式会社)
軒裏フード (覆い付)	ステンレス製 網目3メッシュ・指定色焼付塗装	100φ	2		2	AT-100NBNS
	"	150φ	1		1	AT-150NBNS
						(参考型番)
						(株式会社メルコエアテック)

注記

・火気使用機器の排気を行うダクトはRW50t巻とする。(図中: //////////////)

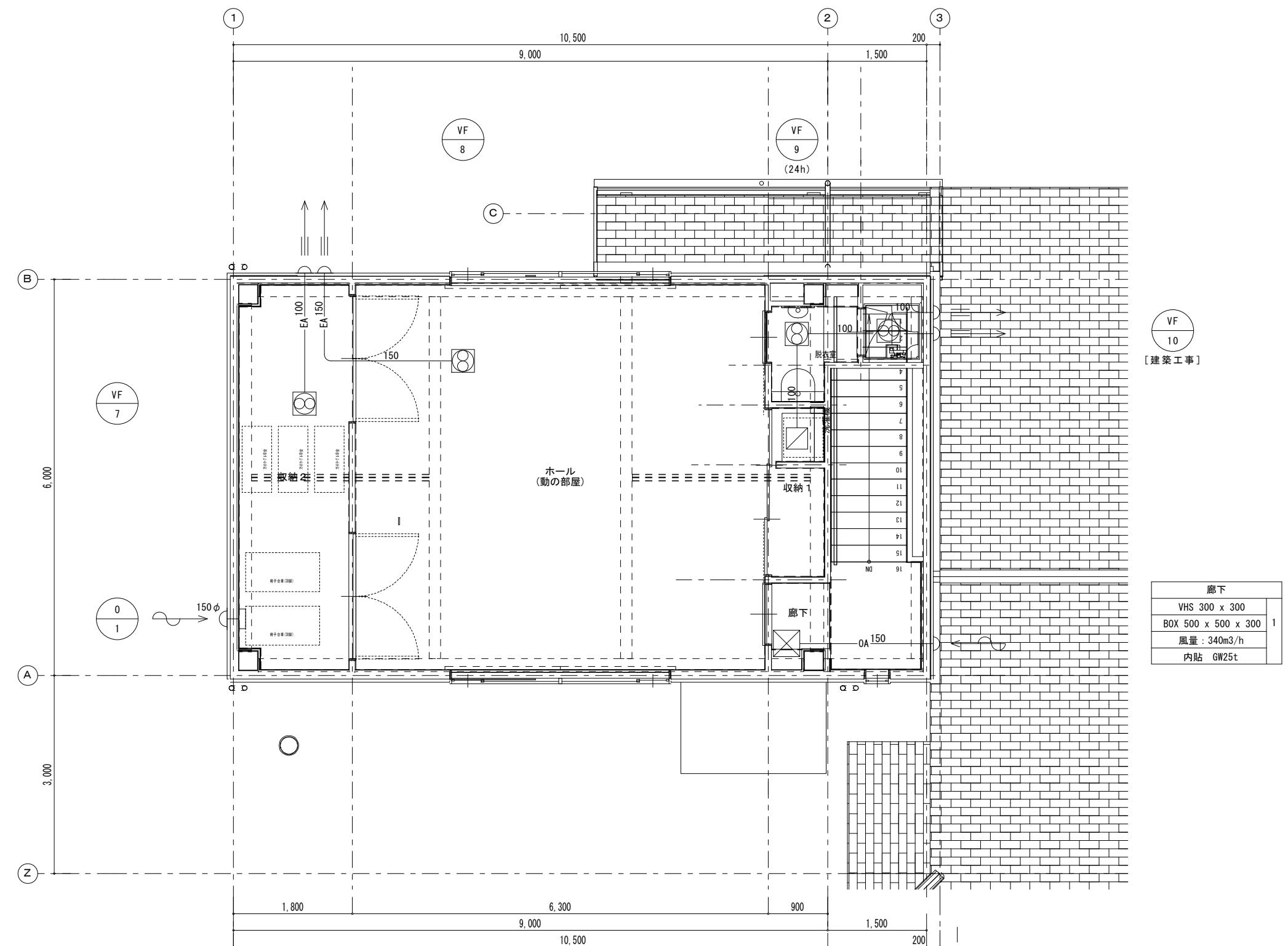


換気設備 1階平面図(改修後) 1:50

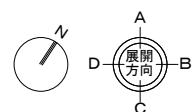


## 注記

・外気取入れダクト(OA)は保温(GW25t)する。



換気設備 2階平面図(改修後) 1:50



凡例(既設)

既設空調機器表

記号	名称	仕様	電源	設置場所	数量	備考
RA 1 (撤去)	ルームエアコン	型式 : 冷暖兼用セパレート形 壁掛形	1φ × 100V	屋内機	1	
		冷房能力 : 定格 2.8kW		1階 静養娯楽室		
		暖房能力 : 定格 4.0kW		屋外機 : 屋外		
		冷媒種類 : R22(充填量0.7kg)				
		型番 : RA-2820PV (長府製作所)				
		重量 : (屋内機) 7.6kg (屋外機) 32.0kg				
AC 1 (撤去)	電気式空冷パッケージ形 空気調和機	型式 : ツイン形 天井埋込カセット形	3φ × 200V	屋内機	1	
		冷房能力 : 定格 11,200kcal		2階 会議室		
		暖房能力 : 定格 13,260kcal		屋外機 : 屋外		
		冷媒種類 : R22(充填量3.6kg)				
		型番 : AIU-663H x2/ROA-1252HT (東芝)				
		重量 : (屋内機) 29kg (屋外機) 112kg				

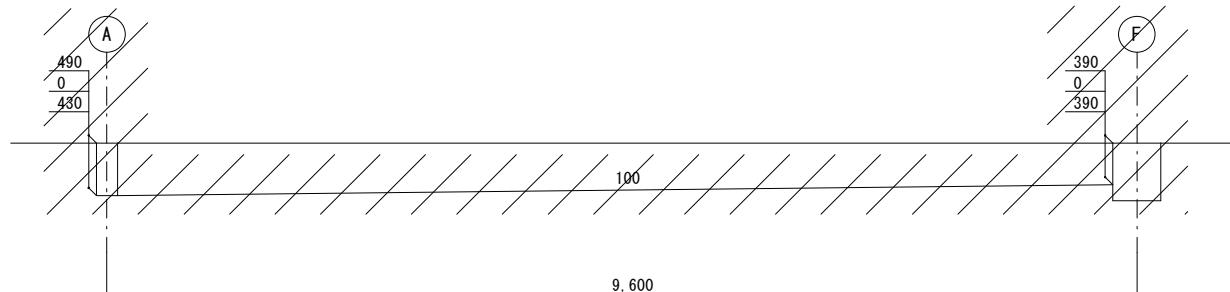
※撤去を行う機器の冷媒ガスは回収し、適切に処理すること。

既設換氣機器表

記号	名称	仕様	電源	設置場所	数量	備考
F 1 (撤去)	換気扇	型式：格子タイプ	1φ × 100V	1階 静養娯楽室	1	
		羽根径：300φ				
		付属品：ウェザーカバー共				
F 2 (撤去)	レンジフード	型式：スタンダード形 電気式シャッター	1φ × 100V	1階 生活改善室	1	
F 3 (撤去)	換気扇	型式：格子タイプ	1φ × 100V	2階 会議室	2	
		羽根径：300φ				
		付属品：ウェザーカバー共				
OA 1 (撤去)	給気グリル	型式：壁付形		1階 生活改善室	1	
		ダクト径：150φ				
KS 1 (撤去)	サイクル扇	型式：天井取付形 40cm	1φ × 100V	1階 静養娯楽室	4	
		付属品：速度調節器、ガード(丸鋼)		1階 生活改善室		
		※本体撤去のみ機械設備とし、その他は電気設備工事とする。		2階 会議室		

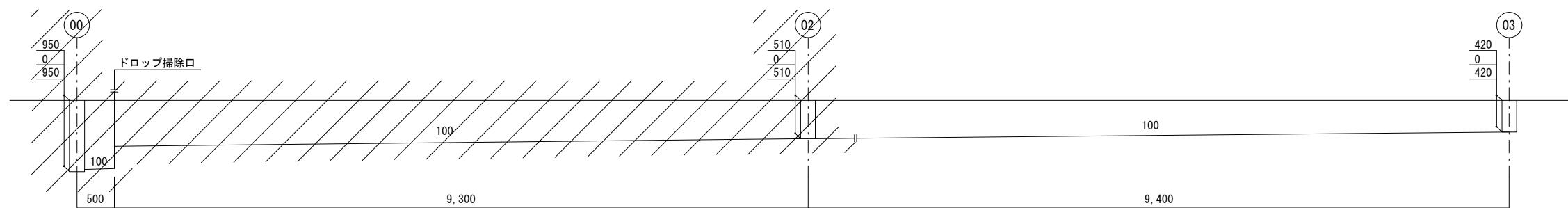
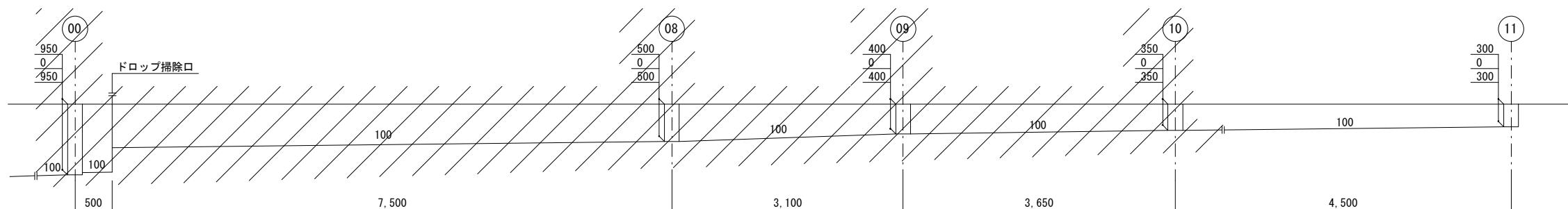
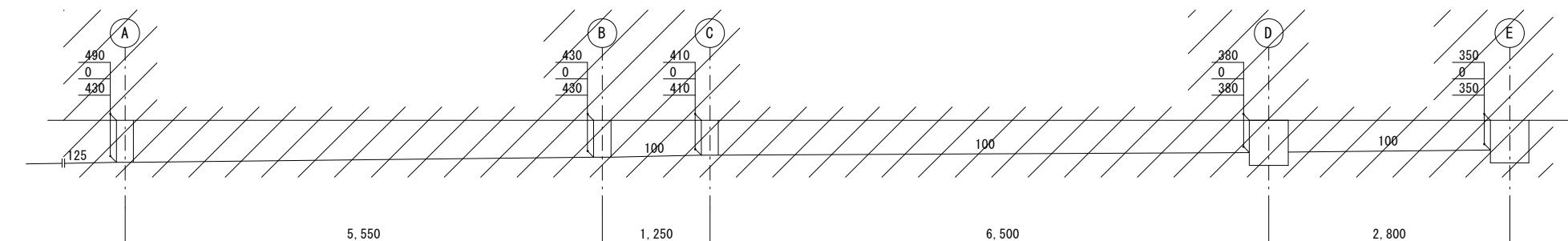
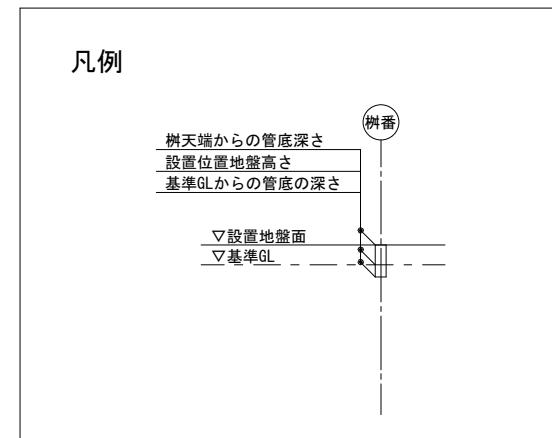
既設污水樹表

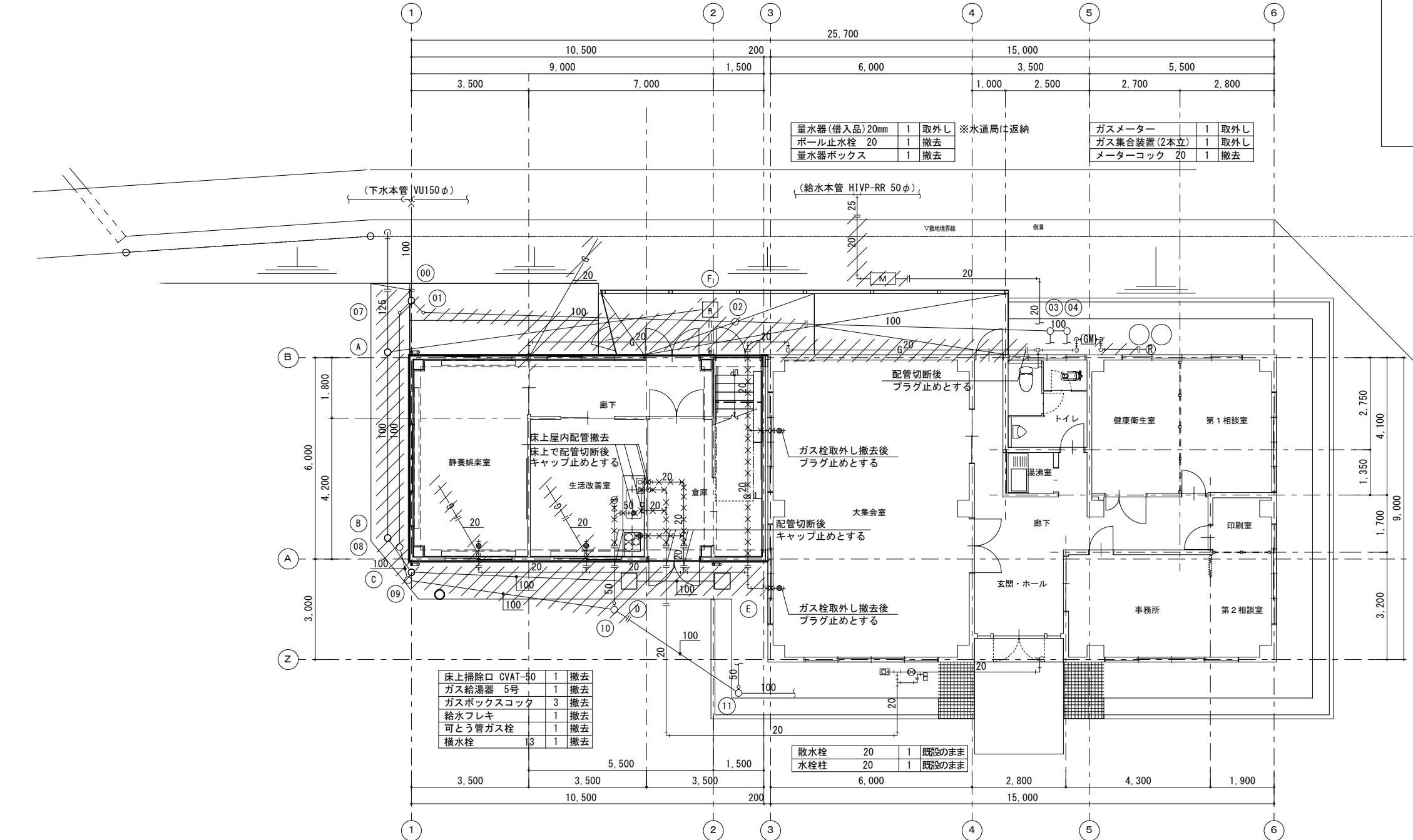
記号	名 称	呼 称	GL±0より管底深さ	設置位置 GL	樹天端からの管底深さ	樹 蓋	備 考
⑪	汚水樹	UT 100-150φ	300H	0H	300H	樹脂製蓋	
⑩	汚水樹	UT 100-150φ	350H	0H	350H	樹脂製蓋	
⑨	汚水樹	45Y 100-150φ	400H	0H	400H	樹脂製蓋	
⑧	汚水樹	45Y 100-150φ	500H	0H	500H	樹脂製蓋	
⑦	ドロップ掃除口	100φ	580H	0H	580H	樹脂製蓋	
⑬	汚水樹		420H	0H	420H	樹脂製蓋	
⑫	汚水樹	ST 100-150φ	510H	0H	510H	樹脂製蓋	
⑪	ドロップ掃除口	100φ	610H	0H	610H	樹脂製蓋	
⑩	汚水樹	WY 45LS 100-150φ	950H	0H	950H	樹脂製蓋	3cm段差付



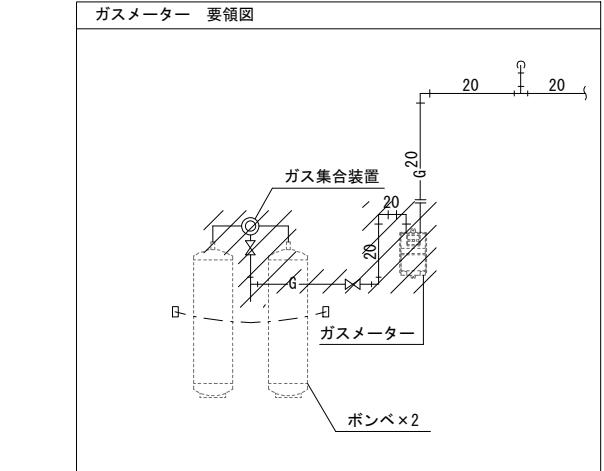
記号	名 称	呼 称	GL±0より管底深さ	設置位置 GL	樹天端からの管底深さ	樹 蓋	備 考
(F)	雨水樹	RC-2	390H	0H	390H	コンクリート蓋	
(E)	雨水樹	RC-2	350H	0H	350H	コンクリート蓋	
(D)	雨水樹	RC-2	380H	0H	380H	コンクリート蓋	
(C)	雨水樹	90L 100-200φ	410H	0H	410H	樹脂製蓋	
(B)	雨水樹	ST 100-200φ	430H	0H	430H	樹脂製蓋	
(A)	雨水樹	ST 125-200φ	490H	0H	490H	樹脂製蓋	

※既設配管等を充分測定、調査の上、施工のこと。

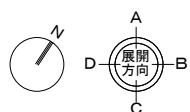


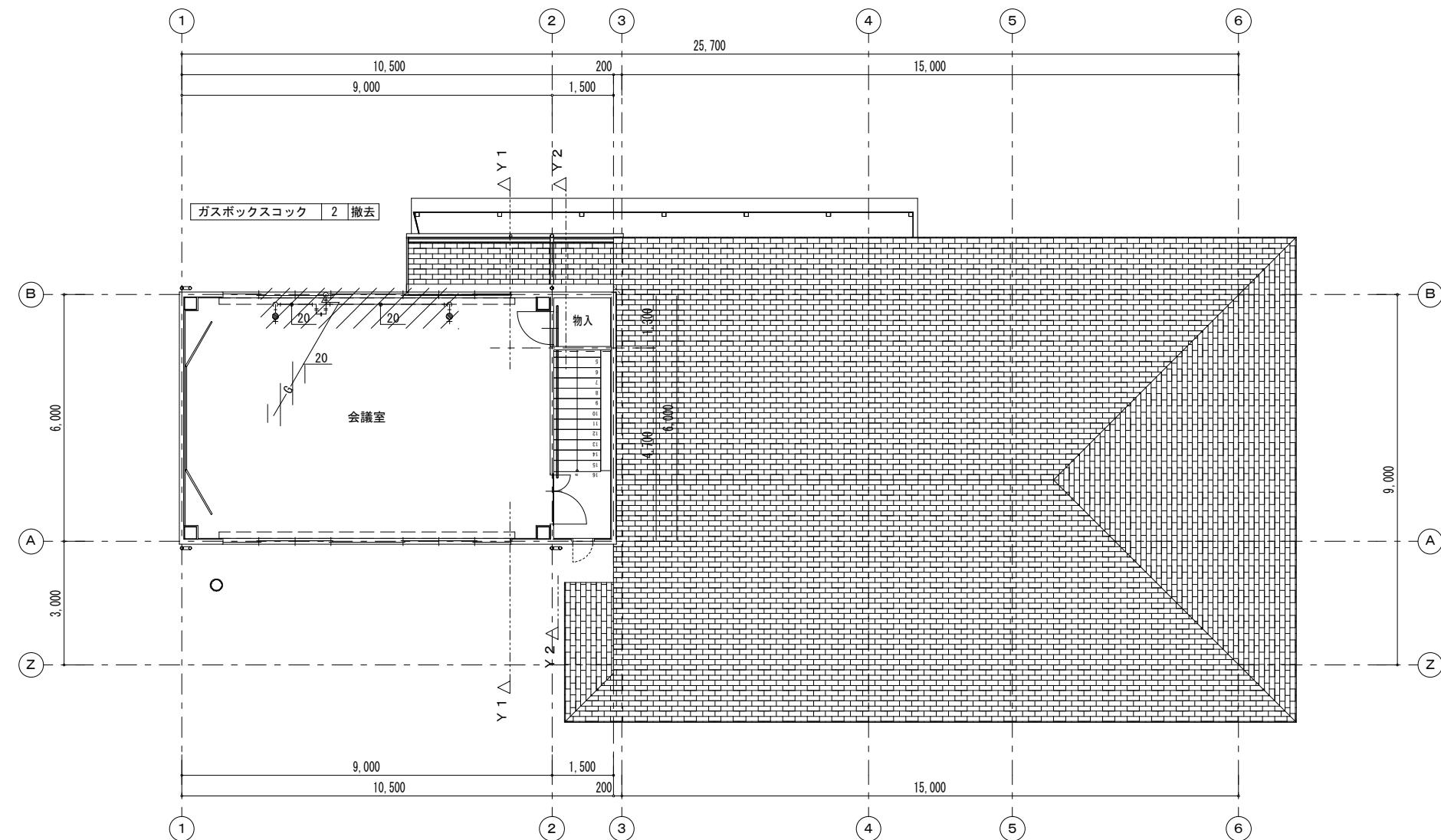


衛生設備 1階平面図(改修前) 1:100

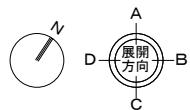


※改修後に使用しない、屋内土間埋設管は残置とする。  
上記配管口はキャップ止めまたはプラグ止めとする。

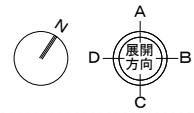
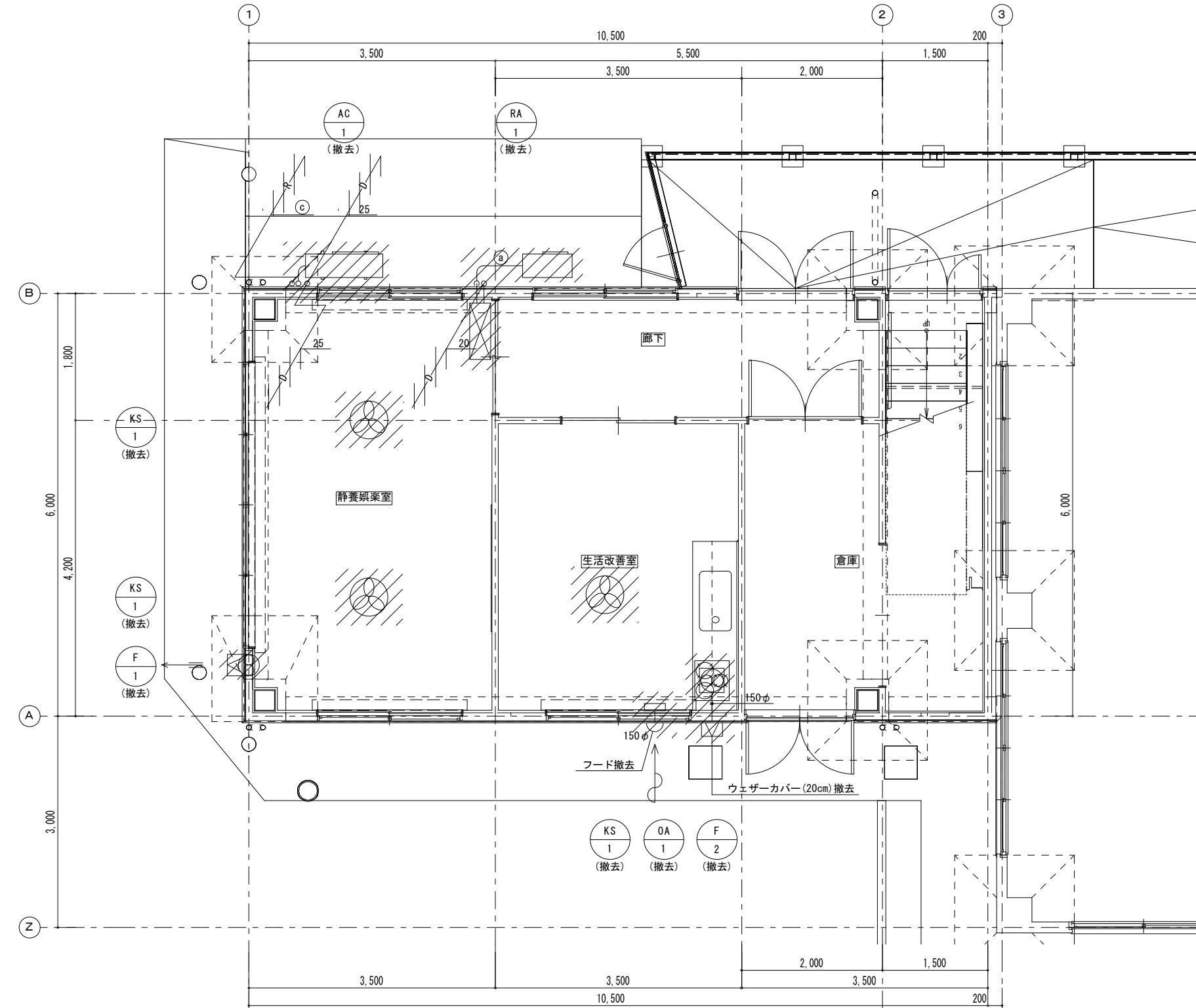




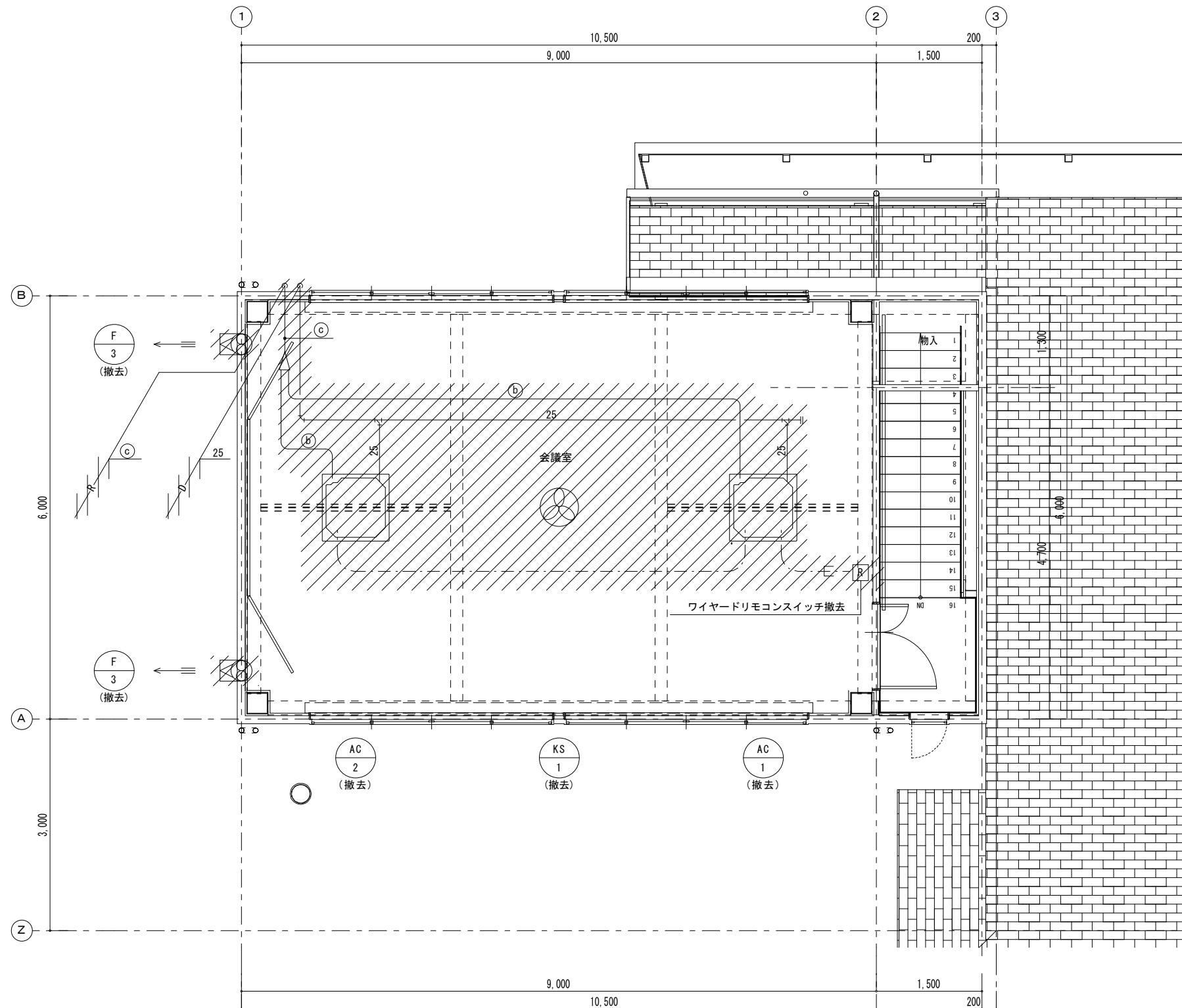
衛生設備 2階平面図(改修後) 1:100



冷媒配管リスト	
記号	配管サイズ(参考)
(a)	6.4φ 9.5φ
(b)	9.5φ 15.9φ
(c)	9.5φ 19.1φ



冷媒配管リスト	
記号	配管サイズ(参考)
(a)	6.4φ 9.5φ
(b)	9.5φ 15.9φ
(c)	9.5φ 19.1φ



空調・換気設備 2階平面図(改修後) 1:50